

博士論文

論文題目 民主化をめぐる政党間ゲーム：戦前日本の政党政治に関するミクロ分析

氏名 阿部 弘臣

目次

第1部 序論

1 日本の民主化と政党

1.1	はじめに	1
1.2	前史：寡頭支配の限界	13
1.3	普通選挙，第2党，そして政党間協力	15
1.4	憲政常道とその結末	25
1.5	憲法と民主主義	27
1.6	本論文の計画	32

第2部 二大政党制の形成

2 普通選挙と政党間協力

2.1	なぜ既成政党は変化したのか	35
2.2	民主化のメリットの政党の協力	38
2.3	憲政会の先取り	40
2.4	社会民主主義政党の隘路	45
2.5	結論	48

3 なぜ中選挙区制か

3.1	先行研究	51
3.2	動員効果：単独政権と小選挙区制	52
3.3	選挙制度と政党	55
3.4	なぜ小選挙区制ではなかったのか	59
3.5	SNTV 対 SMSP	65
3.6	結論	69

4 選挙市場の失敗

4.1	二大政党の政策：類似か対立か	70
4.2	なぜ二大政党制か	75
4.3	寡占市場の参入問題	81
4.4	選挙結果	88
4.5	結論	95

5	合理的有権者	
5.1	有権者の合理的選択	97
5.2	戦略的投票	100
5.3	政党の応答性	104
5.4	結論	108
	補遺 誠實的投票と戦略的投票	109
第3部 民主化と政党間協力		
6	政党内閣制の崩壊と憲政常道	
6.1	これまでの議論	110
6.2	政党間協力	121
6.3	憲政常道の意図	124
6.4	第2党ルール	125
6.5	結論	130
7	政党間協力の調整ゲーム	
7.1	第2党ルールの調整問題	131
7.2	中立的権威, 契約, および補償	136
7.3	フォーカル・ポイント, 架空プレイヤー, およびゼロサム・ゲーム	139
7.4	結論	145
8	政治の失敗: 入れ子ゲーム	
8.1	主流派と非主流派	146
8.2	複数協調戦略ゲーム: モデル	148
8.3	政治家のジレンマ	151
8.4	結論	155
第4部 結論		
9	民主化: 制度配置とその結末	
9.1	2つの「失敗」	157
9.2	分析的視点の検討	158
	参考文献	165

図表

図の一覧

図 1.1	平均議席シェアの変化	21
図 1.2	ゲームとしての体制移行	30
図 2.1	府県会議員選挙の議席数総和の推移	44
図 3.1	絶対多数の閾値の変化	54
図 3.2	1924 年総選挙直後の議席配分	59
図 3.3	SNTV における議席率の推移	66
図 3.4	SMSP における議席率の推移	67
図 5.1	SF 比のヒストグラム	103
図 5.2	名目混雑度のヒストグラム	105
図 5.3	名目混雑度と平均 SF 比の関係	106
図 7.1	Ostrom ゲーム	138

表の一覧

表 1.1	平均有効政党数	21
表 2.1	政党の対応と利得行列	39
表 2.2	既成政党得票率	42
表 2.3	得票率に関する仮説検定	42
表 3.1	選挙区規模に対する政党の選好順序	64
表 3.2	三者の投票ゲーム	64
表 3.3	二者の投票ゲーム	64
表 3.4	SNTV における議席率	66
表 3.5	SMSP における議席率	67
表 3.6	議席ボーナスの差	68
表 4.1	選挙区数の内訳	90
表 4.2	総選挙結果の集計	90
表 4.3	既成政党得票率の標準偏差	94
表 4.4	既成政党の超過剰公認	95
表 5.1	得票率の相関関係	100
表 5.2	左翼政党得票率の相関関係	100
表 5.3	実質混雑度	105
表 5.4	SF 比の推定	106
表 5.5	既成政党混雑度	107
表 6.1	既成政党の議席率・得票率	117
表 6.2	左翼政党の議席率・得票率	117
表 6.3	左翼政党の選挙状況	117
表 6.4	右翼政党の得票率	118
表 6.5	総選挙の投票率	120
表 7.1	純調整ゲーム	132
表 7.2	囚人のジレンマ	134
表 7.3	PD の表記法	134
表 7.4	架空プレイヤーのゼロサム・ゲーム	141

表 7.5	2人ゼロサム・ゲーム	141
表 8.1	「両性の闘い」入れ子ゲーム	149
表 8.2	派閥のインセンティブ	154

第 1 部

序論

1 日本の民主化と政党

1. 1 はじめに

本論文は、民主主義に関する政治経済学・比較政治の研究として、戦前日本の民主体制(政党政治)を考察する¹。「大正デモクラシー」という言葉で象徴されるように、1920年代の日本では民主政治への気運が高まり、男子普通選挙の実現や政党内閣体制の樹立がなされた。それは寡頭支配(藩閥・軍閥の政治)の終焉を意味し、本格的に政党の躍進がはかられた。しかし、早くも1930年代には政党政治の継続が困難となり、軍部を中心とする反民主勢力が民主体制を覆した。一連の出来事を比較政治の観点から見た場合、日本は1920年代までに民主化の「第一の波」を経験し、1930年代にはその逆流に見舞われた国として認識することができる(Huntington 1991)。それにもかかわらず、こうした現象が民主化プロセスとして、あるいは民主主義の理論を伴って論じられることは珍しく、既存の議論は理論的見地から検討する余地がある。

第一に重要な争点は、民主化の成立要因と制度設計である。日本の1920年代の民主化に関連する先行研究では、社会経済的要素や国際情勢といったマクロ要因および寡頭支配者の妥協といった支配層の事情が重視される。階級闘争の激化をおそれる既存の議会政党(既成政党)もまた、革命や暴動を避けたい体制側と利害が一致する勢力として半ば反民主的に描かれてきた。つまり、政党は普通選挙を支配体制維持の方法として捉えていたとされる(金原 1973: 237)。既成政党の性質について修正的な立場の論者は、弱まりつつある名望家支配を再構成するために、政党は「改造」を余儀なくされたと解釈するが、そのことが民主化とどのようにリンクしたのかは判然としない。ゆえに、支配層と体制側としての既成政党の結託という従来の仮説は維持される。既成政党が地主や財閥の代理人にすぎなかったことを強調する立場と、名望家政党の過渡期にあった既成政党は大正デモクラシーの理念をある程度受け入れ、日本各地における既成政党支配を維持するために変化していたという立場は、既成政党が変化への対応を迫られ、受動的に(しかたなく)普通選挙を受け入れていったという点で一致するのである。

1924年、民主化に向けて結成された既成政党の連合「護憲三派」は、協力を通じて政治運動や総選挙を乗り切り、政権を手に入れた。翌年、この連立政権は男子普通選挙制を

¹ 本稿では政治経済学を方法論上の用語として捉え、「政治行動や制度の分析で応用される経済学の方法論」(Weingast and Wittman 2006: 3)という定義に則る。

確立し、同時に中選挙区制を国政選挙に導入した。中選挙区制は 1994 年まで維持された日本の制度遺産であり、戦後の派閥政治を形づくった独特な制度であったが、その起源は戦前の民主化とともにあった。それにもかかわらず、なぜ中選挙区制が採用されたのかということは必ずしも明らかにされておらず、政党による制度設計の意図を探る必要がある。

戦前日本の民主化を制度変化として捉える場合、主要な変化といえるのは、普通選挙法に伴う選挙権の大拡張、原敬が導入した小選挙区制から中選挙区制への変更(選挙区定員の増加)、および寡頭制から政党内閣体制への移行、すなわち憲政常道の導入である。憲政常道とは、当時導入された政権交代方式のことである。普通選挙を保障し、選挙制度を変えたとしても、それで事足りりというわけにはいかなかった。有権者が増え、特に労働者や小作農が市民権を得たことと、政党内閣が誕生し、政党間の政権交代が継続されることは必ずしも連動するものではなく、それらは自明的につながる概念ではない(現に、1932 年以降の戦前期は普通選挙制があったにもかかわらず、政党内閣は成立しなかった)。しかし、既存の研究においてこの連関性が意識されたことはなく、異なる現象としては捉えられていない。本稿は、戦前の民主化においては普通選挙法だけでなく、憲政常道の制度化も同じぐらい重要であったとの認識に立つものである。

その際には、ほかの制度の説明と同様に、政党の視点から説明を試みることにする。これまでの議論は、政党を軽視したり、体制側と同一視することでその独立的な役割と選好が比較的不明瞭にされてきた。しかし、とりわけ 1920 年代の民主化の時期において、受け身としての政党像が現実の意思決定プロセスないしメカニズムを十分に説明することはあり得ない。この事実にかんがみると、政党政治家の主体性や能動性、利己主義といった要素を仮定しなければ、政党政治の政策決定を説明するのは難しい。政治家は、ほかのすべての政治主体と同様に、自己の置かれた状況を改善するためにルールを変えるインセンティブを保持している。新制度派経済学で仮定されるように、「合理的個人は、所与のルールにおいて効用を最大化するためだけではなく、ルールを変え、旧制度におけるときよりも好ましい結果を達成するために競い合う」(Eggertsson 1990: 12)のであるから、政党が現実に政権奪取を実現できた以上、政治家を既存のルールにおける効用最大化主体(*utility maximizers*)として捉えるだけでなく、制度設計者としての側面に着目することも大切である。この視点を持つことで、所与のルールに拘束される政党という側面だけでなく、そのルールを公式または非公式に変更することで自己の状況を改善するという政党のもう一つの側面を的確に捉えられるのである。

戦前日本の民主化に関する第二の重要争点は、民主化後の政党間競争である。男子普通選挙と中選挙区制が導入されて以降、二大政党制が誕生したといわれる。つまり、政党内閣時代には、憲政常道のもと、民政党か政友会が単独で政権を担当した。このことの背景には、普通選挙によって議会進出が期待された左翼政党(社会民主主義政党)の不振もあった。一般に、政党システムは社会構造や選挙ルールによって決定されるが、当時の政党システムの変化がこのような観点から考察されたことはなく、中選挙区制がなぜ2党制を生み出したのかについては問題提起すらされてこなかった²。しかも、既存の研究では例外(川人貞史による)を除き、選挙区レベルのデータを使って全国規模で選挙結果を分析することがなかったため、特に民主化以降の競争をよりミクロなレベルで理解するための研究業績が不十分である。この空白を埋めることは、当時の政党システムをよりよく把握するうえで、また議会進出に失敗した左翼政党の動向を見極めるうえでも必須である。

最後に、第三の争点として民主化継続の失敗要因が指摘できる。1930年代における政党政治の挫折という局面では、外交問題、経済危機、政治家の腐敗、国民の右傾化等々、様々な要因が指摘されてきたが、取り上げられる要因が多様であればあるほど、何が決定的に重要だったのか、特にどれを解決していればよかったのかといったことはさらに曖昧になっていく。また、これらの要因がもとで国民が政党不信に陥ったという解釈は議論の余地があり、適切な証拠とともに再考すべきである。本稿はこの問題に関してミクロ分析の視点から政党の協力可能性を追究する。政党政治のために政党が協力するということが通説の複合的要因の共通項として重要だったからである。

政党間ゲーム

この論文では、通説とは異なる視点と方法論から戦前日本の民主政治に関する代替的説明を展開する。もっとも基本的で重要な仮定は、個別の政党および政治家は各々の目標を持ち、その計画に沿って自己利益を追求するというものである。ゆえに、本稿では民主化を理念(例、平等主義)の実現や国家利益の増進を目標とするものとは考えない。民主化は、政治(または経済)主体の利己的な目標を達成する手段として発生するからである。本稿は経済学に裏づけられるミクロ分析の立場から終始一貫した視点を保持し、政党の自己利益

² 中選挙区制においては3～5人の定員が選挙区ごとに設定され、すべての投票者は単記非移譲式投票(single nontransferable vote; SNTV)を1票だけ行使できる。複数人区のSNTVは小選挙区制と比例代表制のあいだにある準比例的ルールといわれており、複数政党制の成立が一般に期待される。

追求と政治体制の変化を結びつける。制度への関心を伴ったマイクロレベルの考察は、特定の状況における政治的意思決定の重要性を浮き彫りにし、変化をめぐる因果関係をより明確にするだろう。

本稿で大筋となる主題は、民主化や民主政治の中身をめぐる政党の行動分析であり、政党のやりとりは「ゲーム」として記述される。1920年代に政党が寡頭支配者を追放し、政治的実権を手に入れるには協力が必要であった。同様に、1930年代に台頭する軍部の政治的介入を抑え、二大政党が政権を維持するときも協力が不可欠であった。すなわち、パレートの意味でより効率的な結果を得るには、協力に向けられた政党間の調整が重要だったわけである。このことはただちに、政党の抱える集合行為問題が解決されれば、速やかに政党間協力が成立し、民主主義が強化されたり回復したりする(少なくとも、その可能性が最大化される)ことを意味する。ゆえに、戦前日本の民主政治の成立や崩壊を説明する際は、なぜ政党は協力できたのか、そしてなぜ政党は協力できなくなったのかという2つの問いに体系的で一貫性のある形式で答えなければならない。

ゲームの理論は、分析対象の事例が複数選択ないし複数均衡のゲームとして表現できるとき、とりわけ有用となる。実際、いくつかの選択肢のなかから、どうして特定のものが最終的に選ばれたのかという説明は、記述的研究において曖昧になりがちである³。しかし、政策や制度の成り立ちや変化を説明するには、この曖昧さを回避しなければならないはずである。民主化においても、意思決定主体間に合意が成立した理由-制度的もしくは内在的なメカニズム-を明示できなければ、その体制移行は十分に説明されたことにはならない。その点、ゲーム理論は精緻化された均衡概念を持っているため、個別主体の選好を一定のレベルまで特定しさえできれば、非常に説得力のある説明が可能となる⁴。たとえば、これを具現化したものとして、協力ゲームを応用した「構造誘導均衡(structure-induced equilibrium)」(Shepsle 1979; Sheple and Weingast 1981)があるが、こうした視角は上記の曖昧さを回避できる点で有用である。ただし、ほかのあらゆるアプローチと同様に、ゲームの概念を用いたからといって頑強な説明が保証されるわけではない。同じ事例について複数の説明が存在する場合、それらは「観察上同等(observationally equivalent)」であるから、そのうち1つだけを絶対的に正しい解釈として選ぶことはできないのである

³ とりわけ妥協という解釈は、詳細な検討を省いた結果にほかならず、意思決定の構造を曖昧にしている。

⁴ ゲーム理論には、標準的なナッシュ均衡のほかに、サブゲーム完全均衡やマルコフ均衡といった展開形ゲームの概念がある。混合戦略均衡を用いて確率論を適用することも可能である。

(Bates et al. 1998: 17). 要するに、新たに提示する説明が既存のものに対して相対的な強みを持つことが重要なのであり(Kohno 1997: 13), この意味においてゲーム理論分析は一般に高い説明力を持っているといえる。

本論で取り上げる主な問題は、①普通選挙制に関する政党のインセンティブ構造と協力可能性、②選挙制度の選択、③選挙制度と政党システムの関係(投票行動を含む)、④特殊な政権交代ルールにおける政党間協力の可能性についてである。これらの問題において導出される結論は、①第2党の地位にあった憲政会が党勢拡大のために普通選挙法のコミットメントを掲げたため、第1党の政友会はそれに追随せざるを得ず、結果として普通選挙をめぐる政党間協力は成立した、②中選挙区制の起源は憲政会のリスク回避的な選択に求めることができ、その選択は連立と党内における均衡でもあった、③中選挙区制における2党制は、頑強な政党ラベルを媒介した政党、候補者、有権者間の戦略的相互依存関係が作りあげた、④民主化の最終的失敗は、憲政常道という政権交代ルールが助長した政党間協力の欠如に求めることができ、政党間および政党内の調整問題は効率的結果に終わる可能性を残しながらも失敗に終わった⁵。

これらの問題の解決を通して、一見して複雑と思われる歴史的因果関係はより明確に、より簡潔に示すことができるだろう。それだけでなく、理論的なフィルターを通して見えてくる問題に取り組むことで、歴史的通説の見直しと理論の開発を同時に達成することができるのである。『分析的叙述』の著者たちが実例を挙げて示したように、通説で説明できないことを説明する、もしくは対立する複数仮説を理論に組み込むということが理論的研究の強みとなる(Bates et al. 1998)。本稿で実践するのはこれら両方である。たとえば、政党システムや選挙制度の均衡に関する話題は既存研究ではあまり追究されておらず、議論の整理が必要である。また、政党間協力のゲーム理論分析は、政党内閣体制崩壊をめぐる多様な解釈をまとめ上げる効果が期待できる。マクロスコープや記述的アプローチで答えられない問題は、方法論的個人主義の観点から考察することで新たな見解を提示できる。経済システムが「メカニズムと制度の複合体」として分析されるように(青木 1977)、政治システムも同様な形式で考えることができるのである。

⁵ 一般に調整問題とは、すべてのプレイヤーが同じ選好を有し、同じ戦略を選ぶことがナッシュ均衡となるゲーム状況を意味する。しかし、複数均衡を持つすべてのゲームは、均衡選択の調整が見られるため、その意味ではプレイヤー間に調整問題が生じているといえる。本稿では、従来の調整ゲームを特に「純調整ゲーム(pure coordination games)」と呼び、それ以外の複数均衡ゲーム(例、無限回反復囚人のジレンマ)を調整ゲームとして定義する。この話題に関して言明したものとして、Colman (1997)を参照。

政治における自己利益

本稿では、ミクロ経済学や社会的選択論で仮定される合理性(ないし限定合理性)の仮定を適用する。その仮定には、推移律、非循環性、および利己性といった複数の厳密な規準が含まれるが、ここでは特に利己的主体を仮定することの意義を述べる⁶。結論からいえば、因果関係を客観的に検証するうえでは、自己利益(self-interest)をもとにした分析手法はもっとも簡素で有用である。ただし、それは政治主体の発言や回想を取り上げる意義をも排除するものではない。

考察される政治的事例が歴史的であるか否かにかかわらず、出来事を把握するうえで登場人物の考え方やイデオロギーに注目するのは一般的であり、さらにそれらを観察する際は国家の社会に対する自律性(国家論)を暗黙の了解とすることが多い。このような記述スタイルは、政治主体の発言や回想を必然的に重視する。それ自体は記録として重要であり、出来事の背景に関する記述を豊かにするためにも大切な作業である。しかし一方で、人々は常に誠実であるとはかぎらず、公職に就く者はことさら規範的な言葉を発することが多い。この点について、矢部貞治は次のように述べた。

政治では、言葉の上で表面はどんなに理想主義的な崇高なことが語られても、その裏面に入れば、階級的、党派的、個人的な偏見や、野心や、希望や、感情の表現にすぎないことが多い。何人も反対できないような一般原則をいっているときでも、その中に実は支配権や指導権の争いがかくされていることが少なくない……その意味で語られた言葉を額面通りに受取ることは、政治の場合には幼稚でかつ危険なのである。(矢部 1977: 12)⁷

人々の公式／非公式発言、回顧録、および没後の伝記といったものは、このような意味で必ず表面上の体裁を伴っている。実際、自己利益(自分の言い分)を正当化するために社会的規範を持ち出すというのは日常茶飯事である(Elster 1989: 117)。もちろん、内心が赤裸々に語られる可能性はあるが、その頻度はとりわけ政治の場では低い。人々は往々にして建前と本音を使い分けるという事実は、政治においてこそ経験的に支持されるものだからである。ゆえに、政治家や官僚の発言と記述を頼りに、政治的理念や公共利益の観点か

⁶ 合理性の仮定については、たとえば Austen-Smith and Banks (1999)および奥野(2008)を参照。

⁷ 本稿における引用のポリシーは次のとおりである。すべての引用における強調は引用者による。原文が旧仮名遣いか旧字を含む場合、これを現代的用法に改める。原文が英語の場合、引用の和訳は引用者によるものである。引用をその文中で補足するときは、角括弧を用いることにする。

ら個人の行動を読み取ることは、単純に自己利益を仮定して説明を試みるよりずっと細かな注意と綿密な検討が必要である。

それでは、人々の発言は史実を支える材料として、あるいは仮説を正当化する証言として瑣末となってしまうのか。そうではない。重要なのは、発言の真意を読み取ることである。ゲーム理論の言葉を借りると、人々の置かれる状況の「メカニズム」がインセンティブ両立的であれば、彼らの提示する私的情報は真であるから、発言は信用可能となる⁸。換言すると、何らかの(たとえば、上記の引用が示すような)戦略的意図が発言中に認められる場合、その話者は誠実に情報を提供しているとはいえず、言葉が美化されていたり、ゆがんでいたりする可能性が高い⁹。よって、インセンティブ両立性の確認は、そこでのメッセージやシグナルを見定めるうえで重要である¹⁰。

政治の世界では、経済的領域以上に自己利益のあからさまな表明は避けられる傾向にある。しかし、政治主体がある一定の利己的目標を持ち、その追求を目指して効用を最大化するという仮定は現代政治学(political science)や政治経済学ではごく自然な設定であり、(海外の)歴史的事例においても同様に適用される。本稿ではそうした通例にしたがい、広い意味での政治主体の利益に視座を置く。この場合の「利益」とは、政党の政権獲得の機会、政治家の再選・昇進の可能性、そして軍部の政治的主導権の確立等である。すなわち、本稿に登場する個別主体は権力志向であり、その目的のために各状況で最善反応を行なうと仮定される¹¹。政党についていえば、本稿で扱う既成政党は政権志向(office-oriented)であり、利用可能な政治的リソースを最大化する単独政権を、ほかの形態の政権よりも強く選好する¹²。この点に関して、馬場恒吾(戦前のジャーナリスト)の言葉を借りれば、「既成政党は政権奪取と云う言葉こそ使わぬが、其一举一動皆政権奪取の手段でないものはな

⁸ ここでいうメカニズムとは、直接表明メカニズムのことである。インセンティブ両立的なメカニズムは耐戦略的(strategy-proof)であり、すべてのプレイヤーが誠実に表明するという結果がナッシュ均衡となる。

⁹ もちろんこれは程度の問題であって、そこにどれだけのバイアスがあるかを判断することが重要である。

¹⁰ ただし、その結果を論文内で報告する必要はない。

¹¹ ある主体にとっての最善反応(best responses)とは、所与の条件においてその利得を最大化する均衡上の選択を意味するのであって、その選択が社会全体の利益にもっとも資するかどうかは問われない(つまり、ナッシュ均衡はパレート効率性を保持する必要がない)。

¹² 政党が単独政権を強く選好する理由はほかにもある。戦前の場合、猟官制のような政治的慣習が政権交代のたびに露呈したが、それは政党が政策実行のために官僚制に対する統制力を上げるという理由だけではなく、さらに「府県の行財政を党勢拡張に利用する」(升味 1979: 235)という目的にも資するものであった。後者は、連立政権ではやりづらいものであったといえる。単独政権の場合、中央政府の与党(プリンシパル)が知事として各県に出向する内務官僚(エージェント)を飼い馴らす、もしくは任意の役人を知事として指名することができるかぎり、その県の行政・財政は与党の“支部長”たる知事を通して与党が関与できたわけである。こうした観点から見る地方政治の実情については、升味(1979: 309-336)を参照。

い」(馬場 1931: 311)のであり、「彼等にとっては政党とは政権に有り付く手段でしかあり得ない」(馬場 1931: 393)というわけである。このような背景には、「明治憲法体制のなかで建国の父という怪物を相手に苦闘を積み重ね[た]」(山室 1986: 3)という政党の艱難辛苦があったろう。既成政党は、闘争のために費やしてきたコストを埋没させないためにも、あくまでも政権奪取によってそれを相当程度回収しなければならなかった。

政治家の目標として政治学で一般に挙げられるのは、再選、昇進、および政策である¹³。実際のところ、昇進や政策の実現は再選を前提として成立するものであるから、一番重要なのは再選である(建林 2004: 20-21)。この仮定が戦前日本の代議士に当てはまるかどうかは、川人(1992)の分析結果を参照すればよい。すなわち、普通選挙以降は再選志望率が顕著に高くなっており、1925年の選挙法改正は議員の行動パターンを変化させたといえる(川人 1992: 33)。よって、各党内の代議士は再選目標を持ち、与党議員として政府内ポスト(例、首相、大臣、政務官)を獲得する好機を最大化する個人と仮定する¹⁴。つまり、政治家にとって民主化とは権力獲得(維持)の手段にほかならず、そのために政党間および党内の集合行為問題を解決することになる。満足できるレベルのリソースが民主化を経なくても利用可能な場合、彼らは民主化に与する誘因を必ずしも持たず、それが民主化後であれば民主制を積極的には擁護しなくなるといえる。

民主化：時期

本来、歴史的事例における民主化とは、数度にわたる制度改正を通して実現される長期的プロセスとして捉えられるが、本稿ではその一部を構成する1920年代の決定的分岐点(critical junctures)に着目する。特に、普通選挙法が成立した1925年を本論における分析上の境界と定め、1925年以前を「民主化以前」、同年以降を「民主化以後」と定義する。より厳密な意味での日本の最初の民主化は、明治憲法が制定されて下院(衆議院)が設置された時期に求めることができる。すなわち、制限選挙を通じて代議士が選ばれたこと、そしてその代議士で構成される下院が行政政府への制約として実体的に機能したことは民主化運動(自由民権運動)の成果でもあった。しかし、選挙権が大幅に拡張され、なおかつ政党政体体制が完成したのは1920年代後半であるため、この時代の民主化こそが戦前日本にお

¹³ この枠組みを提唱した Fenno (1973)は、アメリカ連邦議会の委員会の所属によって議員の目標を区別した。

¹⁴ 個別の議員は党内ポスト(例、幹事長)を得ることを同時に考えるかもしれないが、本稿では政党の政権獲得機会を重視するため、与党議員が政府内で得るポストを特に重視する。

いてもっとも実体的で本格的な政治発展であった。かつては、戦前日本に民主主義などなかったとする論調(マルクス主義史観)が優勢であったが、今日ではそのような歴史観は廃れつつある。たとえば、三谷太一郎は大正デモクラシーが普遍的な(異質でない)リベラル・デモクラシーを日本にもたらしたことを認めている(三谷 1995)。三谷によれば、大正デモクラシーは日本に自由主義の基礎を与えたが、それは昭和期において「自由主義なき民主主義」に変化したという。しかし、それは決して日本特有の歴史現象ではないため、三谷は大正デモクラシーを比較政治的な検討がなされるべき事例に位置づけている(三谷 1995: 331)。カザ(1998b: 262-263)が示唆したように、日本政治史は比較の視点がなく、比較研究もないに等しい¹⁵。ゆえに、民主化という枠組みから、より比較的、一般的、もしくは理論的に日本の歴史事例を見ることは、それ自体に一定の意義があるといえる。

一口に民主主義といっても、そこには必ず実現の度合いがある。戦後日本を含め、OECD 諸国で見られるような確立された民主主義(consolidated democracy)だけが唯一の民主形態でないことは確かであり、マルクス主義歴史家のように民主主義を有りや無しやの現象として測定するのは困難かつ不適切である。民主主義を程度の問題として見るかぎり、1920年代後半の大正デモクラシー的状況は「限定的民主主義」の一形態とみなすことができ、それはまさに「民主化途上体制」(竹中 2002)という範疇におさまるのである¹⁶。

1932年の5・15事件をもって明治憲法体制の政党政治は終わった。しかし、その後の政治過程を見るかぎり、政党政治復活の可能性はしばらくのあいだ残っていたといえる。その可能性がほとんどなくなったのは、2・26事件以降である(升味 1980: 277)。本稿ではこの点にかんがみ、2・26事件が起こる直前までの過程を主な考察対象とする。この事件を契機として、確かに政党の置かれた状況は大きく変化し、民主化の好機が失われたからである。象徴的な変化は軍部大臣現役武官制の再開である。この制度によって政治的拒否権を得た陸軍は、かつて寡頭制時代に何度か実行していたように組閣プロセスに介入した。そのため、軍部の意向を無視した組閣は事実上不可能となった(宮崎 1984: 250)。暴

¹⁵ カザはファシズム研究に限定してこの問題を指摘したが、海外事例との比較分析がない(に等しい)という事実は、日本政治史研究のあらゆる争点について当てはまる。比較政治では、量的研究はもちろん、質的研究においても一致法ないし差異法の観点から他国事例と日本事例を並置するのは一般的であり、幕末や明治～昭和初期の歴史的な事例においてもまったく例外ではない(例, Moore 1966; Moulder 1977; Trimberger 1978)。

¹⁶ 竹中(2002)は戦前日本の政党政治だけでなく、19世紀イギリスの事例も民主化途上体制に当てはまるとしている。19世紀イギリスでは、今日とは異なり、後継首班を国王に推薦し、政権交代の調整役を果たした長老政治家が存在した(君塚 1998)。とりわけ興味深いのは、国王と市民の政治的権力が同量となり、両者が交差するところで長老政治家の登場が見られたという理論的示唆である(君塚 1998: 229-230)。もしそうであったとすれば、イギリスは民主化途上における調整問題のために仲裁者を設置したことになる。戦前日本の元老もまた、時代的背景は違っても、政治的発展途上における調停役とみなすことができる(本稿第7章を参照)。

力を背景とする軍部の本格的台頭が政党間協力の意義を著しく弱めてしまったのである。

政党への着目

民主化は、市民が実体的権力を持つときに発生する(Acemoglu and Robinson 2005)。このことは社会経済的な背景として重大な意味を持つが、実際のプロセスにおいて政治的決断を下したり、制度設計に乗り出したりするのは政権政党(もしくは、市民を代理するエリート)である。民主制の崩壊についても同様であり、民主的政権を維持してきた政党が危機的局面において選ぶ戦略は、その後の展開を大きく左右しうる。よって、民主政治の確立や後退に関しては、政治的決定に着眼点を置くことが重要であり、特に政党や政治的企業家の行動を見るのが適切である。

しかし、戦前日本政治に関連する歴史学、政治学、および経済史研究は、政党の主体性(能動性)や民主化における政党の役割をあまり追究してこなかった。マクロ研究では、政党自体が真剣に取り上げられることがなかった。比較的ミクロな視点を持つ歴史学研究では、寡頭支配者と国家官僚制の強い権力を前提に議論を行なうため、政党にはほとんど自由裁量権がなかったかのようにみなされることが少なくない。官僚の自律を意識しなくても、財閥によるコントロールという視点から「弱い政党」を描く者もある(例, Sims 2001)。いずれにせよ、民主化を経て大衆支持を得た政党が他の競合(非民主的)勢力に対して脆弱だったという見解は支持しがたい。政党は一般にいわれるほど無力でも弱体でもなかったという見方(例, 升味 1979: 29)のほうが的を射ているだろう。

民主化の不成立について戦前日本を比較対象に含めた Moore (1966)は、政党を考慮することなく日本の事例を説明する。それによると、日本は明治維新以降も前近代的に封建体制を維持し、農業社会の自由化に失敗したため、民主化は困難となった¹⁷。つまり、近代日本の抑圧体制が民主的勢力によって克服されることはなく、さらに 1930 年代初頭の経済危機が上からのファシズムを促したことで、ついに民主主義は実現されなかった。同様にして、Lipset (1959)等に始まる「近代化理論」を戦前日本に応用した分析も、社会経済的要因を分析するときは特に政党に着目することなく説明を展開する(中村 1993; 南 1998)。経済発展と民主主義の関係は、政治経済学における主要テーマの 1 つであり、第一次大戦直後から政治運動が活性化した戦前日本の場合も決して無縁ではなかった。しかし、社会

¹⁷ 日本は伝統社会が温存されながらも、近代化に成功した国として評価されるのが現在では一般的であろう(例, Steinmo 2010)。そうであるとすれば、日本の伝統や社会構造は民主化を妨げなかったのである。

経済的要因は政府や政党(市民)の選択よりも前に起こる背景的要素であるから、それ自体が政治的決断を越えて自動的に民主化を実現するわけではない。そうした客観的条件は、せいぜい個々の歴史的状況における制約にすぎず、それらの状況の結果を決めるものではないのである(Przeworski 1986: 48)。民主主義の導入または廃止をめぐる政治交渉には、政党(特に与党)をプレイヤーとして含むゲーム的状況が存在する。ゆえに、民主化の政治的動向を見る際は、政党の選好や戦略を検討する必要がある。戦前日本の事例は、そうした観点からの追究が不十分である。

ミクロ基礎(microfoundation)を持つ戦前日本研究として、Ramseyer and Rosenbluth (1995)がある。それによれば、政党政治の衰退と軍部の台頭は明治憲法や選挙ルールといった制度設計に求めることができ、政党政治の達成は寡頭支配者が後継者の育成に失敗したことが重要であった。筆者たちがミクロ経済学にたとえて寡頭支配者の行動を説明し、支配層による制度設計やカルテル形成の重要性を明らかにしたことは、戦前日本の特殊性や文化論を再考する機会を与える。しかし、政党に関しては経済学的アプローチの適用が不十分であり、政党が衰退したメカニズムの説明はやや粗雑になっている。特に政党は明治憲法のもとで必然的に衰退したという解釈は、非常に決定論的で通説的でもある¹⁸。その理由は、著者たちが憲法ルールの制約を過大評価することにある。制度は必ずしも絶対的な装置ではなく、政治主体の戦略や彼らが置かれる状況次第では機能しないこともある。一般に制度的要因から政党(内閣)の弱さを指摘する論者は、明治憲法における衆議院の限定的権限や内閣制度に裏づけられる首相の弱さを強調するが、そうした形式的部分をそのまま受け取るとは実体的部分に対する視野を狭めることにつながる¹⁹。明治憲法のもとで政党が軍部を統制し、政治の中心となり続けることが新たな均衡になる可能性はあったといふべきである(本章第5節を参照)。

民主化の局面における戦前日本のブルジョア政党(既成政党)は、階級闘争の緩和や労働者階級の統制など支配層が持つ利害関係を共有する主体とみなされるため、体制側と異なる利害の部分はあまり追究されてこなかった。憲政会(民政党)や政友会といった既成政党も、考察上ほとんど見境なく扱われることが多かった²⁰。しかし、政党や議員は争点に

¹⁸ Ramseyer and Rosenbluth (1995)は、ほかにもエージェンシー理論にもとづく政党主導の実証や政党政治家による利益誘導の説明など多くの示唆的内容を含んでいるが、憲法を説明要因として軍部台頭を必然と位置づけている点では細かな分析を欠いている。阿部(2006)を参照。

¹⁹ たとえば、明治憲法が強大な天皇大権を保障したという形式的事実から、実際の政治においても天皇が専制支配を行っていたとみなすことは思慮を欠いている。

²⁰ 憲政会は1928年に他党と合同して民政党を結成した。

じて多様なインセンティブ構造とジレンマ問題を抱える集団であり、それは民主化事例においても同様である。戦前日本に関する政治分析は、なぜ政党内および政党間で民主政治をめぐる対立が生じたのかについての理論的洞察を欠いている。

民主化後の政治的状況を判断するうえで重要な要素の1つに選挙がある。大正デモクラシーの政治的実態や政党の戦略を把握するためには、普通選挙の結果を見る必要がある。しかし、既存の研究では選挙が軽視される傾向にあった。坂野潤治は、「戦前日本の政治史研究においては、総選挙という要因が著しく軽視されてきた」（坂野 2010: 164）と指摘する。歴史学者が選挙結果を引用することはしばしばあるが、それは特定の選挙区に着目した断片的な（不偏的でない）情報であるか、もしくは議席数や得票総数といったもつとも単純な合計を取り上げたものにすぎない。また、戦前日本の選挙は政治学者からのアプローチも乏しく、本格的な定量分析はほとんどない。川人貞史は戦前総選挙の計量分析を実施してきたが（川人 1992, 2004）、これらの分析は記述統計的なものとして、あるいは選挙制度の効果を検証する目的のために行なわれたため、政治分析としての側面はいささか弱い。民主化後の政党間競争、政党システム、および投票行動に関しては、さらなる分析が必要となる。

以上のように、戦前日本政治をめぐる従来の研究では、政党を視座に置く歴史マイクロ理論分析がほとんど実践されてこなかった。もっとも、マクロ分析にはマクロ分析の利点があるのであり、経済成長、所有権、階級闘争、不平等性、もしくは義務教育といった説明要因は社会経済的ないし政治経済的条件を定式化するうえで必須となっている構成要素である（マイクロ分析からそうした条件を的確に検証することはできないが、マクロ分析の知見をもとにマイクロレベルに応用することはできる）。しかし一方で、マクロ志向の研究は客観的条件を重視する代償として、短期的な政治力学を無視するという問題点がある（Przeworski 1986: 47）。民主化にとって、デマンドサイドにある市民の存在が大きいのは確かだろう。しかし一方で、実際に協定を結んだり、民主化に着手したりするのはエリート自身である（Weingast 1997: 261）という点は強調に値する。民主主義を生かすも殺すも、政党政治家などのエリート間の交流にかかっているといってもまったく過言ではない。

マイクロ分析かマクロ分析という選択は、研究目標や問題設定によって決まるものであるから、総じてどちらが優位かを議論するのは不適切である。しかし、マイクロ要因は、しばしばマクロ分析の矛盾を補う可能性があるため、これらの関係は相互補完的とみるべきであろう。たとえば、民主化にいたるまでの、もしくは民主化が失敗するときの条件的要素

はマクロ分析で説明し、各決定的局面(歴史的分岐点)における政治主体の意思決定に関してはミクロ分析を用いるという区別は適切である。本稿では、社会経済的なマクロ要因を念頭に置きつつも、ミクロ分析を実施することでより説明力の高い解釈を提示する。この問題はもちろん戦前政治特有ではなく、普遍的な課題として存在する。たとえば、戦後日本政治においても、やはりミクロ研究とマクロ研究をめぐる問題があるのは事実である(建林 2004: 5-13)。

本稿で示すように、政党中心の視点から見出される事実は、なぜ戦前日本の民主化は実際の形式で達成され、なぜそれは短期的な挑戦にすぎなかったのかという問題をもっともよく説明するだろう。この視点は、1人当たり GDP、Gini 係数、労働分配率といったマクロ要素とは異なり、社会的結果に対する政党の意思決定の重要性を浮き彫りにする。さらに、民主化後に政党が行なった競争(選挙)を詳細に把握することで、戦前日本の政党、有権者、および大正デモクラシーの結果を再評価する新たな機会をつくることができる。本稿では、以上の問題関心をもとに戦前日本の民主的実態を探る。

1. 2 前史：寡頭支配の限界

近代日本の場合、専制的な政治主体は君主ではなく、明治維新を通して実権掌握に成功した寡頭支配者であった。明治国家の制度設計者となった寡頭支配者にとって、政党の本丸となる衆議院は弊害であったが、対外的および国内的にも体裁上は必要であった。政治指導者は、自己利益を確保する手段として社会的厚生を改善を取り上げる。このような一般的事情から、寡頭支配者にとって障碍となる議会の設立は不可避となった。彼らは、議会設置を与件としたうえで、どうすれば政党の権力を抑制できるかを考えた。出された答えは、憲法の制度設計を通して政府のなかに多元的な抑制・均衡メカニズムをつくりあげるといったものであった。その結果、明治憲法は政党政治を正当な統治手段としては認めなかった。

帝国議会は 1889 年に開設されたが、その後も寡頭支配は続けられ、多くの政権は指導者のあいだで排他的に共有された。「明治国家の象徴として専制支配の采配をふるってきた」(金原 1983: 14)と評される公爵山県有朋は、寡頭支配の行き詰まりから 1898 年に初めて実験的に政党に政権を許した。しかし、その政党内閣(第一次大隈内閣)の影響力を知るや否や、山県は自分の内閣を組織し、政党の影響力が官僚制に二度と及ばぬように制度を補強した。具体的には、文官任用令の改正、文官分限令、文官懲戒令、軍部大臣現役武官

制、および治安警察法の制定である。山県が導入した新制度は、猟官制への制約として官僚の身分保障と軍部の拒否権を強化しただけでなく、政党と市民の活動にも制約を課したため、後世に大きな課題を残した。同時に、山県は議会勢力の分散化を狙って、従来の選挙制度をイギリスに倣った小選挙区制から日本独自の大選挙区制へと変更した。大選挙区制の導入には、記名投票から秘密投票への変更も伴っていた(季武 2011: 93)。表向きの説明からすれば、秘密投票の採用は自由投票を確立するためということになるが、実際のところ、この変更には政党の調整問題(複数人区における票割り)をより複雑にする意図が含まれていたものと思われる。記名投票とは違い、秘密投票では投票者に対する政党の監視費用がつけられるからである。以上に列挙した数々の懲罰を受けても、当時の議会政党は抵抗する権力的背景を十分に持たなかった²¹。

それから12年が経過したとき、第一次護憲運動(大正政変)が発生し、政府は市民と政党の要求を部分的に受け入れることになった。特筆すべきは、政党内閣制実現のために軍部大臣現役武官制が廃止されたことであり、軍部を通じた寡頭支配者の権力行使は抑制された²²。しかし、政党政治が実現されるには、あと8年の経過を待たなければならなかった。政友会総裁の原敬は、全国各地で暴動に発展した社会的混乱(米騒動)を背景に、山県を脅迫して政権を要求した。政党が米騒動を指揮ないし利用していれば、さらに大騒動に発展する可能性もあったということである。米騒動は、江戸時代の農民一揆を超え、市民の専制政府に対する抗議の意味が多分に含まれていたため(井上 1962)、そのことが政党に有利な政治状況をつくっていた。しかも、原の考えは巧妙であった。山県が普通選挙を恐れていたことは原もよく知っていた。そこで、政友会が利するといわれた“小選挙区制”の導入を山県が受け入れないのであれば、政友会は次の議会で普通選挙法を成立させるしかなないと脅迫したのである(松尾 1989: 94)²³。原の改革は選挙制度を変えることには成功したが、政党政治の慣行がつくられるほどのインパクトを持たなかったという点では政党の躍進には十分に寄与しなかった。

²¹ 加藤(1989: 4)によると、政党は衆議院において政府案を否認し、法案の中身を小選挙区制に変更して修正可決したが、その後貴族院が再び大選挙区制へと戻して可決したため、両院協議会が開かれることになった。協議会では衆議院側が折れ、結局大選挙区制が選択されたという。

²² 実際に非現役武官が軍部大臣にならなかったことは、現役制廃止が効果的であったことを意味している。それは伝家の宝刀として機能し、政党内閣に挑戦しない合理性を軍部に教えるものであった。つまり、軍部は、政党に抵抗することで部外者の退役軍人を迎え入れるよりも、身内の現役武官を大臣に据えるほうが安心できた。それを知る政権政党は、非現役軍人を実際に用意する必要がなかった。

²³ 当時「小選挙区制」と呼ばれたルールは、実際には小選挙区と2、3人区を含む混合的な相対多数決制であった。原の小選挙区制導入は、山県の支配下にあった御用政党を衆議院から駆逐することに成功したという(川田 1998: 187)。

しかし、原政権が成立するまでには、すでに衆議院の地位を根拠に責任内閣制が慣習として確立されていた。美濃部達吉は、この点について次のように観察した。

憲法施行後における我が憲政の発達の結果は全然此立案者の予期に反し、議員内閣制度は憲法上の制度にしては非ざれども、**習俗的規律**としては、ほぼ確実に成立し、議会殊に衆議院の不信任の結果は衆議院の解散によりて更に之を世論に訴うるか、然らざれば必ず内閣の総辞職を来すことが当然の原則として認めらるるに至れり。（美濃部 1926: 129-130）

この手続きは日本国憲法で明文化されている。議会と内閣をつなぐ実体的ルールがこのように変化したため、寡頭支配者は政党の意向を無視することができなくなった。それにもかかわらず、1924年に大命を授かった子爵清浦奎吾は、明治期の「超然主義」を復活させ、政党政治家を閣僚に一切指名しなかった²⁴。清浦内閣の成立を新たな政治的機会と捉えた政党は、直ちに協力して憲政擁護運動を展開し、内閣不信任を訴えた。首相は対抗措置として解散総選挙を実施したが、憲政会と政友会を含む政党連合は選挙民を動員し、選挙協力を行なうことで連携関係を維持した。政党の実体的地位は確実に強化されており、支配層はこの時点で政党に政権を委ねるしかなかった。

1. 3 普通選挙, 第2党, そして政党間協力

歴史的事例の場合、選挙権賦与の程度はいずれの国においても段階的であり、制限選挙から男子普通選挙、そして婦人参政権の確立へと徐々に移行していく過程があった。この長期的過程において、政党や政治エリートが選挙権を拡張することにたびたび同意してきたのはなぜか。政府内の現職者(incumbents)は、既得権益を守るために自ら構築してきた体制を維持するという明示的な誘因がある。Acemoglu and Robinson (2005)のモデルで示せるように、現職者は革命の可能性や市民の抑圧にかかるコスト等を考慮したうえで、所得再分配や民主化の度合いを決定する。このモデルにおいて選挙権拡張が現職者の効用最大化をはかるうえで最適な選択肢であれば、それは速やかに実行されることになるが、拡張よりも抑圧のほうが効率的であれば、政府は抑圧によって市民の不満を抑えようとする。1920年代、寡頭支配の限界を迎えた日本政府が男子普通選挙を容認せざるを得なかった理由は、単純に社会経済モデルから説明できるだろう。ただ、このような分析手法は、政

²⁴ 超然主義とは、政府の方針は衆議院の意向に左右されないという反民主的コミットメントのことである。

治体制の動学的変化を多数の事例において説明できる一方、旧権力者にとって代わる新たなリーダー(政権政党)が制度設計に乗り出す場合の意図や政治的決定のメカニズムまでは捕捉できない。

民主化プロセスを類型化した Collier (1999)は、事例研究のアプローチから歴史的政党のインセンティブ構造を説明する。その分類によれば、歴史的事例における民主化は3つの形態に識別できる。そのなかで戦前日本との関連性が強いのが「選挙民動員」である。すなわち、

その目的は、政党間競争において大規模な選挙基盤を動員することにより、政治的優位を得ることであった……労働者階級は、民主的改革の先導者ではなく、基本的に重要な民主派アクターでもなかったが、拡張された選挙権の受取人ないし標的ではあった。現職者は、下層階級の圧力に応じてというより、巧みに政治的支持を得るために現職者自身の政治的需要に応じるかたちで労働者階級に選挙権を拡張した。(Collier 1999: 54-55)

政党は労働者階級を動員し、民主化によって有権者となった彼らから支持を得るという誘因を持つことがあった。その理由は、政党の勢力拡大にほかならない。ヨーロッパとラテン・アメリカの事例では、このような状況が現われることがしばしばあった²⁵。コロンビアとウルグアイでは、政治的にも経済的にも伝統的两大政党への動員が集中したが、これらの政党は労働者を新たな支持層とすべく、労働者向けの改革を行うことで多数派を維持した(Collier and Collier 2002)。スイスでは、旧体制において排斥されていた自由主義者が民主的制度改革を行ない、選挙動員を有利に展開できるようになったことで、保守派は国政レベルにおける政権復帰が困難となった(Collier 1999: 55-59)。ノルウェーでは、左派政党が労働者の票を獲得するために選挙権拡張を段階的に行ない、党の分裂による危機を乗り越えた(Collier 1999: 66-68)。日本では、保守政党が制限選挙のもとで地主の支持を得て優位に選挙戦を展開できることが多かった²⁶。これに対して劣位に置かれた自由主義者は、選挙権拡張によって不利な勢力均衡を打破する理由があった。自由主義政党であった

²⁵ Collierによれば、スイス(1848)、チリ(1874, 1891)、イギリス(1884)、ノルウェー(1898)、イタリア(1912)、ウルグアイ(1918)がこの範疇に相当する。

²⁶ 日本の事例を例外的と考えるのは誤りであり、Collier (1999)はその意味でも重要である。たとえば、アメリカにおける普通選挙の事例がじつは例外的ではなく一般的であることは、Collierの枠組みからわかる(Johnson 2005)。

憲政会は、労働者を取り込もうとしていた時期の(衰退前の)イギリス自由党をモデルとしていた(坂野 2006: 134)。憲政会は自由党と同じ轍を踏まないよう、合法左翼政党への警戒心を持たなければならなかった²⁷。その意味でも、憲政会は新たな戦術を先取りする必要があった。

日本では、第一次大戦が起こる 1910 年代後半から大正デモクラシー運動の高揚が見られた。そして、1925 年の普通選挙制の実現にいたるまで、政党が選挙動員の対策を講じるという状況が他国の事例と並置できるかたちで現出していた。本稿では、憲政会の政治的誘因が戦前日本の民主化を達成するための推進力になったことを説明する。戦前日本のケースは、本稿の議論を通して初めて比較政治の分類法に含めることが可能となり、1つの比較可能なケースとして並置されることになる。

歴史上の政党が民主化をサポートするうえで考慮した要素の1つは、議会における事後的な(議席)配分である。そこには、少なくとも2つの段階があった。第1段階は、選挙権拡張の程度を設定すること、もしくは民主化を断行するかどうかを決定することであり、それによって政党の得票の状態は変わり得た。そして、第2段階は予期される得票を所与として、最終的な配分を決める選挙制度の設計である。政党は得票/議席数状況のみから投票ルールを選好するわけではないが、議論を複雑にしないために要素は最重要なものに絞られる。これらの因果関係をまとめると、

$$X \xrightarrow{f} Y \xrightarrow{g} Z$$

のような写像として表現できる。ただし、 $x: \{x_1, \dots, x_n\}$ は実現可能な有権者人口、 y は得票状況、および z は議席シェア状況とする。ゆえに、 $f: X \rightarrow Y$ となる関数 f は選挙権拡張のメカニズム、 $g: Y \rightarrow Z$ となる関数 g は選挙制度の変換効果を意味する。本稿では、民主化にかかる政党の制度設計について、この枠組みを適用することにする。

憲政会：第2党の不遇

寡頭支配者は、衆議院と妥協しなければ新たな予算案や重要法案を通すことができなかつたため、多数派の懐柔を重視した。政友会が単独で絶対多数を得ることはあまりなかつ

²⁷ イギリスにおいて自由党が劇的に衰退した理由はいくつか指摘されてきたが、Matthew et al. (1976)は選挙権拡張にその要因を求めた。

だが、最大会派として多数派を調整したり、寡頭支配者との取引きに応じたりするときは中心的な存在であった。その時代の首相は、政友会に与党の地位と大臣席を差し出し、その代わりに法案を融通してもらおうという政治的交換を行っていた。

他方、憲政会は第2次大隈内閣の与党(同志会として)であった頃を最後に、その直後の寺内内閣から大正デモクラシーが実現されるまで、山県有朋の派閥から敬遠され続け、政友会のような恩恵は受けられなかった²⁸。憲政会は結成当初絶対多数を議会に持っていたが、政権の行き先について決定権を持つ元老に不評であったため、政権はまわってこなかった(北岡 1999: 16, 荒船 2009: 116)。首相の寺内正毅は絶対多数の議席を持つ憲政会を野党とし、議会を超越する立場をとった。同内閣下で行なわれた総選挙の結果、憲政会は絶対多数を失い第2党に降格、第1党政友会と第3党国民党は絶対多数派として(連立)与党を名乗り出る。このように、結成からまもなくして第2党へと転落した境遇について、憲政会幹部であった若槻礼次郎は次のように回想している。

寺内内閣は……政友会を与党とした。政友会は、この寺内内閣から、数次の内閣を経て、第二次山本権兵衛内閣に至るまで、常に政府党であった。日本の実際として、政府党が常に選挙で有利であることは、蔽うことのできない事実である。だからその間、政友会が常に有利であったに反して、憲政会は常に苦境に立った。世間で伝える憲政会の苦節十年というのは、この長い間政権を離れ、反対党として行動した期間を指すのである。(若槻 1983: 223)

苦節十年を乗り越え、政友会と憲政会とのあいだにある差別的待遇を改善するには、現状維持を打破する戦略が必要であった。実際のところ、第2党の憲政会が持った政治的需要とは、第一に政党規模の拡大による議会運営の主導権獲得であり、第二に政党内閣制の樹立を通じた政権獲得であった。憲政会がそのために目指したのは、選挙権拡張(男子普通選挙)、選挙制度の変更、および政党政治の慣習的確立(憲政常道)である。もし第2党にすぎない憲政会が新有権者のなかに浸透していき、選挙時に彼らを動員することができれば、同党候補者の勝率は飛躍的に改善されうる。そのためには単に選挙権を拡張しただけでは不十分であり、憲政会は政友会の原敬が導入した「小選挙区制」を改正し、選挙ルールに伴うリスクを抑えなければならなかった。そこで得られた解決策が中選挙区制である。中選挙区制が導入された意図については十分な説明が存在しないため、本稿では憲政会の

²⁸ 寺内は山県と同じく長州出身、陸軍出身であり、山県の子分的存在となっていた。

目的や社会的選択論の観点から検証を行なう。

政党政治の慣習化も憲政会にとって重要な課題であった。仮に選挙権拡張と選挙制度の変更によって議会内の構成を自党に有利なように変えることができて、寡頭支配者が依然として政権選択を行なう恣意的権限を持っているのであれば、自党の政権奪取の機会は狭められる可能性が高かった。現に清浦内閣を発足させ、第二次護憲運動の端緒をつくったのも、5・15事件を受けて政党政治を休止したのも、ほかならぬ元老であった。政権交代は政党間で行なわれるべきであるという憲政常道の導入を、とりわけ憲政会が主張したのは納得のいくことであり、それは同党にとっての有効手段であった。社会的効率性の観点から見た場合、憲政常道自体は大正デモクラシー運動のなかで生まれたアイディアであり、その導入には寡頭制を打破し、政党政治の確立を短期的に解決する意図があったといえる²⁹。すなわち、憲政会は大正デモクラシーの理念を追求すると同時に、自己利益の一環としてもその実現に資することができたのである。

政党間協力

確かに憲政会の意図は重要であった。しかし、選挙権拡張であれ、中選挙区制の導入であれ、制度改正を実現するには衆議院に絶対多数の勢力を確保することが必要条件であった。それゆえ、実際にこうした改革を行なったのは憲政会の単独政権ではなく、政友会と革新倶楽部を引き連れた連立政権であった。事実上、憲政会には政友会がパートナーとして必要であった。しかし、政友会は当初改革に反対し、憲政会の左傾化を非難していた。それにもかかわらず、なぜ政友会は最終的に憲政会に協力することになったのだろうか。

この問題は当然、政友会の政権志向性に求めることができるが、なぜ普通選挙をサポートするようになったのかについては、連立政権に加わりたかったからということでは済まず、より丁寧な説明が必要となる。本章の冒頭において、通説は既成政党の「改造」に関する説明とその後の民主化(体制移行)をリンクしていないということを指摘した。本稿は主に第2章においてこの問題を解決する。第2党としての憲政会が自党の利益のために普通選挙の断行を宣言したことで、政友会は次第に焦燥感を募らせていく。憲政会が労働者や小作農を先に自党の支持層として取り込むことで、政友会の衰退が促進されるという可能性がいよいよ現実味を帯びてきたからである。最終的には党内調整に失敗

²⁹ リベラルな論陣を張った『東洋経済新報』は憲政常道論を盛んに主張し、憲政会内閣の成立を訴えた(木坂1972: 262)。憲政会は、このように自党に有益となる知識人の論理を採用したものと思われる。

して、政友会は大分裂する。結果、残党の少数派は政友会の看板を守り、憲政会と連携していくことになる。一連の過程で重要なことは、憲政会のコミットメントが自党の戦略のみならず、また政友会の最善戦略をも変えたことで、政友会は憲政会に協力せざるを得なくなったという点にある。つまり、憲政会は自己利益の最大化のために「退路を断つ」戦術に出たわけだが、それが既成政党をして民主化の着手に乗り出させたゆえんなのである。

二大政党制

上述のように、歴史的事例における民主化は、政党の戦略との関連で段階的に見ることができる。本稿で重視することの1つは、民主化を契機とする複数政党制から二大政党制への変化である。Sartori (1976)によれば、二大政党制の条件は次のとおりである。①2つの政党が絶対多数の獲得を目指して競合する。②2党のどちらかがそれに成功する。③絶対多数を得た政党は単独政権を形成しようとする。④2党間で政権交代が行なわれる確かな可能性がある(1つの党が無期限に政権を担当しない)。民主化以降の戦前日本の政党システムがこの記述にフィットすることに異論はないだろう。しかし、量的な観点から検証する必要はある。図 1.1 は民主化以前と以後における民政党と政友会の議席シェアの平均を示している。ただし、M は民政党、S は政友会を意味する³⁰。そこからは民主化以前は政党間で大差があったこと、そして民主化後は民政党のシェアが改善されたこと、そして何よりも既成政党への議席配分が民主化を経て強化されたことが確認できる。民主化以前における政友会と憲政会の議席シェアの状態は、55年体制の「1か1/2政党制」と類似している。また、時代ごとに有効政党数を示した表 1.1 によると、民主化の前後で2つの有効政党数指標は有意な差が認められ、特に政党内閣期は値が2.0にかなり接近していた。民主化以前の有効議会政党数は3.54だが、これは日本の1945-96年における有効議会政党数3.71に近い値である³¹。社会党と自民党が拮抗していなかったように、憲政会と政友会も拮抗していなかった。民主化を経た民政党と政友会が拮抗していたのは周知のとおりだが、それは量的結果にも如実に現われている。

Boix (2007)は、政党システムの変化について次のように指摘する。第一に、選挙市場に急な変化があれば、新政党はいつでも“登場”する。その理由は、①選挙法の改正により、十分な数の新有権者が投票に参加するから、もしくは、②大部分の選挙民の利害が(戦争

³⁰ 民政党と政友会が結党される以前の数値については、各党の系譜(前身政党)の結果を参照した。

³¹ 戦後の数値はLijphart (1999)による。

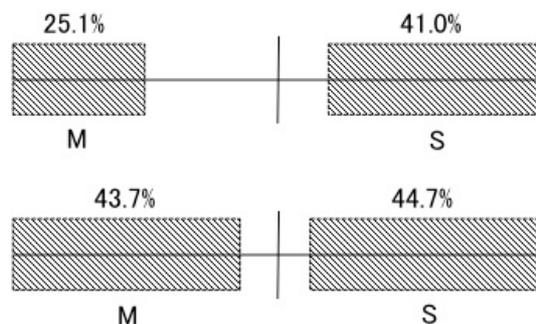


図 1. 1 平均議席シェアの変化(上：民主化以前，下：民主化以後)

出典：遠山・安達(1961)をもとに作成

	民主化以前	民主化以後	<i>t</i> 統計量	政党内閣期
議会政党	3.54	2.51	2.794**	2.10
選挙政党	3.42	2.80	1.986*	2.39

** $p < 0.01$, * $p < 0.05$

表 1.1 平均有効政党数

等により)変動するからである。これらの要因には、投票者の選好の大変動が共通点として認められる。

しかし、第二の点として、新政党の形成や統合が行なわれるのは、その党の候補者が既存政党のアドバンテージを打破できるときにかぎられる。つまり、それが可能となるのは、新規参入の党が十分な組織力を持ち、既存政党が支配する「古い均衡」から自党が支持を受ける「新しい均衡」へと選挙民を動員できるときのみである。西洋諸国で見られたように、社会主義政党の出現は、左派寄りのリベラル政治家から社会民主主義的な候補者へと、労働組合が選挙で支持する対象をシフトさせた。

第三に、誰に投票するかという有権者の決定は、選挙制度によって多大な影響を受けるため、政党システムの形成を理解するには選挙ルールの選択理由や選挙法の特徴を検討しなければならない。市場における企業はせいぜい部分的にしか競争ルールを定めることができないが、民主的な選挙市場では、政党政治家自身が選挙における好機を最大化するために選挙ルールを設定することが可能なわけである。

Boix の議論と本稿の検証をもとに戦前日本の事例を見ると、以下の事実が浮き彫りになる。第一に、日本の選挙市場に大きな変化をもたらされた要因は、明らかに新有権者の激増である。有権者人口の規模の変化は重大で多様な影響を政党に与えるが(Cox 1987: 5)、特に多数の労働者・農民の政治参加は名望家政党の限界を悟らせるため、すでに市場にいた既成政党の戦略と戦術に明白な変化を与えた。第二に、新規参入者たる左翼政党の候補者は、一部の選挙区を除き、自己に有利な新均衡をつくることができなかった。その理由は、民主化直後の選挙市場が既成政党のアドバンテージによって寡頭競争を維持したからである。第三に、1925年の制度改革において選挙権拡張案と同時に採用された中選挙区制の選択は、政権政党の目的合理的な意図によるものであり、連立与党内の交渉において均衡となる帰結でもあった。中選挙区制は比例代表制に準ずる選挙ルールとして複数政党制を形成するとみなされているが、実際のところ比例的な選挙ルールは必然的にそれを促すわけではない。この点について、本稿は戦前日本の事例をもとに中選挙区制と二大政党制の関係を検証する。民主化以後の二大政党制は、政治的弾圧によって生まれたものではなく、単に二大政党が競争において強かったために成立したのである。

なぜ二大政党制か

戦前日本の二大政党制は、民主化直後の新しい政治環境や制度配置にもかかわらず成立した。特に、これまでの歴史学・政治学研究は中選挙区制から2党制が生まれたことについて問題提起をしなかった。しかし、当時のジャーナリスト、馬場恒吾は次のように中選挙区制を見ていた。

現在の中選挙区制は二大政党出現には不便な制度である。一区から三人乃至五人が当選する制度になっているから、その中の一人は何方の政党にも属さないものが出られるはずだ……選挙区制の不便に拘らず、選挙民は割合によく選挙を運用している。(馬場 1931: 434)

戦前日本の選挙制度と政党システムの因果関係は曖昧なままといえるが、馬場の指摘からは、政党と有権者を結ぶ因果関係が二大政党制を支えていたことが示唆される。本稿で示すように、当時の政党システムはこれらの関係を詳細に検討することで解明されるのである。ただし、第2章で説明するように、その背景として重要だったのが先に述べた憲政会の新戦術である。歴史家の季武嘉也は、「普選実施によって予想されていた無産政党の進

出がじつはそれほど進まず、逆に多くの青年・低所得者層を既成政党側がとりこむことに成功したのである。この要因として当然考えられることは、既成政党の努力であった」(季武 2011: 133)と述べている。選挙制度の問題以前に、二大政党の顕在化はあらゆる努力によって達成されていたのである。

戦前の二大政党制と総選挙の結果は、資本家(財閥)、地主、名望家政党および内務官僚のネットワークによってつくられた非民主的なものと受け取られることが多い。民主化後の選挙において、与党が地方長官と麾下の警察を動員して他党の選挙運動を干渉したり、既成政党が選挙民を買収していたことは既成事実となっている。問題なのは、それを予備知識として既成政党支配は不正に達成されたと見る論者が少なくないことである。しかし、そうした類の主張は、「既成政党は国民的基盤に立ち得ないという、決して実証されたことのない固定観念を前提にしない限り成立しない」(有馬 2010: 53)。選挙干渉や買収が横行したことが正しかったとしても、そうした不正が実際に政党間競争や政党システム全体に与えた影響は未知のままであり(立証は不可能に近い)、干渉や買収の範囲、程度、および政治的効果はあくまでも想像の域を越えないのである。

当時の有権者数は非常に多く、特に民主化以降、投票結果の操作にかかる費用は指数関数的に跳ね上がった。政府は別の手段を用いるほうが効率的であった。戦時下の政権が翼賛選挙という枠組みを使い、買収と脅迫以外の方法で競争の制限を試みたのは、まさにこれらの手段が割高で非効率的だったからである。歴史的定説によると、戦前の二大政党制の形成には非民主的選挙のほか、政府の社会主義者に対する継続的弾圧が自明的に重要であったとされる。特に治安維持法の効果は絶対視されており、そのために左翼政党は成長が妨げられたといわれる。しかし、政党システムに対する治安維持体系の直接的影響は、これまで適切な方法論から論証されたことがなく、検討の余地がある。

「SNTV 研究者は、ほとんど戦後中選挙区制のみを対象とし、1980 年代の自民党 1 党優位の状況の中選挙区制の常態とみなす傾向があり、戦後初期や戦前の中選挙区制にはほとんど関心を示さない」(川人 2004: 82)といわれるように、SNTV(つまり、中選挙区制)の研究には一種の観察上のバイアスが認められる。戦前の 2 党制という事例は、55 年体制の選挙が SNTV の唯一の結果でないことを知るのに十分な判断材料となる。本稿では、単純に既成政党の頑強さを重視し、政党システムの形成を説明する。すなわち、秀逸な政党ラベルを通じて既存の政党が候補者や有権者のあいだでフォーカルな存在となる場合、仮に選挙ルールが比例的であったとしても、選挙市場は寡頭競争ないし複占状態となり、

2つの大政党のみが生存することは可能になる。実際、このような現象が日本に起こったのである。それを説明するために言及するのが、選挙市場における収穫逓増／一定と参入阻止の概念、そして有権者側の合理的反応としての戦略的投票である。政治的現象を説明する際にサプライサイドの視点を持つことは重要であり、本稿の基本的視点は供給側にある。しかし、合理的投票者の戦略性はそうしたメカニズムが存在するのに必要な土台となる。というのも、サプライサイド側の主体(すなわち、候補者と政党)は、必ず有権者の反応を計算に入れたうえで自己の戦略を決定するからである。ゆえに、政党、候補者、および有権者を結ぶ戦略的相互依存関係は、戦前日本の2党制を解明する要因となる。

社会的要因と制度分析

政党システムを形成する要因としては、主に次の2つを挙げることができる。第一の要因は社会的構造であり、社会的亀裂が政党制を規定するという見方を提供する。社会的な構成や集団の対立状況を分析することで、ヨーロッパの国々の複数政党制は説明されてきた(Lipset and Rokkan 1967; Rokkan 1970)。社会構造的観点から日本を見た場合、どのようなことがいえるだろうか。Duus (1968)は、戦前の二大政党制には1928年以前の選挙民の同質性の高さが重要であったと論じた。著者によれば、実際の中選挙区制は小政党の繁栄には寄与しなかったが、社会的亀裂が選挙民のあいだに存在していれば、複数政党制は維持された可能性があるという。しかし、当時の日本には経済的、宗教的、地理的、もしくは地域的な異質性は認められなかった。この考察自体は的を射た分析視点を伴っている。しかし、日本の民族的同質性が高いという既成事実は、なぜ制度選択の局面において中選挙区制が選ばれたのか、またなぜ今日においても純粋な小選挙区制の導入が回避されるのかという問いに対してはむしろ不都合である。

政党システムの形成を説明する第二の視点として、選挙制度の効果やその影響下にある政党・政治家のインセンティブ構造を分析的に考察することは適切である。選挙制度と政党システム(2党制か複数政党制か)という問題について考えるとき、必ず言及されるのがデュベルジェの法則(Duverger 1954; Riker 1982; Palfrey 1989)である。デュベルジェの法則には、比例代表制は複数政党制を促すという命題が含まれているが、実際のところこれには保留が必要である。Duverger (1954)で言及され、Duverger (1986)でも改めて指摘されているように、比例代表制が複数政党制を(必ず)形成するという解釈は誤解にもとづくもの

であり、同ルールにおいて2党制が維持されることはありうる³²。デュベルジェの「社会的法則」は、選挙制度が社会的要因との折り合いで促進または抑制することを示しているにすぎないからである³³。

政党システムの形成に関する歴史的要因と分析的視点は相互に補完的である。分析的な土台がない場合、政党システムや選挙に関する歴史的記述は漠然としてしまうし、逆に一連の歴史的過程への着目がなければ、政党システム形成において重要な制度の動学的変化を説明することができなくなる(Boix 2007)。本稿では、歴史的説明と理論的枠組みの両方を使うことで、戦前日本の二大政党制の解明を試みる。

1. 4 憲政常道とその結末

選挙権拡張と中選挙区制の採用が第2党憲政会の躍進に貢献したとしても、それにより同党への政権が保証されたわけではなく、山県の支配に象徴される寡頭政治の慣例(元老制)自体を変える必要があった。そのためのアイデアが憲政常道である。

憲政常道とは、戦前日本の政党内閣時代に政権交代の慣例として定着した共通知識である。この場合、共通知識(common knowledge)とは、政治におけるゲームのルールである。憲政常道のルールでは、ある政党内閣が倒れたときに総選挙を経ずに即座に第2党たる野党が新内閣を組織することができた。つまり、「少数党でも第二党でありさえすれば労せずして政権にありつくという特殊現象」(佐々1932: 202)であり、「政権獲得のためのスローガン」(稲田 1963: 93)であった。手続きとしては元老が首相候補者を推薦していたので、憲政常道は元老の意思決定を拘束しうる民主的装置であった。

憲政常道に関する詳細な研究として、村井(2005, 2009)がある。著者によると、憲政常道は明確にルールとして認識可能であり、政党内閣期の政治システムは社会に定着していた。憲政常道は明文化された公式制度ではなく、あくまでも元老が依拠した規範にほかならない。しかし、それが社会的に、もしくは政治家のあいだで認知されていたといえるとき、元老の規範は政党の戦略を規定したルールとして考えることができる。既成政党は現にこのルールを所与として、次期政権のゆくえを考えていたのである。

³² デュベルジェ自身も、西ドイツ、オーストリア、およびアイルランド等の例を引き合いに、比例的ルールにおける2党制の経緯を説明した。

³³ Gary Coxは、比例代表制では戦略的投票が起こらないと仮定したデュベルジェの「誤謬」を指摘し、理論の精緻化を行なった(Cox 1997)。

なぜ憲政常道か

1930年代初めにおいて国際情勢は変化し、野心的な日本陸軍は刺激を受けた。満州事変は偶発的な事件ではなく、「人工的に調達された対外危機」(酒井 1992: 12)であった。つまり、満州事変は軍部が政党政治を打倒するための政治的機会であった。すなわち、

石原[莞爾(関東軍参謀)]らは国内における政党政治と対外政策における協調主義という大正デモクラシー的状况を、軍部独裁と自給圏の形成をセットにした状況に転ずるために、満州事変を一つのきっかけにしようとしたのである。(藤村 1983: 94-95)

政治の主導権を握り、軍縮志向でもあった政党は軍部にとっての障壁であった³⁴。日本の帝国主義化は民主化に致命的影響を与えたといわれる。この決定論のもとでは、日本は後発の工業国として必然的に民主化に失敗したといえる。しかし、中国大陸の利権をめぐって日本軍が政府の意向から逸脱した場合においても、国内政治のなかに解決策がまったくなかったとは考えられない。陸軍の暴挙に対する抵抗勢力は、政党を中心として存在していたからである。議会と内閣が団結し、大正デモクラシーを擁護することに成功していたら、主導権は軍部に渡らず、国内および国際政治はよりよい方向に転じていたといえる。

民主体制の崩壊と憲政常道との因果関係において注目されるのは、1932年の5・15事件から1937年の2・26事件までにおける政党間協力の可能性についてである。これは戦前の民主政治の存亡に関わる決定的な期間であり、軍部はこの間も政党政治の再開を恐れていた。結果から見れば、5・15事件は政党政治を終わらせたことになるが、当時の人々は「誰もそれを政党内閣制の終焉と考えたわけではない」(有馬 2010: 127)。しかも、政党政治家にとってこの時代の後半期は、「相当に明るい期待を抱かせた」(坂野 2010: 168)時間であった。そこには、政党による協力の可能性が見え隠れしていたのである。

政党内閣の時代、二大政党の野党は総選挙を通じて多数派を得なくても、与党の政権を崩壊に導いてしまえば即座に政権を奪取することができた。そのため、彼らの議会内闘争は著しく刺激された。その結果、「日本の政治家ことに政党政治家が、政治の目的を政権の争奪に置き、これがためには手段を選ばず、過烈の政争を繰り返したことが、日本の民

³⁴ 軍備縮小は、単に兵器の数が減らされるだけでは終わらない。必要兵器量が減れば、既存の部隊と予算も縮小される。軍縮によってもたらされる人員整理とそれに関わる俸給問題は、軍人にとって脅威であったという(戸部 1998: 240-241)。

主化を致命的に妨げた原因であった」(石橋 1985: 185)。石橋湛山がこう回顧したように、政党の政権争奪戦は民主化の継続にとって激しすぎるものがあった。特に憲政常道の政治環境は、民主化以前の状況に比して異様なほどに競争を煽った。もっとも致命的だったのは、政治的危機を迎えたときの議会内闘争の継続である。5・15事件以降の政党は、政党政治の存亡を左右する危機的状況(軍部の介入等)においては闘争を中断し、対抗政党を助けたり、互いを支え合ったりすることが重要だとは知っていた。しかし、そのときは政党政治=憲政常道の復活する可能性があったため、二大政党は危機においても協力を拒み、単独政権を得ようとしたか、あるいは一方的な他党への擁護を避けた。本稿では、このゲーム的状況をありふれた調整問題(囚人のジレンマ)として捉え、それを理論的に発展させていくことで協力の可能性と現実の破綻的結末の両方を説明する。ゲーム理論の立場からいえることは、民主化は政治主体の自己利益追求があって初めて安定的に行なうことができるということである。

1. 5 憲法と民主主義

本論に入る前に、本稿における明治憲法の扱いについて言及する必要があるだろう。明治憲法は民主主義に対する重大な制約であったとされるからである(例、枢密院、貴族院、統帥権の独立、国務大臣単独輔弼制)。しかし、本論において憲法は省略可能な説明変数であるから、体系的な考察を要さない。また、本稿では憲法を絶対視する決定論そのものに疑問を呈し、政党が明治憲法の枠組みにおいて長期的に繁栄するという可能性を留保する。その理由は次の点に集約される。すなわち、憲法的制度が効力を持つのは、それが執行される条件を満たしているときだけである。つまり、外生的条件の変化等によって政治主体の利得構造が変容した場合、既存の憲法ルールは通用しない可能性がある。そうであるとすれば、憲法に守られていない民主主義が制度的進化の過程において定着する可能性はある。危機を迎えた政党内閣制の維持、復活、ないし進化は、政党間協力が実を結んでいたとすれば達成された可能性が高い。

原因変数としての憲法

明治憲法は不磨の大典という美称を持っていた。その名のとおり、憲法は一度も改正されることなく、寡頭制、政党内閣制、そして一種の軍事政権が日本に誕生した。憲法が不変のまま内閣体制の変動が可能であったことを論理的に解釈すると、憲法は政党内閣制の

成立と崩壊にとって条件ではなかったといえる。換言すると、憲法が政党の権限を制限した事実と、憲法が民主体制の構築／崩壊の要因であったという因果関係は区別されるのであり、明治憲法はここにおいてコントロール変数となる。そして、明治憲法は本論で取り上げる説明要因に対して強い相関関係を持つ変数とは考えられないため、省略変数 (omitted variable) として扱うことができる³⁵。

憲法的ルールと執行可能性

明治憲法における民主的規定の欠如と政治的帰結の関係は、一見して明らかで、じつはそうではない。なぜ憲法に政党内閣制の規定が一切なかったにもかかわらず、政党政治は実現したのか。このような問題提起は、歴史家の三谷太一郎によってなされた。三谷(1977)によれば、日本の政党政治の誕生は、明治憲法が抱えた必然的逆説現象であったという。三谷は、反政党的志向を持っていたアメリカ合衆国憲法が政党政治をもたらしたことを引き合いに出して、明治憲法下の政党政治も同じように反政党的な環境のなかで発生したと述べた。ただ、両事例間で相違点として指摘できるのは、日本の寡頭支配者(憲法起草者)は民主主義を推進する気がなかったのに対し、合衆国建国の父祖は、著名な *The Federalist Papers* で述べられているように、徒党を牽制しながら間接民主制(大統領制)を追求したという点である。つまり、連邦憲法の起草者は、ある時期において反政党的だったかもしれないが、反民主的ではなかった。一方、明治憲法の起草者は反政党的で反民主的であった。このような志向の違いが憲法設計に反映されていたと仮定するかぎり、民主主義＝政党政治が育つ土壌は両国事例においてかなり異なっていたといえる。

明治憲法に政党政治や議会制民主主義の規定がなかったことは繰り返し指摘されてきた。その背景には、憲法に明示されない統治方法は不安定であるという暗黙の了解がある。もしそれが正しいとすれば、憲法に規定がない政党内閣体制は短命であるという命題が成立する(通説的)。その命題が正しいかどうかはのちに検討するとして、次の段落では政党内閣制の可能性を示す規定が明治憲法内にあったことを指摘し、それにより実際の政治発展が可能であったことを述べる。

戦前日本の場合、民主的規定は衆議院というかたちで憲法内に成立しており、下院の設置はその後の民主的進化にとって決定的に重要であった。それは、衆議院がなければ民主化もなかったということではないが、明治憲法によって帝国議会が設置され、さらに予算

³⁵ 省略変数については、King et. al (1994)を参照。

審議権という“特権”が下院に与えられたことで、政党の地位が圧倒的に向上し、下院の動向が政府内外でより重視されることになったということは最低限断言できるだろう。大正デモクラシーが実際の形式、実際のタイミングで開花したのも、このような歴史的経路がその範囲をある程度規定したからである。本章第1節で述べたとおり、衆議院の設置は民主化の第一歩であった。しかし、それが実際の政党内閣体制に結びつくことができた理由を説明するには、そのメカニズムをマイクロレベルの理論的裏づけによって正当化する必要がある。

Adam Przeworski は、憲法の規定は民主主義の条件ではないと論ずる(Przeworski 2003a, 2006)。なぜならば、ひとたび民主的な憲法に同意したからといって、それにより生じる結果を実際に尊重できるとはかぎらないからである。要するに、憲法的ルールをプレイヤーがコンプライするかどうかという根本的問題は、プレイヤーの利得構造に依存しているのであって、憲法自体に究極的な拘束力はない。その現実的理由は、調整ゲームにおけるプレイヤーが中立的主体(監視役)を欠いていて、「憲法ルールを監督する外部権力が存在しないから」(Weingast 2004: 173)である³⁶。

図 1.2 のように、民主的ルールの受容という局面がゲームのなかで(あるいは、研究者が着目するゲームよりも前に)観察される。この局面は、体制が継続されるか、あるいは崩壊して別の段階に移行するかをめぐるサブゲームとして理解できる。たとえば、選挙における勝利者と敗北者がいるとして、その両者が民主的手続きを受容し、選挙結果を尊重するときの利得は $(\alpha, 0)$ である(ただし、 $\alpha > 0$)。しかし、選挙で敗北した主体が結果を受け入れず、民主主義から離脱するときの利得は $(0, \delta)$ である。その離脱が実際に行なわれるのは $\delta \geq 0$ のときだけであるから、このゲームで民主主義が自己拘束的(self-enforcing)となる必要十分条件は、 $\delta < 0$ である³⁷。このように、たとえ最初の時点ですべてのプレイヤーが民主的ルール(憲法)に同意していたとしても、そのルールにしたがう場合の結果がしたがわない場合の結果よりも劣位となる者が存在するかぎり、そのプレイヤーは民主主義から離脱するインセンティブを持つにいたる。したがって、ルールの執行可能性は、それにコミットする主体が十分に存在することで初めて担保される³⁸。

³⁶ この話題に関連する理論的考察は本稿第7章で行なう。

³⁷ 民主的手続きを受容しない場合の抵抗コストが高ければ高いほど、敗北者は当該結果を受け入れ、次回以降の選挙に賭けることになるだろう。Przeworski (1991)および Weingast (1997)を参照。

³⁸ この問題は「動学的不整合性」(Kyland and Prescott 1977)と関連している。その場合、同じルール下であっても、効率性は出来事の発生前後で異なる。

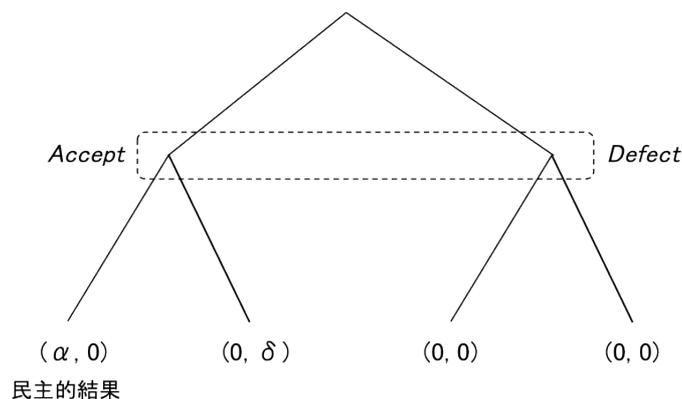


図 1.2 ゲームとしての体制移行

この枠組みを民主体制に向かう局面のなかで適用すれば、日本における 1920 年代の政党内閣体制樹立を大局的に説明できる。すなわち、政治主体の合意にもとづく寡頭体制からの離脱によって、憲法改正を経ずに新内閣体制は誕生したといえるのである。その意味で、政党内閣制の完成は明治憲法体制における「制度的進化」であった。

あらゆる公式ルールは、正式な改正がなされないときでも、解釈次第で制約性が変化する。実際、明治憲法はかなりの柔軟性を持っていたことが確認されている(季武 2004a: 25)。「近代日本の国家統治制度として導入された立憲君主制は……民主主義に行く可能性も、君主独裁に傾く可能性も共に存在していた」(増田 1993: 232)という指摘は、憲法の制約性が変動しうることを示唆している。明治憲法の運用をめぐるのは、天皇機関説と天皇主権説が対立していた。すなわち、日本帝国は法の支配(rule of law)の国なのか、それとも法による支配(rule by law)の国なのかという二者択一の議論が実在したといえよう。そうであったとすれば、少なくとも大正デモクラシーが続いてるあいだは法の支配が選ばれつつあったが、軍部台頭が始まった 1930 年代半ばになると明示的に法の支配が退けられ、法による支配のコミットメント(いわゆる国体明徴声明)が成立したということになる。戦前日本の統治形態は、このように憲法が不変のまま変容していたのである。

政党政治の実現

上述のとおり、民主主義の採用や放棄は政治主体の利得構造上の結果として見る事ができる。憲法の設定をめぐる主体間で協力ゲームが行なわれると仮定すれば、憲法起草者の意図に関係なく、勝利提携がどちらを支持するかで憲法制度に与えられる実体的機能

は違ってくる。しかし、抵抗勢力の集合が空でないかぎり、民主主義は必ずしも保障されない。形式的に民主主義や政党政治の条件を提示するならば、それは次のようになる。ただし、選択肢 x は民主主義、選択肢 y は非民主主義、 N は拒否権プレイヤーの集合、 $R(x, y) \equiv \{i \in N: xR_i y\}$ 、および $P(x, y) \equiv \{i \in N: xP_i y\}$ とする。根本的に、拒否権プレイヤーの意思決定が次のパレート基準にしたがうかぎり、民主主義は安定する。すなわち、

$$xPy \Leftrightarrow R(x, y) = N, P(x, y) \neq \emptyset$$

である。その理由は自明である(すべてのプレイヤーが民主主義を選好するから)。そして、これは民主主義が着実に成立するかどうかという、すべての民主化事例に共通の課題である。このような形式で主体間の意思決定が xPy として持続可能であれば、「自己拘束的な民主主義」(Przeworski 1991, 2006; Weingast 1997, 2004)が成立する。

上記の条件から派生する結果として、少なくとも1人のプレイヤーが現状維持から離脱可能なとき、民主体制は崩壊するか不安定になる。このとき、少数派集合 $P(y, x)$ は依然として民主体制を攻撃するため、政治情勢は不安定である。民主制が本当の意味で安定化するには、離脱から利益を得る少数派の選好を変化させ、その状態を持続しなければならない。換言すると、主要な政治勢力が自己の抱える需要や葛藤を民主的制度の範囲内に収め、各々の状況を改善できるかぎり、民主主義は持続するというわけである(Przeworski 1995)。日本に出現した1925年の民主的制度配置は、明治憲法下の多元的拒否権プレイヤー全員が了解する点に位置した。そのときは、「軍部すら政党政治に協調することによって利益の享受を求めたように、政党こそが政治統合の主体とみなされた」(新藤 1991: 28)。この状態が継続されるかぎり、政党政治は持続可能となる。

結語

民主主義は憲法の直接効果によるのではなく、それとは独立に実体化しうる。民主主義が確立できそうにない時期に政党政治を憲法に規定したとしても、それをもって直ちに政党政治が盤石になることはないだろう。また、憲法に政党政治(民主主義)を禁止するという条項が仮にあったとしても、社会経済的条件や政治的状況が整ったときにそれがそのまま通用していくことはあり得ない。よって、明治憲法が「天皇をコントロールする超議会勢力に政党を隷属させることで、民主勢力の発展を妨げるための制度的構造を確立した」

(Rosenbluth and Thies 2010: 50)という見解は、成文憲法の拘束力が不変であることを前提にしなければ成り立たない。もし明治憲法のもとで政治的ルールの実態が民主的な方向に移行し、進化していったとすれば、憲法はもはや民主勢力の発展を阻害するものではなかったことになる。

戦前日本に安定した民主主義が育たなかったのは、明治憲法が民主的規定を欠いたからではない。戦後の民主体制が安定的なのは、日本国憲法で民主主義が明文化されたからでもない。明治憲法に政党内閣の規定がなくても、すべての政治主体が政党支配に強く抵抗する理由を失ったとき、**および**政党自身が政党支配を望むとき、政党内閣制は現実のものとなる。日本国憲法において政党政治に関する規定が一切ないのに、現実には政党政治しか成立しないという「唯一の均衡」現象も上記理論から説明可能である。

1. 6 本論文の計画

本論文における主題は、1920年代に出現した日本の民主化に対し、政党はいかなる影響を与えたのかという問いを理論的に考察することにある。すなわち、①第2党の戦略を通して政党間協力が生まれ、その結果民主化が達成されたこと、②第2党を中心とする政党の誘因と選択から実際の民主体制が形づくられたこと、③第2党が推進した政権交代ルールが民主体制を脆弱にしたということを全4部にわたって説明する。それはつまり、第2党憲政会のある時点での意図が制度選択というかたちで体制移行過程に反映され、それが二大政党制の制度的環境をつくり、またそれが政党支配の終焉を助長する結果になったということである。このように政党中心の視点からミクロレベルの考察を実施するには、政治経済学の方法論を用いるのがもっとも簡潔で適切である。

第1部は予備的考察を行なった本章である。第2部は第2章から第5章であり、民主化における政党の誘因と制度設計、そして政党システムの変化との関連で民主化後の政治的競争の実態を検証する。第2章では、なぜ憲政会が普通選挙に積極的だったのかという問題を皮切りに、政党の誘因を中心にして議論を進める。憲政会は労働者の政治参加が党勢拡張につながることを予測し、新たな戦略に出た一方、衰退をおそれる政友会は分裂をしてまで憲政会に協力を申し出ることによって民主化の波に乗った。第2章の話題は、歴史的要素として、第4章および第5章で述べる政党システムの形成要因に関係している。同章では、当時の社会民主主義政党の様子にも言及し、左翼陣営の失敗を取り上げることで、既成政党の躍進の背景を描写する。

第3章では、憲政会を中心とする連立政権が中選挙区制を選んだ理由について考察する。この章を通じて、日本政治の遺産というべき中選挙区制の起源が憲政会のリスク回避として現われたこと、そしてそれは制度選択上の均衡的結果であったことが明らかになる。さらに、中選挙区制における結果と仮想的な小選挙区の結果を比較し、制度選択が実際の選挙結果に与えた影響も示すことにする。中選挙区制のもとで、憲政会(民政党)は初期の総選挙において救われたものの、1930年代後半には逆に大政党の利点を十分に活用することができなかった。第4章は比例的な選挙ルールと複数政党制の問題について取り組む。一般に、中選挙区制は複数政党制を形成するといわれるが、すでに本章で示したとおり、戦前日本には二大政党制が成立していた。既成政党が歴史的経緯から得る政党ラベルの優位性は、選挙市場において収穫逓増ないし収穫一定の効果を生み、市場の失敗がもたらされた。しかも、既成政党はあたかも選挙区におけるシュタッケルベルグ・リーダーとして、様々な点で事前に有利であった一方、新興の左翼政党はフォロワー的立場を演ずるしかなかった。このような理論的議論を受けて、同章の後半では総選挙結果の分析を行ない、政党間の選挙競争の実態を描き出す。第4章は主に2党制の成立について政党・候補者要因を取り上げるが、第5章では有権者要因として戦略的投票を検証する。そして、それを前提に政党もまた戦略的に行動していたことを説明する。このように、複数の政治主体を駆けめぐる戦略的合理性の連鎖が、二大政党制の形成に寄与していたのである。

民主化以前の憲政会は、政権獲得の可能性を増やすために憲政常道を提唱した。それは実際に採用されて定着し、政党内閣制のルールとして機能していた。しかし、1930年代の日本が政治的危機を迎えたとき、このルールの影響は政党の行動選択に対して決定的な役目を担った。第3部は民主体制の崩壊要因について、憲政常道の議論とともに3つの章にわたって追究する。第6章は既存の仮説を検討したあとに、制度としての憲政常道の意図や政治的意義について説明する。憲政常道は、一方では明治憲法下の政党政治を支える有用な制度的手段でありながら、他方では政党の評判を落とすかたちで政権交代を促進させるという内的欠陥を抱えていたのである。また、憲政常道がない時代の協力可能性を検討し、その導入の有無がゲームの構造的変化を説明する要因となることを示す。第7章は囚人のジレンマをベースにいくつかの調整問題を検討し、実際の出来事を理解するための枠組みを提供する。第8章では、特に政党内調整をめぐる入れ子構造をモデル化し、政党内における協力/非協力のメカニズムを説明する。民政党と政友会には党内派閥によって異なる誘因があったのであり、そのことが調整問題を困難にしていたのである。

本稿は第4部にて最後を締め括る。すなわち、第9章では結論とインプリケーションを述べ、本稿の分析的視点についても再考する。以上が本論文の主な流れである。

第2部

二大政党制の形成

2 普通選挙と政党間協力

第1章で述べたように、憲政会は制限選挙に起因する自由主義政党としての劣勢を打破するために、民主化への明確な政治的誘因を持った。それは最終的に民主化に向けての推進力となっただけでなく、政党政治の競争形態にも影響を及ぼした。憲政会は自党の立場を改善するために政策と戦術を変え、普通選挙への姿勢を明示した。それを知る政友会は、党の衰退を避けるために勝ち馬に乗るかたちで協力的行動に出る。最終的に、政友会は保守党としての地位を守り、憲政会は新有権者の動員を通して大政党のアドバンテージを手に入れることができた。一方で、新勢力たる左翼政党は既成政党支配の均衡を破ることに失敗した。このような歴史的経過は二大政党の顕在化を促進した。

本章では、第1節において既成政党の変化に関する通説に触れ、それが体制変動とリンクしていない点を指摘する。第2節では、民主化に向けられた既成政党のインセンティブ構造を検討し、なぜ憲政会は機先を制したのか、なぜ憲政会と政友会は普通選挙への対応が異なっていたのかを解く理論を構築する。そこでの構造的違いは政党間協力を生む鍵となるのである。それを受けて、第3節では民主化直前における憲政会の躍進の予兆について記述し、さらに民主化を境とする党勢の変化を量的に検証する。第4説は左翼陣営の様子を取り上げる。明治の社会主義者は普通選挙の推進者として、既成政党よりもずっと前から普通選挙運動を開始していたが、その後の方針転換により過激化の一途をたどった。一連の動向は、既成政党の行動に関する背景として注目に値する。第5節は本章の結論である。

2. 1 なぜ既成政党は変化したのか

普通選挙と政党をめぐる問題に関しては、先行研究ではあまり言及されない隠れた重要争点がある。それは、果たして既成政党は体制側なのか否かという問題である。たとえば、「政党は帝国主義体制を支える政治的エージェントとしての機能をはたそうとするものであった」(金原 1967: 267)という視点は、既成政党が寡頭制側であったことを言明している。既存の体制を変える理由など、既成政党にはなかったのである。ゆえに、政治運動をリードして政府と対決するという現実の出来事は、政党にとって「予定外」のことであった(信夫 1968: 891; 松尾 1989: 178)。政党は元来より官僚と対立するつもりはなかったという意見が正しいとすれば、政党は寡頭支配者や国家官僚制のパートナーのような存在であり、

これらの支配層とともに旧来的な帝国秩序(労働者と小作農を抑圧する専制支配)を維持する目的を持っていたことになる。こうした説は今でも受け継がれているが、現在ではやや修正主義的な立場がある。それは、既成政党が名望家支配の限界ないし名望家秩序の機能低下を認知し、既得権益を守るために諸問題に対応していくというものである(伊藤 1987; 小関 1993; 源川 2001; 季武 2011)。諸問題とは、労働者や小作農の利害に関するものであり、企業経営者や地主に対する反発として騒動に発展することもしばしばであった。第一次大戦直後の経済発展と大正デモクラシー運動の潮流のなかで、政党は既存の支配体制を維持しつつ新状況に対応するために、「改造」を実践するしかなかったというわけである。つまり、修正的な見解においてもなお、政党は既存の寡頭支配を打破する積極的理由を持たなかったのであり、寡頭支配者との対決は予定外であったとの解釈は棄却されていない。

ほとんどの論者は、既成政党が同じように新状況に対応していった様子を描くが、普通選挙運動についてもっとも詳細な記述を提供する松尾尊允の研究は、特に憲政会がさきがけとして(政友会よりも明らかな)変化を示したことを指摘する(松尾 1989)。松尾は、憲政会が党勢拡張のために普通選挙をリードしたことを認めつつも、それを民主化や体制変動とは結びつけなかった。彼の研究は従来説が見落としてきた「急進派の普選運動指導における独自の積極的意義」(松尾 1989: 458)を意識した考察であり、全体を通して憲政会の意図は反復的に示唆される。しかし、彼はその著書においても、なぜ憲政会が積極的に政治運動に関わっていったのかという問題に正面から取り組んでおらず、わずかに、「憲政会の大勢を占めるものは、労働者に議会への幻想をふりまき、あわよくば憲政会の得票源に取込もうとの意図であった、と私は推定している」(松尾 1989: 463)と脚注で言明しているにすぎない。名望家支配の改造を主張する研究は、政党の新戦略が体制変動に与えた影響を主題として考察しておらず、既成政党と普通選挙導入ひいては制度的民主化に関する因果的説明が不十分である。

本稿は、この因果関係は2つの重要な意味を含んでいると考える。1つは憲政会の勢力拡大と政権獲得の意図が普通選挙制導入の背景にあったこと、換言すると、憲政会は自党の利益のために普通選挙を主張した。もう1つは、制限選挙に不満な憲政会が普通選挙実現というコミットメントを掲げたことで、制限選挙で比較的満足していた政友会も最終的に普通選挙の提案に追従せざるを得なかったことである。本章および次章では、第2党憲政会を軸とする民主化運動の動きが、民衆というよりも政党自身の立場を改善するために、第二次護憲運動として知られる政治的機会を土台にして最終的に制度設計に反映されてい

く様子を描く。民主化における政党の究極的な目標は寡頭制の打破と排他的な政権確保にあったのであり、多くの政治家は寡頭支配の擁護にまわったことなどなかったのである。この意味においてのみ、彼らは明確に反体制側であった。

上記の問題から派生する重要争点は、随一の大政党であった政友会が分裂した理由である。その火種は清浦内閣にあった(岸本 1985: 22-24)。この問題に関して重視されてきた人物は、政友会総裁派(主流派)で党幹部の横田千之助である。横田の一派は、党内改革を唱え、のちに憲政会や革新倶楽部と歩調を合わせていくことになる政友会の残党派(少数派)である。それと対立した床次派は、離党して政友本党をつくり、清浦内閣を支持する立場を鮮明にした¹。どちらの派閥も政権を第一に考えて行動していたのはいうまでもない。伊藤(1984a: 116-117)によれば、横田派は党の分裂を避け、清浦内閣の与党という安易な道を選ぶこともできたが、党の政策的行き詰まりと民衆の政友会不信をおそれ、敢えて護憲三派を結成する道を選んだという。政友会主流派は、(主流派の主観において)党の衰退に陥る可能性のより高い選択肢に固執する非主流派を自重させる必要があった。しかし、主流派は協力への道を進んだため、非主流派は決定的な離党を果たした。離党者の数は政友会全体の過半数に及ぶ大分裂であったが(近藤 1959: 8)、主流派はそれでも方針を変えようとしなかった²。非主流派の保守的抵抗を所与とするかぎり、政友会は分裂というかたちをとらなければ、憲政会や新勢力に出し抜かれて不運な結末をたどったのかもしれない。一連の動きを説明するうえで肝心なことは、憲政会のコミットメントが同党に民主的リーダーの地位を与え、ゆえに政友会をフォロワーの位置に追いやったということであり、政友会の変化は政友会の行動とそれに先立つ憲政会の戦術を同時に考慮しなければ十分に説明できないのである。

最後に重要な争点として、社会主義者の普通選挙に対する動向がある。彼らは、一部の自由主義者とともに明治期において最初に普通選挙を提唱した勢力であり、制限選挙下での議会進出すら考えていた(実際、政党をつくって選挙に出馬したこともあった)。しかし、それにもかかわらず彼らは路線を変えることとなり、次第に過激さを増していく。普通選挙を目前にしたとき、左翼陣営はかつてのような現実路線に回帰し、その多くは共産党と対立したが、それでも共産主義者との完全な訣別は難しかった。このような隘路を辿ったことは、左翼政党の成長を遅らせる結果となった。本章では、この様子を既成政党躍進の

¹ この反主流派は、相対的な意味で上記の体制側という記述がもっともフィットする。

² 1924年総選挙の結果、政友本党は第2党、政友会はそれにわずかに及ばず第3党となった。

背景として重視する。もし左翼陣営が現実主義者として正当な方法を遵守していたとすれば、ややもすれば憲政会の躍進は阻害されていた可能性があるからである。

2. 2 民主化のメリットと政党の協力

本節では、既成政党の普通選挙に対する姿勢の違いについて検討する。憲政会は普通選挙の守護者として、大幅な選挙権拡張に肯定的であった。その一方で、政友会は非常に曖昧な態度をとっていた。この差は何から生まれたのか。そして、なぜそのような差異にもかかわらず、協力関係は成立したのか。

得票の利得構造

第1章で論じたように、政党にとっての民主化は $f: X \rightarrow Y, g: Y \rightarrow Z$ のように段階的に考えることができる。ここでは選挙制度の効果を固定し、有権者人口 x の最大化問題について考える。その他の仮定は次の通りとする。

$$(A1) \quad y(L)^{t-1} < \frac{1}{2} \leq y(C)^{t-1}$$

$$(A2) \quad \varphi_L(x) = \max (y(L)^t - y(C)^t) \text{ s.t. } x^t > x^{t-1}$$

まず、選挙によって得票シェア y が確定する。政党 L は $(t-1)$ 期において C に劣る規模の少数派であるため、 $A2$ の目的関数 ϕ を持つ。すなわち、 L は t 期において C との得票差を最大化する誘因を持ち、それは有権者人口の操作によって達成される。このとき、 L が選挙権拡張のコミットメントを提示する必要条件は、

$$(P1) \quad \partial y(L)/\partial x > 0$$

$$(P2) \quad \partial y(L)/\partial x > \partial y(C)/\partial x$$

である。 $A1$ と $A2$ より、 $P1$ と $P2$ の両方が成立しなければ、 L は x を改善する誘因を持たない。つまり、 $y(L)_x \leq 0$ および/または $y(L)_x \leq y(C)_x$ のとき、 L は $(t-1)$ 期の状態を脱することができず、他条件同一であれば (other things being equal)、 C に継続的に敗北する。その一方で、政党 C はそもそも y について現状維持が好ましいため、 L が選挙権拡張策をとらないかぎり、 C も敢えてそれに乗じる理由はない。しかし、もし政党 L が拡張策を選

	拡張	維持
拡張	3, 2	2, 1
維持	1, 1	1, 2

表 2.1 政党の対応と利得行列

択するのであれば、*C* も同様に対策をとらなければ敗北する可能性が増える。よって、*C* は一般的に *L* の行動を所与として戦略を選ぶ必要があるが、*L* は *C* に対する支配戦略を有する。この利得構造を表わしたのが表 2.1 であり、行プレイヤーは *L*、列プレイヤーは *C*、そして灰色のセルは均衡を意味する。これは、政党が自己利益のために普通選挙に向けて協力するということである。

1920 年代初頭、政友会政権は普通選挙の導入に抵抗した。憲政会はすでに普通選挙を有利な手段と見ており、犬養毅の国民党と連携して普通選挙法案を同政権に突きつけた。憲政会総裁は、「憲政会が率先して普選を唱えることを党の利益と考える人は多いようだ」(近藤 1959: 55)と党内の様子を観察した。普通選挙への取り組みについて、憲政会幹部であった若槻礼次郎は、次のように回想した。

原内閣のとき、憲政会は普通選挙を主張したのであるが、それを取り上げるまでには、かなり長い期間を要した。憲政会の中には、早くから普選を唱えて[いた]……仲間も少なくなかったが、容易に党議となるに至らなかった。一方政友会が多数を占めているのは、**制限選挙の下に地盤を固めている**のであるから、この局面を打破するには、普通選挙を行い、理解ある多数の人々に、選挙権を拡張すべきであるということで、だんだん普選論者が多くなり、今までの常連以外、党の中堅分子が盛んにこれを唱えるようになった。(若槻 1983: 234)

普通選挙法案が多数派の政友会によって否決される運命にあったとしても、選挙権を持たざる人々のあいだで憲政会に対する良い評判を確立できるならば、敢えてそうするだけの意味があったのである。実際、若槻は当時の総選挙において次のような印象を持った。

選挙演説の聴衆には、選挙権のない者も多い。それに対して、日本人は誰でも選挙権を持ち政治に

参与すべきだというのだから、非常に受ける。その時の選挙には、われわれは負けたけれども、将来に勝つべき種子を、この時に植えつけたともいえるのである。（若槻 1983: 236）

憲政会は制度変更によって政友会の優位を打破するという動機づけがあったため、普通選挙制を公約として掲げ、大正デモクラシーの理念を推進する方向性を容易に持ち得た。他方、制限選挙によって絶対多数かそれに近い状態を保ってきた政友会は、選挙権を拡張することで自党の運命はどうなるのかという疑問について、憲政会ほどの自信を持てなかった。だから、政友会は政党間協力を通して普通選挙の提案をサポートしておきながらも、表立ってそれを自党の政権公約とすることができなかった。ここに一種の不確実性があった。政友会の党内では、選挙制度について現状維持を有利と見た保守派の派閥が離党したが、主流派は大正デモクラシーの潮流に追随して政友会の看板を守った³。こういう過程があって、政友会は「第二憲政会への道」（坂野 2006: 128）を進んだといわれる。ただ、依然として、政友会は普通選挙への姿勢を党としては決められなかった（横山 1985: 609）。民主化の行く末を決める 1924 年総選挙において、憲政会が「普選即行」を党是として掲げた一方、政友会は普通選挙自体を党議として決定することができず、結局「各候補者の自由意思に一任する」という当たり障りのない態度をとったのである（岸本 1985: 26）。

以上の説明からわかるように、政友会の分裂をめぐる一連のやりとりは、憲政会が漁夫の利を得た単なる内紛として見るのではなく、憲政会の戦略の変化が政友会のベストな対応戦略を変えたゲーム的状况として捉えるのが適切である。

2. 3 憲政会の先取り

憲政会と政友会には多くの共通点が見られるため、既成政党という 1 つの括りで論じられることが多い。特に、両党を保守政党として同一視する「既成政党史観」（坂野 2010: 263）は歴史学で主流をなしてきた。既成政党というフレーミングは、2 つの党がほとんどすべての事柄について同類であったかのような印象を与えてしまったのである。しかし、それでは実際の政策的対立や選挙結果の大変動は説明できない（本稿第 3 章を参照）。さらに、民主化に対する政党の温度差は説明できず、憲政会が第 2 党としての不遇を受けていた事実も看過されてしまう。普通選挙に対する憲政会の選択問題が政友会とは構造的に異

³ 個別議員による離党選択は、自分の選挙区事情に照らしたか、そうでなければ派閥の領袖にしたがったかのどちらかによって決定されただろう。

なるものであったことは、前節で示したとおりである。本節は憲政会の動向を中心に記述し、前節で示した既成政党の変化の様子を統計的に検証する。

躍進の前兆

米騒動の混乱が収束し、原敬の政党内閣が成立すると、普通選挙運動は再び活性化した。普通選挙運動は当初より政党の指導下にあったと考えられる。当時の運動には全国的に統一された組織がなかったため、憲政会議員の指導により全国規模の連合会が設立された⁴。連合会の結成を呼びかけた憲政会議員は、単に人々の組織化を実践しただけでなく、集会の計画、指導、そして財政的支援をも行なった。さらに、憲政会は各地の政治団体を傘下に置き、また類似する団体を創設することで党と市民の媒介組織を全国規模で増殖させていった(以上、松尾(1974, 1989)を参照)。その際、各県の組織にボトムアップの機能を設けたり、初期の労働争議をリードしたりすることで、憲政会は1922-24年にかけて入党者を急増させることに成功した(小路田 1980)。こうして多くの非有権者は、普通選挙という大義名分のもとに憲政会に吸収されていった。

一般に、憲政会が普通選挙を提唱し始めた1920年総選挙は、政友会の圧勝に終わったと理解される。確かに、全国的趨勢は政友会の勝利であり、制限選挙下の有権者は普通選挙を拒絶したと解釈されて当然であった。しかし、都市の結果に注目した場合、逆に政友会は惨敗しており、憲政会は勝利していたことが判明する。松尾(1989: 185-186)によれば、大都市における普通選挙反対派の当選者は計50人(152,866票)であったのに対し、賛成派の当選者は計62人(160,339票)であった。制限選挙にもかかわらず、一部の選挙区では憲政会支持者を中心に、普通選挙を肯定(ないし容認)した人々が多数派を形成していたのである。一般に憲政会といえば、都市のビジネス・グループから支持を集めたブルジョア政党として知られているが、同党が熟練労働者を動員することは可能であった(松尾 1989: 186-187)。憲政会は1922年の議会に、疾病保険法案、治安警察法改正案、労働組合法案、失業保険法案、職業紹介所法改正案、工場法・鉱業法改正案、および普通選挙案を提出しており(小路田 1980: 9)、これらの法案の成否は問わず、提出すること自体に労働者へのシグナルの意味が込められていた⁵。新たな戦術は功を奏したのであり、1921年以降

⁴ 連合会が憲政会の急進派によって築かれたのに対し、のちにつくられた全国普選断行同盟は憲政会の党自体が実質的な指導権を握って運営された(松尾 1989: 220)。

⁵ 憲政会／民政党の支持なしに内務省から労働法案が提示され、議会に提出されることはなかっただろう(Garon 1987: 122)。

の補欠選挙での憲政会の勝利は躍進の始まりを裏づけていた(松尾 1989: 213-214)。その後も、「たしかに民政党は普選の時代に対応して新有権者の支持を得るため、政策面により具体的な努力をはらったといえよう」(栗屋 1983: 91)と評されるように、同様な姿勢を維持していった。憲政会が新党(民政党)をつくる際、(政友本党のみならず)左翼政党と合同するための交渉も準備していたという事実は(馬場 1931: 388)、それだけ憲政会が労働者を味方につけることに真剣だったことを意味する。政友会は逆に消極的な姿勢を維持したが、政権公約の面では修正が見られた⁶。憲政会が自党の新方針に自信を持てた一方で、ジレンマに置かれた政友会が総選挙での勝利にもかかわらず、党内改革の必要性に迫られたのはもったもなことであった。

1924年総選挙では、憲政会が比較第1党となった。政友会にとってそれは意外なことであり、自党が第1党の地位を得ることを確信していたと一般にいわれる。たとえば岸本(1985)は、特に政友会幹部が手はずまで整えて、連立政権の分配問題を憲政会と事前協議したのは、自党が護憲三派のなかで多数派になれる自信を持っていたからだという。しかし、史実はそれとは逆のことを示している。ここでいう事前協議とは、憲政会と政友会の幹部間で交わされた確認のことである。横山(1985)の付録「第二護憲運動秘史」(p.30)によると、政友会側が「大命を拝したる其の[第1党]党首は必ず友党の党首又は最高幹部に入閣を乞い、所謂連立内閣を組織して以て鞏固なる内閣を造る」ことを要求したのに対し、憲政会側は「[そ]の趣旨には異議なきも、必ずしも之を承諾するや否やは保留を乞う」と回答した。これは憲政会が、自党が優位であることを予想していたがゆえの反応である。同時に政友会もそう予測していたからこそ、あたかも分け前(協力の対価)を要求しているかのような提案を憲政会に持ち出したのである。つまり、政友会は憲政会に対して、「単独政権や政友会抜きの内閣をつくるな」と警告していたのである。

戦前の政党が民主化の前後において、市民の声を従来よりも積極的に取り入れようとしたことは確かである⁷。既成政党が政務調査会の活動を充実させたのは、そういう事情による(栗屋 1983: 90)。1930年代において、既成政党の地盤が依然として強固であった理由もそのような姿勢に求められるだろう(伊藤 1984b: 186)。ただし、普通選挙下の政友会は表向きは進歩的な政策を一部掲げておきながら、社会政策に関しては依然として消極的であった。そこには、より進歩的な法案に関して民政党よりも早く機先を制しておけば、そ

⁶ 政友会の政策上の変化については、伊藤(1987)が詳しい。

⁷ 個別事例については、たとえば岩村(1975)、伊藤(1987)、および重松(1994)を参照。

の後の選挙において自党が優勢になるという計算が働いていた(佐治 1986)。しかし、労働者はそのことを知っていた。政友会が大勝し、民政党と左翼政党が負けた 1932 年総選挙の結果を受けて、総同盟は「社会政策絶望時代」と嘆いたが(坂野 2006: 138)、それは現実の認識において労働者が政友会の社会政策案を信用していなかったことによる。一方で、民政党による所得再分配と社会福祉の実現というコミットメント(季武 2011: 129)が功を奏したのは、実際に積極的姿勢が見られたからである。労働者が左翼政党の弱さに失望し、なおかつ政友会の無関心に落胆するなか、民政党への期待と評価を上げていくという帰結は、憲政会／民政党の思惑どおりであった⁸。

比較分析

表 2.2 は民政党／憲政会と政友会の得票率を比較した結果である⁹。表中の平均値は、第 1 章で示したとおり、民主化を前後して民政党の規模が大きくなったことを示しているが、ここに示された標準偏差からは、両党ともに得票のばらつきが縮小していたことが確認される。それだけ選挙結果の趨勢が安定したということである。これらの平均値について、共時的(cross-sectional)または通時的な(inter-temporal)仮説を検定した結果が表 2.3 である(灰色部分は採択される仮説)。ただし、M は民政党得票率、S は政友会得票率、PRE は民主化以前、そして PST は民主化以後を意味する。まず、通時的な政党内比較として、民政党の得票率は民主化の前後で有意な差が認められる(1)。同様に、政友会得票率は民政党ほどではないが、ポジティブな変化があった(2)。つまり、戦前日本の保守政党は、総体的には選挙権拡張のダメージを決して受けなかった。共時的な政党間比較では、民主化以前の得票率は、民政党と政友会のあいだに明確な差異が認められるが(3)、民主化以後はそれが認められない(4)。以上の量的分析から、既成政党の 2 党は民主化を経て、ともに自己の立場を強化することに成功したといえる。こうした結果への期待こそが、政党の民主化に対する政治的誘因を形成していたのである。

国政における選挙制度改正を受けて、地方議会でも普通選挙の導入は断行された。1923-39 年における府県会議員選挙の結果(総計)は図 2.1 のとおりであり、そこでは民政党の上昇傾向と、両党が総議席数の半分程度のところに向かって収束していった様子が見て

⁸ たとえば、Duus (1968), Gordon (1991), および坂野(2006)を参照。

⁹ 第 2 部において図表で示される量的結果のうち、出典が示されていない結果は、川人貞史・川人典子(1997)『衆議院総選挙候補者選挙区統計』のデータより算出されたものである。

	民政党		政友会	
	民主化以前	民主化以後	民主化以前	民主化以後
平均	24.1	41.8	39.8	42.6
標準偏差	31.4	14.1	36.7	15.8

民主化以前 : $N = 2915$, 民主化以後 : $N = 593$.

表 2.2 既成政党得票率

	H_0	H_1	t 統計量
(1)	$M_{PRE} = M_{PST}$	$M_{PST} > M_{PRE}$	21.651
(2)	$S_{PRE} = S_{PST}$	$S_{PST} > S_{PRE}$	2.997
(3)	$M_{PRE} = S_{PRE}$	$S_{PRE} > M_{PRE}$	17.597
(4)	$M_{PST} = S_{PST}$	$S_{PST} > M_{PST}$	0.928

表 2.3 得票率に関する仮説検定

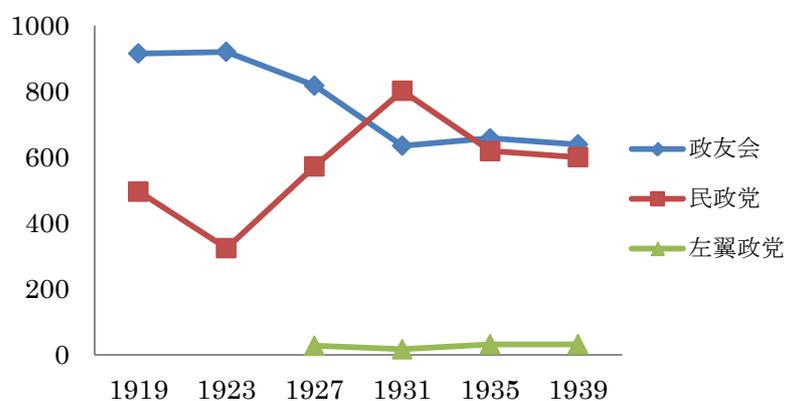


図 2.1 府県会議員選挙の議席数総和の推移

出典：東京政治経済研究所(1930)および山室(1993)をもとに作成

とれる。地方の普通選挙は市会と町村会でも行なわれたが、それらの平均的趨勢が既成政

党の複占と大きく異なっていたとする報告は存在しない¹⁰。

2. 4 社会民主主義政党の隘路

この節では、社会民主主義者の政治的動向を観察し、なぜ彼らが労働者階級のリーダーとなることに失敗し、結果的に憲政会の労働者動員を助長することになってしまったのかを明らかにする。この事実は、既成政党の成功を決定する要素の1つでもあったといえるため、左翼の敗因を知ることはその意味でも重要である。

第1段階：明治の社会主義者

日本初の社会主義政党であった社会民主党は、綱領の冒頭に普通選挙の実現を掲げていた。「普通選挙権の獲得は、社会主義者にとっては自明的な要求のように考えられ、何人もこれに疑いをもっていなかった」(山川 1961: 252)という。初期の社会主義者は、このように普通選挙を足がかりに日本の労働者政党を発展させようとした(太田 1971: 8-9)。彼らはドイツの社会民主党(SPD)をモデルにして、中産階級を中心とする議会主義を志向していた(三谷 1968: 71)。しかし、初期の左翼陣営の構成員には労働者がほとんどおらず、政治的関心の強い知的青年が組織の中心であったため、「労働者階級と社会主義運動との間には全くつながりはなかった」(山川 1961: 378)。つまり、彼らは大衆運動を巻き起こすための人的資源および財源をまったく欠いていた。初期段階の現実には、彼らが理想とした労働党の建設に対して致命的問題を残すこととなる。

明治の社会主義者が普通選挙を看板にして運動を一定期間継続できた理由の1つに、同じ目標を持つ自由主義者との提携が挙げられる(松尾 1974, 1989)。この時点で普通選挙を提唱した自由主義者は主に議会の外に置かれた人々であったが、それでも左翼が既存の勢力と連携することは、市民からの認知ないし社会的浸透といった点でより効率的であった。しかし、1904年に始まった日露戦争をきっかけに、自由主義者側が戦争を支持し、社会主義者は反戦の姿勢をとったため、この提携は一部を残して大半が失われたという。このことについて、松尾尊兌は次のように指摘している。

¹⁰ 市町村レベルでは、大都市を除き選挙区が設けられなかったため、事実上の大選挙区制が採用されていたとみなせる(栗屋 1983: 185)。栗屋(1983: 203)および大門(1993)によると、農民運動が盛んなところでは、小作人出身の左派議員が一定数いる議会もあったという。下位のユニットに行けば行くほど、立法府における既成政党の支配が弱まっていた可能性はあるが、そこに大選挙区制の効果があったかどうかは不明である。

自由主義者と社会主義者の公然たる提携という普選運動の伝統が……消滅したことは、普選運動に対する社会主義者の影響力を著しく弱め、運動がやがて既成政党に指導権をにぎられて行く遠因となった。(松尾 1989: 143-144)

三谷(1995: 320)もまた、社会主義者と自由主義者の提携の成否が普通選挙運動の政治的実効性と普通選挙制そのものの性質を決めるものだったとする。こうした見方に対抗する従来説は、社会主義者に対する政府の取締りが厳しすぎたから、彼らは何をやっても無駄だったというものであるが、取締りや抑圧を強調して左翼政党の挫折を当然と結論づけるのは非常に粗雑な論法であり、左翼自身が近代日本の多元的社会のなかで生存できた可能性や経路は考慮されるべきである。

第2段階：極左的傾向

明治の終わりから大正中期にかけて、革命論が支持を獲得する転換点が訪れた。第一の転換は、1910年に起こった大逆事件の影響による挫折(冬の時代)であり、第二の転換は、原政権下の1920年総選挙から判明した、有権者による男子普通選挙制の拒否に端を発する(松尾 1974)。さらに、ロシア革命からの思想的影響、戦争を支持するSPDへの懐疑論、そして幸徳秋水の直接行動論も、左翼リーダーの意見を変える判断材料を提供した(三谷 1968)。三谷によれば、1917年のロシア革命は、日本の社会主義者の論調を3つに分けた。第一にアナルコ・サンディカリズム、第二に国家社会主義、そして第三にマルクス主義である。どれが選択されるにしても、社会民主主義という穏健路線は支持を失っていたわけである。

アナルコ・サンディカリズムを意味する直接行動論は、幸徳秋水によってリードされた。幸徳の影響は大きく、すでに1907年の段階において日本社会党は普通選挙を党是としない旨の決議を党大会で行なった。左翼リーダーの1人であった山川均の回想によると、

この大会によって、社会主義者の普選運動は事実上終りを告げ、ついに再び取り上げられなかった。普通選挙[は]……社会主義者の政治運動の伝統的な、ほとんど一枚看板といってもいい目標となっていた……があのようにわけもなく棄て去られ、急角度の方向転換のできたのは……一つには、幸徳という非凡な人物の影響力と、この人が当時の運動のなかにしめていた指導的な地位とによることはむろんであるが……普選運動が大衆運動には発展しなかったこと……も、この運動を未練げな

く捨て去ることをたやすくした。(山川 1961: 269)

幸徳の影響だけでなく、社会党が大衆的背景を持たないことも、過激化への方向転換を容易にした。彼らは労働者の現実的需要を理解せず、徒に観念論を闘わせるレベルにとどまっていたという意味で未熟であった。山川は、議会主義か直接行動かという選択肢が日本で論じられたのは大衆による支えがなかったからだを指摘したが、それはつまり社会党が大衆的支持を獲得できていれば、左翼の議会主義路線はより確実だったことを意味する。仮に明治期において大衆の“自覚”が遅れたとしても、労働争議が頻発した第一次大戦前後までに左翼陣営が現実主義路線を継続して労働者の動員に成功していたならば、民主化以降の左翼政党の選挙結果は現実よりもはるかに改善されていたといえる。

第3段階：議会への方向転換と続く葛藤

大正に入ってデモクラシー運動が活発化していくなかでも、「実際にはなかなか観念的な革命主義の古いカラを破ることができなかった」(山川 1961: 414)と山川は回顧した。しかし、彼は日本共産党の創設に関与した主要人物の1人として、大衆のいない社会主義という一種の矛盾に直面し、最初の普通選挙を目前に共産党と離別した。そのときに山川が著したのがいわゆる「方向転換論」であるが、彼の提言した方向転換とは、議会主義と直接行動の併用であった。議会主義と革命主義をめぐる葛藤は、当時の左翼陣営のなかで再度問われることになり、共産主義者と社会民主主義者の対立は一層明確になっていった。それまで空想的イデオロギーを浸っていた社会主義者の大半は、現実世界を取り戻して地道な政治権力獲得への志向を強めた。しかし、議会主義への正式な転換(回帰)は1924年であり、すでに第二次護憲運動がはじまった時期であった(升味 1988: 134)。既成政党が再編をはかろうとしていたこの時点で、左翼政党が選挙の地盤をほとんど持っていないのは致命的であった。

左翼の方向転換を促した要因が普通選挙にあったことは明白である。普通選挙を忌避してきた共産黨員も、その意義を渋々認めざるを得なくなっていた。しかし、日本の極左勢力によくあることだが、共産党は議会主義者に対する敵意が強く、ブルジョア政党批判よりも社会民主主義勢力への攻撃を主たる活動としていた。共産主義者の選挙肯定は、議会

主義への転向を意味しなかったのである¹¹。実際、共産党は社会民主主義政党への妨害の意味も込めて新党結成を考えていた(渡辺 1963: 149)。

左翼陣営にとって、普通選挙はいかなる効用があったのか。選挙結果を考慮すると、左翼政党が一定の支持を獲得し、それをもとに徐々に支持層を育てていくことは可能であったと考えられる。1930年代後半にいたるまで、東京、大阪、兵庫、福岡といった都市部を中心に、左翼政党を支える労働者の基盤が形成されていったが、もしそれが十余年にわたる左翼政党の成果であったとすれば、明治時代からの長い時間を通じた地道な活動は現実の何倍もの結果をもたらしたのかもしれない。共産党が衰退していくなかで、議会主義を信じた合法左翼勢力はその路線の正しさにさらなる自信を深めたが(山室 1986: 15)、そこには普通選挙を経た彼らの確かな実感があったのである。

当時の代表的知識人の1人であった河合栄治郎は、1930年代後半に見られた左翼政党の躍進について、本来ならば最初の普通選挙直後(1928年)にそれが可能であったにもかかわらず、日本の労働運動界の共産主義的傾向が議会内活動を軽視したために、左翼政党の成長が遅れたと指摘した(坂野 2010: 215)。戦前日本の左翼政党は、イデオロギー色が非常に強く、過激な論調ほど(空虚を満たすため)歓迎されるという雰囲気があったことは否めない。そのことが西洋諸国のような社会民主主義の発展を阻んだ可能性もある。左翼陣営の穏健化は、日本の人々が社会民主主義という未知のものを受容するうえで鍵となっていたはずだが、左翼指導者の多くは観念論や希望的観測に逃避するかたちで穏健化に失敗したのである。

2. 5 結論

本章では、普通選挙を目前にし、それに対する選好が異なっていた2つの政党がなぜ協力できたのかを説明した。それは同時に、民主化後の政党システムを形成する歴史的背景を追究する作業でもあった。憲政会と政友会という2つの既成政党は、得票上の利得構造から異なる選好が形成されていたため、一見して民主化への協力は困難なように思える。しかし、以下の過程を追跡すれば、むしろ協力は均衡結果であったことがわかる。憲政会は自党の利益にかんがみ、普通選挙に肯定的であった。同党は支持を拡大するために「退

¹¹ 1928年総選挙のときに配布された『赤旗』には、「共産党は立派な軍隊だ。プロレタリアの軍隊である。日本共産党は今日即時に武装しなければならぬ。武器と軍隊とを持たずして革命は成就しない」(立花 1978: 159)と明記されており、依然として暴力志向を強調していた。

路を断つ」ための民主的コミットメントを發し、自己の戦略を規定することで民衆の支持を増やそうとした。それを知る政友会は、自党もそうした流れに参加しなければ衰退するかもしれないという危機感を抱いた。そのため、政友会は憲政会の動向に(少なくとも表向きは)追随せざるを得なかったわけである。つまり、憲政会のコミットメントが自党の戦略のみならず、また政友会の最善戦略をも変えたことで、政友会は憲政会に協力せざるを得なくなったといえる。したがって、最終的に憲政会議員と分裂後の政友会議員が結束できたのは、彼らが普通選挙によって自己の選挙事情や党の不十分な勢力を改善できると考えたことによる。選挙結果から見る既成政党の変化もそれを裏づけている。一般に、名望家政党は大衆政党に淘汰される運命にあるが(リード 2006: 60)、戦前日本のケースに関していえば、第一に 1920 年代の既成政党は名望家政党の地位を脱していたこと、そして第二に、左翼政党は大衆政党としての資格を有していなかったことが本章を通して確認された。

憲政会という自由主義政党の利己的な政治目標が一国の政体を民主的な方向に変えるという考え方は、大胆でありながらも一般的な枠組みとして戦前日本の民主化を説明できる(第1章を参照)。マクロの視点から民主化を見るときはデマンドサイドからのアプローチが多いが、本稿における民主化の歴史的説明は、供給側の目的関数を重視するサプライサイドの立場にもとづいている。市民が自発的に活動した出来事は、事件や争議というかたちで明治時代から昭和初期まで多数露呈したが、普通選挙権の要求に関する政治的運動は、憲政会所属のリーダーの手助けがあつて人々を結集させることが多かったのである。政党はその勢いを利用することで自己利益を追求し、結果として大正デモクラシーの理念を部分的に充足することができた。

3 なぜ中選挙区制か

本章は中選挙区制の起源をたどる。通説では、1925年に連立内閣が選択した中選挙区制を妥協と見る傾向がある。すなわち、「研究上その意図は必ずしも十分に明らかにされておらず、小選挙区・大選挙区の長所・短所を折衷する形で妥協がなされたと考えられることが多い」(季武 2004b: 169)。しかし、集合的意思決定は実質的な全会一致を除いてすべて妥協であるから、一般に妥協という結論は実際の決定メカニズムを何も説明しない。この章では、第1章で言及した関数 $g(y)$ に相当する部分を考察し、政党による制度設計の意図を明らかにする。

第1節では先行研究を振り返り、通説の限界と新たな争点を取り上げる。すなわち、なぜ中選挙区制だったのかという問いは、なぜ小選挙区制ではなかったのかという問いとほとんど同等である。第2節では、単独政権を目指す政党は小選挙区制を採用するのが最適であるということを、選挙動員の観点から理論的に説明する。そして、単独政権を狙う政党が小選挙区制を好まないということは、別の事情がそこにあるからだという仮説を立て、次節に進む。すなわち第3節は、より一般的に見て政権政党は何を基準に選挙制度を選択するのかを考える。ここでは、政党には獲得する最小議席数を最大化する誘因があり、また政権政党は過去や現在の制度環境から一定の制約を受けるかたちで新たな選挙制度を選ぶという可能性を指摘する。第4節は、以上の枠組みをもとに憲政会中心の連立政権の選択を検証する。中選挙区制の選択は憲政会の利己的な目的と合致しており、それはリスク回避的な態度を示していた。その選択肢はコンドルセ勝者として必ず与党内で選択されるようになっていた。しかも、小会派の革新倶楽部が連立に参加したことは、憲政会の求める制度設計が成就するうえで事実上の必要条件であった。従来の議論では、憲政会と政友会の選好や動向にだけ注目が集まり、小会派にすぎない革新倶楽部の意向は軽視されてきた。しかし、党の規模が小さいという理由から同党の交渉力も小さかったとみなすのは適切ではないのである。このことは、なぜ憲政会と政友会だけの連立が成り立たず、しかし革新倶楽部まで余分に政権に参加することになったのか、つまり、なぜ連立政権規模は最適ではなく過大になったのかという疑問を解く手がかりを与える。第5節では、選択された *SNTV* (single nontransferable vote; 中選挙区制) の効果が実際にどれだけ有効であったかを量的に測定する。その方法は比較によるものであり、現実の *SNTV* における総選挙結果と *SMSP* (single-member simple plurality; 小選挙区制) を想定した仮想の結果を並置して検証

する。分析結果によると、民政党は初めての国政普通選挙において政友会の絶対多数を阻止できたが、その代償として 1930 年代後半では自党が絶対多数を取りこぼす結果となった。中選挙区制という初期のリスク回避的選択は、民政党が一大政党となったあとにはむしろ同党に損を与えることもあったわけである。最後の第 6 節は結論とする。

3. 1 先行研究

中選挙区制を採用する際、政府および内務省はそれまでに経験してきた小選挙区制と大選挙区制の短所を除き長所を生かすためと発表した。この論理はもっともらしく、選挙区規模の両極に短所が見出せる以上、そのあいだにある中庸の位置に定員数を新たに設定すれば、選挙上の弊害が最小化できるというわけである¹。しかし、中選挙区制の採用が単に選挙運動や民意の反映といったことに関する効率性の改善手段として提示されたとすれば、それは表向きの発言にすぎず、政治家の思惑とは必ずしも一致しない。

この争点をめぐる第一の解釈は妥協と客観的合理性である。岸本(1985)は、政府の発言は中選挙区制の採用理由を明らかにしなかつつも、その与党である「護憲三派」の政治的妥協に加え、選挙区の平準化に根ざした「かなり抗しがたい算術的合理性」(p.33)が中選挙区制をもたらしたと考えた。しかし、上述のとおり、妥協という解答は意思決定のメカニズムを明らかにしない。さらに、選挙区的环境をなるべく均等にすることが政治社会にとって有意義であったとしても、そのために政権政党が平準化にしたがうという発想はナイーブである²。政党は、自党の立場を改善するルールが導入可能であれば、それを敢えて採らないことはない。とりわけ選挙ルールの設定は、政党の運命と個別議員の政治生命に関わる決定的重要な争点である。よって、選挙区規模や区割りをめぐる政党の議論は、あくまでも自己利益(再選可能性や政権獲得可能性)の視点から追究しなければ十分に説明できない。

第二の解釈もまた妥協を示すものであるが、それは与党 3 党の必要性から中選挙区制が採用されたとするものである。結託した 3 党すべてが各選挙区で自党候補者を当選させて地盤を維持するには、小選挙区制では都合が悪く、複数人区でなければならなかった³。

¹ 内務省は 1 2 項目にわたって大選挙区制と小選挙区制の問題点を列挙した。

² 現に岸本(1985)は、区割り設定についてゲリマンダリングが行なわれた事実を引用している。

³ 升味(1979)、杣(1986)、松尾(1989)、加藤(1989)、および Ramseyer and Rosenbluth (1995)も同様な見解を提示しており、これが通説になっている。ただし、升味は官僚案を政党がそのまま採用したとする点で、明確に官僚主導説を唱えている。

この考え方に依拠すれば、3～5人の定員設定は当時の与党候補者を基本的に平等に当選させることができたため、中選挙区制は納得のいく解決法であったのかもしれない。しかし、それならばすべての選挙区を2人区(または3人区)にすればよかったのであり、4人区と5人区を多く設けた理由はわからない。また何よりも、与党が選挙区で非協力的に平等分配できたとすれば、その効果は野党にも同様にもたらされていたわけであるから、この平等主義的解釈も依然としてナイーブである。2党制であれ1党優位制であれ、憲政会と政友会の目標は絶対多数の確保と単独政権の獲得にあった。各党への均等配分効果を強調すればするほど、複数与党と複数野党のそれぞれの規模が近似していく状況(すなわち、複数政党制)を想定することが促されるため、既成政党なканずく憲政会の意図は曖昧になってしまう。中選挙区制の成り立ちを説明するには、相対多数党となった憲政会の利己的目標を勘案しなければならない。

その意味で奈良岡(2009)は、憲政会のための中選挙区制という含意を持っているため、第二の解釈を棄却してはいないものの、新たな主張を展開している。すなわち、中選挙区制導入に関して重要なのは、「改正を主導した憲政会の意図」(奈良岡 2009: 56)であり、その憲政会の中選挙区制を比較的早い段階から提唱していた。奈良岡は、憲政会は長らく第2党という位置にあったにもかかわらず、なぜ小選挙区制を主張しなかったという問いを掲げ、それは弱者としての憲政会が大敗を避けるためだったという。この問題は中選挙区制の意図への手がかりとして重要であるため、本章でも考察することにする。

3. 2 動員効果：単独政権と小選挙区制

ここでは、まず単独政権(過半数)を目指す政党にとって小選挙区制がもっとも望ましいことを選挙動員の視点から理論的に示す。1924年総選挙直後の憲政会とそれ以後の民政党にとって中選挙区制は選挙動員が負の効果を伴っていて、その意味で同制度は最適ではなかったのである。

斉藤淳は、日本の選挙制度が(1994年に)中選挙区制から小選挙区主体のルールに移行したことで、自民党はより少ない得票で政権を維持でき、選挙戦に必要な動員資源量も減らすことができたと指摘した(斉藤 2010: 188)。戦前日本では、原敬が導入した小選挙区制(小選挙区をベースとする相対多数決制)から、1925年の民主改革で中選挙区制に移行したため、斉藤の議論と真逆の因果関係が適用できる。すなわち、戦前の二大政党にとって、小選挙区制的なルールから中選挙区制への移行は結果として不利だったということができ、

複数人区制は動員効率性を減ずる効果を伴っていたといえる。しかし一方で、中選挙区制は一部の選挙区で集中的に得票することができるため(斉藤 2010: 186), その意味ではむしろ、特に5人区において、二大政党や左翼政党は各々の傾向を活かすことができたといえるのである(本稿第4章を参照)。

斉藤(2010)では小選挙区と3人区のケース比較しかしていないため、以下ではその一般化を行ない、一定の含意を示す。まず、小選挙区制や中選挙区制等の相対多数決制における当選の十分条件(クォータ)は、 $1/(k+1)$ の得票率を得ることである。ただし、 k は選挙区定数とする。また、「有権者が同質的であり、複数候補者を擁立する政党が、候補者間で均等に得票を分割」(斉藤 2010: 186, 脚注 120)するものとし、単純化のために全国選挙区の定数が同一であると仮定する。そして、政党は単独政権を目指すため、全議席の過半数を得ることを選挙における唯一の目標にしているものとする。

以上の仮定を所与とするとき、政党が獲得すべき得票率は、 $1/(k+1)$ に $k/2$ をかけたものである。すなわち、

$$\frac{k}{2k+2}$$

が議会で絶対多数を得るときの得票率の閾値である。中選挙区の定数を代入すると、3人区の閾値は37.5%、4人区は40%、および5人区は41.7%(小数点以下第2位で四捨五入)となる。小選挙区の閾値は25%であるから、中選挙区の平均である4人区ではさらに全体の15%の票を追加的に回収しなければ、単独過半数は(理論上)とれない。

しかも、政党に必要な得票率の閾値が増加すればするほど、同党の動員が生む総費用は逓増するものと考えるのが自然である。得票率の閾値 $k/(2k+2) = \tau$ 、動員費用を c とすると、 $c_\tau > 0, c_{\tau\tau} \geq 0$ であり、 $c(\tau)$ は擬凸関数である⁴。さらに、 k が漸増していくときの τ の変化は、

⁴ このことを換言すると、次のようになる。すなわち、1次元空間において、ある候補者(または政党)を P 、そして3つの選挙民グループを $V_i \in \{1,2,3\}$ と設定すれば、

$$c(V_1) \geq c(V_2) \geq c(V_3) \text{ where } |P - V_1| > |P - V_2| > |P - V_3|$$

が成り立つ。

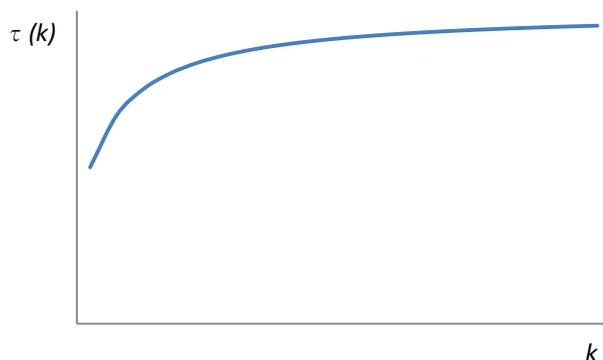


図 3.1 絶対多数の閾値の変化

$$\frac{d\tau}{dk} = \frac{2}{(2k+2)^2} > 0,$$

$$\frac{d^2\tau}{dk^2} = -\frac{8k+8}{(2k+2)^4} < 0$$

となるから、 $\tau(k)$ は凹関数である。このことを示したのが図 3.1 であり、傾きが水平に近づくのが早いことが直観的にわかる。また、この関数は、

$$\lim_{k \rightarrow \infty} \frac{k}{2k+2} = 0.5$$

であり、 k が大きければ大きいほど τ は50%に漸近する。つまり、投票ルールが比例的であればあるほど、単独政権のハードルは高められるのである。

以上の結果をまとめると、選挙区規模の増加は、単独政権獲得に必要な得票閾値を上昇させ(いくつかのケースでは急増させ)、同時に動員にかかるコストを(緩やかに、または急激に)増やすといえる。政党の間接効用を $u(c; \tau) = -\tau$ とすれば、それを最大化する整数 k が1であることは明らかであり、単独で過半数を目指す政党にとって1人区相対多数決制(SMSP)は他のすべての選挙区規模(SNTV)よりも好ましいルールである。つまり、もしそれが成り立たないということは、その政党は単独政権を目指していないか、あるいは同党の効用関数の中身はもっと複雑だということである。後述するように、憲政会が単独政権

志向でありながら小選挙区制を避けたのは、選挙動員にかかるコストを最小化できればそれでよいというわけにはいかなかったからである。

3. 3 選挙制度と政党

憲政会はなぜ事実上の小選挙区制を改め、中選挙区制を導入する意向を持ったのだろうか。そのことを検証する前に、まずは一般的議論を確認し、制度設計者としての政党を考察する。

決定要因

もし政党に選挙制度を選択する機会が与えられたとしたら、何を基準にして選挙制度案を吟味するだろうか。一般に大政党はより非比例的な制度を、小政党はより比例的な制度を好むといえるため、鍵となる要素は(非)比例性に求められる。Boix (1999)や Colomer (2004)によれば、政党システムの断片化が進めば進むほど、採用される選挙ルールはより比例的になる。Carroll et al. (2006)によれば、より大きい政党システムのもとでは与党の選択によって議席ボーナス(議席率と得票率の差)は小さくなる。以上から示唆されるのは、政党は選挙制度の設計に際して、自党が獲得する最小議席数を最大化する誘因を持つということである。つまり、政党はもともと威勢のよいときの自党を想定して一人勝ちを演出するのではなく、むしろ形勢のよくない状況でも議席をある程度確保できるような制度的土台を形成しようとするのである。

この事実と同時に強調すべき点は、政党の強さがいかなる選挙制度においても決定的要因になるということである(Sartori 1997: 20)。政党の強さが及ぼす投票者の心理的要因については第5章で述べるとして、ここではその機械的理由だけに言及する。完全に公正な正比例ルールや小政党に有利な超比例ルールが現実に存在しないかぎり、大政党は常に有利である⁵。なぜならば、議席という概念は必ず自然数集合に包含されるため、得票にもとづく正比例配分は計算上不可能であり、完全にフェアなルールは達成され得ないからである。このことから、配分に関する集計ルールは多かれ少なかれ大政党をもっとも利する。よって、戦前日本にPR (proportional representation; 比例代表制)もしくは大規模なSNTV制度が採用されていたら、既成政党は絶対多数を獲得できなかったとか、小政党は躍進できていたなどと安易に推測することはできないのである。

⁵ 超比例ルールにおける大政党は、 $z' = g'(y) < 1$ となる議席シェアを受け取る。

制度選択の制約：過去と現在

戦前に中選挙区制が採用されたことについて、Ramseyer and Rosenbluth (1995)は寡頭支配者が SNTV を創出したことの意義を制度的惰性と構造誘導均衡の視点から指摘した。すなわち、「既存のルールが新たなルールを選ぶ議員の選好関数を形づくった」(Ramseyer and Rosenbluth 1995: 165)。この考え方にもとづけば、1925年の連立政権は、数ある選挙ルールのバリエーションのなかから自由に選んだのではなく、勝利集合と歴史的な制約に囲まれる少数の候補のなかから、実際の設定を選ぶ運びとなったといえる。すなわち、一般的に表わせば、

$$W(x) \subseteq C(x) \neq \emptyset$$

である。ただし、 W は勝利集合、 x は選択肢、 C は制約された集合を意味する。ここで重要なのは、 $C(x) \not\subseteq W(x)$ という点である。もし $W(x) \neq \emptyset$ であれば、単純に任意の $x \in W$ が交渉可能な状態にさらされるから、 $C(x)$ は均衡結果に対して直接の影響力を持たない。換言すると、 $C(x)$ が非空であり、実際的意思決定に拘束力を持つのであれば、勝利集合は歴史的に制約された集合の部分集合でなければならない(さもないと、 $W(x) \setminus C(x)$ となる集合は履歴に左右されない)。よって、 $H: (\{x^1\}, \dots, \{x^{t-i}\}, \dots, \{x^{t-1}\})$ からなる履歴 H は、少なくとも $\{x^t\}$ の配置に影響を持つ。つまり、第1期または第 $(t-i)$ 期からの選択肢は、フォーカル・ポイントという意味でもスイッチング・コストの上昇という意味でも現在および将来の選択を制約する。よって、選挙制度は「マルコフ過程」として理解するより、経路依存性を伴う均衡として理解するのが適当であろう⁶。

このことは1990年代日本の選挙改革にも当てはまる。建林正彦は、小選挙区比例代表並立制が中選挙区制の制度的遺産のもとで導かれたことを指摘している。すなわち、「並立制は、白紙の上に作られた制度ではなく、中選挙区制の長い歴史の後に積み重ねられたのである」(建林 2004: 13)。自民党はいくつかの選挙戦術を実践することで、並立制のもとでも政権を維持することに成功し、真の二大政党制を回避することができた(Reed and Shimizu 2009)。その意味においても、並立制の環境は中選挙区制の名残りがいくらか見えるように思われる。

少数の例外を除き、古くからの民主国では基本的な選挙制度は一世紀以上も続いており、

⁶ それが適当かどうかは、分析対象が古い民主国か新興国かにもよる。

半ば恒久的なルールとなっている(Norris 2004: 124). 各国の選挙制度が比較的固定的でドラスティックに変化しにくい主な理由は、政党システムや社会的構造が大きく変動するのが稀だからであるが、このことをもう少し微視的に見れば、次のようにいえるだろう。すなわち、「現職者が恩恵を受けてきたルールを守るため……既存の配置に不満が広がっているところでも、制度的惰性は効果的な改革を妨げてきた」(Norris 2004: 252). これに加えて上述の議論からは、過去の制度選択は新しい環境に順応するために政党や政治家が負担するコストをつり上げるから(経年によって増幅される)、この意味でも選挙制度はせいぜい漸進的にしか変化しないという可能性が指摘できる。1919年および1925年の日本では、有権者人口の設定や細かな手続きの変更は別として、選挙ルール自体は主に選挙区規模を調整しただけであり、1900年から1994年までのあいだは(戦後初期の連記制は除く)、一貫してSNTVの複数人区制が導入されていた。「結局のところ、各党議員はSNTVのもとで現職者であったのであり、ほかのルール下でも同様に成功する競争力を持っているという保証はなかった」(Ramseyer and Rosenbluth 1995: 165)というのが既成政党政治家の本音だったろう。

ただし、以上の議論によってわかるのは、せいぜい、なぜSMSPでもPRでもSTV(単記移譲式投票制)でもなく、SNTVの複数人区制が1925年の時点で採用されやすかったのかということであり、なぜ中選挙区制でなければならなかったのかはわからない。それでも、費用便益の意味で決して効率的ではなく、ファースト・ベストな結果を伴わないルールが所与の状況下で一番好まれるというメカニズムは、上述の論理によって説明可能である。

また、戦前になぜ中選挙区制が導入されたのかという問題は、戦後の選挙制度選択をめぐる「制約」としても重要である。敗戦後、日本政府は中選挙区制を廃止し、複数人区の連記制を新たに採用した。しかし、その翌年には、旧既成政党の自由党と進歩党が議員立法のかたちで中選挙区制を復活させた(石川 1995: 39)。そこには、戦前の二大政党の流れを汲む政治家の思惑が関わっていたのであり、1947年の制度選択は過去の選択から完全には独立していなかった。河野勝は、戦後に再び中選挙区制が採用された要因を合理的選択の観点から説明したが、その際には戦前の中選挙区制が戦後政治家にとってのフォーカル・ポイントであったことを認めている(Kohno 1997: 32, 156)。上述のとおり、戦後に中選挙区制を選択するという発想は何もないところから突如生まれたわけではないため、その選択が政治家の自己利益で説明できるものであったとしても、依然として日本の選挙制

度にまつわる歴史的背景は看過できず、戦後の中選挙区制の由来をより深く理解するためにも、戦前の起源が追究されなければならないのである。本章では、民主化に伴う中選挙区制の選択を合理的選択論から考察することで、通説を補完する。

政党にあった選択権

本節の最後に、1925年の制度選択は政党主導であり、官僚主導ではなかったことを述べておく必要があるだろう。とりわけ戦前日本の事例については、政策立案過程における官僚の役割が過大視されることが少なくないからである。

連立政権の与党3党は、普通選挙法案について問題点が生じると各党内の政務調査会や幹部間で協議し、その後三者委員会で最終的な意思決定をするという慎重な手続きをとっていた(松尾 1989: 306-307; 若槻 1983: 261)。非政党内閣が学識経験者から政治家までを集め、会合をつくって協議させたのに対し、政党はより実体的な協議ができる排他的な場として調査委員会をつくった。ゆえに、内務・司法官僚が法案の主導権を握り、政党は受動的であったとする官僚主導説(例、升味 1979; 渡辺 1982)は疑わしい。もしそれが正しいとすれば、政党が法案の調整に手間をかける必要は全然なかったのである。実際、官僚側が提案してきた選挙権拡張の条件(清浦内閣の法案)は、憲政会の提案にもとづく有権者総数に比して約 386 万人(3割弱)少ないものであり、さらにその施行も次回ではなく次々回の総選挙からというものであった(信夫 1968: 1135)⁷。最終的に、連立内閣は議会で前代未聞の3回にわたる会期延長をして法案を成立させたが(升味 1979: 93)、それは憲政会が審議未了による廃案をどうしても回避したかったからである。

当時の政党と官僚の関係はどうなっていたのか。特に内務省が政党の統制下にあったことは、多くの政治史研究者の認めるところである⁸。それが可能となった制度的要因の1つは、1900年山県内閣による官僚制強化策にもかかわらず、任意の役人を休職させるという法の抜け穴を政党が利用できたことにある(Kasza 1988: 27; Ramseyer and Rosenbluth 1995)。政権政党はそれを媒介することで官僚人事を操作した。民政党と政友会の一部の役人に対し、退官後の地位や爵位(勅任の貴族院議員となる資格)、もしくは総選挙におけ

⁷ 民政党は有権者人口を増やすことに利益を見出していた。このときだけでなく、のちの単独政権においても、民政党は選挙権が与えられる最低年齢を25歳から20歳に下げる提案をしており、それが実現されれば有権者をさらに300万人増やすことができた(馬場 1931: 216)。

⁸ ただし、歴史学者は、警察を管轄した内務省警保局と府県知事が概ね政党によって統制されていたとする。Ramseyer and Rosenbluth (1995)は、内務省のみならず、他の省(軍部を除く)もまた政党の支配下にあったことを立証する。

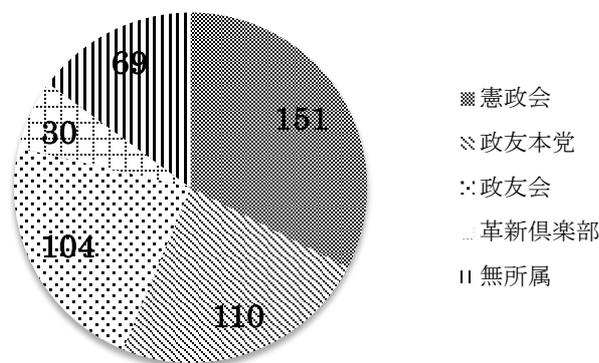


図 3.2 1924 年総選挙直後の議席配分

出典：川人(1992)をもとに作成

る党公認(看板)といったインセンティブを与えることで、政党内閣時代のあいだは彼らをエージェントとして飼い馴らすことができたわけである。

3. 4 なぜ小選挙区制ではなかったのか

以上の議論からは、小選挙区制は単独政権を奪取できる政党にとって最適だが、現状ではまだそれが難しいというレベルの中規模政党にとっては必ずしも最適ではないことがわかった。同時に、政党は議席を最大化するのにもっとも貢献する制度を選ぶとはかぎらず、むしろ議席の損失を抑えるためのリスク回避的の性向を持つことが多いということも理解した。そして、選挙制度の制度選択は、政権政党が白紙状態から一番効率的なルールを選ぶとはかぎらず、むしろ過去や現状の制度的環境を勘案して新たなルールづくりを行なう可能性があることも指摘された。これらの結果を受け、本節では戦前日本で中選挙区制が採用された理由を説明する。

苦節十年の呪縛

1924 年総選挙において憲政会は相対多数を獲得し、第 2 党から第 1 党へと昇格した(当時の衆議院の構成については、図 3.2 を参照)。連立政権で主導権を握ったのは憲政会であった。その構成は憲政会議員が主要ポストを独占しており、実質的に憲政会寄りだった

メンバーも考慮すると、憲政会系の閣僚だけで絶対多数を形成していた。「中選挙区制を最初に提案し、その実現で主導権を握ったのは憲政会であった」(奈良岡 2009: 53) と指摘されるように、中選挙区制を一番望んでいたのはほかならぬ憲政会であった。しかし問題は、なぜ憲政会は原敬の小選挙区制を維持しようとしなかったのかということにある。歴史家の奈良岡は、この問いに次のように答えた。

一方では大選挙区制による少数乱立の弊に陥らないため、他方では政友会に対抗する政権政党としての立場を固め、いまだ「弱者」である自党が選挙で「大負けしない」ため、折衷的な選挙制度に改正することになり、さらには、将来有望視されていた比例代表制の含みを持たせるためでもあった。(奈良岡 2009: 56)

このような立場は、比較的早い時期から憲政会の持論としてあった。たとえば、1920年1月、憲政会は与党政友会に対決するかたちで他会派とともに(しかし個別に)普通選挙法案を議会に提出したが、憲政会はこの時期においてすでに2～4人区を原則とする案を提示しており、中選挙区制への意欲を表面化させていたのである(岸本 1985: 18)。もしこの情報が正確であるとすれば、1925年時の3～5人区案は、5年前の時分よりもさらに小選挙区制を遠ざける選好を憲政会が持つにいたったことを示している。すなわち、単独政権志向の政党は小選挙区制を好むという命題は、当時の憲政会には当てはまらない。もっとも、図 3.2 を見ればわかるように、全体の3分の1を少し上回る程度の議席しか持たない政党が単独過半数を夢見るのはおかしいかもしれない。しかし、制限選挙が撤廃され、普通選挙がすでに導入されている1930年総選挙において、彼らは民政党として圧倒的多数を勝ち取るのである。つまり、普通選挙を与件とすれば、制限選挙下で中規模の憲政会が単独過半数を目標とするのはおかしくなかったのである。なぜ小選挙区制ではなかったのかという議論で一番重要なのは、憲政会(およびその前身)は第2党といえども第1党とは大差で離されていたという事実である(本稿第1章および第2章を参照)。言い換えると、制限選挙では政友会の1党優位であった。戦後の日本社会党は自民党の1党優位のもとで小選挙区制を提唱しなかったが、憲政会もそれと同じように小選挙区制を忌避したのである。SMSPはSNTVにくらべ、政党と候補者にとってのリスクが大きい制度である。この場合の「リスク」とは、一般的な意味以外にも、得票の分散という意味で捉えられる。ただ、戦前日本ではSNTVにおいても全国的なスウィングが行なわれていたため(川人

1992), リスク問題は SMSP 固有の争点ではないが, もし SMSP が SNTV の代わりに採用されていたら, 得票上の変動はさらに拡大されていたのである(第3節を参照).

馬場恒吾は, 「中選挙区制というものは, 勝つためにこしらえたのではなく, **負けないためにこしらえたものだ**. 憲政会は度々政友会に負かされたことがあるので, 負けても全滅しないように区制をこしらえたのだ」(馬場 1931: 434)という証言をある議員から得た. 憲政会は議席を失う可能性を重視しており, 前節で述べたように, 有利な状況における議席の最大化よりも, 不利な状況における議席の確保という観点から制度設計に努めた. 第2章で記述したように, 憲政会は時代の趨勢に合わせた新たな戦術に傾倒し, 躍進をはかろうとした. しかし, それでも既存の政党や新勢力が進出し, 自党が埋もれてしまう可能性を過小評価できなかつた. もしそうなってしまえば, 議席数のみならず, 選挙民との約束や政党としての信頼といった点でも大きな政治的損失を被り, 負の連鎖が生まれたかもしれないのである.

すなわち, 憲政会を心配させたのは政友会との競争だけではない. 左翼陣営を含む新政党の進出も重大な関心事であった. 憲政会は民主化に伴う政党再編での生き残りに失敗することができず, 埋没しうる多大なコストを投入した. 再編において失敗で被る費用が高いとき, 政党が生存に成功するかどうかは強い選挙制度(SMSP 等)においてより決定的な違いを生む(Cox 1997: 277). 戦前日本と対照的な事例は, イギリス自由党の衰退と労働党の歴史的躍進である. 自由党は 1910 年代の後半には労働党との戦いに敗れ, 二大政党の座から降ろされたが, その要因の1つが SMSP にあったことは否定できない. 自由党はそうしたリスクを回避するため, 比例代表制の導入を主張していた(中村 1977: 127). イギリスの歴史的事例の類推からわかるように, 憲政会は実際のところ政友会だけでなく, 半ば未知な新勢力の進出をある程度予期して SMSP を回避し, SNTV を導入する意図があったのである.

ほかに憲政会にとって重要だった点は, 候補者調整費用の最小化問題と議席ボーナスの最大化問題である. SMSP を避けるという条件つきならば, 中選挙区の選択はもっともなことであった. 大選挙区制では政党の規模が大きければ大きいほど, 候補者擁立と票割り調整がより煩雑になる. また, 同様の条件下において議席ボーナスを最大化するには, 大選挙区ではなく中選挙区でなければならなかったことも明らかである.

憲政会にとって比例代表制(PR)はどうだったのか. 現実化こそしなかつたが, 憲政会からは PR の導入も与党内の提案に含まれていた. すでに Cox (1991)が明らかにしたように,

ドント式の PR は同規模選挙区を持つ SNTV 制度よりも効率的に大政党に議席を分配することができる。そのため、同規模か近似的な規模の選挙区という仮定のもとでは、PR は SNTV よりも既成政党に向いていた。ただ、多くの国で採用される PR はほとんどの場合、中選挙区制の何倍から何十倍という規模で設定される⁹。もしそうした設定に注目が集まった場合、それは憲政会にとってやっかいであり、議席ボーナス問題が深刻になる。また、経路依存と効率性の観点からは、次のようにいえる。個人投票を促進しうる相対多数決制 (SNTV を含む) とは違い、PR では政党(リスト)投票が実施される。より厳密に言えば、クローズド・リストの場合は政党投票のみが行なわれ、オープン・リストの場合は個人投票か政党投票が行使される。そのため、オープン・リストの導入であっても、PR は SNTV にくらべ個人投票の効果が弱められる。このような制度効果は、既成政党が重視した選挙民への利益誘導をある程度(クローズド・リストの場合はかなりの程度)妨げたであろう。憲政会議員は慣れ親しんだ従来の手法を重視しており、実際、PR における競争は未経験ということがその導入を回避する主な理由になっていた。その意味でも、やはり個人投票が温存される SNTV のほうが PR よりも有用であった。

このことと関連して、政党の選挙戦術としても中選挙区制は利便性がある。既述したように、中選挙区制は一部の選挙区で集中的に得票することができる。それにより、憲政会が現状を改善する可能性は増えた。既存の選挙制度は、政友会の地盤がある農村の有権者数をより多く、憲政会の地盤がある都市の有権者数を相対的により少なくするものであった。憲政会がその状況を打破し、自党の地盤がある都市および農村エリアで集中的に得票するには、実際のところ 2 人区や 3 人区では不十分であり、4 人区と 5 人区も多数設ける必要があるとの強い認識があったものと推測される(第 4 章を参照)。

連立与党の選好：均衡としての中選挙区制

憲政会の第一選好が中選挙区制であったとしても、たとえば政友会の圧力によって憲政会の交渉力の低下が見られた場合、中選挙区制は選ばれていなかったのだろうか。メタファーとして理解できるのは、与党のなかでは憲政会の選択肢だけが「コンドルセ勝者」であり、中選挙区制の選択は連立が組まれた時点で実質的に決まっていたといえる¹⁰。1924

⁹ Colomer (2004)を参照。

¹⁰ コンドルセ勝者とは、すべての二者択一投票(pairwise voting)において支配されない選択肢のことである。たとえば、中位投票者定理として示されるように、中位投票者(median voter)の理想点はほかのすべての政策点に対するコンドルセ勝者である。

年に連立政権が組まれたとき、各政党は次のような選好順序を有していた¹¹。まず、憲政会は中選挙区を一番選好し、その次に大選挙区、最後に小選挙区であった。政友会は小選挙区、中選挙区、大選挙区の順であった。革新倶楽部の場合、大選挙区、中選挙区、小選挙区という順序であった。選好関係をまとめたのが表 3.1 である。これらの条件において、絶対多数決制のもとで二者択一投票が行なわれるとき、中選挙区はほかの選挙区規模に対するコンドルセ勝者である。表 3.2 に示すように、大選挙区制、中選挙区制、および小選挙区制について各 2 回の投票ゲームを行なえば、中選挙区制が必ず選出されるのである。

仮に連立内閣を構成する政党の 1 つが与党から野党に転ずるとき、与党は 2 党で構成される。このとき、両者が同意できる結果のゲームは存在しない。そのことは表 3.3 に示すとおりであり、勝者となる選択肢はどのゲームにも存在しない。この発見が意味するところは重要である。Riker (1962)の理論が示すように、連立の規模を最適化することは政党にとって有意義である。しかし、実際の経緯からすれば、①憲政会は必ず与党に含まれる、②政友本党の与党入りはない、③無所属議員のほぼ全員を懐柔するのは非現実的である。すでに示した図 3.2 の選挙結果と、これらの条件を踏まえると、憲政会と政友会の連立のみが最適規模であり、そこに革新倶楽部が加わることは準最適であった。しかし、そこで二大政党の連立政権が実現されていたとすれば、翌年に成立すべき選挙制度改革は難航したか失敗した可能性がある。その場合は、均衡となる合意点が政党の選好関係において存在していなかったからである。したがって、結束した 3 党が実際に連立内閣として寄り合えたことは、制度改革の成功にとって一定の意味があったといえよう。

このことはただちに、革新倶楽部の交渉力の増加をもたらす。そして、それは憲政会の目的に資するものでもあった。革新倶楽部の前身は国民党であった。普通選挙法を目標に、革新倶楽部議員が国民党時代から憲政会と連携したことで、いわば長年の付き合いとして革新倶楽部も連立に参加したと考えるならば、その見解はナイーブである。また、第 2 章 (p.42)で言及した憲政会と政友会の事前協議は、仮にそこでの約束が成立していたとしても、革新倶楽部の入閣を保証するものではなかった(非協力ゲームにおける「約束」のように)。むしろ、革新倶楽部は憲政会が中選挙区制を実現するのに有用な「プレイヤー」であった。政友会にとっても、革新倶楽部と歩調を合わせることはそれなりの意味があった。近い将来の吸収合併に備えて、あからさまな対立は避けなければならなかったからで

¹¹ 奈良岡(2006: 309-311, 2009), 松尾(1989: 309), および近藤(1959: 65)を参照。ただし、3つの選挙区規模に関するすべての選好順序を明示するため、各党の選好は単峰性(single-peakedness)を仮定している。

	1	2	3
政友会	小	中	大
民政党	中	大	小
革新ク	大	中	小

表 3.1 選挙区規模に対する政党の選好順序

結果(政・民・革)			
1回目	大 vs 中 : 中	中 vs 小 : 中	小 vs 大 : 大
2回目	中 vs 小 : 中	大 vs 中 : 中	大 vs 中 : 中
勝者	中	中	中

表 3.2 三者の投票ゲーム

ケース1(政・民)			
1回目	大 vs 中 : 中	中 vs 小 : -	小 vs 大 : -
2回目	中 vs 小 : -	na	na
勝者	-	-	-

ケース2(政・革)			
1回目	大 vs 中 : -	中 vs 小 : -	小 vs 大 : -
2回目	na	na	na
勝者	-	-	-

ケース3(民・革)			
1回目	大 vs 中 : -	中 vs 小 : 中	小 vs 大 : 大
2回目	na	大 vs 中 : -	大 vs 中 : -
勝者	-	-	-

表 3.3 二者の投票ゲーム

ある(政権離脱後に、革新倶楽部議員は政友会に加わった)。革新倶楽部の事実上の交渉力は、党自体は小規模でありながらも意外に大きかったといえよう。ゆえに、メタファーとしての投票ゲームにおける各プレイヤーは、そのかぎりにおいて対等な存在として仮定することができる。

3. 5 SNTV 対 SMSP

以上のようなプロセスを経て、憲政会は目標どおりの選挙制度を導入することができた。本節では、上述した憲政会(民政党)によるリスク回避の制度設計が、実際の投票結果においてどれだけの効果を与えたかを検証する。選択された SNTV が選挙結果(特に民政党の成績)に対して与えた影響を知るために、本稿では実際の結果と SMSP にもとづく仮想結果を比較する¹²。中選挙区制が採用される以前の選挙ルールは、小選挙区ベースのルールであったため、1925 年の制度変化による選挙上の効果を当該方法によって推定することはその意味でも公正である。

SNTV による実際の総選挙結果(議席率)の変動は図 3.3 および表 3.4 に、SMSP によって仮想される結果の変動は図 3.4 および表 3.5 に、そして SNTV と SMSP の投票結果における民政党と政友会の議席ボーナスの差を計算したものは表 3.6 に示されている。SMSP を想定した 1928 年総選挙では政友会が絶対多数を獲得できたので、民政党は現実の SNTV によって政友会政権の安定性を阻止し、非常に得をしたことがわかる(表 3.4 のとおり、実際にはわずか 0.2% 差の議席率、つまり 1 議席差で政友会が第 1 党になった)。

1930 年および 1932 年総選挙は大規模な変動が起こったが、当該図表のとおり、もし選挙制度が SMSP だったら、その大変動は極限に達していたのである。この点に関連して、馬場恒吾は 1930 年総選挙を次のように観察した。

政友会は大敗したという。然しこの形成の中に立って一七四を維持することが出来たのは決して惨めな負けとはいえない。去年政友会内閣が提案した小選挙区制案が通過してでもいようものならば、政友会はこれだけの数を維持することも出来なかつたであろう。或は民政、政友の開きが九十九の代りに二百に上つたであろう……小選挙制であったならばこの位の開きは驚くに足らぬ。(馬場 1931: 434-435)

¹² 仮想的な結果は、各選挙区(3～5人区)をすべて小選挙区として扱い、政党ごとの得票率で相対多数を得た党に 1 議席を振るという形式で算出した。

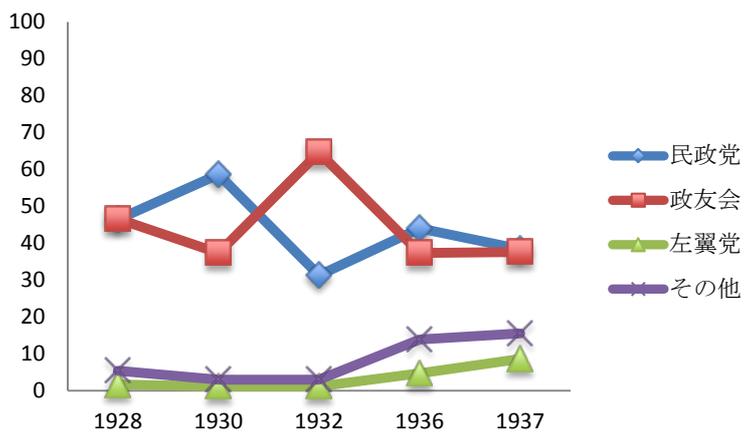


図 3.3 SNTVにおける議席率の推移

	民政党	政友会	左翼党	その他
1928	46.4	46.6	1.7	5.4
1930	58.6	37.3	1.1	3.0
1932	31.3	64.6	1.1	3.0
1936	44.0	37.3	4.7	13.9
1937	38.4	37.6	8.6	15.5

表 3.4 SNTVにおける議席率

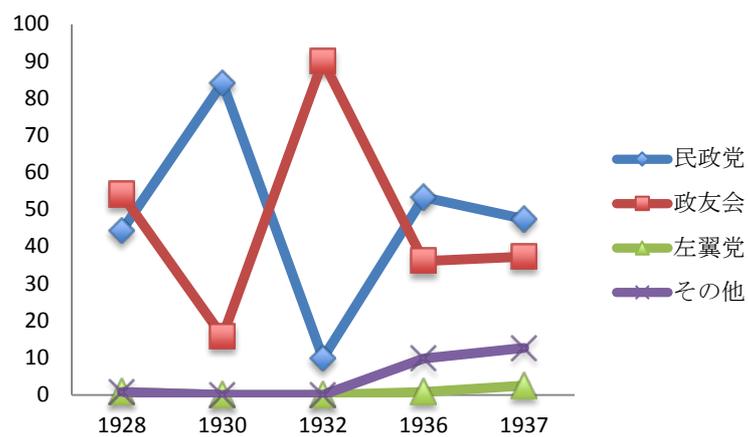


図 3.4 SMSP における議席率の推移

	民政党	政友会	左翼党	その他
1928	44.3	54.1	0.8	0.8
1930	84.2	15.8	0.0	0.0
1932	9.9	90.1	0.0	0.0
1936	53.3	36.1	0.8	9.8
1937	47.5	37.3	2.5	12.7

表 3.5 SMSP における議席率

	民政党 B^M	政友会 B^M	左翼党 B^M	その他 B^M
1928	2.1	-7.5	0.9	4.6
1930	-25.6	21.5	1.1	3.0
1932	21.4	-25.5	1.1	3.0
1936	-9.3	1.2	3.9	4.1
1937	-9.1	0.3	6.1	2.8
Σ	-20.5	-10.0	13.1	17.5

$B_{ij}^M \equiv B_{ij}^{SNTV} - B_{ij}^{SMSP}$: SNTV-SMSP 議席ボーナスの差

$B_{ij}^{SMSP} \equiv S_{ij}^{SMSP} - V_{ij}$: SMSP 議席率と得票率の差

表 3.6 議席ボーナスの差

また、1930 年代後半は現実の SNTV において絶対多数の獲得が難しくなった時代だが、SMSP を想定した 1936 年の結果では、民政党は絶対多数を得ることができたために損をしたといえる。同党は憲政会時代のリスク回避的な制度設計により、大政党に対する小選挙区の利点を取りこぼす結果になったのである。

一般に選挙区規模の拡大は、敗北時の議席率減少リスクを低下させる効果があるが、大勝する政党には損失を与えることになる。ただし、その損失は勝利政党の獲得議席数が十分に大きいとき(例、過半数)にかぎって重大な現象ではない。1930 年代前半の 2 回の総選挙では、両党ともに SNTV によって大敗の度合いがかなり軽減された。そして、民政党の例からわかるように、勝敗が微妙なときは選挙区規模の設定に救われる場合もあれば損をすることもある。表 3.6 では、SNTV の効果を示す得票差の総和は民政党において負の値を示しているが、これは同党が 1928 年において政友会の優位を阻止できた代償として、1930 年代後半の 2 回の総選挙では逆に損失を被ることになったという帰結が反映されている。政友会も総和は負であるが、それは民政党の半分以下であり、1930 年代後半の 2 回において政友会が SMSP におけるボーナスと同程度のものを実際の SNTV で得ていたのは興味深い。結果からすれば、中選挙区制という憲政会の慎重な選択は、のちのち自党に不利益をもたらすことになってしまった。そして、それは同時に、政友会をある程度救う効果を伴っていたのである。

3. 6 結論

中選挙区制はどこから来たのか。本章では、なぜ当時の憲政会はいくつかの選択肢のなかから中選挙区を選ぶことに意味を見出したのかを考えた。憲政会が政友会の一党支配を打破し、新制度下で自党の躍進をはかるには、中選挙区制がもっとも望ましかった。しかも、この制度選択の局面では、憲政会・政友会以外の第3党の連立入りが重要であった。憲政会と政友会のみによる連立内閣は交渉を難しくしたといえるため、この第3党が加わった過大規模政権は憲政会の提案を実現するうえでは好都合な手段であった。

実際に SNTV がもたらした影響は決して小さいものではなかった。本章では SMSP にもとづく結果と実際の結果との比較から、民政党は最初の普通選挙では得をしたものの、後半の回では絶対多数を取り逃がしたことを例証した。もっとも、「苦節十年」を脱したばかりの時期に、憲政会が小選挙区制を選択する勇気を持てなかったことは、容易に理解できるだろう。勝つこと以前に負けないことが大切という強い認識があったからである。その意味では、憲政会／民政党にとって、初めての普通選挙における中選挙区制は意味のあるものであった。しかし、そうした認識は次第に苦節十年の呪縛として損失をもたらすのであった。

4 選挙市場の失敗

この章では、選挙制度や普通選挙運動の歴史との関連で、どのような二大政党制が戦前日本に成立していたのかを考える。本章での主な争点は、どのような2党制だったのか、なぜ中選挙区制にもかわらず、二大政党は大きな分裂もなく複数政党制が促進されなかったのか、そして実際の選挙競争はどのようなものだったのかといった論点である。

第1節では、二大政党制の政策空間を構造的および制度的な観点から捉え、2党間の政策が求心的だったのか、それとも遠心的だったのかという議論を整理する。第2節は、既存の解釈を検討し、その限界を指摘する。特に合法左翼政党に対する治安維持法の効果は誤推定されてきたため、その効果を検証する。第3節は、中選挙区制のもとで2党制が成立したメカニズムを考察する。規模の経済性と参入阻止は、民主化後の選挙市場で観察される重要な要素である。第3節は量的な観点から、戦前の政党間競争の実態を掘り下げる。すなわち、総選挙のデータを用いて、参入問題として既成政党と左翼政党の競合性の違いを見る。この検証は政党間の特徴を浮き彫りにし、また通説を修正する役割を持つ。最後に、第5節は本章の結論とする。

4. 1 二大政党の政策：類似か対立か

先行研究では、二大政党間に政策の差は実質的になかったとする説とそこには明らかな差があったとする説に分かれている。すなわち、2党間の政策は類似していて、それは闘争のなかで修辭的に誇張されたとする説(例, 升味 1979: 230; 高橋・宮崎 1985: 241-242; Kasza 1988: 24; 季武 2004a: 96; 井上 2012: iii)と、そこには明らかで激しい対立があったとする説(例, 栗屋 1983; 伊藤 1987: 158; Garon 1987; 坂野 2010: 21; 清水 2011: 33)がある。ただし、これらはいずれも選挙制度(中選挙区制)の影響をまったく加味していないという点で注意すべきである。既存の説では、政党や個別議員による公約ないし政策決定は権力抗争やイデオロギー、もしくは社会情勢によって規定されるものと暗に仮定してきた。政治経済学や比較政治の知見によれば、政党や候補者の政策選択は、ダウنز(Anthony Downs)の意味で構造的に、もしくは投票ルールによって制度的に決定されるものであり、投票行動理論の研究者はどちらかを前提に空間的均衡(spatial equilibrium)を探ってきた。本稿が第1章で提示する視点からいえば、ダウنزの構造モデルはマクロ的であり、特定のルール下における均衡を割り出すアプローチはミクロ的である。特に、政党・政治家の

政策選択について、選挙制度が生む均衡の概念を伴わない議論は不十分というべきであり、その意味で、マクロな視点を持つダウنز理論は、ミクロレベルの現象を説明できないという限界がある。

以下で示す2つの異なるアプローチは、実際には明確な区別もなく同じ系統の理論として言及されることが多いが、ダウنز理論は社会構造のモデルを使っていて投票ルールは説明変数でないため、制度的に均衡を割り出すモデルとは本来区別されるべきである¹。後者のアプローチがミクロ分析においてより有用であることは、その性質より明らかである。

構造的アプローチ

Hinich and Ordeshook (1970)は、数学的厳密性を伴わないという意味でプリミティブな Downs (1957)の収束理論をフォーマルに記述した。そして、得票最大化や勝率といった概念について両義的だった Downs の仮定を「得票差最大化」と修正することで理論を精緻化した。そもそも、正規分布型の有権者分布を持つ社会において2党のみが競争する場合、ある政党が政権を得るには得票を最大化するのではなく、自党の得票がライバル政党の得票を上回ることが重要である。その結果、得票自体ではなく、代わりに得票差(plurality)の最大化が行なわれるが、これはゼロサム・ゲームにおけるミニマックス定理や William Riker の連合理論(Riker 1962)と同等な概念である。

Downs (1957)の考えにもとづけば、左右対称の正規分布において有権者密度の高い中央に向かう誘因は、ある党が中央に向かうことで得られる票の限界的増加と、それにより失う票(棄権票)の限界的増加との兼ね合いで決まる。すなわち、均衡点は左派政党において $\partial V(\theta, \psi)/\partial \theta = 0$ となる場所であり、そのときは右派政党も $\partial V(\psi, \theta)/\partial \psi = 0$ である(ただし、 V は得票(確率)関数、および θ, ψ はそれぞれ左派と右派の位置)。しかし、この場合、均衡が中央収束となる保証はない。なぜならば、各々の導関数の解が非負であるとはかぎらないからである。しかし、得票差 $P(\theta, \psi) = V(\theta, \psi) - V(\psi, \theta)$ を仮定すると、分布の左側において $\partial P(\theta, \psi)/\partial \theta$ はすべて非負となるから、(右派も同じように仮定して)中央収束が保証される。

¹ 政治学のテキストでも、中位投票者定理とダウنزの収束理論を混同して記述しているものは少なくない。中位投票者定理は、Black (1948)等に関連づけられる多数決ルール of 理論であり、社会全体のイデオロギー分布を重視し、投票ルールを軽視する Downs (1957)とは設定が異なる。

制度的アプローチ

以下では、一次元空間、投票者の単峰的選好、および棄権なしのモデルを仮定する²。特に本章では誠実的投票(sincere voting)のみを前提に議論する³。SMSP で確立される一般的な2党制では、政策空間において候補者が中央に収束していく。しかし、それは候補者が2人のときに成立するモデル的現象であり、複数候補者ゲームにおいては当てはまらない⁴。同様に、SNTV では必然的に候補者は複数となるため、中央収束は起こらない。

Gary Cox はどのような条件のときに候補者の位置が収束的になり、または離散的になるのかを数理的に検証した(Cox 1990)。Cox 定理によれば、次の均衡結果が得られる。すなわち、

選挙区の定数を k 、候補者の数を n 、各投票者の持つ票数を v とし、 $n > k$ かつ $n > 2v$ ならば、あらゆるナッシュ均衡において候補者は最小限に発散するため、最左翼の候補者は v/n 以下、最右翼の候補者は $(n - v)/n$ 以上に位置する。

つまり、中選挙区制は非収束的な結果をもたらすと予測される。候補者の数が多ければ多いほど、極端な政策が主張される可能性が高まることは上記定理から明らかである。当選に十分なクォータを他者が獲得するのを防ぐには、最左翼(最右翼)の政策点はその上限(下限)を上回る(下回る)ことができない⁵。なぜならば、そうでない場合は全候補者が中央に寄りすぎるため、端に十分な余白をつくってしまい、公約をより急進的に変更する誘因が生まれるからである。よって、もっとも極端な位置にある候補者の境界は一意に定まる。

もし SNTV 選挙区に均衡が成立しているとすれば、それは非収束的であり、各候補者の公約はほかの全候補者に対して最適な戦略をなしている。選挙区規模が大きいところほど、最左翼の候補者は極端な政策を掲げ、保守(右翼)政党はより右傾化する。Cox 定理か

² Downsian の理論では、多次元空間や棄権ありのモデルがつくられる。一方、以下のモデルは経済学・経営学の空間立地論に近い立場にある。この理論の系譜については、Shepsle (1991)を参照。

³ 「誠実」とは、自己の選好を偽りなく表明することである。しかし、あらゆる投票ルールはインセンティブ両立的ではないため、投票者のなかには戦略的投票ないし巧妙な投票(sophisticated voting)を行なう者がランダムに存在する。

⁴ 複数候補者モデルにおける中央収束の条件については、Cox (1997)で検討されている。理論の仮定が異なれば、その予測(均衡結果)も異なるが、このことは空間理論によく当てはまる(Shepsle and Cohen 1990; Myerson 1997)。

⁵ これは現実を単純化した理論上の話であって、実際には閾値を下回る得票であっても当選できる可能性は十分にあるし、とりわけ下位の当選者は閾値を下回る。その理由は、現実の競争では無効票、棄権票、非競合的候補者の得票、または閾値を上回る候補者の得票が必ず存在するからである。

らもわかるように、一般に政策空間における均衡は選挙区規模に依存しない。つまり、SMSP ($k = 1$)か SNTV ($k > 1$)かという違いは、理論上の結果について決定的な差を生みず、SNTV では SMSP の複数候補者モデルと同じく、遠心的な帰結が生じるというわけである。

検討

2つのアプローチは戦前日本の事例を検討するうえで一定の意味を持つ。戦前の二大政党は政策が類似し、いわば両者ともに保守派(中道派)であったといえるのは、よりマクロな視点-既成政党やブルジョア政党というラベルを介してそれを見るからである⁶。他方、より詳細に両党の政策案を検討する場合は、両党には実質的な政策的亀裂があり、相容れない部分が見られたともいえる。ミクロレベルで検討すると、候補者間の公約は必然的に遠心的であるが、二大政党間ではこの性向も曖昧になる。

ある選挙区における民政党候補者は、左翼政党と政友会の候補者に挟まれており、位置的な把握としては中央よりも左側に移動していたといえる。しかし、社会民主主義者が出馬しなかった選挙区では、必然的に民政党が最左翼だったことになる。政友会候補者が少なかった(つまり、政友会が弱かった)選挙区では、民政党候補者はさらに空間の右側に寄っていったものと考えられる。同時に、この種類の選挙区における左翼候補者は、より中央に向かって移動したか、もしくは定位置付近にとどまったことになる(政策志向の場合)。逆に民政党が弱かった地域では、政友会はより左方に範囲を拡大する誘因を持っていただろう。このように考えると、民政党と政友会は党としては包括的な(catch-all)政策を掲げざるを得ない。ゆえに、党の政権公約や複数選挙区における候補者の主張を観察することで、両党の政策が類似しているように見えることもあり得た⁷。しかし、この場合の類似性は、遠心性を前提とする点でマクロ的解釈の求心性とは質的に異なる。

ただ、政策の対立が実質的でなかったとするならば、政党内閣時代における二大政党間の議席率の大変動は説明できないという指摘(有馬 2010: 51-54)は強調に値する。このことを本稿の枠組みから敷衍すると、次のようにいえるだろう。すなわち、上記の構造モデルにもとづいて二大政党の政策が互いに接近するようなイメージのもとでは、民政党または

⁶ 二大政党制では政策位置が収斂するという(不十分な)予備知識がそういう見方を助長するという可能性も指摘できる。

⁷ ただし、票割りは政策で管理されていたものとする。地域で票割りを行なう場合は、1つの選挙区において同じ政党の複数候補者が同じ政策を掲げていてもあまり問題はない。本章の後述を参照。

政友会が有権者から政権への信託を得る確率は、他条件同一であれば、まさにそれを「コイン投げ」で決めるのと同じ要領で2分の1となる。そのような予測は、選挙で両政党の得票に大差があったことと矛盾する。実際にそこに大差が認められたり、伯仲とはいえない選挙が観察されたことは、1928年から1937年までのあいだに複数回あったわけだから、それらの事象を予測の範囲内として構造的要因から説明するのは困難である。

戦後日本においては、中選挙区制のもとに保守と革新という明確な対立軸が生じた。戦前日本にも、いわばその事前段階として、同じような構図があったとみなせる。実際、当時は自由党 vs 保守党のような対立軸があり、これは明確な政策上の違いとして認識されていた(Garon 1987: 122)。典型的には、皇室中心主義 vs 議会中心主義といったイデオロギ一的争点、積極財政主義 vs 緊縮財政主義という財政方針の違い、および強硬主義か不干渉主義かという外交政策の対立は非常に特徴的であった。政友会は自党の保守主義を宣言したし、民政党は政友会とは対照的に労働政策の取り組みに積極的であり、社会主義者と区別できないと政友会から揶揄されるほどであった(坂野 2010: 135)。「じつに男子普通選挙の到来は、民政党と政友会が異なる選挙民を引き寄せるにつれて過去の社会政策をめぐる亀裂を著しく深めた」(Garon 1987: 137)といわれるが、それは普通選挙がSNTVであったことによるだろう。もし制度変更が行なわれなかったとすれば、そのような亀裂が二大政党間でより明確になることはなかったと思われる。既成政党は、このように「かなりきわだった相違をもつ政策をかけた、看板政策の宣伝を競いあった」(栗屋 1983: 90)というべきである。

原子価的争点

一般的な空間モデルの予測からは、左翼政党候補者が労働者寄りの政策を掲げることで一定の支持を得ることができたといえる。しかし、実際の彼らの勝敗結果は、低い勝率によって特徴づけられる(第4節を参照)。その理由の1つは、既成政党が選挙に関する様々な知識の蓄積や既存の情報網を活かした情報収集に長けており、事前に新政党の戦略や行動を予測して適度に対処することができたことによる(次節を参照)。そうした積み重ねが、従来の支持層と新有権者に対して先導者としての地位を見せつけ、頼りない左翼政党というイメージをつくりあげただろう(第2章を参照)。たとえば、民政党の急進主義者と社会民衆党の新人候補者の政策位置関係は比較的接近していたといえるが、実際にこれら二者を同等に扱い、当選確率を同程度と見るのは無理がある。ほとんどの場合、民政党候補者

のほうが有利な選挙戦を可能にしたからである。

理論が候補者を中立的に扱う、あるいは非競合的人物を考慮しないことは、技術的要因として注目に値する。Stokes (1963)によると、一般に重視される候補者・政党の公約は、候補者の属性(能力)に比べれば瑣末であるという。このように候補者の個人的属性をめぐる投票者の関心は、原子価的争点(valence issues)と呼ばれる⁸。実際の投票行動を説明する際には、より詳細に候補者・政党要因および投票者要因を特定し、原子価的争点の効果を探る必要がある。以下では、SNTV 制度における1つの均衡結果として二大政党制を考察し、その成立のためには原子価的争点を媒介する政党ラベルが重要であることを説明する。

4. 2 なぜ二大政党制か

SNTV は多党化を促すという。しかし、戦前日本ではその傾向は見られなかった。通常、PR や STV は、比例性の意味で SNTV を上回る制度的効果を持つ。しかし、これらの比例的選挙ルールが採用される国々においても、現実に2党制の存在は確認されており、また比例的ルールが複数政党制を促進するという経験的理解は数学的なバックアップがない。そのような効果は、SMSP のように強い誘導性を持つものではなく、構造的ないし歴史的要素にもとづく多様性が温存されやすいと理解するのが的確である。つまり、構造的条件が穏健な国における比例的ルールは、他条件同一で社会的分断の著しい国よりも多党化を促進しないということである。

戦前日本の左翼政党候補者が既成政党候補者と同等な状態にあって互角に戦っていたとするならば、当選するかどうかは確率の問題にすぎず、複数政党制は着実に進行していたことになる。よって、それにもかかわらず2党制が存在したということは、各党候補者の勝率は不均一であったことになる。つまり、投票者は原子価的争点を考慮していたのである。本稿では、政党が社会において持ちうる独特の存在感やイメージがまず重要であったと考える。それにより、大政党はより効率的に支持を集めるためのアドバンテージを得たからである。さらに、これらの政党が民主化以前より選挙区に定着していたことで、新政党(左翼政党)は当該選挙区への参入が難しかったことも説明する。以下では、まずいくつかの仮説(通説)を検討し、それらの問題点や限界を指摘する。

⁸ 原子価的争点のフォーマルな説明については、Ansolabehere and Snyder (2000)および Wittman (2005)を参照。

仮説1：治安維持法

近代日本政治に携わる多くの研究者は、治安維持法に対して1つの共有された信念を持っている。彼らの視点によれば、治安維持法による左翼への抑圧は決定的なものであった。しかし、社会民主主義政党と呼ぶべき合法左翼勢力が日本社会に存在し、正式な政党として議会内外で公然と活動できていたのも事実である。これらの政党は少ないながらも議席を確保することに成功した。治安維持法が存在しなかった場合はもちろんだが、仮に治安維持法がすべての左翼勢力に影響を与えていたとしても、二大政党制の成立は自明ではなかった。その論証は簡単である。たとえば、既成政党を含む既存の議員が中選挙区制のもとで2つよりも多くの勢力に分かれたり、経済界の新政党(例、実業同志会)が成長したりしていれば、複数政党制は治安維持法とは無関係に成立したのである。よって、治安維持法が二大政党制を強化ないし強制したという仮説はこの時点で棄却される。

次に取り上げるのは、治安維持法の議会政党に対する因果効果についてである。「無産政党はなぜ得票数が少なかったのであろうか。普通選挙法と裏腹に制定された治安維持法による規制があり、官憲による選挙干渉があったことが、その大きな原因であろう」(上條 1989: 23)といった推測は定説的だが、他方でそれを十分に支持する証拠がないのもまた事実である⁹。第一に、少なくとも国政レベルにおいて、左翼政党の候補者が治安維持法の執行によって出馬や当選が無効になった事例はない。こうしたケースが1つも存在しないことは、治安維持法を説明要因とするうえで不利である。第二に、左翼政党が左派有権者の支持を減らしたのは、社会民主主義者が共産主義者取締りに対する恐怖や自粛から反共へと転向し、2つの勢力のあいだに統一戦線が築けなかったからであるとする説(例、岡本 1976; 木坂 1977; 栗屋 1983)は論理的に正当化できない。この仮説の背景には、2つの疑わしい仮定がある。1つは、左翼の議会主義者は生来的に「容共」であったという仮定である。それが正しいとすれば、社会民主主義者は極左勢力の破壊活動に協力的であったことになるが、そのような議論はない。もう1つの不適切な仮定は、1930年前後の政党は左傾化を強めれば強めるほど、左派有権者の支持状況を改善できたという想定である。それが誤りであることを確かめるには、日本の有権者分布が極左に偏っていないことを確認できれば十分であるが、ほかの手短かなインプリケーションとしては投票率の変動がある。治安維持法施行以降の投票率低下は、極左棄権者集団の存在を認められるものではない(第6章を参照)。

⁹ 政府による選挙干渉によって一番被害を受けたのは、ほかならぬ既成政党(野党)である。

そもそも、左翼議会政党が合法性を確保するために体制に迎合したという通説的解釈は、当時の有権者の政策選好(イデオロギー分布)がどのようなものであったのかを検討せずに、いわば多数の労働者・小作農は極左支持者に違いないという暗黙の前提のもとに議論がなされてきたことに問題がある。この左翼政党迎合仮説は、左翼政党の社会主義傾向に関する穏健化は選挙における得票最大化目標の帰結であるという代替仮説よりも高い説明力を持っていない。仮に戦前日本の社会民主主義者が(ほかの候補者と同様に)真の選好を偽って穏健なプラットフォームを掲げていたとしても、それは治安維持法等による取締りをおそれたからだとは断言できないはずであり、むしろ彼らは議会に定着するために支持を拡大しようとして選挙民に迎合したというべきである。

第三に、治安維持法が左翼陣営を分裂させたという一般的解釈は、日本の左翼は元来より内部闘争を志向するという事情が十分に考慮されていないため、治安維持法の効果は誤推定されている。従来の傾向として挙げられる左翼陣営内の分裂的性向と、治安維持法の効果によって左翼が分断されたという主張は、実際のところ区別することが難しく、因果関係は不明瞭である。治安維持法の研究者が調べるべきことは、他条件同一における同法の因果効果であり、陣営内の日常的闘争から生じる分裂可能性は分析上コントロールされなければならない。そのうえで、治安維持法の施行後に陣営内の党派が急増したことが証明されれば、同法の効果は認定されうるが、そのような現象は同法の施行以前から頻発していたため、この効果は立証できない。むしろ、治安維持法があったにもかかわらず、1930年代後半に左翼が統合された(社会大衆党が結成された)という事実は、同法の分裂効果を否認する判断材料になっている。

この分裂に関する話題には、参入問題と関連する範囲でSNTVの制度的効果が加味されなければならないだろう¹⁰。すなわち、当時の選挙制度が中選挙区制であったことを考えると、左翼陣営の政党が単一にならなかったのはむしろ自然な帰結というべきである。左翼議会政党が統合される以前は、主に3つ(左派、中間派、および右派)の全国的政党が左翼陣営から出現した。たとえば、都市部の5人区において3人の既成候補者のみが有力であるとすれば、この選挙区において参入可能な候補者は通常3人に落ち着くと予測できる。ゆえに、そのケースにかぎり、合理的な左翼陣営リーダーが創設できる選挙政党数の最大値は3である。このとき、政府の取締りがあるか否かにかかわらず、従来からの分裂

¹⁰ 本章の後述および第5章を参照。

性向がある以上、左翼陣営は単一政党をつくる誘因をことさら失う¹¹。日本の歴史学研究は投票行動理論の知見が活かされないため、こうした予測と整合的な事実がまったく見逃されてしまっているのである。

以上のように、治安維持法の合法政党に対する制度的効果は、今まで適切な推論によって説明されたことがないといわざるを得ない¹²。それでは、合法的な左翼政党にとって治安維持法とは何だったのか。治安維持法の最大の目的は日本共産党の撲滅にあった。ゆえに、日本共産党にとって同法は致命的な効果があった。しかし、ほかの勢力には致命的といえる取締りや検挙は行なわれなかった。とりわけ合法左翼政党にとっては、彼らの“最大の”ライバルであった日本共産党を政府が倒してくれたわけであるから、その意味で治安維持法は左翼の議会政党が労働者から支持を獲得することに貢献した法制度であった。

社会民主主義者は共産主義者を守ろうとしたという作業仮説は、あまりにもナイーブである。彼らは明白にライバルであり、そのアンタゴニズムは既成政党とくらべても決して見劣りするものではなかった。当時の共産党は、「資本家地主の政党以外に、も一つ共産党弾圧を喜ぶものがある。それは社民党幹部を始め一連の社会民主主義者共だ。彼等は共産党弾圧は当然の事だと主張している」(中村他 1985: 104)という批判を行っていた。総同盟は議会主義的立場から反共を掲げていた。社会民衆党と日本労農党は、反共の労働組合の要請にもとづいて結成された(渡辺 1963)。同様に、労働農民党も共産主義者を排除する方針のもとに創設された(内川 1998: 279)。これら左翼陣営内の右派勢力は、本来ならば左派(つまり、全体的には極左)と結託したいにもかかわらず、治安維持法の執行をおそれたがゆえに彼らを排斥したのではない。当初より、右派と左派は思想と方法をめぐって激しく対立し続けてきたのであり、議会政党の結成はむしろ共産党への反発の結果である¹³。ほかの観察可能な含意として、左翼の議会行動がある。政友会政権によって治安維持法が改正されようとしていたとき、議会内で社会民主主義政党がその改正に反対したのは、決して「共産党征伐」に反対したからではなく、合法左翼自身の政治運動にとって障碍となるという理由からであった(吉見 1977: 7)。また、社会民衆党は議会主義者および反共産主義者として一線を画そうとしており、議会において民政党に積極的に協力することもあつ

¹¹ 1925年における選挙制度選択の局面において、与党や内務省がここまで想定できていたかどうかは不明だが、仮にその意図があったとすれば、既成政党は非常に狡猾であったといえよう。

¹² 詳細な治安維持法研究として奥平(2006)と中澤(2012)があるが、治安維持法の合法左翼政党に対する影響について言及はない。

¹³ いわゆる左翼小児病への嫌悪は治安維持法以前のものであり、政府の取締りから独立した党派的感情であった。

た(山室 1986; 安田 1993: 197). 類似する論調として、坂野(2006: 133-139)は戦前の労働組合が社会民衆党よりも民政党に大きな期待を寄せていたことを指摘した。社会民主主義勢力は共産党よりも民政党を現実的なオルタナティブとして選好していたのであり、過激で暴力的な共産党など信用していなかった。よって、議会主義を支持する労働組合とそれを基盤とした社会民主主義政党は、彼ら自身の法的立場が危うくならないかぎり、治安維持法を支持するインセンティブを持っていたといえよう。

仮説 2 : 政党間移動

近年の研究も含めて多くの歴史学研究では、二大政党制の完成は民政党の結成自体によって達成されたとみなされる(例、村井 2005; 有馬 2010; 清水 2011)。この説によれば、憲政会が政友本党という政友会の片割れと合流したことをもって、初の普通選挙の結果とは独立に二大政党制は完成したことになる。しかし、政友本党のメンバーは、民政党が大勝した 1930 年総選挙が始まるまでには古巣の政友会に戻っていた¹⁴。もし、ここで政党間移動が鍵となる変数であったとすれば、その場合は、他条件同一において再び政友会の「1 党優位」が築かれていたことになる。しかし、それには同意しがたい。2 党制形成の主たる要因は、単なる政治家の離合集散によってもたらされたわけではないからである。

仮説 3 : 財閥の影響

政界に対する財界の影響は政党制との関連で挙げることができる。既成政党と財閥(三井と三菱)の関係は有名で、政党間の対立は財閥間の対立と揶揄されるほど政党と財閥は密接であった。升味によれば、「結局つねに政治資金の二大源泉とそれに発する二系統の流れがあり、それに支えられて……二大政党化の傾向が促進された」(升味 1979: 378)。政治資金の確保が選挙民の動員にとってどれだけ重要だったかは、二大政党の金銭面における腐心を探ることで理解できる¹⁵。しかし、それが政党システムを左右するほどの影響力を持ったというのは過大評価である。そもそも、政党を支援した主要財閥の数が 2 つというのは偶然だろうか。この類の主張は内生性の疑いがあり、むしろ因果関係の流れは真逆

¹⁴ 政友本党の中心的存在は床次竹二郎であった。床次派は民政党議員として初の普通選挙(1928年2月)を終えたあと、同年8月に早々と民政党を離党し、翌年には政友会に正式に戻った。なぜならば、「二大政党制の確立を見越した時、民政党にとどまったままでは首相の目がないとすれば、反対党の政友会に復帰するのは合理的な選択だった」(井上 2012: 46)からである。

¹⁵ たとえば、佐々(1932: 217-232)、および升味(1979: 258-275)を参照。

ではないかと思われる。升味説が正しいとすれば、仮に政治的関心の強い財閥が4つあった場合、議会には4つの有力政党が存在したことになるが、現実にはそういうことにならなかっただろう。むしろ、2つのブルジョア政党の存在が2つの財閥の政治的参入を可能にしたというべきである。

仮説4：派閥

戦前日本の選挙制度と選挙結果からすれば、一見して政党システムの形成は選挙制度とは無関係だったように思える。しかし、自民党を複数派閥の集合として捉えられるように(例, Gastil 1991, Reed and Bolland 1999), 戦前の場合も二大政党内の各派閥集団を1つの政党とみなせば、当時の二大政党制は複数政党制とみなせる。その意味では、中選挙区制と二大政党制の関係は矛盾していない。たとえば、比例代表制を採用しているコロンビアとウルグアイの2党制は、派閥政治にもとづく複数政党制でもある(Collier and Collier 2002: 125)。しかしながら、戦前既成政党の派閥は自民党の派閥ほど体系的ではなく、各々を単一政党とみなせるほどソリッドなものではなかった。何よりも、この派閥という枠組みは当該争点を根本的には解決しない。

仮説5：歴史的要因

歴史的経緯(社会的要因)は、第1章で述べたように政党システムの説明において重要な役割を持っている。この問題は第2章でも検討しており、二大政党の顕在化は憲政会の新戦略に始まる既成政党の協力体制から説明できる。さらに、それ以前の歴史的経緯からも、1920年代後半の二大政党が選挙民にとってフォーカルな存在であったことは明らかである。政友会は初期の総選挙において最大の会派であった自由党に端を発し、その後、伊藤博文のもとに結成された。まもなく政友会に対抗すべく、「第二の政友会」として生まれたのが、のちの憲政会や民政党につながる同志会であった。同志会自体は、公爵桂太郎によって結成されたが、そのグループの起源は大隈重信の進歩党にあった。政友会と同志会は実権を持つ寡頭支配者によって創設されており、当時の代議士の多くにとってどちらかの政党を選択することは、政治家としての目標を果たすには合理的であった。事後的に見れば、政友会に対抗できる第2党が成立した時点で、すでに2党制ができあがる経路は開かれていたのかもしれない。しかし、両党の成立がただちにそれを可能にしたわけではない。第2党は第1党に対して継続的に劣位な状況にあり、そのときの政党システムは複数

政党制だったからである。

本稿でもすでに示してきたような歴史的経緯があったことで、政友会の1党優位は打破され、民政党と政友会の二大政党制が形成された。しかし、そこには中選挙区制の問題があったのであり、複数政党制を促すといわれる中選挙区制のもとで、なぜ二大政党は複数に分裂せず、基本的にその勢力を保つことができたのかという疑問は残る。この問題はこれまで解明どころか、問題提起すらされてこなかったのであるが、学術的に重要な争点であることは確かである。

4. 3 寡占市場の参入問題

Cox (1997)や Lijphart (1999)によれば、コロンビアとウルグアイのほかにも、オーストラリア、西ドイツ、マルタ、ギリシャ、アイルランド、スペイン等において2党制かそれに準ずる規模の有効政党数が過去に確認されているが、これらの国々ではいずれもPRかSTVが用いられる。Gary Coxが指摘したように、選挙制度は生存可能な政党数の上限を選挙区ごとに決定する(Cox 1997)。構造的要因等によって競合可能な政党の数が生来的にその上限に達しない場合、2党制は比例的ルールにおいても実現できるということである。戦前日本をこの種類のケースに含めることは可能である。

政党ラベル

なぜ既成政党議員は、複数人区制にもかかわらず、たった2つの政党名を共有し続けたのであろうか。ここで重要なのが、原子価的争点を媒介する政党ラベルの価値である。政党ラベルとは、有権者が持つ各政党への一般イメージ、ブランド、または政策評価基準のような指標である¹⁶。ラベルはフォーカル・ポイントとして有権者のあいだで作用する。歴史的過程において確立されたラベルが既成政党をフォーカルな存在にする結果、多数の有力な候補者が集い、また有権者が戦略的に支持することによって、同党の生存確率が高まるということは可能である。

政友会は従来より与党の経験を豊富に持っていて実績があり、その知名度や所属議員の名声はもっとも高く、地主政党ないし保守政党としての地位を不動にしていた。この保守政党への唯一の対抗勢力として、注目されてきたのが憲政会(民政党)であった。憲政会が左翼政党の「お株を奪う」かたちで進歩的政策を唱えたことは、第2章で述べたとおりで

¹⁶ 政党ラベルの重要性については、Cox (1997)や河野(2000)を参照。

ある。たとえば、政友会の皇室中心主義に対する民政党の議会中心主義というレッテルは、政党にとってじつに都合のよいものであった。政党が自党の政策位置に関する評判を確立することで、有権者は特定の候補者の情報を知らなくとも賢明に投票することができる(Wittman 1995: 10)。特に情報の入手に費用がかかる場合、またはそれによって得られる便益が少ない場合、ただで手に入る情報は一層重要さを増すため(Cox 1987: 31)、その意味でもラベルは重要である。さらに、投票者は政策認識と業績評価に強く影響されるといわれるが(Key 1966)、それらをわかりやすく伝えるのが政党ラベルなのである。

候補者戦略

もし候補者が既成政党から出馬することで当選確率を改善できるならば、すべての近視眼的候補者は既成政党のみから立候補しようとするであろう。そのとき新党や無所属の候補者が生存できる余地はない。政党システムは選挙市場への参入問題と関連している。ここでは簡単なモデルを考え、SNTV と既成政党のあいだにある候補者の内的な決定プロセスを理解する¹⁷。以下、候補者は政権志向であり、近視眼的性向を持ち、その利得関数は $\mu(e), e \in \{0,1\}$ である。ただし、 e は既成政党への参加、 $u(\cdot)$ は候補者としての便益を意味する。また、すべての候補者は既成政党でなければ新党を選択するものと仮定する。

まず、既成政党を選択しない場合は、

$$\mu(0) = \max\{u(0) - c^v(0) - c^f, 0\}$$

である。ただし、 c^v は立候補にかかる可変費用であり、 c^f はすべての参入者が負担する固定費用である。このとき新たな参入者は、新党選択の利得が非正であるかぎり参入を取りやめる。

次に、既成政党から立候補するときの期待利得は、

$$\mu(1) = p(u(1) - c^v(1)) + (1 - p) \max\{u(0) - c^v(0), 0\} - c^f$$

である。公認志願者は既成政党の1つから「看板」を得ようと選出過程にエントリーするが、必ずしも採用されるとは限らないため、確率的に戦略を選択する(ここで p は既成政

¹⁷ Cox (1997)の議論が一部参考になった。

党の公認を得る確率)¹⁸.

よって、候補者が既成政党に志願する必要十分条件は、

$$\mu^* = \mu(1) - \mu(0) \geq 0$$

である。そのためには、既成政党からの出馬によって得られる利得が費用を上回ることが必要であり、公認を受け取る確率が十分に高いことも重要である。費用をもとに参入障壁の度合いを見る場合、一般に固定費用が大きければ大きいほど新規参入は困難であり、逆にそれが十分に低いときは新党が次々と結成されて競争が激しくなる(井堀 1999: 173)¹⁹。

しかし、上のように考えると、参入障壁となる cf がどんなに小さくとも、 p および/または $u(1)$ が十分に大きいか、あるいは $u(0)$ が十分に小さければ依然として新党は発生しないことが確認される。

戦前の既成政党は豊富な資金、歴史的な知名度、そして与党だけが利用可能な政府リソースを駆使することで勝率を高めることができた²⁰。この状況において、多くの新規参入者は既成政党に大きな期待を見出す。市場にリーダー格の既成政党が存在する場合、選挙区規模が大きくなってルールが“改善”されようとも、やはり既成政党から公認をもらうのが候補者にとっては合理的である。

新党や小政党が有能な人物を獲得したい場合、大政党では短期的に得られがたい相応の誘因(例、 $u(0)$)を候補者に与える必要が出てくるが、それは党の現状にとって難しい話である。政治家を目指す人々からしてみれば、結局のところ大政党のラベルこそが自分の勝率を高める要因になるといえる。小政党から出馬して仮に選挙で勝てたところで、単独政権がとれる他党が存在するかぎり、政治任用ポストや大臣席を得る可能性は低い。

また、中選挙区制における大政党は、単独政権を目指してできるかぎり多くの選挙区に複数候補者を出そうとする。そのため、選挙区規模の限界的増加は必ずしも小政党の獲得議席増加を約束しない。特に(少なくとも日本では)大政党が定員の増加分と等しい限界費

¹⁸ 戦前日本における既成政党の候補者選定は、基本的に選挙区ごとの党員もしくは地方支部が行っており、党本部はそれを承認するという分権的スタイルが導入されていた(季武 2011: 136)。

¹⁹ たとえば、シュタッケルベルグ均衡では固定費用が十分に大きいときに参入阻止が起こる(奥野 2008)。

²⁰ 既成政党に有利な側面の1つは与党としての立場である。自民党が得意とした利益政治は戦前の既成政党の常套手段であった(Ramseyer and Rosenbluth 1995)。既成政党は選挙戦に多大なコストをかけたが、そのコストを回収するだけの利益は与党の地位を得ることで十分に確保できた。一般には公共事業を通じた利益誘導が挙げられるが、ほかにもたとえば植民地や北海道における原野の払い下げは濡れ手で粟であったという(上山 1989: 316)。

用(候補者調整や得票改善について)を捻出すると考えられるため、小政党が選挙区規模増加から得られる限界効用は一般に想定されるより小さいというべきである。

候補者の合理的選択という視角は、なぜ戦前に2党制が成立したのかという問題を解く1つの鍵となる。中選挙区制下の政党システムを見るかぎり、日本の政治家志望者は大政党に参加したり、依存したりすることの利点をよく理解していた。岩村(1975)は、左翼陣営が憲政会等の影響力のために躍進を可能にすることができず、またその候補者も憲政会の協力を得ることで当選を可能にしたということを多数の観察から導き出した。左翼陣営の人々は、多くの選挙区において独自候補を擁立できないことを知っていた。そのため、彼らは憲政会候補者を推薦したり、左翼系の候補者を憲政会や革新倶楽部に戦略的に入党させたりすることで、自己の勢力を議会内に増やそうとした。民政党は社会民主主義政党よりも有利な位置にあったため、自党が労働者にとって最大の望みであることを確信できた(Garon 1987: 140-141)。

普通選挙が始まり、二大政党の複占が明らかになるにつれて加速されたのは、小会派と無所属の議員の激減である。すなわち、1928年総選挙における小会派と無所属の候補者数は146名、1930年総選挙では69名、1932年には29名であった(佐々1932: 340)。大政党に属さなくても当選できるような強固な地盤を持った議員はともかく、それ以外の不確実な地位の候補者は次第に苦戦を強いられていった。これとは逆の現象も、観察可能な含意として見出すことができる。1930年代前半に政党内閣が終わり、二大政党の求心力が落ちていくと、「依然、政民両党が圧倒的多数を占めていたとは言え、もはや政権党ではなくなった結果、両党以外の代議士の増加が顕著にみられるようになった」(山室 1985: 177)。既成政党という手段の効果が徐々に弱くなっていくにつれて、候補者は別の選択肢をとることが増えたということである。

「一般に立候補者は政権を担当する政党に集まりがちである。自民党の長期政権下では自民党だけが政権を視野に入れ、ほかの政党は議席を確保すればよいという状況が生じやすい」(飯尾 2007: 117)との指摘は、戦前の既成政党と他党との関係においても当てはまる。また、戦前の左翼政党の幹部がそのまま1960年代初頭の革新政党の幹部であったという事実からは、左翼陣営のリクルートメントの機能不全が見出される(有馬 2010: 43-44)。大政党には有能な人物が多数集うため、人的補充が容易である一方、そのカウンターパートである左翼政党は新人補充の難しさという難点を抱えるわけである。

選挙市場：規模の経済性

以上に挙げた実例から示唆されるのは、規模の経済性という側面である。つまり、政党はその規模が大きくなればなるほど、資金調達や人的補充、知名度、信頼感、政党ラベルに関わる政策情報や所属議員・候補者情報の宣伝等に関する限界費用の低下が期待される。仮にそれが低下せず、収穫逓増とはいかなかったとしても、収穫一定に近いかたちで大政党は小政党や新政党に対するアドバンテージを維持できる可能性が高い。20世紀初めにおけるイギリス自由党を唯一の例外ケースとして、各国の大政党や伝統的政党がなかなか衰退しないのは、こういった側面が選挙制度を超越してある程度作用しているからではないかと思われる。

資金や政党ラベルといったものを選挙市場における「生産要素」とみなし、それらを θ と定義する。任意の $t > 1, f(\theta) \neq f(0, \dots, 0)$ について、

$$f(t\theta_1, \dots, t\theta_n) \geq tf(\theta_1, \dots, \theta_n)$$

が成立すれば、大政党は収穫逓増ないし収穫一定によって生産の効率性が改善／維持できる一方、小政党はゼロサム・ゲームにおいてその分の生産性を失う²¹。このように選挙競争に規模の経済があるとき、選挙区で生存可能な候補者数に比して、実際に競争できる政党ラベルの数はかなり少なくなる(Cox 1997: 161)。選挙区定数の増加は必ずしも既成政党にとっての難題ではなく、新党や小政党にとっての問題解決策としてもさほど期待できないのである。憲政会が党勢拡大のために選挙区規模を大きくし、しかも現実に二大政党の一翼となったこと、そして左翼を中心とする新興政党が期待外れな結果に終わったことは、そのことを如実に物語っている。SNTV における戦前選挙はこのような状況を呈しており、それゆえに新党の進出や既成政党の大分裂が 1930 年代も含めて起こらなかったのである。以上のような性向を持つ選挙市場では、政党は深刻な不完全競争に直面する。これは「選挙市場の失敗」として理解できることである。

参入阻止

選挙市場の失敗を促す原因はもう 1 つある。選挙区における参入阻止である。選挙区に

²¹ ある企業が収穫逓増の生産関数を持っているとき、その企業は市場に対する影響力を持っている(ゆえに、価格受容者ではない)といえる(西村 2001)。

おける事前調整は既成政党にとっての利点であった。この点は第2章の議論とも関連しているが、既成政党は新政党よりも先に市場に参入していたことで、民主化直前の段階における政策位置の調整が可能であった²²。投票行動理論として定式化された概念としては、Brams and Straffin (1982)の参入阻止論や Palfrey (1984)の極限均衡(limit equilibrium)がある。この種の理論によれば、第3党のエントリーは既成二大政党による政策空間上の事前調整によって阻止される。先に競争してきた大政党は新規参入の政党を追随させることができる。つまり、一般的に既存の政党は互いにクルーノー・ナッシュ均衡に向かって支持者を非協力的に獲得しながらも、新政党に対してはシュタッケルベルグ・リーダーの地位から調整し合い、互いに得られる結果を改善するのである(Palfrey 1984)²³。

Brams and Straffin (1982)は、第3および第4の候補者が同時にエントリーすれば、既存の二大政党制は打破可能であることを示した。しかし、そのようなことが現実に観察されたことはない。彼らの定理が成立するには、すべての参入者が同等に支持を集める能力を持っていることが必要であるが、すでに安定的な二大政党制が成立しているなかで、それらの両方に勝てる2つの新党登場というシナリオは考えにくい。よって、参入抑止論は、単に少数の政党が先に参入していることだけが重要なのではなく、それらの政党が実際に頑強であるということも前提条件として注目すべきである。その意味でも、上述の規模の経済性は重要である。

既存の理論は、SMSPのみを想定したものであるから、SNTVにも通用する概念を本稿では提示する必要がある。SMSPはSNTVの特別ケースであり、これらのルールは k 人区単純相対多数決制(k -member simple plurality rule)と呼ぶことができる。

レンマ

すべての投票者が誠実的投票を実行すると仮定すれば、 k 人区単純相対多数決制における $n = k + 1$ 人の既成候補者(established candidates)による選挙ゲームでは、すべての既成候補者が1次元の政策空間上に等距離に位置するとき、新規候補者(1人)の参入は阻止される²⁴。

²² Hirano and Snyder (2007)によれば、アメリカにおける第3政党の衰退は民主党の政策調整が関係している。

²³ シュタッケルベルグ均衡は、クルーノー均衡よりもリーダー企業にとってより望ましい配分を可能にすることで知られる。

²⁴ ただし、 $n \leq k$ は成立しないものとする。

証明

新規参入者($n + 1$ 番目)にとって可能な位置取りは、次の3つのケースに限定される。政策空間の外縁部(peripheral areas)、候補者間、および他の候補者と同一の政策点上である。既成候補者が等距離に位置する場合、各々の位置 $x \in [0, 1]$ は、 $\{1/2n, 3/2n, 5/2n, \dots\}$ であり、全員が均等に得票する(ので、事前勝率は等しい)。

ケース1 外縁部

政策空間における外縁部の区間は、 $[0, 1/2n)$ または $(1 - 1/2n, 1]$ であるから、新規参入者 A が任意の外縁部に位置取りする場合に受け取る得票の最大値は $1/2n$ よりも少ない。このとき得票減の影響を受けるのは、隣の候補者1人(候補者 B) だけである。候補者 A と B の距離を ε とすると、

$$F(x_A) = 1/2n - \varepsilon/2,$$

$$F(x_B) = 1/2n + \varepsilon/2,$$

$$F(x) = 1/n \text{ for all others.}$$

よって、 A は最下位確定、既成候補者のうち B を除く $n - 1 = k$ 人が当選する。

ケース2 候補者間

新規参入者 A が任意の候補者(左側が B 、右側が C)のあいだに参入するとき、その中間(开区間)であればどこに位置しても $F(x_A) = 1/2n$ であるが、これは B, C の各領域よりも少ない。また、 A の位置取りから影響を受けない全候補者は $1/n$ を得る。よって、 A は最下位、 B, C 以外の $n - 2 = k - 1$ 人の既成候補者は当選、そして B, C の運命は A の位置に依存する。

ケース3 同一点上

新規候補者 A が任意の既成候補者 B と同じ政策点を選択する場合、彼らは $1/2n$ を各々獲得し、他のすべての既成候補者は $1/n$ を得る。よって、 A はせいぜい $k + 1$ 番目になれるだけであり、既成候補者のうち B を除く $n - 1 = k$ 人が当選する。

上記のすべてのケースにおいて、新規参入者は k 人区の相対多数決制で勝利することができない。よって、既成候補者が等距離に位置する状況のもとでは新規参入は行なわれな
い。 □

命題

誠實的投票が k 人区相対多数決制で行なわれる場合、1次元の政策空間上に $n = k + m$ 人が等距離に位置するかぎり、1人の追加的な新規参入は阻止される。

証明

レンマでは $m = 1$ のケースを検討したが、当該現象は任意の正数 $k, m > 0$ において成り立つ。1人の新規候補者が参入するときに得票減の影響を受けるのはせいぜい2人であるから、 $m = 1$ におけるケース2の結果(上述)を例外として、新規候補者がどの政策点を選ぼうとも $n - 2 \geq k$ 人の既成候補者は当選圏内であり、この時点で新規候補者とその影響を受ける既成候補者は当選圏外となる。したがって、当該命題は一般性を失うことなく成立する。 □

これらの証明は論理の十分性を示すものであるから、参入抑止的結果の一意性を保証するものではない。しかし、SNTV においても SMSP のときと同じように参入阻止は起こりうるという蓋然性は示された。新規参入の左翼候補者や無所属候補者が、民主化以前から各選挙区で幅を利かせていた既成政党の複数候補者と対面したとき、彼らはフォロワーとして既成政党の持ち場を打破できなかった。機先を制した既成政党は、自己の棲み分けのために配置を隈なく調整することができたのである。

4. 4 選挙結果

以上の考察を通して、歴史的経路にもとづく既成政党のラベルや選挙区におけるリーダー的地位のもとに、既成政党が選挙市場をリードするという仕組みは示された。本節では、寡頭競争的な政党システムにおける候補者要因を検証するため、政党の参入にまつわる分析を行なう。民主化以降における既成政党の寡占は、新勢力たる労働者政党の進出の失敗を意味するため、ここでは既成政党のほか左翼政党にも着目する。ほかに注目すべき説明要因として選挙区規模(SNTV 要因)と地域的要因を加味する。それにより、収穫一定／

逡増の観点から選挙区規模における既成政党の頑強さを見ることができ、また日本の選挙政治において重視される地域性をもとにして、戦前の政党地盤に関する通説を検討できる。また、第3章で言及したリスク回避の制度設計という視点からも言及することにする。

参入問題

中選挙区制の選択問題についてはすでに前章で明らかにしたが、既成政党がつくった区割りについては触れなかったため、ここでは参入問題との関連で言及する。表4.1は、定員および地域(都市/農村)で分類した選挙区数の内訳を示している²⁵。全体的傾向は、まず3人区の数が一番多く、全選挙区の約43%を占めていた一方、4人区と5人区の配分は各々約31%と約25%であった。ただし、4、5人区は合わせると全体の56%であり、3人区とそれ以外という区別では後者のより大きい選挙区が中心であった。これは原敬の小選挙区制が1人区(295区)をベースに、全体の約21%に相当する2人区(68区)と3人区(11区)を設けたことと対照的であり、憲政会のリスク回避として、より大きい複数人区に固執したという意図が感じられる。

表4.2は1928年から1937年までの総選挙における競争状況を表わす指標を政党別、選挙区別、および地域別に示している。本稿における左翼政党の数値は、全国政党と地域政党を含む複数政党の候補者を集計して求めることにする²⁶。こうすることで分散した左翼陣営の戦況を包括的に把握できるが、それだけでなく左翼陣営が単一政党を結成した状況を仮想することもある程度は可能となる。

表からは複数人区での二大政党の勢力均衡と、左翼政党の参入上の困難を観察することができる。まず、表4.2の参入率が示すように、既成政党は例外を除き、すべての選挙区に参入したが、左翼政党は選挙区規模や地域によってばらつきが見られる。左翼候補者は、主に都市の4、5人区に参入する傾向があり、とりわけ都市5人区では9割近い選挙区に進出していた。しかし、逆に農村選挙区と都市の3人区ではかなり消極的であった。農村

²⁵ 都市と農村の区別は、当時の道府県の人口密度を基準にした(総務省統計局のウェブサイトより当該データを入手できる)。選挙区ごとの人口密度の情報は入手できなかったため、県単位の指標で代用する(これにより測定誤差が大幅に変わるとは思えない)。本稿では次に挙げる府県的全選挙区を都市とし、その他の県および北海道的全選挙区を農村と定義する。すなわち、都市部とは、東京府、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、および福岡県である。

²⁶ 全国政党とは異なり、特定の回の特定の選挙区のみに入参したマイナー政党のイデオロギー的位置を判断するのは難しい。本稿で示される左翼政党の包括的結果は、すべての左翼的立場の候補者の成績を網羅しているわけではない。しかし、それによって生じる誤差は極小であるから、推定上の問題はない。

	3人区	4人区	5人区
農村	38	23	22
都市	15	15	9
全体	53	38	31

表 4.1 選挙区数の内訳

政党	選挙区	参入率		平均候補者数		平均当選率		平均得票率		平均占有率		平均ボーナス		
民政党	3	農村	99.4	99.6	2.06	2.03	69.5	70.1	45.2	44.5	46.2	46.2	1.1	1.8
		都市	100.0		1.97		71.6		42.6		46.2		3.5	
	4	農村	100.0	100.0	2.67	2.65	67.5	68.1	41.1	41.0	44.1	43.8	3.2	2.9
		都市	100.0		2.61		69.2		40.8		43.3		2.5	
	5	農村	100.0	99.3	2.93	3.16	68.8	68.4	37.7	39.1	39.5	41.7	2.0	2.8
		都市	97.8		3.75		67.3		42.5		47.3		4.8	
政友会	3	農村	99.4	99.6	2.17	2.14	69.7	68.4	45.8	44.1	48.7	47.0	2.5	2.4
		都市	100.0		2.04		65.1		40.0		42.7		2.3	
	4	農村	100.0	100.0	2.83	2.72	67.5	67.7	44.4	41.9	46.1	44.1	1.4	2.0
		都市	100.0		2.55		68.0		38.0		41.0		3.0	
	5	農村	100.0	100.0	3.55	3.36	68.2	67.9	45.4	41.3	46.9	43.5	1.1	1.8
		都市	100.0		2.89		67.0		31.4		35.1		3.7	
左翼党	3	農村	22.1	26.6	1.03	1.13	17.5	22.4	10.8	13.0	5.8	7.5	-5.0	-5.5
		都市	38.0		1.30		29.6		16.3		9.9		-6.4	
	4	農村	41.6	48.9	1.15	1.33	8.5	23.7	7.6	11.1	2.1	6.8	-5.5	-4.3
		都市	60.0		1.51		39.6		14.8		11.7		-3.2	
	5	農村	38.9	53.6	1.19	1.54	16.7	29.8	7.6	13.0	3.3	8.8	-4.3	-4.2
		都市	88.9		1.90		43.5		18.6		14.5		-4.1	

表 4.2 総選挙結果の集計

で多数を占めた小作農という票田が既成政党によって吸収されたことは、都会志向の社会民主主義政党にとって避けがたいことだったのかもしれない。彼らは、その経路を打破するための何らかの方策を必要としたが、農民党の組織化もむなしく既成政党に先を越されてしまった。しかし、社会主義者が非都市部で信頼を得るチャンスがなかったと考えるのは悲観的である。戦後の日本社会党は、経年により自民党と同じように農村部を基盤として得票していたので(小林 1997: 166)、社会党は戦前の前身政党にくらべて農村での活動に比較的 success していた。いずれにせよ、既成政党とは対照的に、左翼政党は、自党候補者の生存可能性が比較的高い場所-都市部のより大きい規模の選挙区-を選択して参入せざるを得なかった。

参入率と同時に着目すべき指標として、平均候補者数が挙げられる。これは参入が行なわれた選挙区における平均を意味し、各党が参入しなかった選挙区はサンプルに含まれない(他の平均指標についても同様)。平均候補者数に関する顕著な点は、第一に、都市5人区における左翼候補者数が明らかに多いということと、第二に、既成政党間の差が選挙区規模別および(5人区を除く)地域別においてほとんどなく、5人区のみにおいて都市と農村で対照的な結果を示しているということである。すでに明らかなように、すべての政党が特に5人区において自党の地の利を意識していた。つまり、都市部および5人区という選挙区の複合条件が、左翼政党にある程度の生存可能性を与え、同時に政友会に対する民政党の競争性を補っていたといえる。選挙区規模と候補者数の関係については、次章において検討することにする。

平均当選率とは、各選挙区における政党の当選者数を同党の参入者数で除した「勝率」の平均値である。既成政党は、各区分において65～70%程度の勝率を達成した一方、左翼政党はすべての選挙区規模で2割台という結果になった。左翼政党が(実際に参入できた)都市4人区・5人区で4割程度の勝率を可能にしていたことは注目に値するが、これを既成政党の結果と比較しなければ過大評価に終わってしまう。実際のところ、民政党のみならず、政友会も左翼政党よりは着実に(効率的に)都市人口の支持を集めていたのである。よって、都市の大選挙区の数が多ければ、左翼は躍進していた(政友会は衰退していた)ということにはならない。

一般に左翼陣営の分裂がその不振の原因だったといわれるが(例、松尾 1976: 114)、左翼政党の平均得票率からは、仮に左翼系の政党を1つの党とみなしても、せいぜい民政党か政友会の3分の1程度の支持しか集められなかったであろうことが判明する。地域別に見

る左翼政党の平均得票率の差は著しいにもかかわらず、選挙区規模ではほとんど差がないという事実には、単に選挙区規模を大きくしていただけでは左翼政党が躍進するのは難しいという、制度設計に関する最大化問題のインプリケーションがある。その理由は、規模の経済の問題や参入阻止が既成政党を守るからである。

政友会の平均得票率は、選挙区規模にかかわらず、地域間で有意な差が認められる一方、民政党は5人区を除き地域差があまりなかった。民政党は5人区において都市で有利であり、農村との差は4.8%、下で言及する平均占有率の都市-農村差は7.8%も開きがある。つまり、5人区では都市で集中的に支持を集めたのである。言い換えると、政友会は5人区において都市-農村の得票率の開きが14%もあり、明らかに都市で劣勢を強いられた。ただ、それでも5人区における政友会の得票率は左翼政党よりも約13%多かった。つまり、政友会が一種の農村型政党であったことは確かだが、それは他選挙区における自党の実績に対して、もしくは民政党との比較において都市部で弱かったという意味であり、決して都市で人気がなかったわけではない。民政党についても都市型政党を強調する印象論が存在するが、実際のところ、民政党は5人区以外の農村では都市以上の支持を平均的に動員できていたのであり、普通選挙において同党が都市部に傾倒したのはせいぜい5人区だけである。また、既成政党の3人区平均と5人区平均の差は、政友会が3%、民政党が約5%にすぎず、定員2名の増加は既成政党の動員力の限界を感じさせるものではなかったこともわかる。

平均占有率とは、参入選挙区における政党の当選者数をその区の定数で除したシェアの平均値である(全国的に集計すれば議席率と同等になる)。ここで重要なのは、占有率と得票率の差である。これらの差はSNTVの制度的効果によって生まれた「ボーナス」であり、 $g: Y \rightarrow Z$ のアウトプットに関連している。各党のボーナスの平均値が、表中に示された平均ボーナスである。これを個別の選挙区ごとに見た場合、既成政党の値は正負および大小のばらつきが激しいのだが、平均的には既成政党のボーナスはすべての区分で正の値を示しており、総じて大政党に有利な中選挙区制の制度的特徴が窺える。とりわけ民政党の都市5人区におけるボーナスは最大値を示しており、制度設計の意図と一致しているように見える。一方で、左翼政党はすべての区分で負の平均ボーナスを得ており、小政党として確実に不利な立場にあったといえる。

最後に、制度設計の意図という点について、憲政会がリスク回避の姿勢からより大きい規模の選挙区を設けたことは必ずしも大きな効果を有していたとはいえない。なぜならば、

民政党と政友会は3人区全体においてほとんど互角であり、5人区を設けたことでかえって左翼政党の進出を促したといえるからである。確かに都市5人区の結果は政友会の不利を強調しており、民政党が圧倒的に優勢であったが、これは民政党が躍進するために必要な措置であったというより、せいぜい躍進するには十分な設定であったというほどのものである。第3章でも、結果として民政党は1930年代後半に損失を被ったということを指摘したが、本節の分析結果からしても、彼らの憲政会当時の認識は過度にリスク回避的であったと評価しうる。しかし、これはあくまでも結果論であって、前章で述べたとおり、苦節十年という呪縛は民政党としての飛躍を遂げる前の憲政会の認識を強く支配していたというべきである。

既成政党の調整問題：票割りゲーム

一般に、SNTVや制限連記制(limited vote)では、大政党が背負う2つのハンデがある(Lijphart et al. 1986)。1つ目の問題は、政党は各選挙区において何人の候補者を安全に立候補させられるかであり、2つ目の問題は、いかに同一選挙区内で支持者の票を均等に分配するかである。もし配分が偏ってしまえば、勝者の余剰票は無駄となるため、大政党がSNTVにおいて票割りの調整問題から避けられることはない。1つ目の問題は次章で詳しく検討するが、ここでは特に2つ目の問題について取り組む。

票割りを効率的に行なう手段として、一般に地域割り戦略とセクター割り戦略が考えられる(建林 2004)。前者は同じ政党の候補者による地理的空間の棲み分けであり、後者は政策空間の棲み分けである。これから示唆されることは、ある選挙区で同士討ちの候補者が地理的要素を利用できるのであれば、彼らは理論上同一の政権公約を掲げることができるという点である。ゆえに、建林(2004)が2人純調整ゲームの枠組みで示したように、地域割り戦略の協調解はパレートの意味で効率的であり、セクター割り協調は支配されるナッシュ均衡である。

費用便益の意味で効率的な票割りは、党内の候補者数が最適であるときに、彼らの得票を均等にする(つまり、その分散を最小化する)ことで達成される。よって、大政党による選挙民の動員は、同一選挙区における複数の自党候補者間の配分が偏らないように配慮される。ここでは、候補者の得票率の標準偏差を調べることで、既成政党の票割りの特質を理解する。表 4.4によると、民政党候補者および政友会候補者の得票率のばらつきに有意な差は見出せない。ただし、標準偏差自体のばらつき(分散)については、政党間で差が認

	民政党	政友会	P 値*
平均	4.349	4.184	0.431
分散	13.005	9.576	0.000
観察数	512	516	---

*平均は t 値の両側確率, 分散は F 比の片側確率.

表 4.3 既成政党得票率の標準偏差

められる。民政党は一部の選挙区において調整がうまくいかなかったが、政友会はそのようなムラがより小さかった。その理由は、政友会がその基盤たる農村でより効率的に得票できたからであろう。

川人(2004)は、ドント式計算にもとづく仮想の選挙結果と実際の SNTV における結果を比較し、既成政党の公認に関する最適性を検証した。それによると、

2 大政党システムでは…… 1 党が失敗を犯す限り、もう 1 つの政党は相手の失敗によって余分の議席を獲得することを期待して、候補者数を最適化しようとはせず、過剰公認するであろう。(川人 2004: 191)

理論的に敷衍すると、候補者擁立の最適化はライバル政党の戦略が同じく最適化であるときのみ最善である。そして、ライバル政党が候補者調整において失敗する確率が十分に大きいとすれば、そのときは混合戦略にもとづき、自党側も過剰公認を選ぶ動機づけが発生する。この状態は純調整ゲームにおけるパレート劣位なナッシュ均衡である²⁷。

実際の各選挙区における候補者数には着目すべき点があった。表 4.4 のとおり、民政党と政友会は、いくつかの選挙区で超過剰公認、つまり定員を超える数の候補者を擁立していたのである。たとえば、1930 年総選挙において、政友会は 5 人区の福岡 3 区で 7 名を出馬させ、そのうち 3 名を当選に導いた。もっとも極端な例は、1928 年の鹿児島 1 区であり、民政党はこの 5 人区に 9 名の自党候補者を出して 4 名を当選させた。驚くべきことに、1928-37 年総選挙における延べ選挙区数のうち、約 9% に当たる数の区でこうした異様な光景が見られた。

²⁷ 完備情報ゲームにおける過剰公認は、常に被支配戦略であるから均衡外となる。

	民政党		政友会	
	頻度	平均得票率	頻度	平均得票率
1人	19	53.8	25	56.1
2人	3	46.7	6	68.3
3人	1	79.0	1	67.8
4人	1	86.6	0	---
Σ	24	55.3	32	58.7
r		0.52**		0.33*

** $p < 0.01$, * $p < 0.05$.

表 4.4 既成政党の超過剰公認

過剰公認であれ、超過剰公認であれ、それらが合理的期待にもとづく行為であることに違いはない²⁸。しかし、過剰公認可能な数には上限があるから、超過剰にいたること自体は合理的でない可能性がある。それでも、表 4.4 の相関係数が暗示するように、党がかなりの自信を持っていたエリアで超過剰公認が発生していたことは考慮に値する。将来の自党候補者の実践的訓練や売名、あるいは他党候補者への妨害戦術としてそれが行なわれていたとしたら、そこには一種の目的合理性が認められる。もちろん、単なる候補者調整失敗の帰結としても考えられるが、既成政党は選挙に関するかぎり、非短期的な利益をも視野に入れて実戦に挑んでいた可能性がある。

4. 5 結論

本章では、はじめに二大政党の政策の空間的傾向を考察した。構造的モデルによれば、2党の政策位置は求心的であり、よってそれらの中身は類似する。他方、制度的モデルによれば、SNTV 選挙において政策配置は遠心的な性向を帯びる。ゆえに、仮に政策の類似性が指摘できたとしても、それは決して求心的ではなく、二大政党の政権公約は距離が生まれることで選挙戦を優位に展開できたといいうる。

既存の研究では、なぜ戦前日本では中選挙区制選挙にもかかわらず2党制が形成および

²⁸ 戦略セット $s: (s_1, \dots, s_i, \dots, s_n)$ に対するプレイヤーの期待を \hat{s} で表わすと、プレイヤー i にとっての合理的期待とは、 $\hat{s}_{-i} = s_{-i}^*$ となる自然な期待である。ゆえに、ナッシュ均衡では、 $s^* = (s_i^* | \hat{s}_{-i}, s_{-i}^*)$ となる。

維持されたのかについて適切な答えが用意されていなかった。本章では、規模の経済性や参入阻止の観点から不完全競争の選挙市場を取り上げ、既成政党の強さや事前調整が重要であることを指摘した。つまり、選挙制度にかかわらず、収穫逓増／一定は大政党が強い理由を明らかにし、寡頭競争概念は既成政党の政策調整による頑強さを説明する。選挙区定数を増加させる比例的選挙ルールは、必ずしも既成政党にとっての難題ではなく、小政党にとっての問題解決策でもない。ゆえに、既成政党や資本家、官僚等による反民主的活動が戦前の政党システムを形成したり、あるいは左翼政党の躍進を妨げたりしたという従来説は棄却すべきである。仮にそうした活動がなかったとしても、左翼政党が即座に躍進したり、複数政党制が即座に促進されたりすることはなかったといえるからである。

選挙制度と政党システムを考えると、制度的効果だけを見ても実際の結果を的確に理解することは難しい。構造や歴史を含む社会的要素が所与となり、制約としての制度がシステム形態を最終的に決めるからである。ゆえに、PR や SNTV といった比例性を持つ選挙制度が採用されても、それ以前の他条件により 2 党制が維持されることはありうるのである。戦前日本では二大政党の顕在化が達成されたが、中選挙区制は政党システムとしての二大政党制には非効率的であった。それにもかかわらず、既成政党はその頑強さゆえに非効率性を乗り越え、合法左翼政党の進出を比較的抑えることに成功したのである。

5 合理的有権者

民主化直後の戦前日本では、多くの知識人やジャーナリストが新勢力の議会進出を予測し、その方向性が理念として提唱されていた。普通選挙は労働者と農民の政治参加を達成するものであったから、それが日本の政治社会を大きく変化させると予期する論者も多数いた。しかし、労働者・小作農階級の多くは、自発的に既成政党を支持したのである。前章では既成政党の優位性を検証したが、投票行動については明示的な言及をしなかった。候補者の優劣に関する情報が少ない選挙では、投票者の戦略的行動はあまり重要でないが、いくつかの政党が主要な競合者として確定すると、投票者は途端に自己の行動に関して制約を受ける(Boix 2007)。本章では、複占を目の前にした投票者の合理的選択を考察し、さらにそれに応答する既成政党の戦略をも描き出す。

第1節は、民政党、政友会および左翼政党を結ぶそれぞれの関係が選挙において異なっていたことを示し、戦前日本の事例においてなぜ戦略的投票が重要かを説明する。第2節では、戦前の総選挙データを使って戦略的投票の実施状況を検討する。第3節では、さらに混雑度という指標から理論と実際のデータの乖離を把握する。そうすることで、政党全体の戦略性と既成政党の優位性を示すことができ、政党、候補者、および有権者の戦略的相互依存が2党制に寄与したことを裏づけられる。重要なのは、二大政党制の誕生には合理的有権者の戦略性が関わっていたという事実である。第4節は結論とする。

5. 1 有権者の合理的選択

投票者は自分の票を有効に投じようとする誘因がある。仮にある労働者が左翼政党の支持者であったとしても、自分の支持する政党に勝利の見込みがない場合、戦略的に他党に投ずる可能性がある。たとえば、SMSPが適用されるある選挙区において、保守政党、リベラル政党、および労働者政党が1人ずつ候補者を出しているとする。さらに、前二者は伝統的政党として確立された政党ラベルを持っているが、新興の労働者政党は地盤がないものとする。このとき、同選挙区内のある左派有権者は、仮に労働者党の政権公約に魅力を感じ、一番支持したい政党として認識していたとしても、その有権者が合理的であるかぎり、労働者党候補者の競争力のなさを考慮し、実際にはリベラル党の候補者に投票するだろう。その行為が合理的なのは、単に落選者に投票することの無意味さを回避したことにあるのではなく、一定数の人々が労働者党に誠実に投票した場合、リベラル党はその分

の得票を失うことになるわけであり、結果として保守政党が勝利してしまうかもしれないという予測のもとに行動できたことにある。この場合、左派の人々にとって保守政党の勝利はもっとも望ましくない結果である。

本章の前半で議論する内容は、このような投票者の合理性である。同時代人の馬場恒吾は、次のように左翼政党の敗北を観察した。

輿論は無産党に対して十二分の好意を示した。殊に東京の知識階級は殆ど全部無産党に傾倒している様子であった。だからもし彼らの中に無産党に投票せずして、既成政党に投票したものがあつたとしても、それは無産党を愛せざるがためにあらずして、現在の政治の担任者として、民政党或は政友会を適任者と信じたがためにすぎない。もし無産党が議会の過半数を占めて、今直に独力で政権を把握し得る陣容を示したならば、この投票は地辻りの的に無産党化したものであろう。（馬場 1931: 430-431）

馬場はこのように、「無産党」を支持する有権者が多数存在していた可能性を指摘しており、その勢力は潜在的には既成政党を凌ぐ力を無産党に与えうると推測した。歴史家もまた、同じように観察している。

新有権者は反動政治への嫌悪と……無産党候補濫立に対するあきたらなさを民政党への投票に示した……[無産党は]新有権者を失望させて、社会政策をかかげ**政権担当能力のある**民政党に名をなさしめたのである。大都市地域における民政党の圧勝と労働組合・農民組合員六九万人に対し、無産党得票四九万票という数字はこの推定を裏付ける。（松尾 1976: 99-101）

無産政党に好意をいづく選挙民のなかには、内輪喧嘩にばかり精力を燃焼しがちな状況にいやがさし、社会政策を訴える民政党候補や既成政党の進歩派に投票する者も少なくなかった。第一回普選での無産政党の得票総数四九万票は、労働組合と農民組合の組織人員六七万人をも下回り、**無産大衆有権者の総数にはるかに及ばなかった。**（粟屋 1983: 147）

これらの見解はすべて、本来ならば左翼政党に投票すべき多数の人々が現実の政治状況を踏まえ、敢えて民政党や政友会に支持を切り替えたことを明らかにしている。本章は、二大政党制の形成に有権者の意思が伴っていたことを投票者要因として裏づけるため、この

事実を量的分析により解明し、理論的な含意をそこから引き出す。

3人ゼロサム・ゲーム

あらゆる選挙戦は一定の有権者人口のうで実施されるため、得票は常にゼロサム構造を持つ。すなわち、ある候補者の優位は他者の不利を意味することが多い。しかし、たとえば三者が関わるゲームにおいてそのうちの二者だけに注目した場合、彼らはあたかも結託しているかのように映ることがある。3人ゼロサム・ゲームは2対1の視点を形成するため、プレイヤーが非協力的に行動していても、利得上は同じ方向性を帯びることがありうるのである。

表 5.1 は、主な政党の総選挙得票率の相関関係を示している。この表において既成政党と左翼政党の関係に着目すると、政友会と左翼政党の得票は一般的な負の相関関係が認められるのに対し、民政党と左翼政党の得票関係は無相関であったことがわかる。これをより具体的に見たのが表 5.2 である。同表は政友会と左翼の得票はすべてのエリアおよび選挙区規模において負の相関が有意にあったことを示しているが、民政党と左翼に関しては逆にほぼ無相関であったことを示している。前章の分析で示されたように、左翼政党は完全な都市型政党であったのに対し、政友会は都市部での動員を相対的に不得手としていたから、支持者の性格も対照的になりやすく、両党は互いに戦略的オルタナティブとはならなかった。他方、民政党は左翼有権者にとって本命もしくはオルタナティブな候補であったから、支持者は戦略的に民政党か左翼政党を選ぶ機会があった。民政党が有利な回の総選挙では、一部の投票者は左翼政党に誠実もしくは戦略的に投票したであろう。その結果、これら2党の得票に関する一般的な負の関係は正の効果によって相殺され、全般的には無相関となったわけである。以上の推察から、戦前日本のゼロサム選挙ゲームでは、左翼政党と民政党が非協力的に一定の支持者を共有するという現象が想定できる。

既成ラベルが投票者の判断に対して影響を及ぼしたことは明らかである。しかし、いくらそのラベルが優位であったからといって、新有権者(特に下層階級)のほとんどが“ブルジョア”政党を誠実に支援したとは考えられない。戦前日本の労働者は、社会民主主義政党の掲げる公約に関心を持ちながらも、既成候補者の寡頭競争を前に競合性のない左翼候補者には必ずしも投票しなかった。すなわち、「無産政党候補が当然に受け取るべき票が、非常に多く急進ブルジョアの候補者へと流れ込んで行ったことは見逃すことの出来ない事実の一つ」(佐々1932: 289)であり、結局「社民に入れるよりは既成政党に入れると云う心

	民政党	政友会	左翼党	その他
民政党	1.00			
政友会	-0.50†	1.00		
左翼党	-0.08	-0.40†	1.00	
その他	-0.43†	-0.41†	-0.06	1.00

† $p < 0.001$; two-tailed. $N = 593$.

表 5.1 得票率の相関係数

	民政党	政友会
農村全区	-0.11*	-0.24†
都市全区	-0.07	-0.51†
農村3人区	-0.16*	-0.20*
都市3人区	-0.13	-0.31*
農村4人区	-0.04	-0.24**
都市4人区	0.06	-0.69†
農村5人区	-0.07	-0.31†
都市5人区	-0.12	-0.41**

† $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$.

表 5.2 左翼政党得票率の相関係数

理が働き」(佐々1932: 384), 左翼陣営は一層不利になった。社会民衆党を支えた総同盟は、民政党が現実的な進歩党として労働者の浮動票の多くを手に入れたことを認めざるを得なかった(Garon 1987: 141)。第4章で検討した候補者の事情のみならず、有権者の側から見ても既成政党を戦略的にサポートすることはそれなりの意味があった。

5. 2 戦略的投票

この節では、戦前日本の中選挙区制における総選挙データをもとに、戦略的投票がどのように行なわれていたのかを測定し、理論的な含意を得る。はじめに理論に沿って予測を

立て、その後に SF 比という指標を使って検証することにする。

戦略的投票の均衡

一般に戦略的投票は2つのケースに分けられる。当選の見込みがある候補者への投票を避けるケースと、当選の見込みが低い候補者への投票を避けるケースである。このように戦略的投票とは、勝敗が微妙な候補者(政党)集合とそうでない集合を見極める行為である。ゆえに、それは相対多数決制でのみ起こる現象ではなく、PR や STV 等でも起こる普遍的現象である(前章で仮定した誠実的投票と戦略的投票の関係については、本章の補遺を参照)。合理的投票メカニズムをフォーマルに示した Gibbard(1973)と Satterthwaite(1975)は、投票ルールにかかわらず、参加者が多数であれば必ずそのなかに戦略的投票者が存在することを証明した。投票結果が操作可能でないための必要十分条件は、独裁的な拒否権プレイヤーが投票ゲーム内に存在することである。最低限民主的なルールのもとで行なわれる選挙は操作可能な結果を伴うため、戦略的投票は確実に行使されることになる。

SNTV における実質的競合性を考える際は、 $M + 1$ の法則(Reed 1990; Cox 1994)が適用される。この定式は、デュベルジェの法則を一般化したものであり、中選挙区制の場合、選挙区規模に応じて4～6人の範囲で実質的な競争が行なわれる可能性が高いとされる¹。デュベルジェの法則(の一部)を証明した Palfrey (1989)の均衡定理によれば、上位2名の候補者は極限において同等な得票率を得る。3名の候補者が SMSP で争うとき、一番弱い候補者をもっとも選好する投票者が自分の投票を有効に使うために上位2名の候補者のどちらかへと支持対象を切り替える。このとき、原則として第3位の候補者が第1位候補者に並ぶことはないという。このように候補者数が $M + 1$ になる(接近する)均衡をデュベルジェ均衡(Duvergerian equilibrium; DE)と呼ぶ。ただ、実際にはデュベルジェ均衡の発生は確率的であり、 $M + 1$ 位の位置にとどまりうる候補者が1人とはかぎらない(Myerson and Weber 1993)。そのような複数候補者が下位で拮抗する状態は、非デュベルジェ均衡(non-Duvergerian equilibrium; NDE)と呼ぶことができる。以下では、この枠組みを用いて戦略的投票の帰結を有権者側および政党側から検証する。

¹ 一般に政党制レベルで理解されるデュベルジェの法則は、実際には選挙区レベルで検討しなければならない。このことは Duverger (1954)において言及されているだけでなく、Riker (1982)など多くの政治学研究ですでに指摘されたことである。従来例外的とされてきたカナダやインドの非2党制に関しても、選挙区で見れば当該法則は成り立つ(Chhibber and Kollman 2004)。Cox (1997, 1999)は選挙区レベルの法則と政党制レベルの結果を選挙区間リンケージとして定式化した。

デュベルジェ均衡の検証

結果が DE になるか NDE になるかは確率事象の問題であるから、これらの発生自体は選挙区規模に依存せず、個別投票者の選択とは関係がない。しかし、前章の定量分析からも示唆されるように、選挙区規模は、政党や候補者の参入に影響を及ぼす。そうであるとすれば、2つの均衡の確率分布ないし頻度は、選挙区規模に応じて変化するであろう。DE が発生する必要十分条件は、投票者の集合的選好と候補者の参入問題との折り合いによって、最小得票の当選候補者が2名に収束することであるが、そこでは選挙区内におけるより正確な情報供給が重要な要素となる。前章の分析結果に照らし合わせると、この条件が成立しやすい場所は、より小さい規模の選挙区(中選挙区制では特に3人区)であり、またエリア別でいえば、農村のほうが都市部よりも選挙情報は一層確実に伝わると想定される。条件を満たさない選挙区の状況は、すべて NDE に接近するため、総合的には NDE の発生頻度が高くなる。

ここでは、考察の手段として SF 比を用いる。SF 比とは、第一(次点)落選者(First loser)に対する第二落選者(Second loser)の得票比率である(Cox 1994, 1997)²。その比率が比較的小さいとき、当該選挙区では DE が成立していて、逆にその値が大きいときは NDE が成立しているといえる。DE は第一落選者までが競合的なので、その下位に位置する候補者は理論上得票せず、実際の SF 比は0に接近していく。NDE は、第二落選者を含む何人かの下位候補者も生存可能であるから、SF 比は1に近い値を示す。

図 5.1 は、戦前日本の 1928 年から 1942 年までの総選挙における SF 比分布を選挙区規模別に示したものである³。上述のとおり、3人区では SF 比が0かそれに近い値が非常に多く、DE の頻度が非常に高い。実際、理論どおりに候補者数(名目値)が4人になった3人区は多かったため、戦前日本の3人区は、情報共有と既成政党ラベルの効果がより効率的であったといえる。他方で、5人区では対照的に NDE が非常に多く観察される。4人区は3人区から5人区への中継的段階のように見えるが、全体的には NDE が多い。これらの領域では、やはり3人区に比して DE の成立条件が整いにくかった。

² Cox の SF 比に対してありうる批判は、その分布状況の検証が果たしてデュベルジェの法則とうまく関連しているのかわからないという点である。Gaines (1997)はカナダの例を引き出してそのことを例示した。確かに、同じ SF 比でも無風な選挙区と激戦区とではその意義が異なってくるため、SF 比分布はその意味ではより不完全な指標である。しかし、河野(2000)は Cox の分析を追試して、選挙区の競合度の裏づけから SF 比を正当化した。同様に、1928-42 年総選挙における各選挙区の競合度は SF 比の大小に関係なくほとんどの箇所です分に大きいと認められたため(結果の詳細は割愛)、SF 比分析は適切である。

³ SF 比の算出について、次々点の落選者がいなかった選挙区には0を振った。

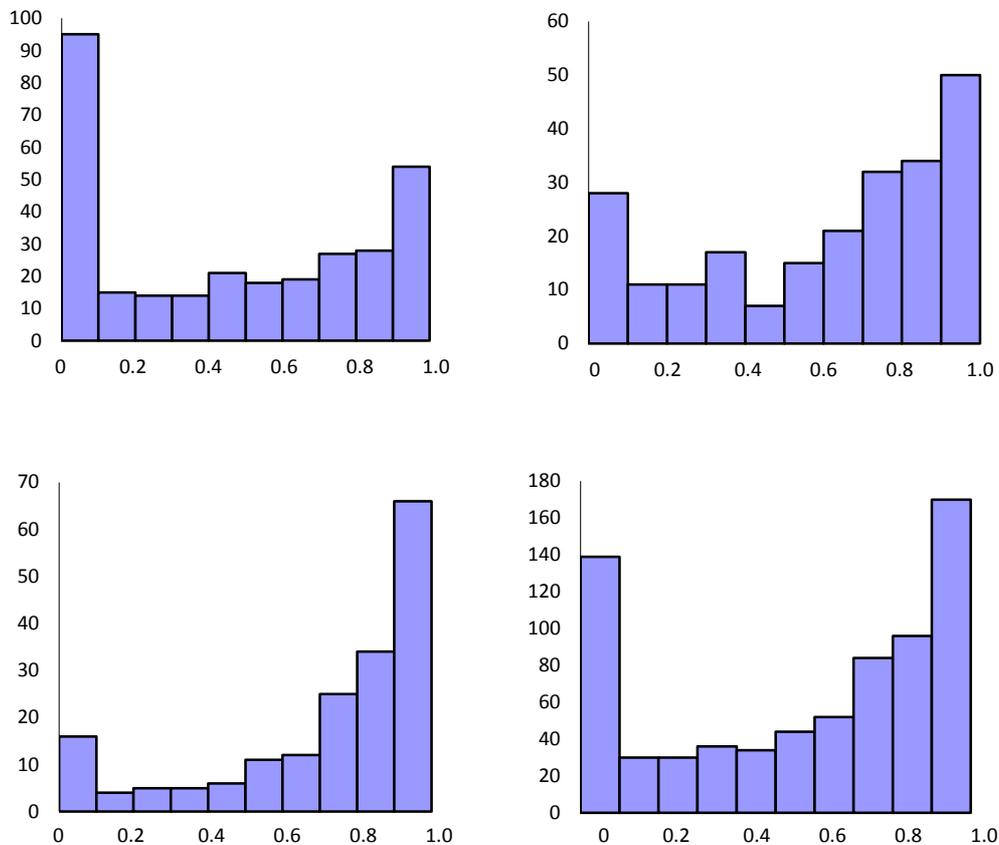


図 5.1 SF 比のヒストグラム

(左上, 右上, 左下, 右下の順に, 3 人区, 4 人区, 5 人区, および全選挙区)

全選挙区を対象にした分布では 0.0-0.1 と 0.9-1.0 の区間が突出していることを確認できるため, SNTV の参入均衡は $M + 1$ を必ずしも保証しないと結論づけられる. また, エリア別の SF 比平均値の差を検定すると, 農村平均 0.58 が都市平均 0.64 よりも十分に小さいため ($p < 0.001$), 農村では候補者情報に関する不確実性の低下がより頻繁に発生していたと考えられる. 参入均衡の確率密度は, 選挙区規模や地域性に依存している可能性が高く, 当該法則が予測するよりも低い確率で DE は発生する. ゆえに, $M + 1$ ルールにもとづく理論構築や予測は, DE 条件の整いやすさを考慮すべきである. つまり, 一般的に選挙区規模が大きければ大きいほど, $M + 1$ ルールの誤差は大きくなっていくと予測できるため, その条件次第ではデュベルジェ均衡と $M + 1$ の法則性は同一視できない可能性があるということである.

5. 3 政党の応答性

戦略的投票の考えによれば、個々の有権者は本当に応援したい候補者よりも、自分がピボタルな投票者として応援すべき候補者を選ぶことがある。合理的政党は当然、それを計算に入れたうえで候補者擁立の戦略を立てる。本節では、中選挙区制選挙における2党競争の実態を第4章とは異なる観点から検証し、政党が戦略的有権者に対してどのように応答していたのかを説明する。ここでいう応答性とは、実際に参入する候補者数の適合度を意味する。

混雑度

すべての政党が投票行動を十分に予見して動くとき、参入者が選挙区内で“混雑”することはなく、合理的候補者は $M + 1$ ルールにしたがう。以下、戦略投票に対する候補者側の対応状況を「混雑度」として測定する。混雑度(crowdedness)とは、 $M + 1$ ルールに対して発生する測定可能な誤差である。特に有効候補者数を用いる場合、それは実質的な混雑度となる。すなわち、

$$\left(\sum_j v_{ij}^2 \right)^{-1} - (k_i + 1)$$

が実質混雑度の定義である⁴。表5.3は、その基本統計量を示している。同表によると、選挙区規模が大きくなるにつれて誤差も大きくなっており、3人区は $M + 1.5$ 、全選挙区は $M + 1.88$ が平均的に成り立つ⁵。全選挙区の分布の形状は、正規分布よりも少し尖り気味で右に歪んでいるが、5人区分布は3、4人区に比して緩やかな形状である。外れ値の影響を受けないメディアンからは、特に3人区において $M + 1$ ルールが成立しやすかったことが再び示唆される。

次に、実際の余剰候補者数から名目混雑度を観察する。名目混雑度のヒストグラムを示した図5.2によると、そのモードは1であり、0-2のケースが全体の約66%を占めてい

⁴ 前章の表記にしたがい、 k は選挙区規模である。そして、 v は得票率である。

⁵ このような結果はReed (1990)と符号する内容になっている。Steven Reedは戦後日本のSNTVデータを使い、選挙区規模が大きいところほど有効候補者数が $M + 1$ から乖離することを確認した。

	全区	3人区	4人区	5人区
平均	0.88	0.50	0.98	1.38
標準偏差	1.15	0.81	1.14	1.39
メディアン	0.65	0.27	0.76	1.34
尖度	2.63	2.63	3.21	0.91
歪度	1.36	1.47	1.43	0.71
観察数	593	252	188	153

表 5.3 実質混雑度

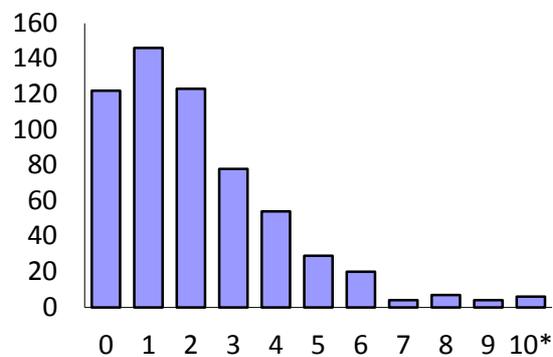


図 5.2 名目混雑度のヒストグラム

*10以上.

る。分布の形状はパレート分布のようなものであり、より小さい値に頻度が集中していることがわかる。

ところで、もし混雑度と SF 比に有意な関係が見出せれば、SF 比は $M + 1$ ルールの尤度を左右するといえるため、前節の SF 比分析はより一層正当化される。実際、名目混雑度と SF 比の相関係数は 0.59 であり、決して小さくはない。図 5.3 はそれらのプロットを結んだグラフであり、縦軸が平均 SF 比である。明らかに、名目候補者数の増加とともに SF 比も上昇する傾向があった。表 5.4 は、実質または名目混雑度を説明変数に含む SF 比のロジット・モデルを示している。このモデルの被説明変数は、SF 比を 0.5 で区切ったバ

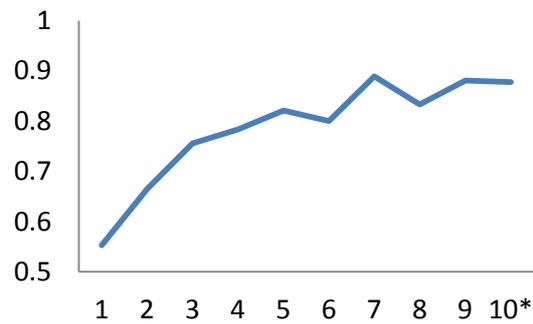


図 5.3 名目混雑度と平均 SF 比の関係
*10 以上.

	モデル 1		モデル 2	
	係数	標準誤差	係数	標準誤差
定数項	-3.199	0.476	-2.155	0.367
実質混雑度	4.128	0.360	---	---
名目混雑度	---	---	1.260	0.119
5 人区*都市	2.601	1.038	1.094	0.889
4 人区*都市	-0.220	0.506	-0.473	0.396
都市	0.224	0.061	-0.001	0.047
5 人区	1.224	0.423	0.319	0.327
4 人区	0.346	0.364	0.155	0.291
1930 年総選挙	-0.340	0.456	-0.412	0.359
1932 年総選挙	1.100	0.434	0.770	0.355
1936 年総選挙	0.798	0.438	0.640	0.355
1937 年総選挙	0.853	0.446	0.805	0.361
対数尤度	-170.66		-255.58	
誤判別率	0.11		0.22	
Scaled R ²	0.68		0.45	

Logit 推定. N = 593.

表 5.4 SF 比の推定

	全区	3人区	4人区	5人区
平均	0.35	0.21	0.38	0.52
標準偏差	1.24	0.90	1.29	1.60
モード	0	0	0	0
尖度	1.94	3.62	1.28	0.50
歪度	0.94	1.24	0.84	0.56
観察数	593	252	188	153

表 5.5 既成政党混雑度

イナリー変数である⁶。比例代表制における戦略的投票を検証した Cox and Shugart (1996) は、SF 比の境界を 0.4 に設定してプロビット分析を行なったが、本稿では 0-1 の真ん中を選択するのが適当であると考えられる。表 5.4 のとおり、2つのモデルにおいて混雑度は有意である。ゆえに、一般的には、下位で混雑するほど下から上へと票が事実上移譲されるため、第二落選者の得票は第一落選者のそれに接近することができる。また、実質混雑度を含むモデル 1 は、SF 比と地域性および／または選挙区規模のポジティブな関係を示唆しており、前節で示した SF 比分布の分析結果と符合している。

既成政党混雑度

もし既成政党の候補者数のみに注目し、民政党と政友会の混雑度を測定すれば、既成政党支配を裏づける参入状況を確認できるだろう。前章で説明した表 4.2 の結果を見ると、確かに二大政党の平均候補者数の合計は $M + 1$ に近似するのである。

任意の政党集合 P をもとにした混雑度は、

$$\sum_{j \in P_i} n_{ij} - (k_i + 1)$$

⁶ SF 比は混雑度が 1 を下回るかぎり常に 0 であり、そこを超えた瞬間に指数関数的上昇を始めるが、ロジスティック分布はそれを完全には再現できない。たとえば、名目混雑度が 0.9 のときは $\text{Prob}(Y = 1|X) \cong 0.26$ であるから、その付近において大きい誤差が発生する。しかし、それは推定自体を無意味にする致命性ではない。

である⁷。表 5.5 は既成政党混雑度の基本統計量である。着目すべきは平均が実質混雑度よりも 0 に近く、モードもすべて 0 ということである。これらの 0 が意味しているのは、既成政党の慎重な調整の基準は、互いの候補者数と選挙区定数にあったということであり、多くの選挙区では、左翼政党や他党の情勢はさほど考慮に値しなかったということである。

5. 4 結論

本章を通じて、政治に参加した戦前日本の人々の合理性や戦略性を示すことができた。「投票者は愚か者ではない」(Key 1966: 7)という V. O. Key の名言は、近代日本のケースを前にしてもやはり的確である。一般に、ほとんどの投票者は、政治経済的争点や政党の公約、選挙候補者の資質等について正確な知識を持たないといわれる。それ自体は事実である。しかし、その種の根拠が投票者の非合理性や真の意味での「無知」を十分に説明しているとはいえない。実際のところ、有権者はいくつかの方法で効率的に影響を及ぼしているが(Tullock 1993; Wittman 1995)、政党ラベルはその有力な媒介物である。政党ラベルの価値や評判に左右される戦略的投票は、有権者がより効率的に自己の票を使う可能性を明らかにしているのである。

民主化以前における日本の知識人の大半は、ヨーロッパ政治のように社会民主主義政党が存在する複数政党制を思い描き、それを大正デモクラシー運動の意義と結びつけていた。その意味では、多くの人々が評価してきたように、現実の既成政党支配は失敗であったのかもしれない。たとえば Scalapino は、「戦前日本における民主政治の運命は、合法左翼の完膚なき敗北によってもたらされた」(Scalapino 1967: 345)と述べた。しかし、この類の見解は左翼政党や社会主義者の政治社会における役割を過大評価している。既成政党の支配が 1 つの民主的帰結であったことは、政党、候補者、および有権者の合理的関係から理解できることであり、社会主義者の成功は民主主義一般や大正デモクラシーの成立条件とは基本的に関係のないことである。

第 4 章および本章の結果から、既成政党は SNTV が誘導しうる複数政党化を乗り越え、非協力的に寡占市場を維持する実力を有していたと結論づけられる。それは選挙の自由競争化にとっては失敗であったが、この事実と政治的弾圧による競争制限はまた別の話である。

⁷ 前章の表記にしたがい、 n は候補者数である。

補遺：誠実的投票と戦略的投票

本章の考察は戦略的投票を仮定するため、前章で述べた誠実的投票における理論が本章の話題と矛盾しないことを述べておく必要がある。

まず、誠実的投票では候補者の政策点と自己の理想点の距離のみが注目されるため、

$$\arg \max_{d \in \delta} u(c) = \min\{d\}$$

として間接的効用を表現できる。ここで、 c は候補者選択、 d は政策空間における距離概念(例、ユークリッド距離)を表わす。一方、戦略投票では、

$$\varphi = \max_c u(c|\pi, \rho, \delta)$$

が投票者の目的関数である。ただし、 $\pi: \{p_1, \dots, p_n\}$ は各候補者に対する勝率プロフィール、 $\rho: \{r_1, \dots, r_n\}$ は各候補者への選好プロフィールとする。戦略投票には誠実投票のパラメータ δ が含まれるため、誠実投票は、 π と ρ が無差別なときの戦略投票の特別ケースとみなすことができる。このことは、Feddersen et al. (1990)のレマで示されているように、戦略的投票者はナッシュ均衡において誠実に投票するという結果からも裏づけられる。

投票者は、戦略的に投票することで瑣末な候補者を“締め出す”ことができるため、それを知る近視眼的候補者の一部はエントリーを断念する。つまり、仮に生存可能でない候補者が、均衡結果に反して自己の政策位置を選ぼうとしても、最終的には有力な候補者だけが勝ち残るからそれは無意味であり、候補者側も投票者の選好と戦略に合わせて選択的に応答することになる。合理的投票者の戦略性は、調整が失敗しないという条件つきで、本来の有力候補者間の均衡に対する修復効果を有するというべきであり、それは自然淘汰のような作用である。

第3部

民主化と政党間協力

6 政党内閣制の崩壊と憲政常道

なぜ政党内閣体制は崩れ去ったのか。この問題は歴史研究でたびたび論及されてきたが、正面からその疑問に取り組んだ研究はほとんどない。たとえば、筒井清忠は、「昭和前期の政党政治が、全盛を誇りながら崩壊していった原因を本格的に解明した書物というものがこれまでなかった」(筒井 2012: 286)と述べている。本章では、この論点を通説の整理とともに検討する。本稿で特に重視するのは、民主化継続の失敗を決定づける制度的要因であり、その制度とは憲政常道と呼ばれた政権交代ルールである。憲政常道の慣例は、実質的に政党の行動を規定する重要な政治的ルールでありながらも、通説ではルールとして認識されてこなかった。その仕組みが政党内閣制の崩壊との関連で考察されることもなかった。第3部では、ゲーム理論の枠組みとともに憲政常道の歴史的意義を明らかにし、政治制度としての新たな見方を提示する。

第1節は先行研究における主要な仮説を検討する。特に1930年代の国民が政党政治を見限ったとの説は疑わしいため、量的データとともに反駁し、政党は選挙民が相対的に信頼する主体であることを論ずる。第2節は通説で取り上げられる問題への共通項として政党間協力に言及する。すなわち、政党が政党政治の危機を前に協力し、反民主勢力を退けていけば、その後の状況は好転したといえるのである。第3節は、憲政常道が導入された意図について言及する。第2党の憲政会が躍進を可能にするには、政権交代が政党間で行なわれるルールを確立する必要がある、そのために憲政常道は促進された。第4節は、憲政常道の意義について説明する。その要点は2つに集約される。第一に、憲政常道は、もともと明治憲法下の政党政治を支える有用な手段であったが、議会政治の印象を悪くする仕組みであったという点では欠陥を抱えていた。第二に、憲政常道の開始時期を区切りとして政党間協力の成否を説明することができ、それ以前の時代は協力が観察できたが、それ以降の時代では意味のある協力は見られなかった。最後の第5節は本章の結論とする。

6. 1 これまでの議論

政党内閣制の崩壊に関連する研究は、様々な要因を指摘してきた。季武(2004: 155-157)によれば、憲法などの制度的要因に加え、国際環境の変化や経済の悪化に政党内閣が十分に対応できなかったこと、そして政党自身が政権抗争に明け暮れて国民の信頼を得られなかったことが指摘できる。つまり、憲法に運命づけられた議会政党と民主政治の脆弱性、

満州事変の影響や大恐慌に端を発する政党の無能さと軍部の台頭、既成政党の金権政治と腐敗体質といった側面が典型的な主張として挙げられる。そのほかに典型的な論点としてあるのが、近代化のタイミングである。つまり、後発産業社会の運命として、日本は帝国主義にはしり、民主主義の挫折を余儀なくされたという解釈がそれである。

まず、第1章で述べたように、憲法が政党政治の発展にとって制約となったのは間違いないが、その事実から政党政治の崩壊(体制変動)は説明できない。この時代の明治憲法は変数ではなく「定数」として処理されるため、憲法体制の限界を論ずることで実際の政治力学を説明することは不可能である。よって、体制移行のマクロ的要素として本稿で検証すべき争点は、国際問題、経済問題、政党への不信や政治家の腐敗体質をめぐる政治問題、および後発工業国の理論である。

多くの場合、外交・軍事問題および経済危機という2つの柱を軸に議論が進められてきた。すなわち、

日本の都市と農村を襲った大恐慌の甚大な社会経済的インパクト、1930年ロンドン海軍条約における日本の不利な条件に対する騒動、そして満州事変の危機といった要因の**致命的集中**が、1932年に既成政党を権力から追放したことについては広く見解の一致がある。(Large 2007: 165)

政党内閣時代の終盤に起こった2つの問題がその終焉と何らかの関わりを持っていたことに疑いはない。しかし、国内政治においては、そうした出来事の影響そのものではなく、政党の協調をめぐる問題が終始注目されていた。歴史家の伊藤之雄は、政党間における政策対立と権力抗争が政党政治の崩壊を招来したとする(伊藤 1987: 158, 277)。本稿は、この議論を一步進め、なぜ政党の議会内闘争があくまでも継続されたのかを検証することが必須であると考え。政党政治の維持と回復を実現するには、軍部を中核とする非民主勢力をいかに抑制するかについて政党が合意すること、そしてその合意をもとに政党自身が協力することが必要だったのである。

外交・軍事問題

民政党政権が行なった海軍軍縮条約の締結は、軍部全体に対する挑戦であった。それは基本的に海軍の利益に関わる問題ではあったが、陸軍でも同様に政党が軍縮を推し進めてきたため、陸海軍の共鳴は強まり、政党支配に対する軍の危機感は一層高まった。また、

国際状況の変化に連動し、中国大陸の権益に固執した陸軍は、1930年代に入ると政党への圧力を強めて政府に困難な課題を与えた。しかし、一連の事態が政党政治の崩壊を決定的にしたというのは早計である。第一に、明治憲法の権力的多元性を前提とすれば、軍部が他勢力(特に衆議院)の同意なしに独り暴走するのは不可能だったのであり、実際には政党を中心とする勢力によって軍が抑制される可能性はあったものと考えられる。第二に、当時の国民にとって、満州事変の影響力は今日の人々が想像するほど大きいものではなかった(北岡 1999: 245)。酒井(1992)によれば、満州事変後の陸軍の進出を考慮してもなお、政党内閣制の完全な崩壊は回避できる可能性があった。すなわち、「大正デモクラシー体制」は、戦間期に崩壊した(外国の)民主制に比して安定的であり、「内発的原因では崩壊しにくい体制」(酒井 1992: 11)であった。ゆえに、軍部は体制への危機をその外部から調達せざるを得ず、満州事変はその契機とされた。ここで重要なのは、「満州事変の衝撃がいかに大きいものであり、従来の政治体制の環境を一変させるものであったとしても、その衝撃がいかに政治体制の深部に構造化されるかは自明ではなく、少なくともかなりの時間を必要とした」(酒井 1992: 12)という点である。「構造化」がより明らかとなるまでのあいだ、政党には復権のためのかぎられた時間が与えられていたのである。

軍部か政党か

対外問題と並んで、経済政策の失敗が 1930 年代後半の軍部台頭に絡んでいたとの見方は一般的である。それは民政党の井上財政(不況下の自由放任主義)の失策のみならず、政友会出身の蔵相高橋是清が犯した失敗をも捉えている¹。高橋財政は都市部の景気回復には成功したが、農村では失敗に終わったとされる(三和 1982)²。政党によって拡大された農業と工業における所得格差が、農民に政党政治への嫌悪感を与えたともいわれる(南 1998)。農村では、中小規模の地主がリードするかたちで農村のファシズム化が推進されたという(中村 1976: 179)。軍部は軍事費の一部を農村救済の費用(匡救費)に充て、農民に一定の援助を行なった。そうしたことから、軍部は「社会状況を先取りして世論の支持をも背景とすることに成功した」(田中 1981: 388)とか、非合法的な実力行使を行なう軍人テロリストは「一定程度の国民の支持を得ていた」(高橋・宮崎 1985: 247)とまで評されるにい

¹ 高橋は日銀引受けというアイデアから国債を乱発し、GDPの上昇と失業率の低下を促した一方、軍事費増大という軍部の要求にも応じた。

² 高橋財政は農村にも一定の改善効果があったとする見解としては、中村(1981)を参照。

たった。1930年代の人々は深刻な貧困をもたらしたとされる政党政治の復活を望んでおらず、それどころか軍部・官僚政権を支持するようになったと考えられてきたのである。しかし、社会一般の人々が民主政治よりも軍事政権を強く選好するという作業仮説は致命的な問題を孕んでいる。

軍部は富裕層の味方であったとしても、小作農や労働者の利益を代表したり、または純粹に下層階級を擁護したりするような集団ではない。日本の軍部は選挙権縮小を唱えたり、独自の議会改革案を提示して議会の権利を事実上否認したりしたことがあったが、こうした策動は復古的かつ反民主的であり、国民の厚生と利益に明確に反する主張であった。戦前日本の文脈に浸潤する研究者の多くは、このように一般論と一致するような軍の行動を5・15事件との関連において特に軽視しがちである。研究者が視野の狭窄に陥る理由の1つは、明らかにサンプリング・バイアスにある。公の発言が目立ったり、あるいは手記を残したりしたごく一部の軍人は、農民の困窮生活への同情がもっとも強かった人々か、元来より政治的(反政党的)意識が強かった人々である。つまり、このサンプルは極端なケースの集合であり、そこから軍内部の標準的イデオロギーを推定することはできない。個別記録があまり残っていないために、考察対象から外れた大多数の軍人と兵士の政治的立場は未知のままである。もし彼らの多くが所得格差を容認する態度を心中でとっていたとするならば、1930年代の時代背景に対する歴史解釈は修正が必要となるだろう。

投票行動理論において一般的に仮定されるように、政党には政権公約を掲げてそれを実行する誘因がある。政権政党が実行を果たさない場合、有権者は投票を通じてその党を罰することができるため、それを知る政党は与党になったときに公約の実現を目指すのである。しかし、軍部は政治的局面において国民との約束を守る理由を持たない。自然な帰結として、国民も軍部の政策コミットメントを信用する理由を持たず、野心的な軍人への警戒心は維持される。石橋湛山が、「何をするのだから判らない軍人官僚に不見転で政治を托するよりは、悪くも平常に於て政綱政策を明かにせる政党に之を任すの遙かに安心なるを感ずる」(石橋 1971: 59)と吐露したのは、まさにそういうことだったのである。

実際、1930年代の総選挙の結果からは、むしろ国民が軍国主義の傾向を好まなかったことが理解できる(北岡 1999: 265)。陸軍による「軍民離間声明」は、世論の支持が得られないという軍部の焦燥の現われであったし、国民の親軍的感情よりも「反軍思想」という

認識のほうが投票結果と非常に合致する(後述を参照)³。Barrington Moore によれば、日本の農民が超国家主義を支持したという証拠は存在せず、むしろ彼らはファシストの傾向に対して受動的であったという(Moore 1966)。その理由は、ファシストに大衆的支持を獲得させるような社会的脅威が日本にはそもそも存在していなかったからである(カザ 1998b: 271)。

軍部が提案した農村救済については合理的な説明がある。すなわち、「膨張する軍事費とそれによって強制される匡救費の縮小との対応のなかで、軍部は農村と農民を自らの**存立基盤**たらしめるため」(安富 1972: 173)、農村救済を打ち出したのである。彼らは農村の青年を健康な状態で多く徴兵するため、そして軍部自身の予算膨張を国民の目から逸らすため、利他的な姿勢を装った。実際、「軍部はその不況問題を解決できない政党等の無能さを批判するものの、1930年代中頃の農民の状態改善のために自ら立ち上がることはほとんどなかった」(カザ 1998a: 38)。それは、問題が解決していないにもかかわらず、軍部からの農村救済が数年で消滅したことからも理解できる。軍部といえども、民主的政党と同様に社会的厚生を改善し、経済発展を推進するインセンティブはある。政党が得る便益と同じように(例、Boix 1998)、経済的成功が大衆の支持をもたらし、自己の権力基盤を強化できるからである。しかし、軍人のような専制主義者は民意に拘束されないため、政党政治家よりもはるかに簡単に市民との約束を破ることができる。戦前日本の軍部が農村救済策を容易に放棄できた理由はそこにある。

民主政治では政党主導の利益分配が行なわれる。そして、その政党を操作する主要なプリンシパルは選挙民である⁴。民主主義はレント・シーキングを許容するため、厚生経済学の観点から見れば、そこから生まれる結果自体は準最適である。民主化以降、民政党と政友会の利益誘導はより一層あからさまとなった。政治家は選挙民との約束を反故にしないよう努力するため、二大政党のせめぎ合いは激しくなっていく(利益供与を受けない傍観者は、これを金権政治や政治家の腐敗として非難する)。政権交代が政府の方針を転換させ、利益誘導の計画を遅らせるため、利益の実現が難航する。その結果、政党と選挙民との交渉が再び活性化する。最終的に、レントを維持するために非生産的な再交渉が行な

³ 軍民離間声明とは、1933年に陸軍大臣が発表した「軍民離間に関する陸相談話」のことである。その中身は同年に政党が行なった軍部批判(軍部は庶民を搾取しているという旨)に対する返答であった。

⁴ 政党の公約選択や議会行動は、有権者の選好だけに左右されるものではない。しかし、多くの場合、政党がもっとも配慮する要素の1つは選挙民の意向である。関連する話題については、Przeworski and Sprague (1986) および Boix (1998)を参照。

われ、二重の非効率性が発生する(清水・堀内 2003: 164)。この一連のプロセスから民主主義や政党政治を悲観視するのは早計である。なぜならば、政党政治は寡頭制や軍事政権よりも社会的に望ましい配分(すなわち、所得再分配)を達成するからである⁵。つまり、民主主義は市場の観点から見て最善とはいえないが、少なくともほかのあらゆる政体よりは民衆にとって良い結果を残す。民主化を経た選挙民の多くは、それを経験的ないし先験的に知っていたため、選挙において既成政党を継続的に選択したというわけである。

以上のように、たとえ明治憲法が政党政治以外の選択肢を 1930 年代に用意していたとしても、そして当時の社会的雰囲気として政党を否認する傾向が観察されたとしても、国民が政党政治以外の道を望んでいたとする仮説は方法論的および理論的に脆弱である。当時の圧倒的多数の人々は、依然として政党政治を期待していたと見なければならない。

証拠

歴史研究者の Edwin Reischauer は、次のように通説の問題点を指摘した。

歴史家のなかには、政党内閣がもっと賢明で国民の信頼を広範に勝ち取っていたら、1930 年代の軍部の反抗は回避できたと指摘する者もある。とりわけ新興の左翼政党にもっと自由が与えられていたら、軍国主義という悲劇は避けられただろうとそこでは論じられてきた。しかし、これに関しては疑わしい。既成政党は実権が失われつつあった 1930 年代を通して、選挙で圧倒的な大多数を勝ち取り続けたのである。(Reischauer 1990: 156-157)

既成政党は多くの国民的支持を受けた。それにもかかわらず、国民が既成政党の政治を見限ったという仮説はほとんど疑われることがなかった。もしそれが正しいとすれば、多数の市民は一方で既成政党の政権公約を支持しながらも、他方ではその実現を望んでいなかったことになる。国民がどれだけ既成政党を見限っていたかについては、通説の誤謬を認めざるを得ない。

ところで、政党内閣制の崩壊をめぐる要因は、次のように分類することができる。複数の経済的および対外的なショックは外生的要因であり、そうした争点が絡む既成政党政治への幻滅や政治家への不信といった支持の問題は内生的要因である。そして、外生的シヨ

⁵ 本稿におけるこのような見方は、Acemoglu and Robinson (2005)のゲーム・モデルが参考になっている。阿部(2009)を参照。

ックとは直接関係のない政治家の腐敗や金権政治への失望といった要素も、政治的構造に規定される内生変数である。既成政党の不支持と関連性が強い内生的要因については、総選挙の結果を見ることでその因果関係を推定することができる。

ここでは、「1930年代後半の有権者は既成政党の政権運営を望んでいなかった」を帰無仮説とする(代替仮説はその逆)。この考え方に対する最大の疑問は、それならばなぜ1930年代に脅威的な右翼政党が現われず、また既存の左翼政党も台頭できなかったのかということである。国政選挙における既成政党の継続的勝利は、国民の既成政党に対する継続的支持そのものである。もし既成政党政治とそれに付随する資本主義に反対するイデオロギーが十分に形成されていたのであれば、その変化が投票結果に反映されていなければならないが、このことを立証した研究はない。ほかの可能性として何らかの理由で急進的新政党が出現しなかった場合、右翼的／左翼的有権者は合理的に棄権するという傾向が観察できていたはずであるが、それも成り立たないのである。

1930年代後半の総選挙の趨勢は次のように要約される。表6.1に示されているように、国民の多くは依然として既成政党を支持していたが、1930年代後半には徐々に崩れていった⁶。この傾向を形成したのは、左翼政党の若干の躍進のほか、既成政党議員が離党してつくった“右翼”政党の存在が関係している。まず、左翼政党(主に社会大衆党と日本無産党)についてであるが、表6.2で示されるように1936年を境とする変化が観察される。しかし、表6.3によると、実際には1932年から左翼陣営の戦術は変化していた。すなわち、1932年総選挙では「支持動員をより少数の候補者に限定することで、より少ない得票から5人の当選者を得ることができた」(Scalapino 1967: 341)のであり、この時点で左翼陣営の合理化が初めて観察された。このときの左翼政党は、得票自体は大幅に減らしたため、合理化をしていなければ当選は絶望的だったのである。表6.3によると、1930年と1936年における左翼政党の成績は得票において10万票程度の差があるが、それに動員された候補者の数と彼らに割り当てた選挙区の数は大差がある。1932年における左翼政党の危機が合理化を促し、その結果が1930年代後半の小さな成功につながったといえる⁷。しかし、その努力むなしく、左翼政党は明らかに小政党であり続けたのであり、ここに示された数字は既成政党支配の正統性が崩されたという仮説を支持するには不十分で

⁶ 表6.1から表6.5は遠山・安達(1961)のデータをもとに作成。

⁷ 左翼政党の躍進は当時の選挙が民主的だったことを示している。すなわち、普通選挙以降、1930年代後半においても有権者は選挙政治に参加し続けたし、既成政党以外の選択肢も確かに存在した。この意味で民主化以降の選挙政治はそれ以前よりも民主的だったのである(Hastings 1995)。

ある。

	議席率	得票率
1928	92.9	86.2
1930	95.9	90.1
1932	95.9	93.4
1936	81.3	77.6
1937	76.0	71.2

表 6.1 既成政党の議席率・得票率

	議席率	得票率
1928	1.7	4.7
1930	1.1	4.9
1932	1.1	2.7
1936	4.7	5.6
1937	8.6	10.1

表 6.2 左翼政党の議席率・得票率

	得票数	選挙区数	候補者数
1928	462,288	59	82
1930	516,538	63	98
1932	260,122	21	29
1936	623,246	31	35
1937	1,034,298	69	73

表 6.3 左翼政党の選挙状況

右翼政党についても同様である。本稿で右翼政党と定義する対象は、政党再編のもとで既成政党から戦略的離脱を果たした議員グループである。飯尾潤が指摘するように、諸外

国で稀に起こる政党再編は、広く社会に根を張る政党の枠組みが長期的に変わっていくこ

	国民同盟	東方会	昭和会
1936	3.6	---	4.7
1937	2.8	2.2	4.1

表 6.4 右翼政党の得票率

とを意味するが、「日本の場合、政界にいる政治家が付いたり離れたりすることを意味する……日本の主要政党は巨大な組織に支えられているというより、議員集団としての色彩が強い」(飯尾 2007: 134)。実際、政党政治後の時代になると、「政党员の中にも、軍部の意を迎えて政権に近づく機会を得ようとするような空気がみなぎってきた」(若槻 1983: 355)のであって、そのための党内対立が一部政治家をして戦略的に離党させたにすぎない。たとえば、昭和会は非政党内閣の大臣に就任するために政友会から離党した議員とその同調者で構成された会派であり(有馬 2010: 182)、同党が 1936 年と翌年の総選挙で約 4% の得票率を獲得したことは表 6.4 のとおりである。同表によると、元民政党系の国民同盟の得票率は 3% 前後、元国民同盟・民政党系の東方会は 1937 年総選挙で約 2% の得票率であった⁸。東方会は候補者 20 名を擁立して 11 名を当選させたが、そのうち新人で当選した者は 2 名しかおらず、当選者のほとんどは民政党出身者であった。ほかの 2 党も同じような傾向があった。右翼政党の成立経緯からすれば当然だが、これらの政党の成績は単純に所属議員の地盤が重要だっただけである。

要するに、1930 年代後半の二大政党は確かに 1932 年までのような圧倒的支持を失ったといえるが、失った票の大半は離党した小会派に受け継がれたのである。左翼陣営も含め、軍部と同調し始めた政党は既成政党に及ばなかった。仮に左翼および右翼政党への投票を右傾化した市民による誠実な支持と仮定すると、右傾化の傾向が見られなかった既成政党を誠実に支持した人々は 7 割を超える勢力を有していたわけである。このことを踏まえると、「国民思想の右傾化」が見られたという指摘(例、立花 2005: 761-782; 黒澤 2011: 148-149)は誇張表現であることが判明する。上述のとおり、1930 年代の政党システムの変化を捉える際には、国民的イデオロギーや社会的条件の変化としてではなく、中選挙区制の

⁸ 昭和会と国民同盟は 1937 年に成立した陸軍大将の政権(林内閣)を支持していた(Sims 2001: 204)。つまり、彼らは軍部に迎合する姿勢を隠していなかった。

もとで繰り広げることが許された派閥抗争の結果としてそれを見るべきである。

右傾化と合理的棄権

ここではさらに、支持すべき新政党が出現しなかった場合の合理的棄権について検討する。1930年代後半の棄権率上昇を政党不信の結果とするのは通説的だが、その棄権が本当に政党政治ないし既成政党への見限りを意味したかどうかは慎重に判断すべきである。通説的記述は都市部での棄権者激増を強調するが、戦前のいわゆるファシズムは農村中心に支持されたといわれるため、むしろ農村部でこそ棄権行動(ないし国家主義政党の台頭)が観察されていなければならないはずである。しかし、そのような事実はなかった。農村部においては、既成政党の地盤が守られ、投票率は強調されるほど低下していなかったからである。よって、総選挙における棄権者増加を強調することで政党政治や既成政党の不信を裏づけることは、明らかな矛盾を孕む。

もちろん、投票率の低下につながる棄権は政党不信によって引き起こされる可能性もある。これには2種類のパターンがあるだろう。1つは、候補者に対する投票者の選好が無差別であり、いわば「誰でもよい」という無関心の心理状態が想定される場合である。もう1つのパターンは、支持政党への一時的反発(脅迫)を目的とする選択的棄権として表出する⁹。この場合、棄権者は支持政党に強い不満があるため、懲罰として敢えて支持をとりやめる。しかし、これらのパターンは政党不信を意味しないかたちでも解釈可能であり、この点は強調に値する。

政治的無関心は、二大政党の定着と予測の向上、ならびに政党政治の終焉により、人々が投票から得る効用が次第に低下し、機会費用がそれを上回ったために、投票所にわざわざ足を運ぶ人が減ったのかもしれない。これは不信ではない。また、政党政治が終わって既成政党の利益誘導が困難になったことで、民政党と政友会の選択について無差別になった選挙民や、支持政党からの利益停滞に対する懲罰や脅迫として棄権した選挙民が一定数存在したとしてもおかしくはない。この場合の「脅迫」は、一般に指摘される政治不信とは異なる性質のものである。

合理的棄権を選択した人々が投票者全体に占める割合は、投票率を見ることで推定しうるが、もちろん棄権者のすべてがこの種の選択を行なうわけではないため、そこに含まれる大半の人々は一般的事由(仕事、疾病等)によって棄権したものと思われる¹⁰。表6.5の

⁹ Downs (1957)を参照。

¹⁰ 戦前の総選挙は平日に開催された。仕事に行くことで得られる賃金が、特定の候補者に投票することで得

	投票率
1928	78.7
1930	80.7
1932	73.5
1936	76.9
1937	69.8

表 6.5 総選挙の投票率

とおり、政党内閣時代とその後の総選挙の投票率には一見して顕著な差があるように見えるが、そこに特別な意味はない。第一に、1930年代の投票率は昨今の総選挙の投票率と同じような水準にあり、投票率が7割弱という状況を政党政治の不支持が示された含意として捉えるのは大袈裟である。第二に、1936年と1937年の落差はいわゆる「食い逃げ解散」によって選挙の間隔がかなり短くされたことが関係している。1937年の有権者の一部は、前回選挙の反復を煩わしいと感じたはずである。ただし、このときの投票率の下落は7%程度であり、政党内閣時代の落差とたかだか同等であるから、初めて棄権者が急増したわけではない¹¹。

これらの観察可能な含意は、1930-1940年代日本の権威主義体制が国民に支持されていなかったことを示している。ヨーロッパの事例との対比で見出されるのが、日本の軍人と官僚は、「社会のほかの部分から隔離されていた」(カザ 1998b: 280)、つまり大衆的支持がほとんどなかったという事実なのである。選挙は、戦前の市民が軍部の権威主義体制のもとで有したほとんど唯一の抵抗手段であった。井上寿一は、1930年代後半における2回の総選挙結果から、次のように民意を推定した。

国民の意思がどこにあったかは明らかだった。第一党の民政党が政権に就いて、社会大衆党との協力によって、社会民主主義的な改革を進める。つぎに民政党と同等程度の支持を得た政友会が遠くない将来、政権を担うようになる。要するに政党内閣の復活が国民の意思だった。(井上 2012:

られる効用と投票所に行くための機会費用の差を上回るかぎり、合理的有権者は棄権する。

¹¹ 政党側の視点から捉えれば、選挙民動員の必要性が投票率を左右する(Cox and Munger 1989)。仮に動員の需要に変化がなかったとしても、2つの選挙のあいだの期間が短かすぎたことで、既成政党は資金集めの時間を十分に得ることができず、動員はより難しくなったといえる。

197-198)

総選挙の結果からは、政党政治の復活が国民の一般意思だったということがいえる。

以上より、人々が不況と不信から右傾化し、政党政治を諦めたという見方は過大評価であることがわかった。対照的に、経済的自由主義を擁護し続けた既成政党が実質的に衰退しなかったという事実は、国民が選挙を通じて国家社会主義や権威主義の制度化に抵抗したことを意味する。「政党か軍部か」という問いに対し、1930年代の日本国民の多くが政党を選んだことは明らかである。

後発工業国としての日本

日本は後発の産業国として帝国主義に傾倒し、民主主義の挫折と戦争への道を余儀なくされたといわれる(例, Scalapino 1967: 396-397; Snyder 1991; 南 1998: 22)。このようなマクロ的解釈は、先に挙げた経済および外交の問題と同様に政治的決定の背景にある環境的要素にすぎない¹²。そうした背景のなかで国内政治に解決策を見出すことが重要なのであり、陸軍の暴挙に対する抵抗勢力は、政党を中心として存在していた。そうであったとすれば、間接的要因が政治主体の意思決定を一意的に定めることはなかったといえる。カザ(1998a)は、1930年代の日本政治をヨーロッパの事例と比較し、ミクロレベルの考察を行なったが、それによると後発国の理論は必ずしも適切ではなく、むしろエリート間の交流が新たな国家体制の構築にとって重要であった。日本が後発工業国であったことが軍部の台頭と関係していたとしても、そのことと政党の意思決定につながる政治的均衡の問題は区別可能である。

6. 2 政党間協力

5・15事件から2・26事件までの時期に政界とマスコミでしばしば取り上げられた話題は、民政党と政友会の協力関係についてであった。二大政党が連立内閣を組むことで協調し、軍部の台頭を抑制すべきことが政府内外で提唱されていたのである。

竹中治堅は政党内閣時代の日本を「民主化途上体制」と定義し、その崩壊要因について、「軍部の挑戦に対し、政党政治家が一致団結して抵抗できなかったためである」(竹中

¹² この理論は日本のほかにドイツやイタリアなど、ごく僅かな事例しか持たない決定論であるから、方法論上の問題も抱えている。

2002: 236)と述べた。そのメカニズムは、政党が民主化途上体制に対する忠誠心を喪失したこと(準忠誠)から説明される。しかし、なぜ政党が忠誠心を相対的に失ったのかということは言明されておらず、政治的正統性、準忠誠、および体制崩壊のあいだにある因果関係も不明瞭である。政党による民主化からの離脱に関しては、政党の行動選択の動機づけや選好を明確にして離反メカニズムを構築する必要がある。

支配者集団の内部紛争による体制変動メカニズムを論じた境家(2010)は、「なぜ二大政党は協調して軍部の台頭を抑制することに失敗し、かえって軍部の自律性強化を助長するような形で争うことになったのか」(境家 2010: 134)という問題について付随的に言及した。著者によれば、この問題は政党間の非対称的情報とコミットメント問題の視点から説明されうるが、当該理論は戦前日本の事例には応用されていない。実際のところ、既成政党間の信用ゲームはより拡張的に議論されるべきであり、本稿のように制度分析の一環としてゲーム的状况を詳細に考察することが肝心である。

協力の必要性

政党に要請された協力とは、より具体的には次のような状況が想定される。たとえば、軍人が越権行為やテロリズム等を通して政党政治を潰そうとするとき、政党が共同してこの問題に対処し、必要に応じて政治運動の先導や選挙協力、実体的な政策協定の締結、連立内閣(大連立)といった手段を通じて協調的に行動する状況である。これらの協力が意味するものは、政党政治の継続または復活の機会を創出することにある。

民政党内閣が満州事変に直面したとき、次期政権をめぐる憲政常道論と協力内閣論が出現した。すなわち、

どちらの構想が勝利するかは、それ以後の日本の政治体制に大きな影響を与えるものであったが、1931年末の時点では、結局政友会単独内閣論が勝利した。もし、「協力内閣」構想が勝利していれば、この時点で1925年以来続いてきた二大政党時代は終焉しても、政友・民政の連立内閣に近い形の挙国一致内閣が成立し、政党内閣は延命できたかもしれない。(坂野 2006: 157-158)

坂野潤治の説は、政党内閣制の崩壊と復活の失敗には二大政党間の権力抗争に最大の原因

があったとする¹³。憲政常道を継続するのか、あるいはそれを停止して協力するのかという問題は、ミクロレベルでは与野党の利害の問題であり、大局的には政党政治の運命がかかっていた。したがって、そのミクロレベルにおける政党間関係を検証することで、政党内閣制が崩壊した原因を追究することができる。

高橋・宮崎(1985)は、政党の協力可能性について次のように指摘した。

全般的体系危機に際しては、政党政治の主たる受益者である民政党と政友会とが提携して、反政党勢力の暴走を抑え込むことが必要であったろう……危機に際して選出諸勢力が協力する慣行を樹立することは、それ自体が政党政治にとって重要な意味を持ったと思われる……政友会は次期政権の獲得を、民政党は現内閣の維持を目ざした……これは、体系危機にあっても政党が相互攻撃を中止しない先例となり、後に五・一五事件後の政党政治復活を不可能にする一因となった。(高橋・宮崎 1985: 247-249)

日常の政治闘争において、既成政党が与党と野党の立場から激しく攻撃し合っている、それは政党政治にとっての致命傷とはならない。しかし、実際に政党政治への脅威が発生したときに、政党が相互に協力できる状況をうまく築けなかったことは問題であった。よって、重要な論点は、なぜ政党は政党政治の危機に瀕してもなお議会内闘争を一時休止することができなかつたのかという点にある¹⁴。後述するように、憲政常道のルールは政党間の継続的闘争を規定していたのである。

協力できない政党に対する元老の意見は、「立憲政治の今日である以上、立憲政治家を以て任ずる連中が、反対党といわず、立憲政治に反する行為に対しては共同して軍部に当たるのでなければならぬ」(原田 1950a: 210)というものであった。宮中の人々も政党間協力の必要性を認識していたが、彼らはその実現に向けて積極的な態度をとらなかつた¹⁵。政党政治を擁護するには二大政党の連携が肝心であるという認識は当時からすでに普及しており、重要な政治的争点となっていた。

¹³ 坂野の枠組みを批評した小関(1989)を参照。

¹⁴ 協力を意味する政治的闘争の休止とは、決してあらゆる政争をすることはいけないということではない。協力は紛争の欠如を意味しないからである(Keohane 2005: 53)。民主制の擁護にとって重要なのは、複数の政治的コンフリクトが継続されつつも最低限必要な協力が引き出されることである。

¹⁵ 西園寺による政党間の仲裁は行なわれなかつた。元老の役割については第7章を参照。

6. 3 憲政常道の意図

Douglass North の明言以降、慣習的な決まりや規範も制度として自覚されることが多くなったが(North 1991)、憲政常道はまさにそのような視点から考察すべきゲームのルールである。憲政常道の意図は、次のようなものとして認識できる。

ルールは必ずしも明文化されなくてよい。法制手続きを経る必要もない。制度的ルールは、結果の改善をもくろむ個人が、自己の直面している反復的状況の構造を変えるために、しばしば意識的につくられる。(Ostrom 2005: 18)

Elinor Ostrom の言葉が示すように、政治主体は繰り返される準最適状況を打破するために新たなルールを設計する誘因を持つ。第1章で述べたとおり、第1 党政友会の優位という状況のもとで辛酸を嘗めた憲政会は、何らかの方法で自党の不利な状況を打破する必要があった。憲政会の当面の課題の1つは、政党間の政権授受を排他的に可能にする政治的ルールをつくることであった。そうすることで憲政会は、寡頭支配者による差別的待遇の打破を可能にし、自党の政権獲得可能性を飛躍的に改善することができた。しかも、民主主義や政党政治を保障しない明治憲法のもとでそれらを実現するには、憲政常道が有用な手段であったというべきであり、憲法や法令の改正を経ずに短期的に当該問題を解決するという点では合理的であった。

憲政常道を実現するには、首相を指名する元老がこの決まりを守ることが重要であったから、憲政会幹部は元老山県に憲政常道の必要性を説いて政権を要求し続けた(荒船 2009)。しかし、それは決して叶わず、党内には不満が募っていた。憲政会幹部の若槻礼次郎は、こうした元老の制度について次のように語っている。

私の頭には、元老が始終勝手に自分の好きな者を推薦する。ことに寺内内閣などは、自分の子分をもりたてるために、出来たもので、すこぶる感服しない。個人で銓衡すると、こういうことになっておもしろくないと考えていた。(若槻 1983: 276-277)

憲政会は、寺内内閣成立時に絶対多数の議席を確保していたにもかかわらず、政権どころか一切の閣僚ポストも与えてはもらえなかった。長州閥・陸軍閥の首領山県は、下院で優勢にある憲政会の党首を懐柔することなどせず、同じく長州かつ陸軍出身の寺内正毅を首

相に選んだわけである。そして、その寺内は最終的に政友会を(国民党とともに)与党として取り入れる。憲政会は明らかに差別的待遇を受けていた。

憲政会嫌いの山県が憲政常道論を受け入れることはなかったが、山県の後継者となった西園寺は、彼自身が憲政会を好んでいなかったにもかかわらず、結果的にそれを受け入れた。憲政会が憲政常道を政治の場で争点化したこと、そして何よりも民主化着手の契機となった 1924 年総選挙を経て憲政会の立場を強化できたことが、西園寺の専制的判断を圧倒した。

元老は 5・15 事件が起こるまで憲政常道のルールに則ったが、それは政党内閣の行き詰まりに対し、野党に政権を委ねることが元老自身にとっての合理的手段となっていたからである(宮崎 1984: 242)。1920 年代前半において、政友会の立場は憲政会とは対照的であった。政友会は与党ないし準与党という地位をすでに保持していたため、憲政常道を必要としなかった(ゆえに、憲政常道の導入には貢献しなかった)。しかし、政友会も自党が野党であるときには憲政常道論を主張したため、二大政党と元老の意思は一致し、ルールの慣例化は進んだ¹⁶。二大政党制において在野の第 2 党が憲政常道を拒否することは考えられないため、3 者のうち 2 者間(元老と野党)の合意は確実であった。

6. 4 第 2 党ルール

戦前の政党政治の実態について、石橋湛山は次のように回顧した。

わが議会政治家が犯した……大きな過失は、彼ら政党間のどろ合戦を繰り返す、ために自ら政党と議会との権威を失墜したことであった。このどろ試合は**政党の力が強くなり、政権に近づく望みが増すに従って激しくなった**。彼らは互に相排斥して、政権の獲得に努めた。しかもその方法は、堂々と政策で争うのではなく、一方においては藩閥軍閥をだき込み、他方では暴露戦術で他党の非違をあげ、揚げ足を取るというやり方で、その結果はしばしば議会を乱闘場化した……衆議院の議場におけるばかばかしい闘争は、一般の国民の心理に議会軽蔑の念を植え付け、**民主主義の反対**

¹⁶ 憲政常道は野党の論理であるから、与党はルールを守らないといわれる(升味 1979; 北岡 1999; 有馬 2010)。たとえば、「彼ら[既成政党]が政党内閣論者であったことはたしかだが、政権互譲のルールを守る気がなかったこともたしかである」(升味 1979: 13)という指摘はもっともらしい。また、「西園寺は、政党政治の障害物とみなされるよりは、憲政の常道の守護者と目されるようになった」(栗屋 1983: 58)と評されるように、このルールが政権交代のプロセスにおいて尊重され続けるには、政党間の取引だけでなく、第三者の調停が重要だったかもしれない。しかし、政党の交流の長期化が進むとき、彼らは将来利得をも考慮するため、無限回反復ゲームのように、憲政常道の遵守が疑似安定的に行なわれる可能性もあったといえる。

者によい口実を与えたが、そのほか、政党間の無思慮のどろ試合が、国政に重大な誤りを犯さしめたことも少なくない。(石橋 1985: 192-193)

既成政党は、互いの失策を追及することで激しく攻撃し合い、政権を得ようとしたため、議会での闘争は激化した。これは、憲政常道の帰結である。すなわち、野党は憲政常道によって現行政権を打破する非常に強いインセンティブを持つようになった。ライバル政党の内閣が瓦解すれば、より確実に自党が政権を得ることができたからである。もちろん、一般に野党は、与党の政権を打破するように運命づけられている。しかし、憲政常道の時代は内閣総辞職が政党間の政権交代と直結したため、明らかな追加的誘因が政党に与えられていた。つまり、制度がもたらした「不確実性の減少」は二大政党間の競争を加速し、政党間のコンフリクトの解決を一層困難にした。一般に、ルールは将来の行動方針を導くものであるから(Knight 1992: 67)、憲政常道で形成される日常的対立が将来にわたって継続されるときに困難な状況は真剣に考慮されるべきであった。1930年代における政治的危機の時間においてもこのような紛争状況は依然として続いたため、政党間の協調は困難となっていたのである。

実際の政党政治の運営は、次のような形式にしたがった。まず、第1党の政権が終わると、第2党に政権が移譲される。政党がルールの恩恵によって政権を得たとしても、衆議院で多数派を持たなければ政権は長続きしない。よって、新政権は与党が議会で多数派を確保する目的で、適当な時機に解散総選挙を実施する。効果のほどは不明だが、与党が各地の役人と警察を動員することで、野党の選挙運動を妨害したことはよく知られている¹⁷。この事実からは、与党が必死であり、選挙にすべてを賭けていたことが窺える。ともあれ、選挙後に与党は第1党になる。第2党はあらゆる手段(醜聞の暴露から軍部との連携まで)を使って現政権を打倒し、次期政権が来るのを待つ。最終的に内閣が総辞職し、第2党に政権が渡る。基本はこの繰り返しであった。ただし、死亡など何らかの事故で首相が欠けた場合は、新党首を据えた同じ政党が政権を担当することになっていた¹⁸。

以上のように、憲政常道は「少数党でも**第二党でありさえすれば**勞せずして政権にありつくという特殊現象」(佐々1932: 202)であった。本稿では、憲政常道における制度的メカ

¹⁷ 既成政党による選挙干渉の実態については、柚(1986)を参照。

¹⁸ この規定により、首相暗殺は政党間の政権交代に結びつかなかった。政権のための殺し合いは回避されたわけである。

ニズムを特に「第2党ルール」(阿部 2008)とも呼ぶ。第2党ルールが作用するかぎり、政党が協力するインセンティブは生まれにくいのである。憲政常道は、一方では明治憲法下の政党政治を支える有用な制度的手段でありながら、他方では泥仕合のごとく政党の評判を落とすかたちで政権交代を促進させるという根本的な内的欠陥を抱えていた。

第2党ルールと政治的危機：政党内閣のケース

政党政治の危機との関連で、政党の非協力的態度が著しく表面化した事例の1つは、ロンドン海軍条約をめぐる政党間対立に求められる。政友会が軍縮条約の締結を目指す民政党政権を非難し、軍部を支持する発言を行なったことは批判的的となってきた。

政友会がたとい海軍の主張を可としたにしても、もっと自重し、いたずらに海軍軍人の不満を煽動するとき行動に出てなかったら、あるいは5・15事件以後の波乱も起さず、合理的の解決が出来たのではないかと思うが、まったく遺憾であった。(石橋 1985: 219)

政友会の立場は、自己矛盾であった。統帥権干犯をもって政府を攻撃すれば、倒閣の氣勢をあげることができるが、他方、その論旨は、議会政治の外にある統帥権の存在を擁護することになる。(升味 1988: 80)

日本の立憲政治を確立するため生涯を捧げてきた犬養毅[政友会総裁]が、憲法第12条の編成および常備兵額まで国務大臣の補弼事項から閉め出そうとしたことは、惜しんでも余りある……いくら浜口民政党内閣を倒して政権に復帰したいといっても、反対党は立憲政治の大枠を守らないと、軍部の暴走を助け軍部の独裁を招いてしまう。(猪木 1995: 160)

憲政の神様として尊ばれた犬養毅は、長年の軍縮論者としても知られていた。そのため、このときの豹変ぶりは世間を驚かせた。党首犬養が自分の真の選好を巧妙に偽る必要があったのは、そうすることで政権に近づけると考えたからである。仮にこの時代に第2党ルールがなかったとするならば、少数派の政友会は民政党政権が終わっても、自党に直ちに政権がまわってくると予期する確かな根拠はなかった。第2党ルールは、政権の行き先に関する不確実性を低下させ、政治家の戦略を再形成したのである。犬養の態度の変化と政友会のかような攻撃的姿勢が、第2党ルールと無関係だったとは到底いえない。

政友会の非協力的態度への批判は多く見受けられる。確かに、政友会の行動は「議会中心主義確立の機会を内部から破壊する、政党としての自殺行為であった」(松尾 1976: 115)といえる。ただし、自壊的という意味では民政党も別の事例(満州事変)において同様であったことは刮目に値する(角田 1987: 51-58)。つまり、両党はともに軍部関連の重大問題に対し、一致団結の行動がとれていなかった。それは政党の外交・安全保障政策が対立していたからではなく、第2党ルールのもとで団結することが党の短期的利益に反することだったからである。

民政党政権は軍縮条約の締結には成功したが、そのことで首相の浜口は右翼団体の標的にされた。首相襲撃事件が起こった直後、第2党ルールの規定にしたがって、同じく民政党の若槻が後継の首相となった。軍部が民政党に対して不満を抑えることはなかったが、若槻は浜口路線をそのまま継承し、井上財政と幣原外交という民政党のラベルを堅持した。この時点において、宮中ではすでに既成政党の協力論が飛び交っていたが、民政党幹部は政友会幹部とともに非協力的態度を貫いた。

協力の可能性：憲政常道以前

受益者たる政党自身が政党政治を守れない場合、軍部がその打破を要求し、ほかの政治主体が軍部の提案を敢えて拒否しなければ、政党内閣制の崩壊は必至である。第1章ではこのことを論理的に示した。逆に、軍部の発言権や実力行使を抑制できていれば、政党政治の再開は可能であったといえる。

憲政常道以前の政党には、寡頭支配者から侵害があったときに他党を出し抜く誘因がなかった。寡頭支配者の一時的な配慮による政権よりも、政党政治における政権のほうが政党の利害関係にとって好ましかったからである。また、当時の政党は非協力的態度を貫いたところで、政権獲得の可能性が高まるわけではなかった。むしろ、一丸となって大正デモクラシー運動の勢いを加速させることが政党の利益につながった。実際、2回起こった憲政擁護(護憲)運動は、それを体現した政党間協力である。第一の運動は政党の指導のもとに多くの民衆を巻き込んだ騒動であり、その直後の新内閣は政党内閣でなかったにもかかわらず、政党と民衆の要求(軍部大臣現役武官制の廃止等)を実行せざるを得なかった。そして、第二の運動は民主化の決定的分岐点として象徴的であった。このときは、問題が発生した直後には政党間で申合せが行なわれ、その4日後には各党首が正式に了承したことで護憲運動が開始された(横山 1985: 558)。政党間の調整は迅速であった。申合せの内容

は、貴族院内閣の排斥と政党内閣を通じた協力であった。1925年の民主的改革は、政党の団結が反民主的な内閣を排除し、その直後に政党の大連立が結成されたことで実現された。連立内閣発足後も重要法案が成立するまでのあいだは、制度設計や政策協定に関して対立があったとしても、政党幹部は互いにこれを抑制して協調的姿勢を保った(土川 1984)。仮にこのような抑制がなかったとすれば、戦前の民主政治は現実の成果ほどの進展を遂げられなかっただろう。

護憲運動と呼ばれる協力行動は歴史上2回しか発生しなかったが、憲政常道がない時期の政党は比較的容易に連携することができたし、またそうする可能性もあり続けた。一番古い時代の観察は、19世紀の終わりに大隈重信と板垣退助の政党が合同することで誕生した、日本初の政党内閣に求められる。この政党内閣は、寡頭支配者に対する政党間協力が生じたことでできあがった。その次に成立した協力関係も、政党内閣が誕生したときであり、原敬の政友会は山県が政権を渡さない場合、憲政会と提携するという決意を持っていた(川田 1998: 90-93)。協力に関して積極的だったのは、むしろ第2党憲政会のほうである。原の政権獲得が政党政治の形成に資すると考えられたため、憲政会総裁の加藤高明は政友会政権の誕生を支持した。「最終的に山県に原を後継首班に奏薦させたものは、加藤の「政憲提携」論であった」(季武 1984: 23)といわれるように、憲政会側が協力のコミットメントをもって政友会の利益に貢献したことは強調に値する。第2党ルールが有効であった時代に、野党の党首が協力の表明を発したことは一度もなかったのである。

さらに、原内閣以降に再び成立した非政党内閣(第2次山本内閣)のときも、政府が衆議院を解散する場合は、護憲運動を起こすとの約束が既成政党間で交わされた(升味 1979: 57-60)。以上のように、第2党ルールがなかったときの政党は寡頭支配者の専制的采配に対し、団結して政治運動を指揮することができたし、必要ならば選挙協力も可能であった。憲政会が政友会を公然と支持することができたのは、寡頭制の打破が自党の利益にもなると見込んだからである。しかし、上述のとおり、政党政治の時代において政党の協調は困難となっていた。さらに、政党内閣制が崩壊して憲政常道が終わった時期においても、2・26事件にいたるまでは第2党ルールの復活が見込まれていたため、やはり協調が達成できなかった。このように、憲政常道の開始時期を区切りとして政党間協力の成否を説明することができる。換言すると、政党間協力のゲーム的状况を構造的に変化させたのは、第2党ルールにほかならないのである。

6. 5 結論

戦前日本の事例に関するかぎり、政党間協力という枠組みがあれば、デモクラシーの崩壊に関する様々な要因は一括りにできる。要因が社会経済的なものであれ、外交的なものであれ、軍部にまつわるものであれ、それらは最終的に国内政治における政治的決断の問題であった。歴史学研究に見られるように、既成政党の腐敗はこれまで典型的な批判対象であったが、そこから政党に代わる軍部主導の政治が国民に期待されるようになったと考えるのは論理的飛躍である。有権者が既成政党を支持し続けたという事実は、政党政治が見限られていなかったことを示しているからである。

本章では、制度としての憲政常道を新たな枠組みとして提示し、その導入意図や政治的意義について検討した。憲政常道は明治憲法のもとで政党政治を実現する手段であり、同時に憲政会の躍進も可能にした。しかし、第2党ルールは結果的に政党を貶める作用を伴ったため、根本的な欠陥があった。これまで憲政常道を制度として政党間協力を論じた研究はなかったため、新たな歴史解釈を示すことができたとともに、民主的発展に貢献した制度がじつはその発展をのちのち阻害するものでもあったという制度(設計)の意外性ないし「意図せざる結果」を実例から指摘することもできた。もう1つの重要な結論は、第2党ルールの有無によって政党間協力の成否を説明することができるということであり、協力をめぐる政党間のゲーム状況も同ルールが原因で変化したのである。

7 政党間協力の調整ゲーム

本章では、前章で取り上げた第2党ルールの問題点を理論的に掘り下げる。協力をめぐる政党間のやりとりは調整問題として捉えることができるため、ゲーム理論の応用が可能である。第1節では、前章で言及した第2党ルールと政党間協力についての基本ゲームを説明する。すなわち、第2党ルールの導入を境界として、それ以前の状況には純調整ゲーム、それ以後の状況には囚人のジレンマが適用可能である。戦前日本の民主化ゲームは、入れ子ゲームとして理解できる利得構造を持っていたのである。第2節および第3節では、ジレンマの解決について考える。解決法自体はいくつか挙げられるものの、1930年代日本における政党間協力の調整問題は、現実に成功しなかったように、依然として困難な課題を抱えていた。最後の第4節は本章の結論とする。

7. 1 第2党ルールの調整問題

第2党ルールは政党の協力姿勢に変化をもたらした。本節では、純調整ゲームおよび囚人のジレンマ・ゲームという2つの基本的なゲームを応用することでその変化を構造的に捉える。

第2党ルール以前：純調整ゲーム

第2党ルールがない民主化以前の政党は、実際に協力的姿勢をつくることができたし、またそうでないように見えるときも協力の可能性を秘めていた。原敬の政権奪取の過程においては、政党間協力の可能性が山県有朋の政治的選択を拘束した。憲政会がライバル政党の政友会を支持できた理由は、政友会の政権獲得による政党政治の経路の強化が、ゆくゆくは自党にも政権をもたらすと考えられたからである。つまり、そこで憲政会が非協力的態度をとり、政友会が政党内閣の実現に失敗した場合、寡頭支配の再来が予期され、政党政治の実現が遠ざかったといえるため、実際のところ非協力的姿勢は憲政会にとってこそ不利益であった。また、両政党にとって協力的解決とはパートナーがあつてこそその手段であるから、自党だけで寡頭支配者に立ち向かうのは不可能であった。こうした政治的状況をゲーム理論の枠組みで置き換えると、それは純調整ゲームないし保証ゲーム (assurance games) として見ることができる。

はじめに標準形のゲームを仮定する。標準形における各プレイヤーは、同時かつ独立に

	<i>C</i>	<i>D</i>
<i>C</i>	α, α	$-\beta, \beta$
<i>D</i>	$\beta, -\beta$	$0, 0$

表 7.1 純調整ゲーム

協調(Cooperation)か裏切り(Defection)を選択する。以下、プレイヤー1とプレイヤー2の戦略セットを、

$$(s_1(\sigma), s_2(\sigma)), s \in \{C, D\}, \sigma_{i \in \{1,2\}} = \sigma$$

とする(σ はプレイヤーのタイプ)。表 7.1 は純調整ゲームを表わしており、その純戦略ナッシュ均衡は互いが裏切るケース(D, D)と互いが協調するケース(C, C)である(灰色のセルは均衡。以下同様)。ただし、 $\alpha > \beta > 0$ である。ゆえに、協力解は非協力解および混合戦略均衡をパレート支配する。純調整ゲームの要点は、裏切りは協調を強く支配しないが、自分にとって最悪な結末を回避できるという点である。純調整問題を動学的に考えると、パレート効率解のみが唯一のサブゲーム完全均衡である。もし反復ゲームにおいて協調が実現されれば、外生的な要素に変動がないかぎり、両者は協力し続けられる。このように、純調整ゲームは囚人のジレンマとは異なり、「内在的安定性」を有するゲームである (Mueller 2003: 15)。

もし Schelling (1960)や Harsanyi and Selten (1988)等が示唆するように、協力解がプレイヤー間の自然なフォーカル・ポイントになることで達成されやすくなるのであれば、純調整ゲームはほとんどのケースにおいて深刻さを欠く。戦前日本の場合も、第2党ルール以前の事例において当該問題は深刻化しなかった。憲政擁護運動が展開されたとき、政党は即座に協力姿勢をつくることができた。特に2回目のときは、貴族院内閣の成立から数日以内に政党は結束を確実なものにした。寡頭支配者にとっては皮肉なことに、この時代錯誤的な内閣の誕生は、政党が抱えてきた調整問題に解決の糸口を与えたのである。

第2党ルール以後：囚人のジレンマ

前章で論じたとおり、第2党ルールが政党政治を規定したときのゲーム状況は協調が望めそうにないものであった。1930年代の政党間の非協力的結末は、1920年代の協調的成果とはじつに対照的である。このような結果が生じた理由は、第2党ルールの適用可能性に求められる。このルールが採用されていた時代のゲーム状況は、上述の純調整ゲームとは違い、政党には出し抜く誘因があった。すなわち、野党からすれば、協力によって与党を支えたり、あるいは大連立を形成したりすることよりも、憲政常道の恩恵により単独政権を得るほうがよかった。大連立に参加することは野党であり続けるよりはよかったため、協力自体が無意味というわけではなかったが、憲政常道の実現する利益には勝てなかった。与党にとっても協力的な連立政権はそれなりの意味があったが、そもそも野党の協力を引き出せるのであれば、それに便乗して現状を改善し、自党の政権を長期化させることが一番合理的であった。本来、相互協力による軍部の政治的追放は、政党全体の長期的利益を叶える効率的な手段であったが、短期的にはそれを超える自己利益が各々にあったということである。この状況は囚人のジレンマの枠組みを応用することが可能である。

表 7.2 は囚人のジレンマ(PD)のゲーム状況を表わしている。以下では通例にしたがい、表 7.3 のように表記する。ゆえに、プレイヤーの選好順序は、 $T > R > P > S$ である。このとき、純戦略ナッシュ均衡はただ1つ存在する。互いが裏切る戦略セット(D,D)である。フォーク定理として知られるように、PD が無限回繰り返しの場合、パレート効率的な結果が非協力的均衡点として成立する(Fudenberg and Maskin 1986)。つまり、外生的な強制がないにもかかわらず、長期的視野のもとではプレイヤー間に協調行動が観察されうる。そして、もしPD が有限回反復ならば、繰り返される回数が明示されるかぎり、協調は行なわれない。バックワード・インダクション(終盤の結果から遡ることで序盤の結果を考える合理的思考法)により、結局のところすべての回で裏切ることが自明となるからである。ただし、反復回数が十分に大きい場合、あるいはそれが確率的に決まる場合、プレイヤーがバックワードに思考することは疑わしい(Axelrod 1980a, 1980b)。Axelrod の実験で示されたように、実際には有限回繰り返しゲームであっても反復回数が十分に多い場合、協調行動は比較的容易に実現される¹。以下では、PD に関する2種類の連続ゲームの特

¹ Axelrod の実験からいえることは、相手プレイヤーのタイプも重要だということである。平均的ないし総合的に最上位に位置する寛容プレイヤーは、個別のゲームでは常に勝てず、通常は負けるか、運がよくてもせいぜいタイで毎回のゲームを終える。もし、ずる賢いタイプが偏った確率分布において、多数の寛容タイプとマッチする場合、個別ゲームだけでなく平均的にもずる賢いタイプが勝ることになる。

徴

	<i>C</i>	<i>D</i>
<i>C</i>	α, α	$-\beta, \alpha + \beta$
<i>D</i>	$\alpha + \beta, -\beta$	$0, 0$

表 7.2 囚人のジレンマ

	<i>C</i>	<i>D</i>
<i>C</i>	R, R	S, T
<i>D</i>	T, S	P, P

表 7.3 PD の表記法

を簡潔に述べる。

有限回反復 PD

PD の利得に関する定義は上述の選好と同様とする。プレイヤーの完全合理性を仮定した一般的な結果では、1 回限りのゲームおよび反復ゲームにおけるすべてのサブゲームについて、

$$(s_1^*, s_2^*) = (D, D)$$

となる支配戦略均衡が成立する。その理由は既述したとおりである。

無限回反復 PD

無限回反復ゲームや反復回数が十分に多い有限回のゲームでは、 $R > (T + S)/2$ が成り立ち、プレイヤーは将来の利得価値を第 2 期以降のゲームにおいて割引因子 $\delta \in (0, 1)$ と

ともに減じていくと仮定する。ゆえに、協調利得の総和は、 $R/(1-\delta)$ である。相手の行動をオウム返しする(つまり、相手の裏切りを許す)戦略を TFT とすると、

$$\delta \geq \max\left\{\frac{T-R}{T-P}, \frac{T-R}{R-S}\right\} \Rightarrow (s_1^*, s_2^*) = (C, C | \sigma: \text{TFT})$$

であり、また相手の裏切りを一度も許さないトリガー戦略を TRIG とすれば、

$$\delta \geq \frac{T-R}{T-P} \Rightarrow (s_1^*, s_2^*) = (C, C | \sigma: \text{TRIG})$$

である。上述のとおり、PD における裏切りは安定解であるから、反復ゲームにおいて TFT か TRIG が協力的ナッシュ均衡の戦略であるときも、裏切り行為はパレート支配されるナッシュ均衡である²。協調形成が成功している状況下であっても、突如として裏切りは発生する。次第に裏切りが協力関係を蝕んでいくとすれば、その安定性は一時的なものにすぎない。すなわち、協調行動の段階的減少は不可避である(Schussler 1989)。しかし、PD の進化過程のシミュレーション分析を行なった清水剛によると、協調行動はいずれ消滅していくことになるが、そこから再び協調が連続的に発生することも考えられる。ゆえに、「有限反復囚人のジレンマは「消え去るまでの一時的現象」ではなく、むしろ「裏切り」の方が特殊な現象であると考えて良いであろう」(清水 1997: 108)。ただし、このことを結論づけるには、より多くの世代を観察する超長期的な視点が必要となる。

以上の結果を勘案すると、政党内閣制が維持されるには、それを支える政党の長期的展望(割引因子が十分に大きいこと)が重要な要素として数えられる。一般に、将来の利害関係を重視するという態度は相互利益の増進にとって非常に重要である。しかし、軍部の野望はそのような未来図を政党に与えなかった。体制が不安定になり、「どうやら近い将来において政党政治は維持できないのではないか」という不安が政治家のあいだで深刻になればなるほど、彼らの将来的期待は削がれ、協力関係の形成や維持は一層困難になった。

無限回ないし有限回の繰り返し PD では、本来ならば起こらないはずの協調行動が実際

² いかなる状況でも、裏切る誘因が完全消滅することはない。有限反復 PD ゲームにおける協力解は成立しないとの見解については、たとえば Tsebelis (1990: 74-75)を参照。

に起こる。これは、利他的行動が利己的な理由によって支えられていることを意味する(岡田 1996: 237)。すなわち、政治家の協調にとって、彼らの誠実さや寛大さ、公共心といったものは必要ないのである(Axelrod 1984: 6)。戦前日本の政治家は協力が必要なときに協力できなかった。彼らは党利党略にはしった。このことが既成政党に対する歴史的批判を形成してきた。しかし、以上の議論からすると、党利党略は政党間協力を安定的に形成する要素となる。ゆえに、政党や政治家の利己主義は、決まって社会的厚生を妨げるわけではない。本稿で追究することは、党利党略や私利私欲といった個人と集団の原則的傾向を前提としたうえでの協力関係の形成可能性である。

民主化の入れ子ゲーム

以上の議論をまとめると、戦前日本の民主化は、第2党ルールの導入という制度変化がもたらした「入れ子ゲーム」(Tsebelis 1990)として理解できる。この場合のプレイヤーは、同時に複数のゲームないし外部性を伴う複数の状況に関与している。より具体的にいえば、第2党ルールを内在した民主化ゲームは、元来は $R > T > P > S$ となる純調整ゲームでありながらも、 $T > R > P > S$ という選好順序が成立するゲームを入れ子として抱えていた。このことを動学的に考えると、両政党は第一のサブゲームを容易に突破しうるが、その次に現われるPDゲームで非協力の均衡に落ち着くという結果が得られるため、民主化が発生してもその直後に挫折するということになる。

7. 2 中立的権威, 契約, および補償

戦前日本の政治状況にかんがみれば、長期的な視点から政党が思慮する可能性は低かった。そもそも、PDゲームのプレイヤーがより短い時間のなかでパレート劣位な均衡を打破するには、どのような手段が考えられるのか。そのためには、無限回反復ゲーム以外のアプローチから、効率的均衡を導くアイデアを模索すべきである(Goldstein and Keohane 1993)。本節および次節では、この問題について考える。

中立的権威

現実によくある解決法の1つは監視役を雇うことである。これはプリンシパルとしてのプレイヤーが自己の怠惰を監視させることでジレンマの解決をはかろうというものである。Cox と McCubbins はこれを「中立的権威(central authority)」と呼んだ。中立的権威ないし

中立的主体とは、集合的ジレンマの解決を請け負う個人的誘因が与えられた制度的地位のことである。この主体に相当するのは政治的企業家、経営者、および君主であり、次に掲げる3つの特徴がある(Cox and McCubbins 2007: 86)。

1. 集合的ジレンマに直面する人々に対する直接的な監視費用を負担する。
2. 協力的／非協力的行動に対して賞罰を与える選択的誘因を持つ。
3. 集合的産出の一部を受け取るか、もしくはその余剰に対する一定の請求権を持つ。

重要なポイントは、中立的主体は選択的誘因や事前の契約にもとづく相応の利益があることで監視を引き受けるということである。さらに、Cox and McCubbins (2007)は中立的主体が組織内の紛争を裁く機能を有することについても言及している。

戦前日本の事例において、政党のジレンマを解決する中立的主体がいたとすれば、それは天皇もしくはその側近以外にはあり得なかつたであろう。実際のところ、宮中の人々が協力の仲裁を積極的に行なうことはあまりなかつた³。そのなかで特に実権を握っていた元老も、政権の管理者でありながら政党を危機から救うことはなかつた⁴。現実の既成政党や既存の政治体制が元老や天皇に対して選択的誘因を与えられなかつたために、彼らは消極的にしか政党のコンフリクトに関われなかつたのである。この枠組みにおいて、政党政治を継続するための手段は次のようなものが考えられる。すなわち、インフォーマルな元老制をより体系化し、不十分な選択的誘因を改善することが重要である。それは元老が政党政治から得る間接的効用を増やす手段であり、元老の政党政治に対する理解と関心を深める工夫である。

中立的主体に関する契約 : *Ostrom* ゲーム

監視役としての第三者に選択的誘因を与えるには、ジレンマに直面したプレイヤーが解決に積極的に取り組む必要がある。もし彼らのあいだに意味のある約束が成立し、互いに一定の費用を負担し合うことで中立的主体に動機づけを与えることができれば、ジレンマ問題は短期的に解決するであろう。このようなゲーム設定は、Ostrom (1990)によって提示

³ 増田(1999)は大権政治という枠組みから、昭和天皇の独立意思が政治に反映されなかつたことがかえって政党内閣制を崩壊に導いたと解釈する。

⁴ いわゆる元老不要論は民主的理念としては適切だが、日本政治が置かれていた状況を考えると現実的ではなかつたことになる。

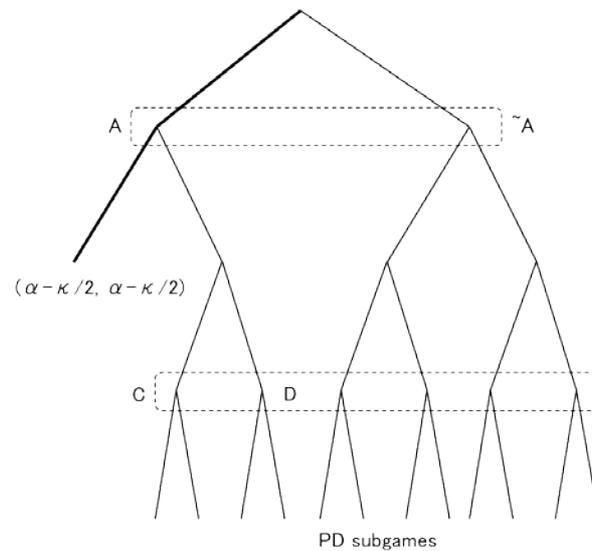


図 7.1 Ostrom ゲーム

された。

契約で発生する総費用を κ とすると、2人 PD ゲームにおいて各プレイヤーが相互協力時に得る利得は、 $\alpha - \kappa/2$ である。ただし、中立的主体の監視費用 μ が $\mu < \kappa$ であることは契約締結の必要条件である⁵。すなわち、このゲームでは、 $\mu < \kappa < 2\alpha$ でなければならない。図 7.1 はこの状況を PD の前に配置した展開形ゲームである(A は契約する、 $\sim A$ は契約しないを意味する)。両プレイヤーが最初の選択において、協力しなければ PD に直面するという事実を知っていれば、Ostrom ゲームにおける契約成立はナッシュ均衡である。均衡結果では、効率的結果を示す 2α よりも κ の分だけ少ない $2\alpha - \kappa$ が両プレイヤーの余剰となる。

以上の説明では、PD の状況は比較的容易に解決されており、それが持ちうる深刻さはあまり伝わらない。なぜならば、一般的な必要条件である $\mu < \kappa < n\alpha$ が実際に成立することは自明ではなく、特に政治的文脈では成立しないことがよくあるからである(n はプレイヤー数)。もし μ が十分に大きいものと査定されれば、プレイヤーは中立的主体への報酬を負担し得ず、本来のジレンマに直面する。

戦前日本において、天皇は立憲君主として政治的責任を負うことができず、また側近の人々も政治的に振る舞うことをなるべく慎んでいた。元老も例外ではない。そのため、彼

⁵ 中立的主体の利得は、 $\kappa - \mu > 0$ である。

らが中立的主体であると仮定すれば、 μ は必然的に割高であり、政党が κ を捻出することに意義を見出したとは思えないのである。

補償ゲーム

上では当事者が第三者に監視させるという想定のもとで PD ゲームを論じた。ここでは、第三者を設けずに、補償により政党間のみで解決する道を考える。

補償なしサイド・ペイメントとして $\pi > 0$ を仮定すると、1 回限りの 2 人 PD ゲームにおいてプレイヤー 1 が協力を選択するには、

$$u_1(C|s_2 = C) > u_1(D|s_2 = C) \Leftrightarrow R_1 + \pi > T_1 \text{ s.t. } \pi < R_2 - P_2$$

という利得の関係が成り立てばよい。もしプレイヤー 2 が協調するときのプレイヤー 1 の利得が $R_1 + \pi \leq T_1$ であれば、ジレンマは解決できていないから協調は起こらない。また、 $R_1 + \pi > T_1$ が成立すれば、プレイヤー 1 およびプレイヤー 2 は離脱する誘因を持たない。ゆえに、

$$(s_1^*, s_2^*) = (C, C) \Leftrightarrow \exists \pi: R_1 + \pi \geq T_1$$

である(プレイヤー 2 が補償を受ける場合も同様)。このとき、プレイヤー 2 に分配される利得は、 $R_2 - \pi > P_2$ となる。

プレイヤー 2 が支払う π は $\pi > T_1 - R_1$ であるが、これは $\pi^* = T_1 - R_1 + \varepsilon$ と書き換えられる。このゲームの難しさは、 $\pi < R_2 - P_2$ という自然な制約にある。もし π^* がその条件を侵害するならば、補償は完全には支払えないため、協力関係は成立しない。政治の危機を迎えていたとき、政友会は民政党が与党入りした非政党内閣を非難し、憲政常道による自党の単独政権を主張した。この場合、民政党の $(R - P)$ は π^* よりも小さいものとして認識できる。そうであったと仮定するかぎり、補償によるジレンマの解決は不可能であったといえる。

7. 3 フォーカル・ポイント、架空プレイヤー、およびゼロサム・ゲーム

協力解へのアイディアとして有力なものに、フォーカル・ポイントの議論がある。それ

はプレイヤー間の基準点として作用する共通の信念であり、いわば阿吽の呼吸のような現象である。協力が必要なときに自ずと協力の手順がわかれば、実際の対応は素早くできる。ただし、フォーカル・ポイントは「経験の産物」でもあるため(Kreps 1990: 123), そこに到達するまでは一定の時間が必要となるかもしれない。重要なのは、人々の認識をつなげる共通項を共有信念体系のなかに組み込むことであり、それが達成されることでフォーカル・ポイントは形成されていくだろう。

架空のゼロサム・ゲーム

一般に、囚人のジレンマ・ゲームにおける囚人(被疑者)は、相棒を信頼しない「赤の他人」のような人物として描写される。しかし、彼らのあいだですでに形成された信頼関係が経験の産物として PD ゲームの調整を容易にするかもしれない。たとえば、何らかのフォーカルな対象物が媒介となって2人のあいだの信頼が確認されることもありうる。そもそも、2人の囚人にとって検察は共通の敵でしかない。このことが十分に意識され、2人のあいだで共有された信念となっていれば、共通の発想から黙秘という適切な行動は可能になる。つまり、意思疎通がはかれないまま身柄を拘束されても、共有信念にもとづき、その後何をするべきかということを互いにわかっているならば、彼らは最後まで黙秘を貫き通すことができるわけである。

高橋・清水(2000)は、共通敵をつくって信頼関係を築くという構図が、フォン・ノイマンとモルゲンシュテルンが理論的な目的で導入した架空プレイヤーのゼロサム構造という設定からアプローチできることを示した(von Neumann and Morgenstern 2004: 505-512)。以下では、この視点から考察を試みる。そもそも、第三のプレイヤーである架空プレイヤーとは、自己の手番を持たない虚構の存在である。つまり、架空プレイヤーを F 、プレイヤーの利得を v とすると、 $v_1 + v_2 + v_F \equiv 0$ であるから、 $v_F = -(v_1 + v_2)$ である。高橋・清水(2000)が例示したように、こうした発想は新たな分析枠組みとしての可能性を生んでいる。表 7.4 は架空プレイヤーの状況を示している。架空プレイヤーの利得は次のとおりである。

$$\begin{aligned} X_3 &= -(R_1 + R_2), \\ Y_3 &= -(T_i + S_{j \neq i}), i, j \in \{1, 2\}, \\ Z_3 &= -(D_1 + D_2). \end{aligned}$$

	<i>C</i>	<i>D</i>
<i>C</i>	<i>R, R, X</i>	<i>S, T, Y</i>
<i>D</i>	<i>T, S, Y</i>	<i>D, D, Z</i>

表 7.4 架空プレイヤーのゼロサム・ゲーム

	<i>A</i>	<i>B</i>	Min_{ROW}
<i>A</i>	4	2	2
<i>B</i>	2	0	0
Max_{CLM}	4	2	

表 7.5 2人ゼロサム・ゲーム

PD ゲームにおける選好より、架空プレイヤーの選好は $Z > Y > X$ である。つまり、架空プレイヤーは、プレイヤー1と2の戦略の組み合わせについて、 $P > T = S > R$ ということになる。いうまでもなく、非協力が均衡となるかぎり、架空プレイヤーは常に最適な結果を無作為で得る。

2人ゼロサム・ゲーム

上記のゲームでは、プレイヤー1, 2を対立させたまま架空プレイヤーを投じた。それだけではあまり生産的とはいえない。ここでは、共有信念体系を通じて、彼らのあいだに結束が固まったと仮定する。たとえば、政党が軍部を敵として自覚し、共同戦線を張るような場合である。その様子は表 7.5 に描かれている。この利得配置は PD ゲームにおけるプレイヤー全体の利益を反映している。行プレイヤーと列プレイヤーは、同時かつ独立に戦略 A または戦略 B を選ぶ。この表において、 Min_{ROW} の下に位置するセルには各行の最小値、 Max_{CLM} の右方に並ぶセルには各列の最大値が記されている。ミニマックス定理より、唯一の鞍点が存在する($Min_{CLM} Max_{ROW} = Max_{ROW} Min_{CLM} = 2$)。したがって、この(支配戦略)均衡においては、行プレイヤーは戦略 A、列プレイヤーは戦略 B を選択する。

いま、行プレイヤーを政党連合、列プレイヤーを軍部、戦略 A を民主化、そして戦略 B を非民主化と置く。政党間協力を所与とするゼロサム・ゲームでは、政党と軍部はともに支配戦略を持ち、両者の衝突は避けられない。よって、当該ゲーム状況において民主化が継続的に行なわれる保証はない。政党が最終的に民主政治を確立するには、軍部等の反民主勢力と闘うしかないのである。しかし、軍部を統制するという理解が共通であるかぎり、対決すること自体は難しいことではない。

3人ゼロサム・ゲーム

ここでいま一度、三者のゼロサム・ゲームを考える。なぜならば、後述するように、それこそが戦前日本のケースを大局的に説明するからである。フォン・ノイマンとモルゲンシュテルンは、もし架空プレイヤーが本当のプレイヤーであるとしたら、彼は他の2人のプレイヤーの結託を阻止するのに十分すぎる理由を持つと指摘する(von Neumann and Morgenstern 2004: 509)。ただ、PD ゲームのもとでは、自然の流れに任せておけば高確率で結託を阻止できるため、架空ではなくなった本物のプレイヤーは架空プレイヤーのときと同じように無作為に最適結果を得る。戦前日本の軍部なら、民政党と政友会の連携による政党政治の復活を阻止するためにあらゆる手段を講じたに違いないが、実際には政党の協力運動を逐次妨害することもなかったわけである。もし上記の2人ゼロサム・ゲームにおいて、政党間の連携が打破されたり、あるいは信念体系が故意でないかたちで崩壊したとしたら、そこにあるのは政党連合以外の可能性を秘めた三者間の非協力ゲームである。

ゲーム的状况は、2人ゼロサム・ゲームと3人ゼロサム・ゲームとでは根本的に異なる(von Neumann and Morgenstern 2004: 220)。2人ゼロサムでは両プレイヤーは対立せざるを得ないが、3人ゼロサムのもとでは提携する誘因があるかぎり、常に2対1の構図が形成される。このとき、ゲーム状況は単純な対立から多数派が勝つ世界へと変わる。敗北者はほかの二者の獲得点を1人ですべて負担するため、それは過酷な状況となる。

3人ゼロサム・ゲームではどのような利得条件を提示すれば、相手は自分の誘いを優先するのか。次のようなゲームを仮定する。まず、あるプレイヤーは自分が提携したいと思う他のプレイヤー1人に対し、自分が(最低限)欲する利得 $x \in X \subset \mathbb{R}$ を申し出る。そして、提示された側はそれを受諾か拒否する。もし受諾すれば提携関係が完成し、2人のプレイヤーは総利得 z を獲得する。誘われた側は、 $y \equiv z - x$ を受け取る。拒否が選択される唯一の理由は、もう一方のプレイヤーと提携したほうがより高い y を得られるからである。

ここでは、申し出人であるプレイヤー1とプレイヤー2、同時にプレイヤー3に対してのみ協同行動を提案すると仮定する(プレイヤー1と2は調整する十分な誘因がない)。つまり、このゲームにおけるプレイヤー3は、架空プレイヤーのごとく手番を持たず、プレイヤー1と2の戦略に対する受け身の主体である。その意味では、これは「2人+架空プレイヤー」のゼロサム・ゲームである。申し出人プレイヤー1と2は、プレイヤー3に対して各々の x を提示する。各々の効用関数 u について、プレイヤー1とプレイヤー2は $u' > 0, u'' \geq 0$ 、プレイヤー3は $u' < 0, u'' \leq 0$ にしたがうものと仮定する。また、このゲームでは完全完備情報が提供されるものとする。

まず、プレイヤー1の x_1 は、プレイヤー2の x_2 と少なくとも同等に小さくなければならない。なぜならば、 $x_1 > x_2$ であれば、プレイヤー1は敗北するからである。よって、 $x_1 < x_2$ が、プレイヤー1が提携を勝ち取るための十分条件である(プレイヤー2の場合も同様に)。このときプレイヤー1は、 $x'_1 < x_2$ を提示しようとするが、それを知るプレイヤー2は、さらに $x'_2 < x'_1$ を考える。それを知るプレイヤー1は、 $x''_1 < x'_2$ を考える。それを知るプレイヤー2は……この結果、 x_1 と x_2 は $-z$ に漸近する⁶。しかし、それを知って事前のやりとりで、 $x_1 = x_2 \in (-z, 2z)$ を約束し、結果を運に任せようとしても、依然として彼らが互いを裏切る誘因は消えないため、約束は成立しない(コミットメント問題)。したがって、ベクトル \mathbf{x} の線の上にナッシュ均衡点はない。彼らは有利な(架空)プレイヤー3の選択に身を委ねることになる。

この不安定性は変数 x が際限を持たないために生ずる。もし選択可能な利得が離散的に分布しているとき、または連続変数 x の下限があるときは、以下の命題が成立する。

命題

上記の3人ゼロサム・ゲームにおいて、 $\underline{x} = \min\{x\}$ となる x が存在するとき、およびそのときのみ、 $x_1^* = x_2^* = \underline{x}$ となる唯一のナッシュ均衡が存在する。

証明

まず、 $x_1^* = x_2^* = \underline{x}$ においてプレイヤー1がいかなる $x_1 \neq \underline{x}$ を選択しても、 $x_1 > x_2^*$ となって確実に敗北するので、プレイヤー1は離脱する誘因を持たない。また、 $x_1^* = x_2^* = \underline{x}$

⁶ ここで x を非負とする合理的理由はない。それが負であっても、依然として不利な状況は改善可能だからである。

でない場合、たとえば、 $x_1 = x_2 \neq \underline{x}$ では、プレイヤー1に裏切る誘因を与えてしまうため(つまり、 $x_2 > x_1 \geq \underline{x}$)、プレイヤー1は必ず自己の利得を改善できる。すべての $x_1 < x_2$ および $x_1 > x_2$ が均衡結果でないことは自明である。以上の事実と同じことは、プレイヤー2についても当てはまる。よって、 $x_1^* = x_2^* = \underline{x}$ はこのゲームにおける唯一のナッシュ均衡である。□

いま、均衡点 $x^* = \underline{x}$ を $-\square + \varepsilon$ とすると、 ε が非常に小さいときのプレイヤー3の均衡利得は、 $y^* = 2z - \varepsilon \cong 2z$ である。ゆえに、プレイヤー3は何の努力もなしに当初の勝利利得のほぼ2倍を得られる。

これらの発見が意味するものは重要である。申し出人プレイヤーは、設定されたルールのもとで連携を組むためなら、勝者の利得に限りなく近い値を差し出す。それほど負担を背負ったとしても、敗北時の最大負担に比べれば、まだマシである。交流が1回限りで終わってしまうのであれば、均衡結果は申し出人にとってあまりにも絶望的である⁷。ただし、彼らのやりとりが現実において有意義であるためには、 \underline{x} を事前に3人にとって納得のいくものにしておけばよい(それ自体がナッシュ的結果に直結する)。また、プレイヤー3のように受動的な境遇を勝ち取ることは、プレイヤーが有利に展開するうえでもっとも肝心であるが、現実のケースにおいてこのような位置取りが非長期的に変化するの難しいかもしれない。

いま、プレイヤー3を反民主勢力(軍部/官僚)に置き換える。ここでは政党連携が破綻し、政党は政党以外の競合グループとの連携によって、より多くの利益が得られるものと仮定する。3人ゼロサム・ゲームの結果を勘案するかぎり、政党は反民主勢力に対して迎合し、進んで利益を差し出すことが自己利益の最大化にとって適切である。実際のケースでは、政友会は民政党の見限りを受けて軍部に強く同調することが多くなった(第8章を参照)。逆に軍部から嫌われていた民政党は、無党派的官僚(「新官僚」と呼ばれる勢力)との距離を戦略的に縮めた。実際のところ、政党政治家の多くは反民主主義者との提携によって自己の保身をはかることを必ずしも悪くは思わなかった。しかし、そのような状態が

⁷ 合理的プレイヤーはゲームのルール自体を変える可能性があり、そうすればこのような悲劇的状況は回避可能である。すなわち、ルールを外生的に捉えるモデルは(PDゲームを典型として)、効率的結果の導出について否定的だが、ルールを内生的なものと考えれば、プレイヤー自身が効率的な制度を設けるはずであるから、それほど悲観的になる必要はない(Wittman 1995)。実際の事例に即していえば、第2党ルールからの脱却も1つのオプションとして検討できただろう。

膠着すればするほど、政党間の再協力は難しくなる一方であった。一般に民主的政党は、専制主義者からの支持を取り下げ、他党と協同してその侵害行為に当たることで専制的権力を抑制する(Weingast 1997)。つまり、政党はあくまでも反民主勢力との提携から身を退かなければならないのである。しかし、3人ゼロサム・ゲームの結果によれば、協力関係の破綻は状況を加速度的に悪化させていくため、再度の連携は少なくとも短期的には非常に困難となる。

7. 4 結論

この章では、まず前章の議論を踏まえたうえで、ゲーム理論の観点から第2党ルールの大局的意義を探った。ルールの有無によって政党間協力のゲーム構造は異なっており、その導入はもとの純調整ゲームから囚人のジレンマ・ゲームへと状況を変化させた。発展途上の民主体制が軍部に狙われる可能性を考えると、憲政常道の政治が定着することは問題があったといえる。

一般に政党の党利党略はよくないものとされるが、本章ではPDゲームの進化に言及することで、党利党略こそが協力の安定剤となりうることを強調した。また、戦前日本の民主化は第2党ルールを媒介する入れ子構造のゲームとして表現できることも指摘した。

第2節と第3節では、ジレンマ問題は一般的には解決可能であるが、戦前日本の事例ではその条件が必ずしも整っていなかったことを論じた。囚人のジレンマに対する解決法を列挙すると、無限回反復囚人のジレンマにおいて協力的均衡を達成する、中立的権威を監視役に立てる、監視役の報酬に関する契約を当事者間で結ぶ、補償により利得構造を変える、フォーカル・ポイントや架空プレイヤーの枠組みにより政治主体の信念を形成する(ゼロサム構造において協調する)ということであった。しかし、いずれにしても民政党と政友会の協力を決定的にすることは困難であったといえる。

これまでの議論は基本的に各政党を1つのグループとして扱ってきたが、実際の政党運営は常に内部の集合行為問題に直面するため、さらなる考察が必要となる。次章では、政党間と政党内の協力可能性を区別し、ジレンマの状況を拡張的に論ずることにする。

8 政治の失敗：入れ子ゲーム

1つの党において多くの構成員の政策志向が一致すると考えるのはナイーブである。政党の構成員は共通利益を一方で持ちながらも、他方では利害と選好の異なる個人として党内で対立するからである¹。特に日本の大政党は複数派閥の連合体として形成されるため、それらの連合規模が大きければ大きいほど、党のポリシーは一枚岩ではいかない。本章ではこの点にかんがみ、既成政党が実際に内部に抱えた集合行為問題を取り上げる。そして、いくつかの派閥に分かれた政治家の協力可能性について考察する。

第1節では、政党政治の後半期における政治的選択の局面を取り上げ、民政党と政友会の動向を追う。その際は特に主流派と非主流派の区別を意識する。第2節は党内派閥による複数の立場を考慮し、複数の協力手段があったと考えることで新たな調整ゲームを提示する。また、ジレンマの解決法として企業家論を展開し、第2党ルールが企業家の誕生を阻止したことを指摘する。第3節は再び事例に戻り、入れ子ゲームの観点から派閥ごとのインセンティブ構造を検討し、党内にまとまりがなかったことを説明する。結局のところ、それは第2党ルールの効果に帰着するものである。第4節は本章の結論とする。

8.1 主流派と非主流派

第2次若槻内閣が満州事変問題に直面したとき、政府内では協力内閣論がにわかに議論され、内閣改造をすべきとの要求が一部で高まった。協力内閣運動の本質は、既成政党による政治の延命と再組織化にあった(佐々1932: 138-139)。しかし、延命に多くの価値を見出し、実際に民政党と政友会の協力で危機を乗り越えようとの提案に乗じたのは、両党の非主流派であった。協力運動は、下積み(非幹部)の党員から始まったといわれる(升味1980: 192)。民政党と政友会の主流派(幹部)は非主流派からの提案を拒否し、最終的に民政党の単独内閣は継続されることになったが、この問題が尾を引いて内閣はまもなく総辞職した。若槻内閣は反主流派の領袖たる安達内務大臣を除き、民政党の全閣僚が協力案に反対した(原田 1950b)。首相は安達を排除してから再び政権を発足させようと企図したが、交渉は失敗に終わった。

この内閣が総辞職をする直前、次の内閣の形式をめぐる宮中や政党内で議論が交わされた。もともと陸軍は、政党の軍縮政策や民政党の外交方針にかなりの不満を抱いていた

¹ Aldrich (2011)は、多様な選好を持つ人々のあいだでも党派を形成する誘因が生まれることを例証した。

が、海軍も同様に民政党の軍縮断行政策には不満を募らせるようになっていた。軍部の怒りを少しでも鎮めるためには、とりあえず若槻内閣に辞めてもらうのが望ましいとする空気が政府内にはあった。対外危機と軍部の政治的介入を目前に、それでも憲政常道に則って単独政権を樹立するのか、あるいは既成政党の大連立でいくのかという2つの選択肢に焦点が集まった。政党ではもちろん、宮中でも依然として政党内閣という選択肢が支配的であった。唯一の元老たる「西園寺にしてみれば、昨日まで激しく争ってきた二大政党に協調を期待することのほうが非現実的であった」(増田 1999: 191)。元老は憲政常道の継続を考えていた一方で、ほかの天皇側近は協力論を支持した。第三の選択肢として、いわゆる挙国一致内閣も考えられなくはなかったが、当時はまだ5・15事件直後のような震撼はなかったため、その実現可能性はかなり低かった²。このように憲政常道への代替案が挙国一致内閣ではなく、協力論による政党内閣であったことは、当時の一般常識を知るうえで重要である(村井 2009: 29)。

とりわけ政友会主流派の立場からすれば、憲政常道の継続による単独政権の実現は幹部の短期的な利得を追求できる選択肢であった。そのため、協力の必要性を認識していたとしても、その実現については断乎否定するしなかった。政友会総裁の犬養毅は連立内閣構想に対して反対の意を示したが、そのときの理由は「やはり政策が違うから、連立は難しい。外交に関してのみ民政党を支持し、或はこれとともに行くことができるかもしれないけれども、他の問題では到底一致して行くことはできない」(原田 1950b: 127-128)であった³。他方、民政党の非主流派たる安達派は声高に協力論を提唱したが、主流派の蔵相や首相はそうした異論を抑えた。結果として、この対立は内閣の崩壊を導いた。下からの協力論提案と上層部による抑制という構図は、両党に共通して見られる現象であった(Berger 1977)。

要するに、単独政権論は主流派の意見であって、政党間協力に利益を見出していたのは非主流派であった。このようなインセンティブの体系は一般的な傾向として考えられる。主流派として権力により近い政治家は、短期的な視点から単独政権を好み、将来的な躍進を試みる非主流派の政治家は、より長期的に将来価値を重視して協力を申し出る。つまり、非主流派は事実上の無限回反復ゲームにおける割引因子が比較的大きく、政党間協力を選

² 戦前日本における挙国一致とは、首相は政党政治家でないが、何人かの閣僚は衆議院から選出されるという意味合いで用いられる。

³ 原田(1950b)によれば、犬養自身の腹心としては連立でいきかかったようだが、他の党幹部の強硬論を勘案すると単独政権を主張するしかなかったという。

択する可能性がより見出せたということである。しかし、憲政常道の信念が政界に残っていたことで、政党幹部はいずれも単独政権に固執して非協力的態度をとった。

若槻内閣の直後に成立した戦前最後の政党内閣(政友会)は、5・15事件が原因で打ちのめされた。事件の直後、政党のあいだに連携運動が生じた。この動きは経営者団体が政党間協力を要請したことがきっかけとなっていた(栗屋 1983: 241-242, 272)。それにもかかわらず、党幹部は協力を嫌った。首相殺害により政権が倒れた場合、後継内閣は前内閣と同じ政党によって組織されるというのが第2党ルール²の規則であった。本来ならば、政権は再び政友会に渡るはずであった。政友会幹部はその見通しを堅持したため、過去の例を根拠に再度政権を要求した。しかし、民政党は政友会単独政権を否定し、引き続き与党として参加できる非政党内閣に賛成した。

8. 2 複数協調戦略ゲーム：モデル

民主化の危機に襲われた 1930 年代日本には、政党間協力の兆しがあった。それは既成政党内の派閥対立の様子から見出すことができる。政党は軍部への絶対的黙従を許容したことはなく、彼らは政党間および政党内の闘争を通して協調の方法と裏切りの可能性の両方を模索していた。この節では、現実³に提示された複数の協力方法を前提に理論的考察を行なう。

入れ子ゲームの調整問題

実際の事例における政治的選択肢には協力手段がいくつかあり、そこには政治家の立場を反映した選好の違いがあった。このような状態においては複数の協調戦略が存在し、また政治家の選好の違いは各戦略における利得配分の非対称性を示唆している。すなわち、「両性の闘い」がもとの PD ゲームに含まれていると考えられる(Garrett and Weingast 1993)。標準形で当該状況を表わすと、表 8.1 のようになる。

このゲームは政党間ゲームにくらべ、選択肢が増えて利害が多様化したため、フォーカル・ポイントの創出という点では難しくなった可能性がある。不確実性が高い状況が想定される場合、フォーカル・ポイントとしてのアイディアはより一層重要となるだろう。逆にそうでないときは、どの政治主体が優位な影響力を持つかが鍵となる。戦前日本の事例の場合、党幹部が党内部の下からの要求を押さえつけた点において、リーダーのパワーが

	C_1	C_2	C_3	D
C_1	4, 2	0, 0	0, 0	-1, 5
C_2	0, 0	2, 4	0, 0	-1, 5
C_3	0, 0	0, 0	3, 3	-1, 5
D	5, -1	5, -1	5, -1	0, 0

表 8.1 「両性の闘い」入れ子ゲーム

優先的に交渉に影響を与えたといえる⁴。他方で、一般に協力論はわかりやすく、注目と理解を得やすいという特徴がある。非主流派が協力論を利用した背景には、協力論は世論や論壇を味方につけやすく、さらに非協力的な態度をとった政治家も、自己の体裁を保つうえでその論調には比較的乗り換えやすいというメリットがあった。いずれにせよ、仮に協力を前提に政党間交渉が進められるとしても、党内における調整問題も同時に解決されなければならなかったのである。

入れ子ゲーム：一般化

純調整問題を入れ子として含む PD ゲームを、より一般的な形式で表わすと、

$$s'_1 s_2 = \begin{pmatrix} \lambda_{11}, \lambda_{21} & -\gamma_{11}, -\gamma_{22} & \cdots & -\gamma_{11}, -\gamma_{2i} & -\gamma_{11}, \lambda_{21} + \gamma_{11} \\ -\gamma_{12}, -\gamma_{21} & \lambda_{12}, \lambda_{22} & \cdots & -\gamma_{12}, -\gamma_{2i} & -\gamma_{12}, \lambda_{22} + \gamma_{12} \\ \vdots & \vdots & \ddots & \vdots & \vdots \\ -\gamma_{1i}, -\gamma_{21} & -\gamma_{1i}, -\gamma_{22} & \cdots & \lambda_{1i}, \lambda_{2i} & -\gamma_{1i}, \lambda_{2i} + \gamma_{1i} \\ \lambda_{11} + \gamma_{21}, -\gamma_{21} & \lambda_{12} + \gamma_{22}, -\gamma_{22} & \cdots & \lambda_{1i} + \gamma_{2i}, -\gamma_{2i} & 0, 0 \end{pmatrix}$$

となる。ここで、 $\lambda > 0$ は協調利得、そして $\gamma > 0$ は調整の失敗から生ずる費用である。また、 $(0,0)$ は相互離脱である。より平易に協力解を1、それ以外のすべてのセットを0で置換すると、

⁴ 既成政党の総裁や幹部の権限は非常に強かった。特に総裁が政治資金を集める機能を担っていたため、党議に反した場合は資金と地盤を失う可能性が高く、反抗は戦後ほど容易ではなかった。

$$s'_1 s_2 = \begin{pmatrix} 1 & 0 & \cdots & 0 & 0 \\ 0 & 1 & \cdots & 0 & 0 \\ \vdots & \vdots & \ddots & \vdots & \vdots \\ 0 & 0 & \cdots & 1 & 0 \\ 0 & 0 & \cdots & 0 & 0 \end{pmatrix}$$

となる。これは、すなわち一番右下の要素を除いて対角行列のようにになっている利得構造のゲームである。

政治的企業家論

集合行為問題における重要な解決策の1つとして、選択的誘因の付与がある(Olson 1971)。しかし、事前にそうした誘因構造がつくられておらず、なおかつ迅速な解決が要請されるとき、選択的誘因を適切に創出するのは困難かもしれない。その場合は、党内の強力なリーダーシップが要求されるため、リーダーは進んで政治的企業家にならなければならないだろう。政治的企業家は、「自己の時間ないしその他のリソースを注ぎ込むことで、集合財の供給にかかる他の生産要素を調整および統合する個人」(Frohlich and Oppenheimer 1978: 68)と定義される。企業家の作用により、選択的誘因を欠いた状況であっても集合利益は達成され、準最適性は打破されうる。

Frohlich and Oppenheimer (1978)の簡素なモデルによれば、政治的企業家としての期待効用は、

$$E(U(L)) = P(1)R(1) + P(0)R(0)$$

である⁵。ただし、 $R(L), L \in \{0,1\}$ 、 $P(L)$ は L の実現確率、および $P(0) + P(1) = 1$ であり、 $L = 1$ は企業家としての役割、 $L = 0$ はその他の役割である。主体が企業家になるか否かを選べるとすると、企業家になることが選ばれる条件は単純に、

$$R(1) - C > R(0)$$

であり、 C は企業家の役割で生じる固定費用である。Frohlich と Oppenheimer の思惑とは異なり、報酬 $R(1)$ は主体の選択的誘因、そして報酬 $R(0)$ は離脱の誘因と見ることができ

⁵ これは Frohlich and Oppenheimer (1978)の数式をより簡潔に書き換えたものである。

る。このように、結局のところ、人が企業家として振る舞うには相応の誘因が必要であり、特に集団の規模—つまり、ステーク全体に対する企業家の負担—が大きければ大きいほど企業家になる理由が失われるという、Olson 理論の原点に立ち戻ることになる。

企業家モデルでは、自分が集団の先導者であること自体から生ずる間接効用が重視されなければならない。それにより、企業家ないしリーダーとしての意義が部分的に充足されるからである。すなわち、主体が企業家の役割を持つ条件は、

$$P(1)R(1)S + P(0)R(0) - C > R(0)$$

である。ここで S は、集合的利益の実現のためにさらなるコストを背負うという利他的満足感であるが、それがほかの項に足されるのではなく乗じられている理由は、それらの関係が相乗効果を持っているからである。企業家としての報酬が低いときに、企業家であることから得られる満足感は小さい。しかし、集団全体の利益を増進できればできるほど、報酬は上がり、リーダーとしての満足度も増す。よって、この条件には、 $\partial R(1)/\partial S > 0$ という前提がある。この関数は下に凸な曲線を描くといえるため、 $\partial^2 R(1)/\partial S^2 > 0$ である。

以上の結果より、リーダーが真に企業家として振る舞うには、やはり十分な期待報酬や成功への未来図が用意されていることが好ましい。そうでない場合、企業家として負担する費用が大きいために断念することになる。ただし、そこには企業家としての利他的精神が大きく関わっており、それが強く意識される状況があれば、この費用問題は瑣末になっていく。ルールは信念の形成を促進するが(Greif 2006: 133)、第2党ルールが形づくる政治家の信念は、リーダーに関していえば利他主義から得る利得の期待値を小さくするものであった。そこでの協力とは、単独政権の獲得と首相や大臣になれる可能性を減ずるものだったからである。ゆえに、それは S をも小さくする。期待値を高めるには、政党リーダーが得る協力の見返りがもっと大きくなければならなかったが、そこに利他主義の精神の欠如を見出すべきである。

8. 3 政治家のジレンマ

本節では、複数協調の問題を子として含むゲームとして事例を説明する。注目すべき点は、党内の主流派と非主流派とのあいだには本質的な意見の食い違いはほとんどなく、

いかに権力を回復するかという方法をめぐるものであったという点である(Berger 1977). つまり、どの選択肢であれ、任意のものが同じ目標として共有され、かつ実行に移されることが民主化の継続にとって最低限必要であった。

政党政治後の協力可能性

5・15事件の直後、(政友会派の)内務省警保局長は、後継内閣が政党内閣でない場合は護憲運動の台頭は免れ得ず、首相候補者の推薦には政党の了解が必要だということを宮中に報告した(村井 2009: 30)⁶。これは果たして信用可能なメッセージであろうか。憲政常道が依然有効であるとすれば、民政党は政友会に協力する誘因を持たない。第2党ルールが適用される以上、次期政権は首相の事故規定により、政友会が復権するからである。その予測に直面する民政党は運動の意義をあまり見出せない。同時に、それを知る政友会も単独で行動を起こすべき十分な理由を持たない。このようなかたちで調整は失敗に終わるため、少なくとも政党中心の運動が起こる可能性は低かった。

民政党は政友会の憲政常道論が受け入れられれば、自党の勢いが失速することを知っていた。民政党主流派の主張は与党としての立場が反映されていた。それは官僚との提携によって「高橋路線」(松浦 2000)を目指すものであった。民政党は、政友会と「別離」した高橋是清に接近し、内閣審議会という新機関の設置を協同推進する立場をとった⁷。内閣審議会とは、議会、官僚制、経済団体、および労農団体が交差する融合的な場所であり、内閣の上に立つ国家コーポラティズム的な装置のことである。その成立には将来の政党内閣を拘束する意図があったものと考えられるが(高橋・宮崎 1985: 253)、より短期的な視点からいえば、内閣審議会は政党が復権する機会を与えるものであった(松浦 2000: 85)⁸。高橋路線は政友会と陸軍の二大派閥の1つにとって不利益なものであったため、彼らの距離は急速に縮まった(坂野 2004: 23)。政党幹部は各々の手段によって政府内における自己の生命維持を考えた。政党全体の協力の意義をあまり見出せないまま、両党主流派は異なる経路を選択していった。

民政党への対抗策として政友会が用いた戦術は、天皇機関説(国家法人説)の是非という新しい争点をつくって政権を揺るがすことであった。新たに争点を創出するという方法は、

⁶ 警保局長は事実上の政治任用職であったから、政党がその意図するところを、局長を通じて宮中に流し込んだ可能性がある。

⁷ 高橋は他方で、非現役の陸軍大将を仲介役に民政党と政友会を協調させようとしていた(坂野 2004: 33)。

⁸ 升味(1980: 230)によれば、内閣審議会は政友会からの支持をとりつけるための手段でもあった。

野党が現状において行き詰まったときに行使されうる(Riker 1982; Weingast 1998)⁹。議会に絶対多数を持っていた政友会は意外にも逼迫しており、民政党と協力がとれないときは新たな争点を取り上げ、軍部への擦り寄りを見せる以外に効果的な手段が見出せなかった。つまり、軍部への接近は、短期的であれ憲政常道が維持できるという意味では政党の復権可能性を含んでいた。政友会の対政府批判は、それが党の政策理念に反したからではなく、民政党に守られた暫定政権を攻撃するためだけに発せられた。憲法学の通説であった国家法人説は政党政治を支えた論拠の1つであった(三谷 1977)。ゆえに、政党が倒閣のために軍部を利用し、政党政治を支える論理を抹殺したことは、政党の「自殺行為」といわれる(宮崎 1984: 250)。ただし、政友会がこの論法による攻撃を本格的に始めたのは、民政党との協力構想が潰れてからだったという点は強調に値する(坂野 1985: 394-395)。当初の政友会は幹部も含め、将来における民政党との協力関係がありうるかぎりは、公然たる非難を控えようとする姿勢が見られた。現に政友会では、総裁派と反総裁派のあいだで民政党との連携を模索する党内競争が白熱したこともあった(升味 1980: 194)。

政友会が歴史家によって非難される行為には、第6章で触れたロンドン海軍条約問題のときの反民主的姿勢だけでなく、この自由主義的な憲法解釈の否認という議会行動も含まれる。もし政友会に重大な責任があったとすれば、民政党も同罪であったというべきである。民政党による暫定政権への参加は、確実に反民主主義者の体制構築を強化することに貢献したからである。既成政党の幹部は政権を得るという目的の下で、互いに反政党内閣的な結果を生む戦術に傾倒したのである。

憲政常道が見込まれていたあいだは、政友会および民政党の主流派は非主流派内で高まっていた協力運動を抑える誘因があった。政友会総裁は協力派の集う「政民連携懇親会」に反対の意を示し、形式的な政策協定以外に2党間の連携はないということを発表した。同様にして民政党総裁も政友会の政策協定路線を支持した(坂野 2006: 175)¹⁰。彼らは政党の協力によって党首の利点を失うことを懸念した。憲政常道が復活すれば、どちらの党首も遅かれ早かれ首相に就任し得たため、自分の地位を脅かす集合行為は避けたかったのである。現に政友会総裁は、暫定政権に参加した非主流派の自党議員(閣僚3名と政務官10数名)を除名処分にし、懲罰として党から排除した(升味 1980: 153)。

⁹ このような議論は議会内の投票において当てはまる(Riker 1982: chap.9; Weingast 1998: 161-169を参照)。しかし、明治憲法体制における諸機関を拒否権プレイヤーとして見れば、新争点が現状維持を打破するように機能するということは想定できる。

¹⁰ この協定により政党間の(特に両党幹部間の)協調行動が実体化したわけではない。

派閥	スタンス	手段	政治的利益	政治的意味
① 民政党幹部	現状維持	国家コーポラティズム	ポートフォリオ	漸進／後退
② 政友会幹部	野党	第2党ルール	単独政権	反動
③ 両党非主流派	長期的	大連立, 政治運動	将来のポスト・利権	挑戦

表 8.2 派閥のインセンティブ

インセンティブ構造

もし非政党内閣が瓦解しても、政友会か民政党に政権が渡ることはないという予測が支配的であったならば、実際とは確実に異なる反応が見られたであろう。その場合、幹部は党内の下からの協力運動を抑圧する理由をもはや持たないので、協力的な解決策に向けて政党の連帯感が加速されたといえる。それは民主化直前における政党の躍動感の復活であり、最強の政党内閣を歓迎する国民の支持が政党政治の正統性を少しでも修復できたものと考えられる。

政党内の各集団の手段の違いをまとめたものが表 8.2 である。民政党は暫定政府に与党として参画できたため、短期的にはその場の利益を重視し、将来における政治的利益の価値は大きく割り引かれた。彼らは目立った抵抗を控え、現状維持的に行動することで徐々に政府内の支持を勝ち取ろうとしていた。政友会は 1932 年総選挙を通じて絶対多数を保持していたため、主流派は民政党のような与党入りを拒み、野党として暫定政権を打破することに意義を見出した。もちろんそれは、多数派でありながら非政党内閣で瑣末なポストしか得られないことよりも、その政権を倒して自党の単独政権を樹立するほうがはるかによかったからである。政友会総裁は立憲政治の復活という大義名分のもとに憲政常道論を唱え、自党議員を暫定政権には一切差し出さないことを宣言した。上述のとおり、党の方針に反した非主流派の一部は公然たる懲罰を受けた。

その一方で、民政党と政友会の非主流派が同時に画策していたのは大連立を前提とする協力的な運動である。大政党のなかで、とりわけ非主流派が協力的行動にコミットできた理由は、非主流派が一定の主導権を党内(与党時)において得るには、より長期的な時間が必要だったからである。つまり、彼らが政治家としてより満足のいく自己利益を追求するには、将来の政党政治を保障しなければならなかったのである。

最後に、民主化プロセスにおける戦略として党内派閥の意図を見た場合、それぞれの選

択肢はどのような政治的意味を持っていたのだろうか。もしいずれかの手段が成功していたら、その選択肢がのちの民主化の経路を一定の方向に導いていたといえる。表 8.2 に示されているように、民政党幹部の戦略は内閣の民主的統制という意味では漸進的だったが、その傾向が長期化すればするほど、民主化そのものは後退していたといえる。ある種のコーポラティズム形態は、政党が議会のみならず政府内においても一定の地位を確立できる可能性を提供したであろう。しかし、裏を返せば、それは国家官僚が政治的進出をはかり、将来の民主的内閣を統制するための装置でもあった。政友会はこうした策への対抗として、従来の政権交代ルールをひたすら主張した。政友会幹部の態度は、軍部の挑戦を前にしても特に対応を取ろうとしないという意味で反動的であった。彼らは軍部の政治的圧力を利用することで憲政常道の復活を果たそうとしたが、それが民主化の軌道をさらに強化したかどうかは微妙である。根本的な問題は第2党ルールがあるかぎり、置き去りのままだったからである。軍部の跋扈に対して、より効果的に解決をはかろうとしたのが政党の非主流派であった。非主流派のメンバーが、運動と大連立を通して軍部に挑戦する強い理由を持つことができた唯一の理由は、彼らが主流派とは異なる政治的インセンティブを有していたことにある。したがって、この時代の民主的挑戦は、非主流派代議士の自己利益が満たされるまでの将来利得に支えられていたといえる。

8. 4 結論

政党は、締結する協定(協力)の中身について自党を利する箇所だけでなく、他党を利する部分についても擁護しなければならない(Weingast 2003: 112)。憲政会総裁が政友会政権の誕生を支持したときのように、他党を守ることが最終的に自党の利益につながるかぎりは協調的姿勢を崩してはならないのである。しかし、民主化直前に見られたような協力関係は、その後二度と日の目を見ることがなかった。その要因はすでに前章までに明らかとなったが、本章ではさらに党内レベルでの観察と理論の応用を行なった。

二大政党の内部において共通して見られたのは、主流派と非主流派の対決という日本政治における標準的枠組みである。この視点において重要なのは、非主流派にこそ協力のインセンティブがあったという点である。しかし、権力関係の違いから協力論は主流派に抑制されてしまった。第2節では、党内における複数派閥の選択肢をもとにモデルを構築した。それは両性の闘いがコアな部分として含まれる PD ゲームである。すなわち、もっともミクロなレベルで見た場合、入れ子として複数協調のゲームが協力論の争点のあいだに

浮上していたのである。この視点を保持しつつ、第3節では事例を説明した。政党や派閥の違いはそのままインセンティブの違いにつながったため、それがグループ間の紛争要因として成立し、協力論は進展しなかった。政党間協力が成立せず、民主化が最終的に失敗した要因は第2党ルールに起因する政党間闘争の継続に求めることができるが、それは既成政党の主流派と非主流派の利害関係が深く関係していたのである。

本章を通じて示唆されるのは、政党の責任者はその党の長期的利益を実現するインセンティブを持たないということである。議院内閣制と同様、第2党ルールにおいても党首でなければ首相になることができない。民政党と政友会の党首は自己の目標のために党内の協力論を抑え、企業家とは異なる選択を重ねた。彼らは自分の率いる党が憲政擁護の旗を掲げることで、将来にわたって信頼と名誉を勝ち取るというシナリオが想像できなかった。政党リーダーの誘因メカニズムがこのようであったから、政党は軍部への反発をせいぜい内部破裂させるにとどまった。もちろんこれは、軍部に対する政治家の挑戦というには小さすぎる出来事であった。

第 4 部

結論

9 民主化：制度配置とその結末

9. 1 2つの「失敗」

民主主義のもとでは、すべての集団が自己利益を不確実性のもとにさらすことになるため、民主化は既存の政治主体にとって一種のリスクを伴う。しかし他方で、政治制度は各集団の利益実現に関する事前確率を形成するため(Przeworski 1986)、制度設計はそのリスクを減ずることができる。男子普通選挙制、中選挙区制、および憲政常道は、憲政会が議会支配や政権奪取に関する不確実性を低減させるための手段であった。男子普通選挙制は、憲政会の支持基盤を拡大するための手段としてもっとも機能した。中選挙区制は、憲政会が普通選挙における得票リスクを軽減するために設計された。それは結果的には過度なリスク回避であったといえるが、「苦節十年」の呪縛がその傾向を強めたのである。そして、憲政常道(第2党ルール)は、憲政会が自党の政権獲得可能性を改善するために提唱された。このように、憲政会の政治的意図は、政友会の協力を必然的に伴うかたちで、民主主義の制度化に反映されていたのである。このような見解は既存の解釈にはなく、本稿によって初めて明快に示される視点である。

憲政会は左翼陣営の失敗を背景に、普通選挙のコミットメントを掲げたことで機先を制した。他方で政友会は、保守政党としての地位を守るために普通選挙への協力を申し出た。その結果、改革の主導権を得た憲政会は希望どおりの制度選択を実現した。新たな制度のもとで成立した二大政党制とは、既成政党が取り仕切る寡頭競争であり、新規参入者の左翼政党はフォロワーにすぎなかった。本稿では、この様子を「選挙市場の失敗」と表現した。歴史的に形成された政党ラベルが有権者、候補者、および政党の戦略的相互依存を通じて中選挙区制下の2党制をつくりあげたのである。

しかし、既成政党は自分たちが関与した政党内閣制を守ることができなかった。そこには、憲政常道のメカニズムである第2党ルールに起因するジレンマがあった。第2党ルールは、明治憲法下の政党政治を支えた制度メカニズムでありながら、政党の評判を落とすかたちで政権交代を促進させるという欠陥を抱えていた。つまり、憲政常道という規範的慣例は、民主的発展に貢献した制度であると同時に、その発展をのちのち阻害する要素でもあったということであり、それは制度設計の意図せざる結果として理解できる。第2党ルールの導入がゲーム状況を構造的に変えたため、政党政治の危機においても政党は協力するインセンティブが保持できなかった。本稿が複数協調の調整問題を入れ子ゲームとし

て示したように、政党間のみならず政党内においてもジレンマは発生しており、協力に向けられるべき党内リーダーシップは欠如していた。このようなかたちで調整問題が未解決のまま終わったことは、大正デモクラシーの継続を賭した「政治の失敗」であった。大正デモクラシーの最終的挫折は、制度的均衡として憲政常道の規範から導かれたのである。以上のように、もしパレート効率的な結果の実現を社会にとっての成功と定義するならば、第2党に促された民主化そのものは成功したが、最終的に2つの意味でそれは失敗に終わったと結論づけられる。ただし、ミクロ経済学で言及される市場の失敗と政府の失敗が現実によく見られるように、選挙での不完全競争や政治的調整問題の失敗もまたありふれた現象である。本稿で強調すべきことは、戦前日本の既成政党支配は政治的弾圧や非合法手段による競争制限から生まれたものではなく、大政党のアドバンテージに起因する不完全競争によってもたらされたという事実である。そして、それゆえに二大政党には政党内閣体制を守る責任が明確に生じた。その責任を自覚しながらも、政党政治家は多層的なジレンマに直面し、限られた時間のなかで協力にたどりつくことができなかつたのである。

中選挙区制と政党間協力

第6章では、1930年代後半になると既成政党から離党者が出て、いくつかの小さな新党が誕生したことに言及した。また、第1章の表1.1で示したように、その時期の有効政党数は政党内閣時代からの上昇が認められる。秀逸な政党ラベルは複数人区制における2党制を維持してきたが、政党内閣制の崩壊を前後して協力論が登場し、非主流派の議員の一部は党幹部との対立を深めて離党した。これらの事実が相互に無関係であったとはいえない。もし当時の選挙制度が小選挙区制であったとしたら、非主流派は離党する理由を失っていたといえる¹。つまり、選挙制度の特徴が戦前の転換期における政党再編を容易にしたのである。よって、普通選挙制と同時になされた中選挙区制の選択は、危機の時代における政党の凝集性を失わせ、政党間協力からの離脱をより助長したものと考えられる。

9. 2 分析的視点の検討

最後に本研究の分析的視点を検討し、そこから派生する結果について学術的意義を述べ

¹ 政治家が仮に脅迫的な離党を敢行したとしても、結局は選挙で生き残るために古巣に戻るという結末は想定できる。そもそも、小選挙区制のもとで大政党が衰退する可能性は非常に低く、イギリスのケースを除けば、世界的および歴史的に見ても稀な現象である(Ware 2009)。

ることとする。

政党中心の視点から見る歴史

本稿における主要な議論の1つは、近代日本の政治発展は政党間および政党内での集合行為と密接な関係にあったということである。従来の歴史研究は、戦前日本の民主的傾向を国家論やマルクス主義の枠組みから捉えることで政党独自の機能を軽視したり、大正デモクラシーの挫折を憲法の限界、政治家の腐敗、そして経済・外交問題といった偶然性による結果とみなすことが多かった。民主化の要求に直面した既成政党は、体制側の一部として守旧派の立場を貫いたと考えられ、必ずしも独立的な主体性は前提とされなかった。

本稿では、方法論的個人主義の立場から考察することで、民主主義の実現に対する政党自身のインセンティブ(自己利益)の構造を因果的に説明している。そこでは、必ずしも既成政党を一緒くたに扱わず、個別の利害構造の違いを意識している。第2部では政党の民主化に対する態度の違いと最終的な協力という結末の理由を明らかにし、なおかつ政党システムの形成要因を説明した。憲政会のコミットメントと政友会の追隨的行動は、ゲーム理論の枠組みにおいてより明確となる事実であり、既成政党の変化と普通選挙への協力については体制変動の因果関係はつながったといえる。中選挙区制が採用された理由とそれが選挙結果に与えた影響は先行研究において不十分であったが、本稿ではそれらの両方を検証し、一定の結論を得た。二大政党制が成り立った理由も、先行研究では不明瞭に解釈されてきたが、本稿では複数政治主体の戦略を結びつけることで説明を展開した。また、第3部では政党内閣体制の崩壊要因について検証したが、本稿はゲーム理論の枠組みを明示的に使うことで、政党および政治家の利得構造から政党政治の衰退過程を説明している。以上のことから、政党政治の形成と崩壊は、政党の利益という単一かつ明快な観点にもとづいて説明することができる。特に、党利党略が協力関係を形成し、場合によってはその安定化も達成できるという視点からの説明は、政治的利害の克服を重視する従来の立場とは異なる現実的解釈を与えているといえる。

中選挙区制の起源

中選挙区制の生み出す政治的効果は55年体制において顕著に現われたため、一般に中選挙区制に関する知見は戦後政治のみから発見されてきた。しかし、実際には戦前の政党内閣期が中選挙区政治の真の原点であるから、当時の状況も政治学的に考察されるべきで

ある。中選挙区制が憲政会の過度なリスク回避的立場から生まれたことは、本稿における主要な結論の1つである。また、その議論からは、連立規模が最適であることが必ずしも与党にとって最善とはかぎらないという含意を示すことができた。憲政会は革新倶楽部を与党入りさせたことで、制度選択をめぐる自党の目的をより容易に達成したのである。

日本の選挙制度の歴史に関して興味深いのは、イギリスを模倣して採用された明治の小選挙区制を除けば、それ以降の衆議院で採用されてきた大選挙区制、原敬の小選挙区制、中選挙区制、および小選挙区比例代表並立制は、いずれも特殊な制度であるということである。政党間競争の形態に関して日本で羨望されているのは、おそらく明治以降一貫して二大政党制である。それにもかかわらず、純粋な小選挙区制の導入が歴史的に回避されてきたという事実は注目に値する。

日本では、選挙制度からどのような帰結が展望されてきたのだろうか。複数候補者が当選できる中選挙区制は、アングロサクソン系の小選挙区制との対比において亜流に映る。さらに、中選挙区制が比例代表制や単記移譲式投票制よりも優先されるべき厚生経済的な根拠はない。実際、中選挙区制の起源は非常に政党の都合によるものであったし、戦前戦後を通して中選挙区を社会的合理性の観点から正当化するのは困難であったろう²。それにもかかわらず、中選挙区制は現在でも選択されうる候補の1つとして生存している³。これに関してヒントとなるのは、憲政会が(一般的な政党と同じか、それ以上に)リスク回避的な制度設計にこだわっていたことである。すなわち、中選挙区とは、本来ならば小選挙区を好む大政党にとってのシェルターである。一般に、小選挙区制はリスクがもっとも大きい制度であるため、その弊害を緩和するためなら同士討ちも構わないという覚悟が現職議員のあいだで生まれても不思議ではないのである。

二大政党制の解明

長年、戦前の二大政党制は非民主的に成立したと考えられてきた。しかし、明確な因果関係が示されたことはなかった。同様に、戦前の中選挙区制と政党システムの関係も

² 阪上(1972: 160)で指摘されたように、日本では選挙といえば単記制かつ相対多数決制が当然というふう考えられてきた。もしそうであったとすれば、SNTVが採用された1900年以降、日本政府はSNTVに関して有権者を教化し続けてきたといえる。明治初期の小選挙区制は2人区において連記制であったため、その頃はまだ英国風であったが、山県有朋が大選挙区制を導入して以降、日本の選挙制度は独自の発展を遂げ、いわば選挙制度のガラパゴス化が発生した。

³ 小選挙区比例代表並立制が採用されてから20年近く経った現在においても、再び中選挙区制を復活させようとの議論が自民党や民主党の一部議員によって交わされている。現行の選挙制度が大政党の思惑によって中選挙区制へと回帰する可能性はないとは言い切れないだろう。

ほとんど手つかずのままであった。本稿で重視したのは、歴史的要因としての既成政党の存在感と政治主体の戦略的關係である。この場合の存在感とは、本稿で政党ラベルと呼んできたものであり、選挙市場に失敗要因を与えたものである。有権者と政治家志望者は、既成政党の優位性と民主的制度というセットの環境において、戦略的に既成政党をサポートした。その意味において、戦前の二大政党制は1つの民主的な帰結であった。

定量的検証

日本の歴史研究では、仮説の検証について量的なアプローチがとられることはほとんどない。本稿では、第1章から第6章において歴史的通説を検証するため、そして本稿の議論をより確かなものにするため、いくつかの定量分析を実施した。政治史研究における量的調査とは異なり、本稿では主に選挙区レベルのデータを使って政党別、地域別、および選挙区規模別等に集計し、これらの解析を行なったため、より正確で包括的な特徴を捉えられている。

第1章と第2章では、民主化以前と以後の量的比較を行ない、政党システムと第2党の変化を概要的に示した。そして、政友会と憲政会の関係が自民党と社会党の類推として考えられると指摘した。これにより、制限選挙下の議席配分状況がイメージしやすくなったのではないと思われる。第3章ではSNTVの制度的効果を調べるために、小選挙区制で仮想される結果と実際の結果との比較を行なった。その結果、憲政会のリスク回避的な制度設計は、初めての普通選挙において憲政会を利することができたが、最終的に同党の多数派獲得を阻むものであったことを発見できた。第4章では、選挙区への参入問題に関するいくつかの代表値(例、参入率、平均候補者数、勝率)を調べることで、SNTVにおける二大政党制の特徴がより一層明らかとなった。また、既成政党の候補者調整問題の一環として、同章では超過剰公認を指摘し、その内訳とともに新たな議論を投げかけることができた。

第5章では戦略的投票を取り上げ、その検証のためにSF比という指標を使った。これにより、戦前における戦略的投票の実態が示せただけでなく、 $M + 1$ ルールに対するインプリケーションも与えることができた。同章では混雑度という指標を提案し、有権者の戦略に対する政党側の戦略的反応を検証した。戦後日本のケースを用いて $M + 1$ ルールを検証したReed (1990)やCox (1994)の場合と同様に、戦前においても当該法則の誤差は選挙区規模に依存しており、 $M + 1$ ルールがSNTVで純粹に成立する可能性は低いことが確認

された。しかし、戦前における3人区のデュベルジェ均衡は比較的成立しやすく、特に農村でその可能性が高かった。当該地区の選挙結果と照合するかぎり、そこでは新政党の参入がとりわけ困難であったことがわかる。既成政党の候補者数をもとに計算した混雑度は、すべての選挙区規模においてモードが0となった。たいていの場合、既成政党は非既成政党の情勢を気にすることなく、互いの調整問題に取り組んでいたといえる。

最後に第6章では、1930年代における政党政治や既成政党に対する市民の態度を適切に知るため、簡単な量的傾向を提示した。それによって、同時期の既成政党は依然として多くの選挙民を動員できており、軍部が政党に代わって支持され始めたとの仮説は成り立たないことを立証した。これまでの研究は、戦前の選挙と政党政治の正当性に関する評価が不十分であった。そのうえ、研究者が少数の偏った観察を重視したことで、軍部、政党、および市民の選好に関する一般的関係を忘却してしまったという問題も指摘した。

戦前の日本政治を考察する場合、利用可能な量的データの少なさから記述や事例研究に偏ってしまう可能性は大いにある。しかし、当時の選挙データはいろいろな角度から研究仮説や理論的仮定を検証できるため、非常に重要な情報源である。

制度としての憲政常道

憲政常道は政党政治の定着を実現し、政権獲得に関する不確実性を減少させたという点では政党の利益を叶えた。しかし、そのことが逆に、決定的局面において政党間協力を妨げる原因をつくった。このような捉え方が既存の研究で明示されたことはなく、本稿は歯切れのよい説明を新たに提示しているといえる。

先行研究では、憲政常道を政治的慣習として認めながらも、それを1つの政治制度として定義し、その制度下における政党の行動を論ずることはなかった。つまり、戦前の政党政治といえば憲政常道という理解そのものはあったが、そこから政党の協力可能性を考えるという枠組みはなかった。本稿は慣習や規範をゲームのルールとして考える新制度主義の視点から憲政常道を重要視した。そして、政党の行動を規定するメカニズムとして、憲政常道下の第2党ルールを提唱した。その結果、政党が政党政治の危機においても共同戦線をつくらなかった理由を説明できた。以上の制度分析を行なう際は、ゲーム理論を明示的に用いたが、これにより「何が協力を難しくしていたのか」という疑問を、人々の思想や個性からではなく、集合行為問題として構造的かつ体系的に解明することができたのである。

政治史を説明する

歴史学は、何が起こったのか、そしてそのとき人々はどのように考えていたのかといった疑問に関する記述を詳細に行なうことができるため、「分厚い記述」として様々な情報を提供および蓄積することができる。しかし、社会科学方法論の議論では、歴史学はなぜそうした出来事が起こったのかに関する因果的推論や実証には向いていないといわれる(例, George and Bennett 2004)。

本稿では、戦前日本の政党政治の実現や崩壊を民主化という一般的な枠組みで捉えることにより、それらを比較可能な事例として提供している。多くの人々は、大正“デモクラシー”の政治は独特で反現代的というイメージを持っているため、たとえば民主化の比較歴史研究や民主国に関する研究の一部として、戦前日本のケースが理論的に並置できるとは考えない。しかし、当時の事例がより一般的に説明できること、そのうえ理論的なインプリケーションを伴っていることは、本稿の議論から十分に理解できることである。

たとえば、本研究を通して、憲政常道という反復的政治現象は新たな制度的枠組みが与えられた。そして、そのメカニズムである第2党ルールが政党内閣制の崩壊に深く関与していたことが初めて明言された。また、中選挙区制と政党システムという問題は、政治学の理論的知見があつて初めて取り上げられる争点である。このように、理論的立場は従来の記述的研究では見出しにくい新事実アプローチできる可能性がある。すなわち、

一定の理論的視座によって事実の認識が可能となることを踏まえれば、新たな事実の発見と解釈に道を開くような理論的視座を提示することは極めて重要な作業である。また、そうした視座に基づき歴史的事例の再解釈を行うことも大きな意義があるだろう。(内山 2007: 194)

その意味で、本稿で採用した新制度主義や方法論的個人主義は、既存の研究業績に対する発見と貢献の可能性を持っているといえる。

政治史の経済学

本論文が依拠する政治経済学や公共選択論は、権力闘争を多元主義の観点から説明する。すなわち、政府の選択は個別利益の追求行動の結果として形成されるのであり、市場やゲームの概念はそこでの競合状態や政治経済的均衡の説明を可能にする。公共選択論とは、人間の行動原理を経済的領域と政治的領域で区別せず、これらを一元的に捉える学問であ

るが(加藤 2005), その点は政治経済学も同じである。こうした分析的立場によって得られる利点の1つは, 行動分析に関して一貫した基準を保てるということにある。政治は「価値の権威的分配」(Easton 1953)と定義されるように, 利益と切り離して考えることはできない。仮にこれを批判する立場に立つとすれば, 政治家, 官僚, 有権者等の政治主体は株主, 経営者, 消費者といった経済主体ほどの合理性(自己利益性)を持っていないということになるだろう。しかし, この区別を公平な視点から正当化するのは困難であり, 歴史的事例といえども容易に正当化できるものではない。

経済学的考察における根本的前提は, 行動選択や内的選好について矛盾のない主体を想定することにある。そのかぎりにおいて, 政治主体は経済主体と同等な存在として扱う必要がある。Przeworski (2003b)で指摘されているように, 公職者が就労中は自己利益を忘れて公益に専念するという想定は, 彼らを一貫性のない(schizophrenic)主体とみなしていることになるから問題がある。また, Persson and Tabellini (2000: 419)で言及されているように, 経済主体として合理的な人間が有権者としては非合理的に行動すると仮定するのも矛盾である。もっとも, このことは理論上の要請として必要となるだけであるから, 非理論的研究にまで拡張すべき前提ではないという点には注意すべきである。

利益ベースの視点やゲーム論的分析は, なぜ政治家は理想どおりに動かないのかということをもっとも端的に説明するから有用である。本稿で実践してきたように, 戦前日本の歴史的民主化をめぐる「なぜ」は, 個別利益の追求行動を仮定することで因果的説明が可能となるのである。

参考文献

- Acemoglu, Daron and James A. Robinson. 2005. *Economic Origins of Dictatorship and Democracy*. New York: Cambridge University Press.
- Aldrich, John H. 2011. *Why Parties?: A Second Look*. Chicago: Chicago University Press.
- Ansolabehere, Stephen and James M. Snyder. 2000. "Valence Politics and Equilibrium in Spatial Elections Models." *Public Choice* 103: 327-336.
- Austen-Smith, David and Jeffrey S. Banks. 1999. *Positive Political Theory I: Collective Preference*. Ann Arbor: The University of Michigan Press.
- Axelrod, Robert. 1980a. "Effective Choice in the Prisoner's Dilemma." *Journal of Conflict Resolution* 24: 3-25.
- Axelrod, Robert. 1980b. "More Effective Choice in the Prisoner's Dilemma." *Journal of Conflict Resolution*. 24: 379-403.
- Axelrod, Robert. 1984. *The Evolution of Cooperation*. New York: Basic Books.
- Bates, Robert H., Avner Greif, Margaret Levi, Jean-Laurent Rosenthal, and Barry R. Weingast. 1998. *Analytic Narratives*. Princeton: Princeton University Press.
- Berger, Gordon M. 1977. *Parties Out of Power in Japan, 1931-1941*. Princeton: Princeton University Press.
- Black, Duncan. 1948. "On the Rationale of Group Decision-Making." *Journal of Political Economy* 56: 23-34.
- Boix, Carles. 1998. *Political Parties, Growth and Equality: Conservative and Social Democratic Economic Strategies in the World Economy*. New York: Cambridge University Press.
- Boix, Carles. 1999. "Setting the Rules of the Game: The Choice of Electoral Systems in Advanced Democracies." *American Political Science Review* 93: 609-624.
- Boix, Carles. 2007. "Emergence of Parties and Party Systems." In Carles Boix and Susan C. Stokes, eds., *The Oxford Handbook of Comparative Politics*. New York: Oxford University Press.
- Brams, Steven J. and Philip D. Straffin. 1982. "The Entry Problem in a Political Race." In Peter C. Ordeshook and Kenneth A. Shepsle, eds., *Political Equilibrium*. Boston: Kluwer-Nijhoff.
- Carroll, Royce, Gary W. Cox, and Mónica Pachón. 2006. "How Parties Create Electoral Democracy, Chapter 2." *Legislative Studies Quarterly* 31:153-174.
- Chhibber, Pradeep and Ken Kollman. 2004. *The Formation of National Party Systems: Federalism and Party Competition in Canada, Great Britain, India, and the United States*. Princeton: Princeton University Press.
- Collier, Ruth B. 1999. *Paths toward Democracy: The Working Class and Elites in Western Europe and South America*. New York: Cambridge University Press.
- Collier, Ruth B. and David Collier. 2002 (1991). *Shaping the Political Arena: Critical Junctures, the Labor Movement, and Regime Dynamics in Latin America*. Notre Dame, IN: University of Notre Dame Press.
- Colman, Andrew M. 1997. "Salience and Focusing in Pure Coordination Games." *Journal of Economic*

Methodology 4: 61-81.

- Colomer, Josep M., ed. 2004. *Handbook of Electoral System Choice*. New York: Palgrave-Macmillan.
- Cox, Gary W. 1987. *The Efficient Secret: The Cabinet and the Development of Political Parties in Victorian England*. Cambridge, Eng.: Cambridge University Press.
- Cox, Gary W. 1990. "Centripetal and Centrifugal Incentives in Electoral Systems." *American Journal of Political Science* 34: 903-935.
- Cox, Gary W. 1991. "SNTV and d'Hondt Are 'Equivalent.'" *Electoral Studies* 10: 118-132.
- Cox, Gary W. 1994. "Strategic Voting Equilibria Under the Single Nontransferable Vote." *American Political Science Review* 88: 608-621.
- Cox, Gary W. 1997. *Making Votes Count: Strategic Coordination in the World's Electoral Systems*. Cambridge, Eng: Cambridge University Press.
- Cox, Gary W. 1999. "Electoral Rules and Electoral Coordination." *Annual Review of Political Science* 2: 145-161.
- Cox, Gary W. and Matthew S. Shugart. 1996. "Strategic Voting Under Proportional Representation." *Journal of Law, Economics, and Organization* 12: 299-324.
- Cox, Gary W. and Mathew D. McCubbins. 2007 (1993). *Legislative Leviathan: Party Government in the House*, 2nd ed. New York: Cambridge University Press.
- Cox, Gary W. and Michael C. Munger. 1989. "Closeness, Expenditures, and Turnout in the 1982 U.S. House Elections" *American Political Science Review* 83:217-231.
- Downs, Anthony. 1957. *An Economic Theory of Democracy*. New York: Harper & Row.
- Duus, Peter. 1968. *Party Rivalry and Political Change in Taisho Japan*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Duverger, Maurice. 1954. *Political Parties: Their Organization and Activity in the Modern State*. New York: Wiley.
- Duverger, Maurice. 1986. "Duverger's Law: Forty Years Later." In Bernard Grofman and Arend Lijphart, eds., *Electoral Laws and Their Political Consequences*. New York: Agathon Press.
- Easton, David. 1953. *The Political System: An Inquiry into the State of Political Science*. New York: A. A. Knopf.
- Eggertsson, Thráinn. 1990. *Economic Behavior and Institutions*. New York: Cambridge University Press.
- Elster, Jon. 1989. *Nuts and Bolts for the Social Sciences*. New York: Cambridge University Press.
- Feddersen, Timothy J., Itai Sened, and Stephen G. Wright. 1990. "Rational Voting and Candidate Entry Under Plurality Rule." *American Journal of Political Science* 34: 1005-1016.
- Fenno, Richard F. 1973. *Congressmen in Committees*. Boston: Little, Brown and Company.
- Frohlich, Norman and Joe. A. Oppenheimer. 1978. *Modern Political Economy*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall.
- Fudenberg, Drew and Eric Maskin. 1986. "The Folk Theorem in Repeated Games with Discounting or with

- Incomplete Information." *Econometrica*. 54: 533-554.
- Gaines, Brian J. 1997. "Where to Count Parties." *Electoral Studies* 16: 49-58.
- Garon, Sheldon. 1987. *The State and Labor in Modern Japan*. Berkeley: University of California Press.
- Garrett, Geoffrey and Barry R. Weingast. 1993. "Ideas, Interests, and Institutions: Constructing the European Community's Internal Market." In Judith Goldstein and Robert O. Keohane, eds., *Ideas and Foreign Policy: Beliefs, Institutions, and Political Change*. Ithaca, NY: Cornell University Press.
- Gastil, Raymond D. 1991. "The Comparative Survey of Freedom: Experiences and Suggestions." In Alex Inkeles, ed., *On Measuring Democracy: Its Consequences and Concomitants*. New Brunswick, NJ: Transaction.
- George, Alexander L. and Andrew Bennett. 2004. *Case Studies and Theory Development in the Social Sciences*. Cambridge, MA: MIT Press.
- Gibbard, Allan. 1973. "Manipulation of Voting Schemes: A General Result." *Econometrica* 41: 587-601.
- Goldstein, Judith and Robert O. Keohane. 1993. "Ideas and Foreign Policy: An Analytical Framework." In Judith Goldstein and Robert O. Keohane, eds., *Ideas and Foreign Policy: Beliefs, Institutions, and Political Change*. Ithaca, NY: Cornell University Press.
- Gordon, Andrew. 1991. *Labor and Imperial Democracy in Prewar Japan*. Berkeley: University of California Press.
- Greif, Avner. 2006. *Institutions and the Path to the Modern Economy: Lessons from Medieval Trade*. New York: Cambridge University Press.
- Harsanyi, John C. and Reinhard Selten. 1988. *A General Theory of Equilibrium Selection in Games*. Cambridge, MA: MIT Press.
- Hinich, Melvin. J. and Peter C. Ordeshook. 1970. "Plurality Maximization vs Vote Maximization: A Spatial Analysis with Variable Participation." *American Political Science Review* 64: 772-791.
- Hirano, Shigeo and James M. Snyder. 2007. "The Decline of Third-Party Voting in the United States." *Journal of Politics* 69: 1-16.
- Huntington, Samuel P. 1991. *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*. Norman: University of Oklahoma Press.
- Johnson, James. 2005. "What the Politics of Enfranchisement Can Tell Us About How Rational Choice Theorists Study Institutions." In Ira Katznelson and Barry R. Weingast, eds., *Preferences and Situations: Points of Intersection Between Historical and Rational Choice Institutionalism*. New York: Russell Sage Foundation.
- Kasza, Gregory J. 1988. *The State and the Mass Media in Japan, 1918-1945*. Berkeley: University of California Press.
- Keohane, Robert O. 2005 (1984). *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy*. Princeton: Princeton University Press.
- Key, V. O. 1966. *The Responsible Electorate: Rationality in Presidential Voting 1936-1960*. Cambridge, MA:

- Harvard University Press.
- King, Gary, Robert O. Keohane, and Sidney Verba. 1994. *Designing Social Inquiry: Scientific Inference in Qualitative Research*. Princeton: Princeton University Press.
- Knight, Jack. 1992. *Institutions and Social Conflict*. New York: Cambridge University Press.
- Kohno, Masaru. 1997. *Japan's Postwar Party Politics*. Princeton: Princeton University Press.
- Kreps, David M. 1990. "Corporate Culture and Economic Theory." In James E. Alt and Kenneth A. Shepsle, eds., *Perspectives on Positive Political Economy*. New York: Cambridge University Press.
- Kydland, Finn E. and Edward C. Prescott. 1977. "Rules Rather than Discretion: The Inconsistency of Optimal Plans." *Journal of Political Economy* 85: 473-492.
- Large, Stephen S. 2007. "Oligarchy, Democracy, and Fascism." In William M. Tsutsui, ed., *A Comparison to Japanese History*. Oxford: Blackwell Publishing.
- Lijphart, Arend. 1999. *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*. New Haven: Yale University Press.
- Lijphart, Arend, Rafael Lopez Pintor, and Yasunori Sone. 1986. "The Limited Vote and the Single Nontransferable Vote: Lessons from the Japanese and Spanish Examples." In Bernard Grofman and Arend Lijphart, eds., *Electoral Laws and Their Political Consequences*. New York: Agathon Press.
- Lipset, Seymour M. 1959. "Some Social Prerequisites for Democracy: Economic Development and Political Legitimacy." *American Political Science Review* 53: 69-105.
- Lipset, Seymour M. and Stein Rokkan. 1967. "Cleavage Structures, Party Systems, and Voter Alignments: An Introduction." In Seymour M. Lipset and Stein Rokkan, eds., *Party Systems and Voter Alignments: Cross-National Perspectives*. New York: Free Press.
- Matthew, Colin, Ross McKibbin, and John Kay. 1976. "The Franchise Factor in the Rise of the Labour Party." *English Historical Review* 91: 723-752.
- Moore, Barrington. 1966. *Social Origins of Dictatorship and Democracy: Lord and Peasant in the Making of the Modern World*. Boston: Beacon Press.
- Moulder, Frances V. 1977. *Japan, China and the Modern World Economy: Toward a Reinterpretation of East Asian Development ca. 1600 to ca. 1918*. Cambridge, Eng.: Cambridge University Press.
- Mueller, Dennis C. 2003. *Public Choice III*. New York: Cambridge University Press.
- Myerson, Roger B. 1997. "Economic Analysis of Political Institutions: An Introduction." In David M. Kreps and Kenneth F. Wallis, eds., *Advances in Economics and Econometrics: Theory and Applications*. New York: Cambridge University Press.
- Myerson, Roger B. and Robert J. Weber. 1993. "A Theory of Voting Equilibria." *American Political Science Review* 87: 102-114.
- Hastings, Sally A. 1995. *Neighborhood and Nation in Tokyo, 1905-1937*. Pittsburgh: University of Pittsburgh Press.
- North, Douglass C. 1991. "Institutions." *The Journal of Economic Perspectives* 5: 97-112.

- Olson, Mancur. 1971 (1965). *The Logic of Collective Action: Public Goods and the Theory of Groups*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Ordeshook, Peter C. and Olga Shevetsova. 1994. "Ethnic Heterogeneity, District Magnitude, and the Number of Parties." *American Journal of Political Science* 38:100-123.
- Ostrom, Elinor. 1990. *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*. New York: Cambridge University Press.
- Ostrom, Elinor. 2005. *Understanding Institutional Diversity*. Princeton: Princeton University Press.
- Palfrey, Thomas R. 1984. "Spatial Equilibrium with Entry." *Review of Economic Studies* 51: 139-156.
- Palfrey, Thomas R. 1989. "A Mathematical Proof of Duverger's Law." In Peter C. Ordeshook, ed., *Models of Strategic Choice in Politics*. Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Persson, Torsten and Guido Tabellini. 2000. *Political Economics: Explaining Economic Policy*. Cambridge, MA: MIT Press.
- Przeworski, Adam. 1986. "Problems in the Study of Transition to Democracy." In Guillermo O'Donnell, Philippe C. Schmitter, and Laurence Whitehead, eds., *Transitions from Authoritarian Rule: Comparative Perspectives*. Baltimore: The Johns Hopkins University Press.
- Przeworski, Adam. 1991. *Democracy and the Market: Political and Economic Reforms in Eastern Europe and Latin America*. New York: Cambridge University Press.
- Przeworski, Adam. 1995. *Sustainable Democracy*. Cambridge, Eng.: Cambridge University Press.
- Przeworski, Adam. 2003a. "Why Do Political Parties Obey Results of Elections?" In José María Maravall and Adam Przeworski, eds., *Democracy and the Rule of Law*. New York: Cambridge University Press.
- Przeworski, Adam. 2003b. *States and Markets: A Primer in Political Economy*. New York: Cambridge University Press.
- Przeworski, Adam. 2006. "Self-Enforcing Democracy." In Barry R. Weingast and Donald A. Wittman, eds., *The Oxford Handbook of Political Economy*. New York: Oxford University Press.
- Przeworski, Adam and John Sprague. 1986. *Paper Stones: A History of Electoral Socialism*. Chicago: University of Chicago Press.
- Ramseyer, J. Mark and Frances M. Rosenbluth. 1995. *The Politics of Oligarchy: Institutional Choice in Imperial Japan*. Cambridge, MA: Cambridge University Press.
- Reed, Steven R. 1990. "Structure and Behaviour: Extending Duverger's Law to the Japanese Case." *British Journal of Political Science* 20: 335-356.
- Reed, Steven R. and John M. Bolland. 1999. "The Fragmentation Effect of SNTV in Japan." In Bernard Grofman, Sung-Chull Lee, Edwin Winckler, and Brian Woodall, eds., *Elections in Japan, Korea, and Taiwan Under the Single Non-Transferable Vote: The Comparative Study of an Embedded Institution*. Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Reed, Steven R. and Kay Shimizu. 2009. "Avoiding a Two-Party System: The Liberal Democratic Party versus Duverger's Law." In Steven R. Reed, Kenneth M. McElwain, and Kay Shimizu, eds., *Political Change*

- in Japan: Electoral Behavior, Party Realignment, and the Koizumi Reforms*. Stanford: Walter H. Shorenstein Asia-Pacific Research Center Books.
- Reischauer, Edwin O. 1990. *Japan: The Story of a Nation*, 4th ed. New York: McGraw-Hill Publishing.
- Riker, William H. 1962. *The Theory of Political Coalitions*. New Haven: Yale University Press.
- Riker, William H. 1982. "The Two-Party System and Duverger's Law: An Essay on the History of Political Science." *American Political Science Review* 76: 753-766.
- Rokkan, Stein. 1970. *Citizens, Elections, Parties: Approaches to the Comparative Study of the Processes of Development*. Oslo, Norway: Universitetsforlaget.
- Rosenbluth, Frances M. and Michael F. Thies. 2010. *Japan Transformed: Political Change and Economic Restructuring*. Princeton: Princeton University Press.
- Sartori, Giovanni. 1976. *Parties and Party Systems: A Framework for Analysis*. New York: Cambridge University Press.
- Sartori, Giovanni. 1997 (1994). *Comparative Constitutional Engineering: An Inquiry into Structures, Incentives and Outcomes*, 2nd ed. New York: New York University Press.
- Satterthwaite, Mark A. 1975. "Strategy-Proofness and Arrow's Conditions: Existence and Correspondence Theorems for Voting Procedures and Social Welfare Functions." *Journal of Economic Theory* 10: 187-217.
- Scalapino, Robert A. 1967. *Democracy and the Party Movement in Prewar Japan: The Failure of the First Attempt*. Berkeley: University of California Press.
- Schelling, Thomas C. 1960. *The Strategy of Conflict*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Schuessler, Rudolf. 1989. "The Gradual Decline of Cooperation: Endgame Effects in Evolutionary Game Theory." *Theory and Decision* 26: 133-155.
- Shepsle, Kenneth A. 1979. "Institutional Arrangements and Equilibrium in Multidimensional Voting Models." *American Journal of Political Science* 23: 27-59.
- Shepsle, Kenneth A. 1991. *Models of Multiparty Electoral Competition*. Chur, Switzerland: Harwood Academic Publishers.
- Shepsle, Kenneth A. and Ronald N. Cohen. 1990. "Multiparty Competition, Entry, Deterrence." In James M. Enelow and Melvin J. Hinich, eds., *Advances in the Spatial Theory of Voting*. Cambridge, Eng.: Cambridge University Press.
- Shepsle, Kenneth A. and Barry R. Weingast. 1981. "Structure-Induced Equilibrium and Legislative Choice." *Public Choice* 37: 503-519.
- Snyder, Jack. 1991. *Myths of Empire: Domestic Politics and International Ambition*. Ithaca, NY: Cornell University Press.
- Steinmo, Sven. 2010. *The Evolution of Modern States: Sweden, Japan, and the United States*. New York: Cambridge University Press.
- Trimberger, Ellen K. 1978. *Revolution from Above: Military Bureaucrats and Development in Japan, Turkey,*

- Egypt, and Peru*. New Brunswick, NJ: Transaction Books.
- Tsebelis, George. 1990. *Nested Games: Rational Choice in Comparative Politics*. Berkeley: University of California Press.
- Tullock, Gordon. 1993. *Rent Seeking*. Brookfield, VT: Edward Elgar.
- von Neumann, John and Oskar Morgenstern. 2004 (1944). *Theory of Games and Economic Behavior*. Princeton: Princeton University Press.
- Ware, Alan. 2009. *The Dynamics of Two-Party Politics: Party Structures and the Management of Competition*. Oxford: Oxford University Press.
- Wittman, Donald A. 1995. *The Myth of Democratic Failure: Why Political Institutions Are Efficient*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Wittman, Donald A. 2005. "Valence Characteristics, Costly Policy and the Median-Crossing Property: A Diagrammatic Exposition." *Public Choice* 124: 365-382.
- Weingast, Barry R. 1997. "The Political Foundations of Democracy and the Rule of Law." *American Political Science Review* 91: 245-263.
- Weingast, Barry R. 1998. "Political Stability and Civil War: Institutions, Commitment, and American Democracy." In Robert H. Bates, Avner Greif, Margaret Levi, Jean-Laurent Rosenthal, and Barry R. Weingast, *Analytic Narratives*. Princeton: Princeton University Press.
- Weingast, Barry R. 2003. "A Postscript to "Political Foundations of Democracy and the Rule of Law."" In José María Maravall and Adam Przeworski, eds., *Democracy and the Rule of Law*. New York: Cambridge University Press.
- Weingast, Barry R. 2004. "Constructing Self-Enforcing Democracy in Spain." In Irwin L. Morris, Joe A. Oppenheimer, and Karol Edward Soltan, eds., *Politics from Anarchy to Democracy: Rational Choice in Political Science*. Stanford: Stanford University Press.
- Weingast, Barry R. and Donald A. Wittman. 2006. "The Reach of Political Economy." In Barry R. Weingast and Donald A. Wittman, eds., *The Oxford Handbook of Political Economy*. New York: Oxford University Press.
- 青木昌彦. 1977. 「メカニズムと制度化様式の諸類型」青木昌彦編『経済体制論 第1巻』東洋経済新報社.
- 阿部弘臣. 2006. 「近代日本政治における合理的選択の可能性」『関連社会科学』16: 134-138.
- 阿部弘臣. 2008. 「民主政治の失敗」『関連社会科学』18: 2-15.
- 阿部弘臣. 2009. 「民主化の政治経済学」『関連社会科学』19: 124-129.
- 荒船俊太郎. 2009. 「憲政会と「元老待遇」大隈重信」安在邦夫他編『近代日本の政党と社会』日本経済評論社.
- 有馬学. 2010. 『帝国の昭和』講談社.
- 栗屋憲太郎. 1983. 『昭和の政党』小学館.

- 飯尾潤. 2007. 『日本の統治構造』中央公論新社.
- 石川真澄. 1995. 『戦後政治史』岩波書店.
- 石橋湛山. 1971. 『石橋湛山全集 第9巻』東洋経済新報社.
- 石橋湛山. 1985. 『湛山回想』岩波書店.
- 伊藤之雄. 1984a. 「護憲三派内閣への政治過程」『日本史研究』259: 95-119.
- 伊藤之雄. 1984b. 「地方政治構造の変様」日本現代史研究会編『1920年代の日本の政治』大月書店.
- 伊藤之雄. 1987. 『大正デモクラシーと政党政治』山川出版社.
- 稲田正次. 1963. 「旧憲法下の『憲政の常道』という概念について」『法学教室』6: 92-94.
- 井上清. 1962. 「米騒動の歴史的意義」井上清・渡部徹編『米騒動の研究 第5巻』有斐閣.
- 井上寿一. 2012. 『政友会と民政党』中央公論新社.
- 猪木正道. 1995. 『軍国日本の興亡』中央公論新社.
- 井堀利宏. 1999. 『経済学で読み解く日本の政治』東洋経済新報社.
- 岩村登志夫. 1975. 「無産政党の成立」安藤実他『日本歴史 18 近代 5』岩波書店.
- 上山和雄. 1989. 『陣笠代議士の研究』日本経済評論社.
- 内川正夫. 1998. 「単一無産政党樹立運動に関する一考察」笠原英彦・玉井清編『日本政治の構造と展開』慶応義塾大学出版会.
- 内山融. 2007. 「事例分析という方法」『レヴァイアサン』40: 190-195.
- 大門正克. 1993. 「名望家秩序の変貌」坂野潤治他編『現代社会への転形』岩波書店.
- 太田雅夫. 1971. 『明治社会主義政党史』ミネルヴァ書房.
- 岡田章. 1996. 『ゲーム理論』有斐閣.
- 岡本宏. 1976. 「労農運動の激化」臼井勝美他『日本歴史 19 近代 6』岩波書店.
- 奥平康弘. 2006 (1977). 『治安維持法小史』岩波書店.
- 奥野正寛編. 2008. 『ミクロ経済学』東京大学出版会.
- 小関素明. 1989. 「明治憲法体制下における『政治的対立』と『政治的連合』」『日本史研究』326: 181-205.
- 小関素明. 1993. 「1920年代後半の『政党政治』とその課題」『日本史研究』368: 110-137.
- カザ, グレゴリー・J. 1998a. 「政治理論の新展開と日本」南亮進他編『デモクラシーの崩壊と再生』日本経済評論社.
- カザ, グレゴリー・J. 1998b. 「日本政治の比較研究」南亮進他編『デモクラシーの崩壊と再生』日本経済評論社.
- 加藤秀治郎. 1998. 「日本における選挙制度論議の一般意味論的考察」笠原英彦・玉井清編『日本政治の構造と展開』慶応義塾大学出版会.
- 加藤寛. 2005 (1983). 「公共選択学派の登場」加藤寛編『入門公共選択』勁草書房.
- 上條末夫. 1989. 「『中選挙区』採用をめぐる諸問題」博士還暦記念論文集編集委員会編『近代日本政治の諸相』慶應通信.

- 川田稔. 1998. 『原敬と山県有朋』中央公論新社.
- 川人貞史. 1992. 『日本の政党政治 1890-1937年』東京大学出版会.
- 川人貞史. 2004. 『選挙制度と政党システム』木鐸社.
- 木坂順一郎. 1972. 「大正期の内政改革論」井上清・渡部徹編『大正期の急進的自由主義』東洋経済新報社.
- 木坂順一郎. 1977. 「治安維持法反対運動」由井正臣編『大正デモクラシー』有精堂出版.
- 岸本弘一. 1985. 「中選挙区制の形成と普通選挙法」『レファレンス』35: 8-43.
- 北岡伸一. 1999. 『政党から軍部へ』中央公論新社.
- 君塚直隆. 1998. 『イギリス二大政党制への道』有斐閣.
- 金原左門. 1967. 『大正デモクラシーの社会的形成』青木書店.
- 金原左門. 1973. 『大正期の政党と国民』塙書房.
- 金原左門. 1983. 『昭和への胎動』小学館.
- 黒澤良. 2011. 「政党政治の凋落と再生」季武嘉也・武田知己編『日本政党史』吉川弘文館.
- 河野勝. 2000. 「日本の中選挙区・単記非移譲式投票制度と戦略的投票」『選挙研究』15:42-55.
- 小路田泰直. 1980. 「1920年代の日本における社会政策の形成」『日本史研究』210: 1-31.
- 小林良彰. 1997. 『現代日本の政治過程』東京大学出版会.
- 近藤操. 1959. 『加藤高明』時事通信社.
- 斉藤淳. 2010. 『自民党長期政権の政治経済学』勁草書房.
- 酒井哲哉. 1992. 『大正デモクラシー体制の崩壊』東京大学出版会.
- 境家史郎. 2010. 「政治体制変動の合理的メカニズム」『レヴァイアサン』46:114-143.
- 阪上順夫. 1972. 『日本選挙制度論』政治広報センター.
- 佐々弘雄. 1932. 『大衆政治読本』中央公論社.
- 佐治恵美子. 1986. 「浜口内閣期の婦人公民権問題」『日本史研究』292: 1-25.
- 重松正史. 1994. 「都市下層社会をめぐる政治状況」『日本史研究』380: 97-117.
- 信夫清三郎. 1968. 『大正政治史』勁草書房.
- 清水克俊・堀内昭義. 2003. 『インセンティブの経済学』有斐閣.
- 清水剛. 1997. 「有限反復囚人のジレンマにおける協調行動の進化」『行動計量学』24: 101-111.
- 清水唯一朗. 2011. 「政治主導と官僚主導」『レヴァイアサン』48: 8-37.
- 新藤宗幸. 1990. 「議院内閣制」阿部斉・新藤宗幸・川人貞史『概説 現代日本の政治』東京大学出版会.
- 季武嘉也. 1984. 「第一次世界大戦期の諸政党の動向」近代日本研究会編『政党内閣の成立と崩壊』山川出版社.
- 季武嘉也. 2004a. 「大正社会と改造の潮流」季武嘉也編『大正社会と改造の潮流』吉川弘文館.
- 季武嘉也. 2004b. 「政党政治を支えたもの」季武嘉也編『大正社会と改造の潮流』吉川弘文館.
- 季武嘉也. 2011. 「大日本帝国憲法下での政党の発展」季武嘉也・武田知己編『日本政党史』吉川弘文館.

- 柚正夫. 1986. 『日本選挙制度史』九州大学出版会.
- 高橋進・宮崎隆次. 1985. 「政党政治の定着と崩壊」坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』山川出版社.
- 高橋伸夫・清水剛. 2000. 「合併後の組織統合」をゲーム理論で解く」中山幹夫・武藤滋夫・船木由喜彦編『ゲーム理論で解く』有斐閣.
- 竹中治堅. 2002. 『戦前日本における民主化の挫折』木鐸社.
- 田中時彦. 1981. 「第31代 岡田内閣」林茂・辻清明編『日本内閣史録3』第一法規出版.
- 立花隆. 1978. 『日本共産党の研究 上』講談社.
- 立花隆. 2005. 『天皇と東大 上』文藝春秋.
- 建林正彦. 2004. 『議員行動の政治経済学』有斐閣.
- 土川信男. 1984. 「護憲三派内閣期の政治過程」近代日本研究会編『政党内閣の成立と崩壊』山川出版社.
- 筒井清忠. 2012. 『昭和戦前期の政党政治』筑摩書房.
- 角田順. 1987. 『政治と軍事』光風社出版.
- 東京政治経済研究所. 1930. 『政治経済年鑑』日本評論社.
- 遠山茂樹・安達淑子. 1961. 『近代日本政治史必携』岩波書店.
- 戸部良一. 1998. 『逆説の軍隊』中央公論社.
- 中澤俊輔. 2012. 『治安維持法』中央公論新社.
- 中村尚美・君島和彦・平田哲男編. 1985. 『大日本帝国の軌跡』三省堂.
- 中村隆英. 1981. 「高橋財政」と公共投資政策」中村隆英編『戦間期の日本経済分析』山川出版社.
- 中村英勝. 1977. 『イギリス議会史 新版』有斐閣.
- 中村政則. 1976. 「大恐慌と農村問題」白井勝美他『日本歴史 19 近代 6』岩波書店.
- 中村政則. 1993. 『経済発展と民主主義』岩波書店.
- 奈良岡聰智. 2006. 『加藤高明と政党政治』山川出版社.
- 奈良岡聰智. 2009. 「1925 年中選挙区制導入の背景」日本政治学会編『民主政治と政治制度』木鐸社.
- 西村和雄. 2001. 『ミクロ経済学 第2版』岩波書店.
- 馬場恒吾. 1931. 『政界人物風景』中央公論社.
- 原田熊雄. 1950a. 『西園寺公と政局 第一巻』岩波書店.
- 原田熊雄. 1950b. 『西園寺公と政局 第二巻』岩波書店.
- 坂野潤治. 1985. 「政党政治の崩壊」坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』山川出版社.
- 坂野潤治. 1991. 「西欧化としての日本近現代史」東京大学社会科学研究所「現代日本社会」研究会編『現代日本社会 4』東京大学社会科学研究所.
- 坂野潤治. 2004. 『昭和史の決定的瞬間』ちくま書房.
- 坂野潤治. 2006. 『近代日本政治史』岩波書店.

- 坂野潤治. 2010 (2001). 『日本政治「失敗」の研究』講談社.
- 藤村道生. 1983. 「クーデターとしての満州事変」三宅正樹他編『軍部支配の開幕』第一法規出版.
- 増田知子. 1993. 「斎藤実挙国一致内閣論」坂野潤治他編『現代社会への転形』岩波書店.
- 増田知子. 1999. 『天皇制と国家』青木書店.
- 升味準之輔. 1979. 『日本政党史論 第5巻』東京大学出版会.
- 升味準之輔. 1980. 『日本政党史論 第6巻』東京大学出版会.
- 升味準之輔. 1988. 『政党の凋落, 総力戦体制』東京大学出版会.
- 松浦正孝. 2000. 「高橋是清と「挙国一致」内閣」北岡伸一・御厨貴編『戦争・復興・発展』東京大学出版会.
- 松尾尊允. 1974. 『大正デモクラシー』岩波書店.
- 松尾尊允. 1976. 「政友会と民政党」臼井勝美他『日本歴史 19 近代 6』岩波書店.
- 松尾尊允. 1989. 『普通選挙制度成立史の研究』岩波書店.
- 三谷太一郎. 1968. 「大正社会主義者の「政治」観」日本政治学会編『日本の社会主義』岩波書店.
- 三谷太一郎. 1977. 「政党内閣期の条件」中村隆英・伊藤隆編『近代日本研究入門』東京大学出版会.
- 三谷太一郎. 1995. 『新版 大正デモクラシー論』東京大学出版会.
- 源川真希. 2001. 『近現代日本の地域政治構造』日本経済評論社.
- 南亮進. 1998. 「経済発展と民主主義」南亮進他編『デモクラシーの崩壊と再生』日本経済評論社.
- 美濃部達吉. 1926. 『憲法撮要』有斐閣.
- 宮崎隆次. 1984. 「戦前日本の政治発展と連合政治」篠原一編『連合政治 I』岩波書店.
- 三和良一. 1982. 「経済政策体系」社会経済史学会編『1930年代の日本経済』東京大学出版会.
- 村井良太. 2005. 『政党内閣制の成立 1918~27年』有斐閣.
- 村井良太. 2009. 「近代日本における多数主義と「憲政常道」ルール」日本政治学会編『民主政治と政治制度』木鐸社.
- 安田浩. 1993. 「内務省・民政党・総同盟と労働政策」坂野潤治他編『現代社会への転形』岩波書店.
- 安富邦雄. 1972. 「昭和初期・救農政策の形成=消滅過程に関する若干の考察」『商学論集』40: 131-174.
- 山川均. 1961. 『山川均自伝』岩波書店.
- 山室建徳. 1985. 「1930年代における政党基盤の変貌」日本政治学会編『近代日本政治における中央と地方』岩波書店.
- 山室建徳. 1986. 「政党内閣期の合法無産政党」『社会科学研究』38: 1-40.
- 山室建徳. 1993. 「昭和戦前期総選挙の二つの見方」『日本歴史』544: 40-55.
- 横山勝太郎監修. 1985 (1926). 『憲政会史』原書房.
- 吉見義明. 1977. 「田中(義)内閣下の治安維持法改正問題」『歴史学研究』441: 1-17.
- リード, スティーブン・R. 2006. 『比較政治学』ミネルヴァ書房.

若槻礼次郎. 1983 (1950). 『古風庵回顧録』 講談社.

渡辺治. 1982. 「日本帝国主義の支配構造」『歴史学研究』別冊特集: 144-155.

渡辺徹. 1963. 「無産階級運動」江口圭一他『日本歴史 20 現代 3』岩波書店.